

厚生労働行政推進調査事業費補助金

厚生労働科学特別研究事業

国民への安全な医薬品の流通、販売・授与の実態等に関する調査研究

平成29年度 総括・分担研究報告書

研究代表者 今井 博久

平成30(2018)年 3月

目 次

I.	総括研究報告	
	国民への安全な医薬品の流通、販売・授与の実態に関する調査研究 -----	1
	今井博久 長谷川洋一 赤川圭子 中尾裕之	
II.	分担研究報告書	
	1. 薬局における医薬品の流通、販売・授与の適正化対策に関する研究 -----	8
	長谷川洋一 今井博久	
	(資料) 医薬品の流通、販売・授与の適正化に関する実態調査票	
	2. 国民の一般用医薬品の購入経路などに関する全国調査 -----	27
	今井博久 中尾裕之	
	(資料) 資料1 一般用医薬品の購入経路などに関するアンケート調査	
	(資料) 資料2 医薬品の販売実態に関する調査	
	3. 各国の医薬品のネット販売の可否などの規制等の比較に関する研究 -----	172
	赤川圭子 今井博久	
	(資料) 資料1 各国 医薬品販売制度のまとめ	
	資料2 イギリスおよびオーストラリアにおける薬局開設に関する規制	
	資料3 ドイツおよびカナダにおける具体的成分の規制区分	
III.	研究成果の刊行に関する一覧表 -----	200

総括研究報告書

国民への安全な医薬品の流通、販売・授与の実態等に関する調査研究

研究代表者	今井 博久	東京大学大学院医学系研究科地域医薬システム学
研究分担者	長谷川洋一	名城大学薬学部実践薬学
研究分担者	赤川 圭子	昭和大学薬学部社会健康薬学講座社会薬学
研究分担者	中尾 裕之	宮崎県立看護大学看護学部看護人間学

研究要旨：

昨年（2017年）1月に偽造医薬品が日本国内において流通し、薬局で患者に調剤された事案が発生し国民の医薬品への信頼を揺るがす大きな問題となった。また、わが国では平成26年6月から一般用医薬品（OTC 医薬品）がインターネットで販売され国民がそれを購入できるようになり3年以上が経過した。こうした背景の下、インターネットを通じた医薬品購入・使用について、実際に、国民が安全安心でかつ個々の生活スタイルに合った方法で行っているのか否かについて、詳細で正確な実態調査が必要である。そこで、（ ）薬局開設者や卸売販売業者等における医薬品の譲受・譲渡の際の記録事項の整備や取引相手の身元確認の徹底など、偽造品流通の再発防止の観点から直ちに対応すべき具体的事項について省令改正等が行われたが、この省令改正の内容について、薬局における医薬品管理や授受の実態等を調査し、また管理薬剤師の要件や業務実態についての確認も調査した。つぎに（ ）一般用医薬品のネット販売可能の新ルール実施後の3年以上経過時点における一般用医薬品の購入経路などの調査、すなわち国民が一般用医薬品等をどのようなルートで購入しているか、購入する際の安全性の意識はどうか、購入ルート別における副作用などの説明の理解度はどの程度か等々に関する実態を把握する調査、さらに薬局における一般用医薬品の取り扱いに関する実態調査（一般用医薬品、とりわけ要指導医薬品・第一類医薬品等の供給状況を把握するために、それらを取扱う薬局の実態を把握することも調査）を実施した。さらに（ ）欧州各国およびカナダの医薬品制度の概要を調査し、わが国の薬剤師の関わり方について比較検討することを目的とした。その結果、（ ）薬局における医薬品の管理状況については、概ね適正に行われている現状が示された。しかし、使用期限の近い医薬品の取り扱いについては、わずかながら買取業者に譲渡されている実態が確認された。（ ）わが国でネット販売で一般用医薬品を購入したことがある者は全体の5.7%であった（3年前は3.8%）。「あなたが薬の飲み方や副作用についての説明をどのくらい聞きましたか」の質問は、店舗（薬局・ドラッグストアなど）においては要指導医薬品では「よく聞いた」（31.4%）と「だいたい聞いた」（37.5%）が合計で68.9%、第一類医薬品ではそれぞれ20.5%、34.1%で合計が54.6%であった。ネット販売（電子メールによる説明）では第一類医薬品では「よく聞いた」（9.1%）と「だいたい聞いた」（24.2%）

が合計で 33.3% だった。つぎに、薬局、ドラッグストア、ネット販売を行う薬局・店舗を対象にした調査で、取扱っている薬効群の種類について、薬局で扱う要指導医薬品は、全部の薬効群 4.0%、ほとんどの薬効群 4.0% で、第一類医薬品は、全部の薬効群 4.7%、ほとんどの薬効群 6.0% であった。ドラッグストアで扱う要指導医薬品は、全部の薬効群 4.3%、ほとんどの薬効群 35.5%、第一類医薬品は、全部の薬効群 4.3%、ほとんどの薬効群 34.4% であった。ネット販売を行う薬局・店舗での第一類医薬品は、全部の薬効群 3.7%、ほとんどの薬効群 44.1% の取り揃えであった。すなわち、要指導医薬品は薬局よりもドラッグストアの方が多く、また第一類医薬品もドラッグストアとネット販売を行う薬局・店舗の方が多い実態が確認された。() 今回の対象国において「処方箋医薬品」の販売方法は、基本的に対面販売が義務化されている場合と対面販売義務が無い場合があった。また、わが国の「要指導医薬品」に該当するような、薬局で薬剤師の管理下で販売可能な医薬品は、国によりインターネット販売の可否が違っていた。ドイツおよびカナダでは、「処方箋医薬品」および「薬局のみで販売可能な医薬品」が、インターネット販売が可能な状況になっているにもかかわらず、薬剤師と対面にて販売し、指導・情報提供する体制が中心であった。その理由は、制度上の支援も然ることながら、インターネット等を利用した販売や指導より、対面で販売・指導をうけるメリットが大きいことを、患者自身が実感し支持しているからであった。一方、スウェーデンでは、すべての医薬品が薬剤師による対面販売義務はなく、必要時のみ実施する制度であったものの、IT (Information Technology) を利用した医療情報の一元化が進み、重複投薬やポリファーマシー対策問題を未然に防ぐ体制を整えていた。総括として、今回の「国民への安全な医薬品の流通、販売・授与の実態等に関する調査」を実施したことでわが国の医薬品供給体制の課題が明らかになった。わが国におけるレギュラトリーサイエンスの適切な推進、とりわけ国民による安全安心の医薬品使用の観点から、偽医薬品流通への抜本的な対策を充実させ、また現状の調剤業務に偏った薬局機能を修正し、医薬品の供給と適正使用に関する薬局薬剤師の責任と権限を明確にすることが必要不可欠であり、国民に信頼され支持される役割を自らの使命として構築すべきだろう。

A. 研究目的

昨年（2017年）1月に偽造医薬品が日本国内において流通し、薬局で患者に調剤された事案が発生し国民の医薬品への信頼を揺るがす大きな問題となった。また、わが国では平成26年6月から一般用医薬品（OTC医薬品）がインターネットで販売され国民がそれを購入できるようになり3年以上が経過した。こうした背景の下、インターネットを通じた医薬品購入・使用について、実際に、国民が安全安心でかつ個々の生活スタイルに合った方法で行っているのか否かについて、実態調査が必要である。また先進諸国との比較検討することでわが国に相応しい制度設計が可能となる。

そこで、（ ）厚生労働省では、医薬品等の取引相手の適格性をいかに評価するかなどの課題について、国際的な動向も踏まえつつ、製造から販売に至る一貫した施策のあり方を検討するため、平成29年3月に「医療用医薬品の偽造品流通防止のための施策のあり方に関する検討会」（以下「検討会」という。）が設置され、同年6月に、特に医療用医薬品を念頭に偽造品流通の再発防止の観点から直ちに対応すべき具体的な対応を中心に中間とりまとめが行われた。中間とりまとめにおいて対応すべきとした事項のうち、薬局開設者や卸売販売業者等における医薬品の譲受・譲渡の際の記録事項の整備や取引相手の身元確認の徹底など、偽造品流通の再発防止の観点から直ちに対応すべき具体的事項については、省令改正等が行われ、2017年10月5日に公布され、一部を除き、2018年1月31日から施行された。その後、中間とりまとめにおいて今後更に対応を要する事項とした課題を中心に議論され、2017年12月28日に、偽造品流通の再発を可能な限り防止するために必要とされる更なる対策の方

向性についてとりまとめた。本調査研究の目的として、上記の省令改正の内容について、薬局における医薬品管理や授受の実態等を調査するとともに、中間とりまとめにおいて、今後更に対応を要する事項として管理薬剤師の責任や責務等の在り方が盛り込まれたことも踏まえ、管理薬剤師の要件や業務実態について確認することとした。

（ ）わが国では一般用医薬品（OTC医薬品）がインターネットで販売され国民がそれを購入できるようになっている。インターネットを通じた医薬品購入・使用について、実際に、国民が安全安心でかつ個々の生活スタイルに合った方法で行っているのか否かについて、詳細で正確な実態調査が必要である。そこで、この調査では国民が医薬品等をどのようなルートで購入しているか、購入する際にどのような意識や考え方を持っているか、購入時の医薬品に対する効能・服用方法・副作用の理解度はどの程度であるかなどに関する実態を把握することを目的に全国調査を実施した。また要指導医薬品を取扱う薬局（店舗）およびドラッグストア（店舗）は、要指導医薬品をどの程度取り扱っているかを明らか、また薬局、ドラッグストア、ネット販売を行う薬局・店舗の三者の一般用医薬品提供チャネルにおいて第一類医薬品、第二类医薬品、第三類医薬品をどの程度取り扱っているかの実態を把握することを目的とした。

（ ）本研究では、各国（スウェーデン、ドイツ、カナダ、オーストラリア、イギリス）の医薬品制度の概要を調査し、わが国の薬剤師の関わり方について比較検討することを目的とした。また、各国の制度ができるまでには、販売体制を確立するに至った歴史的背景が大きく関わっていることから、主として2009年から薬局の制度が規制緩和された「ス

ウェーデン」、かかりつけ薬局制度が現在でも根付いている「ドイツ」、および薬剤師による薬剤の処方を実施されている「カナダ」に焦点をあて、その歴史的背景について調査を実施した。

B. 研究方法

() 薬局における医薬品の流通、販売・授与の適正化対策に関する研究

1) 調査方法

無記名式アンケート形式で実施した。日本薬剤師会の協力を得て選定した保険薬局1000件に質問(アンケート用紙)を配布し、選定した保険薬局の管理薬剤師からファクシミリ又は電子メールにより回答の返送を得ることとした。また、日本保険薬局協会及び日本ドラッグストア協会の協力を得て選定したそれぞれ会員の保険薬局200件に質問(アンケート内容)を電子メールにより配信し、選定した保険薬局の管理薬剤師からファクシミリ又は電子メールにより回答の返答を得ることとした。

() (1) 国民の一般用医薬品の購入経路などに関する全国調査

1) < 郵送調査 > 対象: 全国の都道府県(北海道、岩手県、栃木県、東京都、石川県、兵庫県、島根県、福岡県、宮崎県)から選ばれた市町村より、性別・年齢で層化し、無作為に抽出した20歳以上の成人男女5,000名(男性=2,500名、女性=2,500名)を対象にした。先行研究を参考にし、対象の市町村は都市部と郊外部から選んだ。対象者の抽出は、各自治体で閲覧の許可を得たのち、住民基本台帳を用いて行った。

2) 調査方法: 自記式調査票を用いた郵送調査を実施した。返信用封筒を同封し、記入後に返送する方法にした。回収率を高くす

るために催促状のハガキを提出期限前にすべての対象者に出した。

(2) 医薬品の販売実態に関する調査

1) 対象: 日本薬剤師会の協力を得て、8つの県支部、秋田県、宮城県、栃木県、群馬県、奈良県、広島県、高知県、宮崎県に、研究班が各県あたり50薬局を無作為抽出し、計400薬局を対象薬局とし、調査依頼した。また同じ質問項目で、ドラッグストア本部協力98店舗、無作為抽出によるネット販売を行う薬局・店舗800店舗に調査を実施した。

2) 調査方法:

対象となる日本薬剤師会8県支部薬局およびネット販売薬局に質問票を郵送し、東京大学大学院医学系研究科 地域システム学講座にフクシミリによる回答の返信を得た。また、ドラッグストアは各本部協力のもと、フクシミリによる回答の返信を得た。

() 各国の医薬品のネット販売の可否などの規制等の比較に関する研究

1) 調査方法

調査対象国は、スウェーデン、ドイツ、カナダ、オーストラリア、イギリスとした。調査方法は、各国政府資料および現地調査報告書に加え、スウェーデンにおける医薬品販売制度の調査は、2017年5月スウェーデン政府社会省(Enheden för folkhälsa och sjukvård, Socialdepartementet)担当官に対し、研究代表者 今井博久および分担研究者 赤川圭子が直接インタビューし、現行制度に至るまでの変遷および現行制度について聞き取り調査を行った。また、ドイツの調査、カナダの調査、イギリスの調査とオーストラリアの調査には委託調査を実施した。

C. 研究結果

() 薬局における医薬品の流通、販売・授与の適正化対策に関する研究

アンケート調査の結果から、薬局における医薬品の管理状況については、概ね適正に行われていると考えられた。しかし、件数は少ないものの以下の2つの特徴的な実態、すなわち

1) 買取業者の存在

2) 使用期限の短いあるいは使用期限切れが近くなった医薬品の取扱い

が明らかになった。消費者の健康と安全性に重大なリスクを及ぼす可能性を考えた場合、少ないネガティブな結果であっても重く捉える必要がある。また、今回の調査で、通常取引していない業者との取引が「ある」と回答したのが、1.4% (9件) 存在しており、具体的な取引先に、医薬品売買仲介業者があがっていた。

また、医薬品の使用期限が短いあるいは使用期限切れが近くなった医薬品について、未開封の場合、高額医薬品の場合、開封後の余剰医薬品の場合の管理状況について調査した結果、殆どが廃棄されていることが確認されたが、件数は非常に少ないながら買取業者へ売却という回答があった。

さらに、医薬品を譲受する際の業者あるいは担当者確認については「譲渡人の情報」を確認している薬局が24.8% (160件) と多くはなかった。また、日常的には担当者の本人確認が殆どであるが、確認を拒否されたことが3.8% (6件) あった。

() (1) 国民の一般用医薬品の購入経路などに関する全国調査

1) 郵送調査の回答率

質問票を同封した調査セット5,000封筒を配布した。宛て先不明などの返品数が若

干あり、それらを除外した有効配布数は4,846であった。有効返信数は2,063であった。従って、有効回答率は42.6% (= 2063/4846) であった。

2) 薬の飲み方や副作用の説明の有無

「あなたが薬の飲み方や副作用についての説明をどのくらい聞きましたか」の質問は、店舗(薬局・ドラッグストアなど)では要指導医薬品では「よく聞いた」(31.4%)と「だいたい聞いた」(37.5%)が合計で68.9%だった。一類医薬品では54.6%、二類医薬品では34.2%、三類医薬品では28.2%であった。ネット販売(電子メールによる説明)では一類医薬品では「よく聞いた」(9.1%)と「だいたい聞いた」(24.2%)が合計で33.3%だった。二類医薬品では27.1%、三類医薬品では17.7%であった。また、その説明をだれから聞いたのかという質問は、店舗では要指導医薬品、一類・二類・三類医薬品ともに「薬剤師」がもっとも多かった。ネットでは一類・二類・三類医薬品ともに「区別がつかなかった」、「覚えていない」との回答が多かった。

3) 説明の理解度

上の3)の説明の理解度について質問した。店舗(薬局・ドラッグストアなど)では、要指導薬では「理解できた」(48.1%)と「概ね理解できた」(44.9%)が合計で93%だった。一類医薬品では合計が91.6%、二類医薬品では91.7%、三類医薬品では89.8%であった。ネット販売(電子メールによる説明)では、一類医薬品では「理解できた」(25%)と「概ね理解できた」(60%)が合計で85%だった。二類医薬品では合計が79.2%、三類医薬品では76%であった。

4) 購入時の説明内容

店舗で要指導医薬品を購入した際、症状に関する質問が一番多かった(61.4%)。次

いで用法・用量の説明(55.7%)、使用上の注意の説明(54.3%)の順であった。一類医薬品、二類医薬品では症状に関する質問が一番多く、次いで使用上の注意の説明、三番目に使用上の注意の説明であった。三類医薬品では症状に関する質問が一番多く、次いで用法・用量の説明、三番目に使用上の注意の説明となった。ネットでは一類医薬品では使用上の注意に関する説明が一番多く(42.3%)次いで用法・用量の説明(30.8%)、三番目にやり取りはなかった(26.9%)となった。二類医薬品では用法・用量の説明が一番多く、次いで使用上の注意、三番目にやり取りはなかったとなった。

(2) 医薬品の販売実態に関する調査

対面販売における要指導医薬品は以下の表のようになった。

品目	薬局	ドラッグストア	ネット販売を行う薬局・店舗
1全部	9.1%	10.0%	9.0%
2ほとんど	9.1%	82.5%	69.0%
3半分	12.1%	5.0%	7.0%
4少し	65.2%	2.5%	14.0%
5なし/ 回答なし	4.5%	0.0%	1.0%

() 各国の医薬品のネット販売の可否などの規制等の比較に関する研究

本研究の結果、「処方箋医薬品」の販売方法は、基本的に対面販売が義務化されている場合と対面販売義務が無い場合があった。また、わが国の「要指導医薬品」に該当するような、薬局で薬剤師の管理下で販売可能な医薬品は、国によりインターネット販売の可否が違っていた。詳細な背景

調査により、ドイツおよびカナダでは、「処方箋医薬品」および「薬局のみで販売可能な医薬品」が、インターネット販売が可能な状況になっているにもかかわらず、薬剤師と対面にて販売し、指導・情報提供する体制が中心であった。その理由は、制度上の支援も然ることながら、インターネット等を利用した販売や指導より、対面で販売・指導をうけるメリットが大きいことを、患者自身が実感し支持しているからであった。一方、スウェーデンでは、すべての医薬品が薬剤師による対面販売義務はなく、必要時のみ実施する制度であったものの、IT (Information Technology) を利用した医療情報の一元化が進み、重複投薬やポリファーマシー対策問題を未然に防ぐ体制を整えていた。

これらのことから、わが国において、法律上、薬の最高責任者である薬剤師が、対面しながら医薬品を適正に使用する環境を保っていくためには、患者が納得するような指導を、一人ずつ重ねていくこと、薬剤師が直接関わるメリットのエビデンスを構築していくことが重要であることがわかった。さらに、IT を利用した患者の医薬品情報の一元化を進めていくこと、災害など国の有事にも医薬品供給が絶えないような体制の構築も重要な課題であることがわかった。

D. 考察

今回の「国民への安全な医薬品の流通、販売・授与の実態等に関する調査」を実施したことでわが国の医薬品供給体制、とりわけ市中の薬局からの提供体制の課題が明らかになった。またインターネット技術が格段に向上し国民が積極的に利用している状況になっている。そうした環境の中で医

薬品の提供体制が大きく変化してきている背景の下、わが国におけるレギュラトリーサイエンスの適切な推進、とりわけ国民の安全安心の医薬品使用の観点から、偽医薬品流通への抜本的な対策を充実させ、また現状の調剤業務に偏った薬局機能を修正し、医薬品の供給と適正使用に関する責任と権限を明確にすることが必要不可欠であり、国民に信頼され支持される役割を自らの使命として構築すべきだろう。

3. その他
なし

E. 結論

本研究により取りまとめられた知見および提言については、わが国における医薬品の適正な提供・使用を確保する上で、極めて重要である。今回の調査では海外情報を組み入れたが、そうした国々は難渋しながら改革を進めていた。わが国も科学的な根拠、国民の本当のニーズ、最新技術の採用などを総合的に利活用し、医薬品の適正な提供・使用の一層の確保に向けて対応していくべきであろう。

F. 健康危険情報

なし

G. 研究発表

1. 論文発表

なし

2. 学会発表

なし

H. 知的財産権の出願・登録状況

(予定を含む)

1. 特許取得

なし

2. 実用新案登録

なし

「国民への安全な医薬品の流通、販売・授与の実態等に関する調査研究」

分担研究報告書

薬局における医薬品の流通、販売・授与の適正化対策に関する研究

研究分担者 長谷川 洋一 名城大学薬学部実践薬学 I

研究代表者 今井 博久 東京大学大学院医学系研究科地域医薬システム学

研究要旨

2017年1月に、C型肝炎治療薬「ハーボニー配合錠」の偽造品が流通し、薬局から患者へ調剤された事案が発覚し、国民の医薬品に対する信頼を揺るがす大きな問題となった。そのような中、厚生労働省では、医薬品等の取引相手の適格性をいかに評価するかなどの課題について、国際的な動向も踏まえつつ、製造から販売に至る一貫した施策のあり方を検討するため、平成29年3月に「医療用医薬品の偽造品流通防止のための施策のあり方に関する検討会」（以下「検討会」という。）が設置され、同年6月に、特に医療用医薬品を念頭に偽造品流通の再発防止の観点から直ちに対応すべき具体的な対応を中心に中間とりまとめが行われた。中間とりまとめにおいて対応すべきとした事項のうち、薬局開設者や卸売販売業者等における医薬品の譲受・譲渡の際の記録事項の整備や取引相手の身元確認の徹底など、偽造品流通の再発防止の観点から直ちに対応すべき具体的な事項については、省令改正等が行われ、2017年10月5日に公布され、一部を除き、2018年1月31日から施行された。その後、中間とりまとめにおいて今後更に対応を要する事項とした課題を中心に議論され、2017年12月28日に、偽造品流通の再発を可能な限り防止するために必要とされる更なる対策の方向性についてとりまとめた。

本調査研究では、上記の省令改正の内容について、薬局における医薬品管理や授受の実態等を調査するとともに、中間とりまとめにおいて、今後更に対応を要する事項として管理薬剤師の責任や責務等の在り方が盛り込まれたことも踏まえ、管理薬剤師の要件や業務実態について確認することとした。その結果、薬局における医薬品の管理状況については、概ね適正に行われていると考えられた。しかし、使用期限の近い医薬品の取扱いについては、わずかながら買取業者に譲渡されている実態が確認された。

また、日本でも薬局や店舗販売業者がインターネットにより一般用医薬品を販売することが可能となっているが、偽造医薬品はインターネットを介して流通するケースも多いことから、海外における状況等を文献調査した。FDAの偽造品警戒ネットワークでは、インターネットで医薬品を購入する消費者に対して、「検証済インターネット薬局営業サイト」（VIPPS）と呼ばれる承認された会員であることの証明印を表示しているサイトのみから注文するように警告するなどしており、消費者が利便性の高い流通ルートを利用する問題の悪

化を予測している。このような状況において、日本の医薬品流通における偽造医薬品のリスク回避についても国際的な対策を踏まえ、脅威が増大しないように薬局が最後の砦として医薬品の管理を適正に実施する必要がある。

A. 研究目的

本研究は、国民に医薬品を安全に提供する体制の検討を目的としている。2017年1月に偽造医薬品が日本国内において流通され、薬局で患者に調剤された事案が発生し、国民の医薬品に対する信頼を揺るがす大きな問題となった。そのため、医薬品の製造、流通、販売・授与等の実態を早急に把握し、必要な制度的対応等を検討することが喫緊の課題となっている。

そのような中で、厚生労働省では2017年3月に「医療用医薬品の偽造品流通防止のための施策のあり方に関する検討会」が設置された。そこでは医療用医薬品の管理や偽造品流通防止のための方策が検討され、同年12月28日付けで最終報告書がとりまとめられたところである。また、その間、「医薬品医療機器等法施行規則の一部を改正する省令」が同年10月5日に公布され、2018年1月31日より一部施行となった。

そこで、薬局において実際にどのように医薬品の授受が行われているのか、管理者がどのように医薬品の管理を行っているのか、薬局において偽造医薬品や問題がある医薬品への認識や具体的に講じている対策、方法などについて調査を行うことで、医薬品管理の実態と管理薬剤師の意識を確認することとした。その調査結果について取りまとめた。

また、我が国では、薬局や店舗販売業者がインターネットにより一般用医薬品を販売することが可能となっているが、偽造医薬品は

インターネットを介して流通するケースも多いことから、海外における状況等を踏まえた対応策等の提言を検討した。

B. 研究方法

【実態調査】

日本薬剤師会、日本保険薬局協会及び日本ドラッグストア協会の協力を得て、以下のとおり調査を実施した。なお、研究協力者として日本薬剤師会副会長 森 昌平 氏に参画いただいた。

1. 対象

保険薬局の管理薬剤師 1200名

2. 調査方法

無記名式アンケート形式とする。日本薬剤師会の協力を得て選定した保険薬局1000件に質問（アンケート用紙）を配布し、選定した保険薬局の管理薬剤師からファクシミリ又は電子メールにより回答の返送を得ることとした。また、日本保険薬局協会及び日本ドラッグストア協会の協力を得て選定したそれぞれ会員の保険薬局200件に質問（アンケート内容）を電子メールにより配信し、選定した保険薬局の管理薬剤師からファクシミリ又は電子メールにより回答の返答を得ることとした。

3. 調査期間

2017年9月7日（木）～29日（金）

4. 調査項目

医薬品の授受における購入元の本人確認の実施・記録方法、医薬品の包装や添付文書の確認方法、管理者の医薬品管理の方法、偽造医薬品と疑われる医薬品を発見した場合の対応方法等について別添のとおり設定した。

5. 集計方法

薬局が特定されないように返送された回答をエクセルに入力し、項目ごとに単純集計した。

また、偽造医薬品に関する海外の状況について、現在、海外では偽造医薬品がどのような状況にあるのか、国際機関等の報告を中心に実状について文献から調査し、今回の日本における実態調査と合わせて考察した。

(倫理面への配慮)

調査票の回答をもって、調査への同意を得たものとした。また、調査票への回答は無記名とし回答者が特定されないようにファックス番号等の特定情報を削除して、匿名化した。

C. 研究結果

1. 回収率

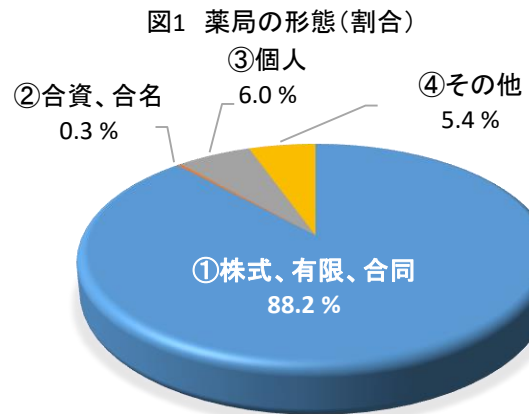
2017年9月7日～29日の間に回答があったのは、646名(53.8%)であった。

2. 集計結果

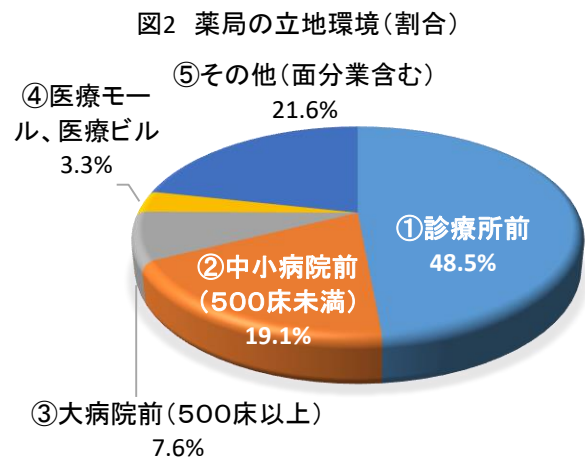
646名の回答について、以下の項目ごとに集計を行った。

1) 薬局について

薬局開設の形態については、88.2%が株式会社、有限会社、合同会社のいずれかに該当していた。(図1)



また、立地環境では、診療所前(いわゆる門前)が48.5%で最も多く、次いでその他(面分業を含む)が21.6%、中小病院前(500床未満)が19.1%であった。(図2)



2) 従事者数について

薬剤師、登録販売者、その他の職員に分けて平均人数を集計したところ、店舗あたり薬剤師が4.1人、登録販売者が0.7人、その他の職員が3.1であった。(図3)

図3 従業者数について(平均)

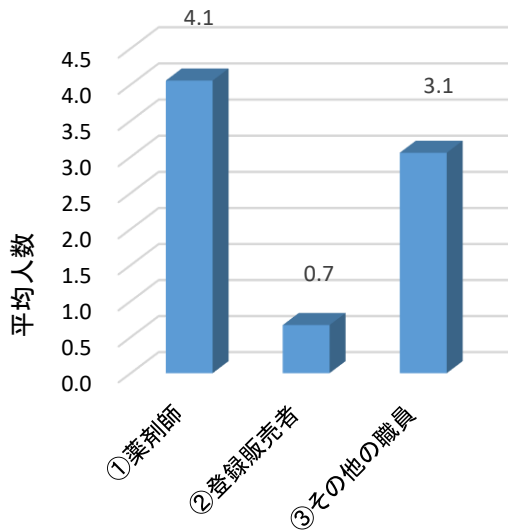
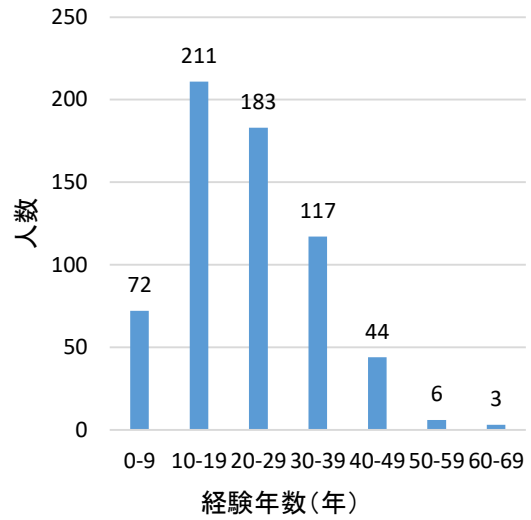


図5 経験年数の分布



2) 管理薬剤師について

管理薬剤師の平均年齢は 48.7 歳、薬剤師としての平均経験年数は 22.5 年、管理薬剤師としての平均経験年数は 13.1 年であった。それぞれの分布は以下の図のとおりであった。(図 4～6)

図4 年齢の分布

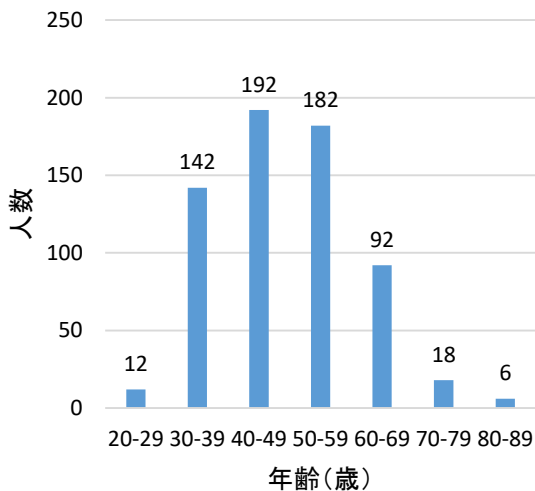
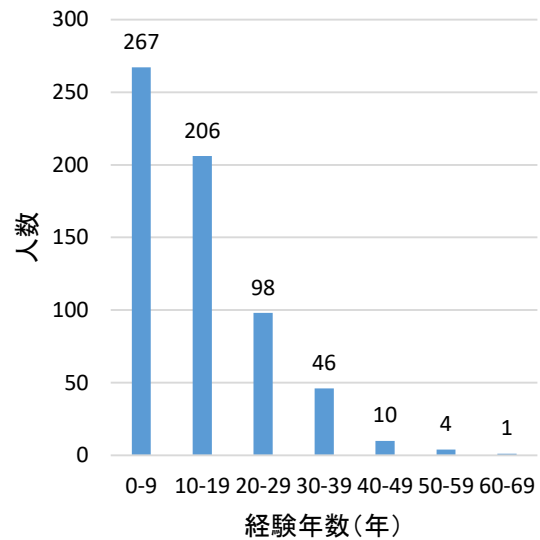


図6 管理薬剤師経験年数の分布



4) 処方箋受付回数・集中率・OTC 医薬品取扱品目数について

直近 1 か月あたりの平均処方箋受付回数は、0-199 回で 109 薬局 (17.6%) と 1000-1999 回で 224 薬局 (36.1%) と全体の半数を占めた。(図 7)

また、処方箋の集中率は、80-99%に 308 薬局 (50.4%) が特定の医療機関からの処方箋が集中していた。(図 8)

図7 直近1か月平均処方箋受付回数
の分布

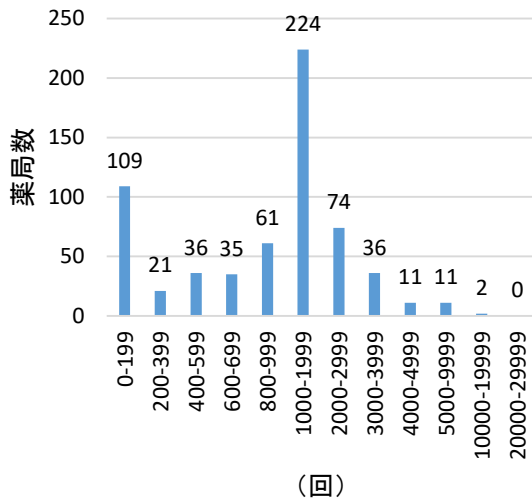
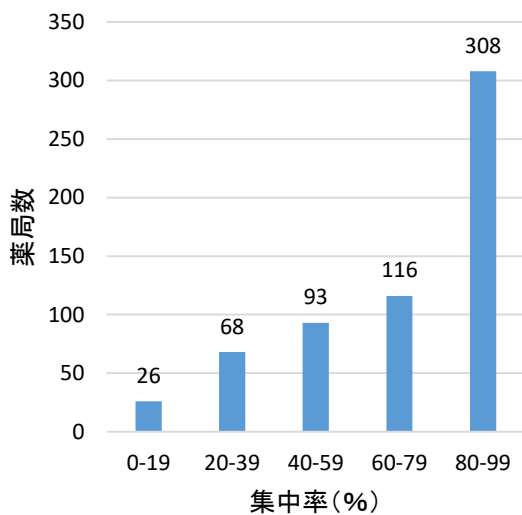


図8 処方箋集中率の分布



一方、OTC 医薬品の取扱品目数では、67.5% (415 薬局) が 100 品目以内であった。
(図 9) 100 品目以内の内訳 (図 10) では、27.5% (114 薬局) が 10 品目未満であった。

図9 OTC医薬品取扱品目数
(全体)の分布

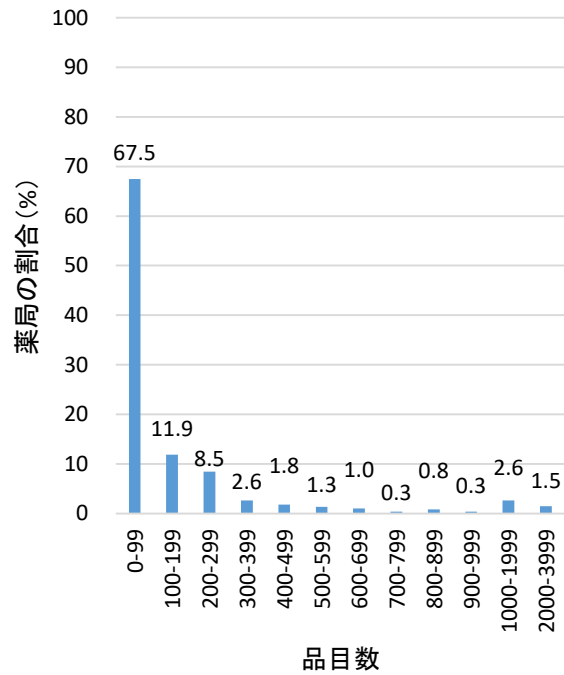
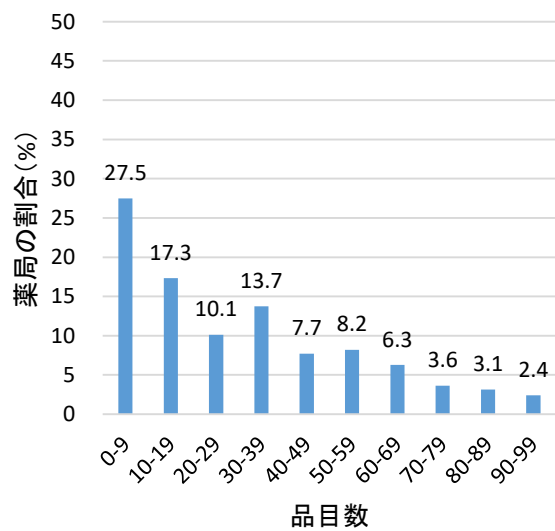


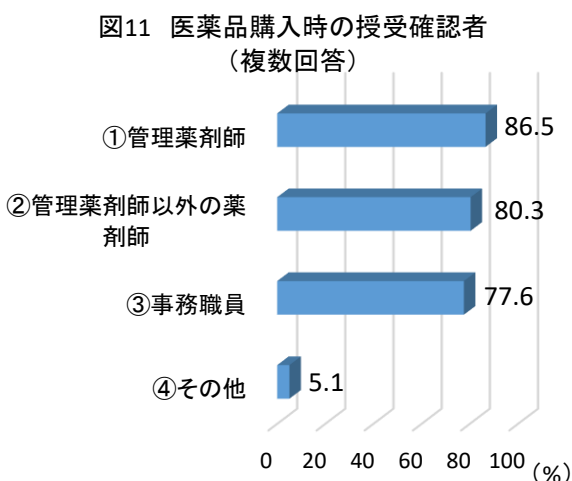
図10 OTC医薬品取扱品目数
(100未満)の分布



5) 医薬品購入時の授受の方法について

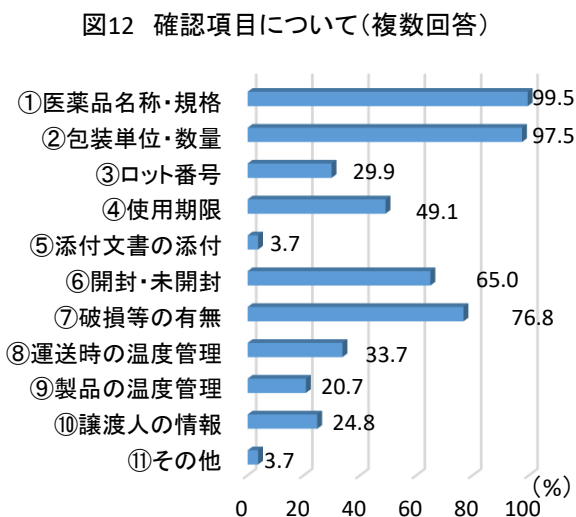
5-1. 納品時の確認

納品時に誰が医薬品を確認しているかについては、3者（管理薬剤師 86.5%、管理薬剤師以外の薬剤師 80.3%、事務職員 77.6%）の誰かが実施している結果となった。それ以外では、5.1%でその他として実務実習生、登録販売者、調剤補助員、栄養士となっていた。また、調査項目にはなかったが、麻薬・向精神薬、覚醒剤原料については薬剤師が実施するとの記載もあった。（図 11）



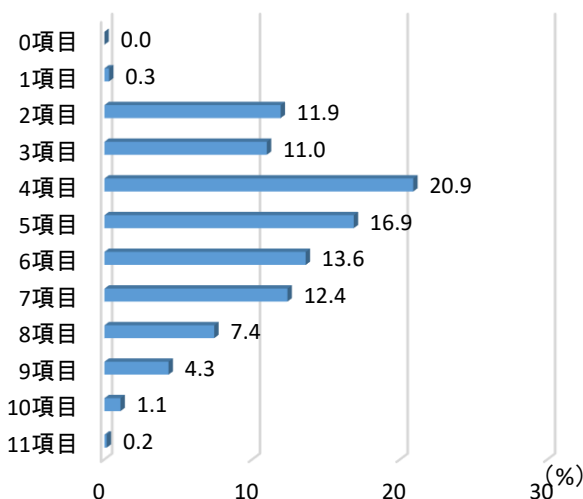
5-2. 確認項目

納品時に確認する項目については、医薬品名称・規格、包装単位・数量、開封・未開封、破損等の有無が半数以上を占めた。（図 12）



また、通常は複数項目を確認することが考えられるが、4項目 20.9%（135 薬局）、5項目 16.9%（109 薬局）を確認する薬局が多かった。調査項目すべてを確認している薬局はその他の項目も含めると 8 件であった。（図 13）

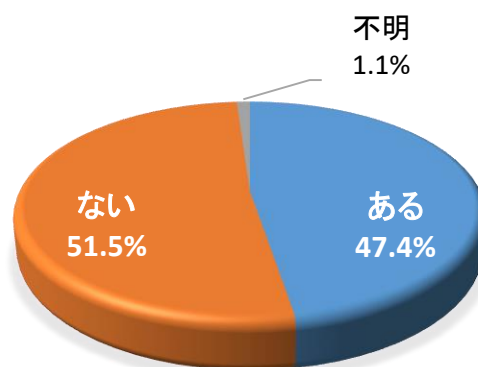
図13 納品時の確認項目数



5-3. 確認による医薬品の授受の拒否

医薬品を確認した結果、授受の拒否を行ったことがある場合は、47.4%（306 件）を占めた。（図 14）

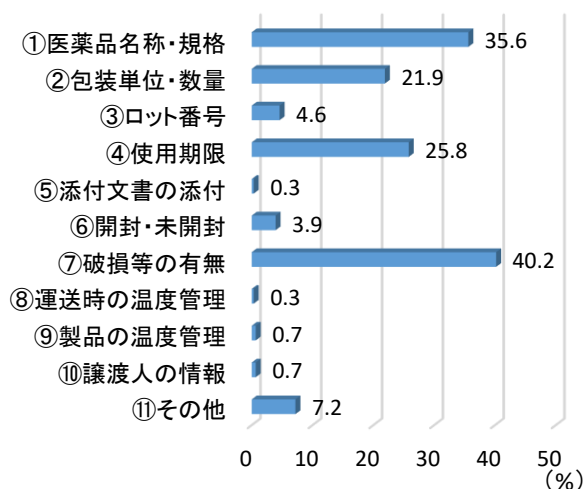
図14 確認の結果、授受の拒否の有無



また、その理由としては、破損等の有無 40.2%（123 件）が最も多く、次いで医薬品名称・規格 35.6%（109 件）、使用期限 25.8%

(79件)、包装単位・数量 21.9% (67件) の順となった。(図 15) 使用期限については、期限が切迫していることがあげられていた。その他の理由としては、納品先薬局間違い、メーカー違い、旧ロット、外箱の破損(へこみ、汚れ等)等が目立った。件数は10件と少なかったが、開封されていた事例もあった。

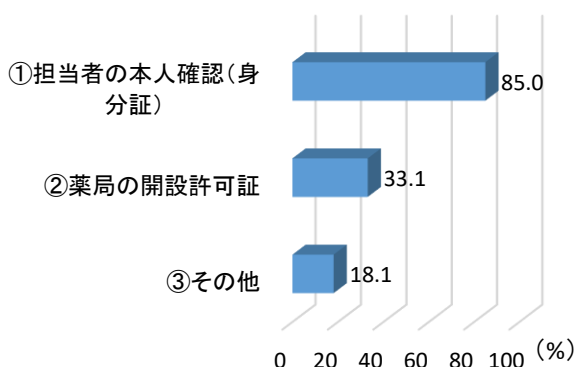
図15 授受の拒否が「ある」場合の理由 (複数回答)



5-4. 譲渡人の情報確認

5-2.で「譲渡人の情報」を確認している薬局が160件(24.8%)あったが、何を確かしているのか内訳を調査したところ、担当者の本人確認(身分証)が85.0%(136件)であった。(図16)また、確認を拒否されたことが3.8%(6件)あった。

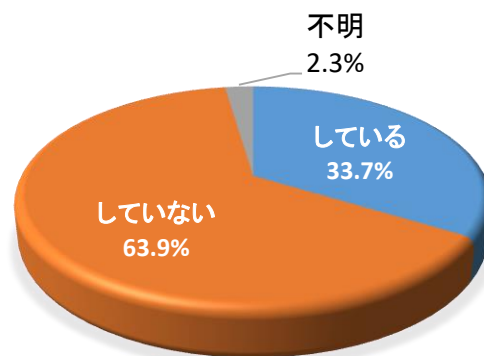
図16 譲渡人の何を確かしているか(複数回答)



5-5. 納品時以外の検品の実施

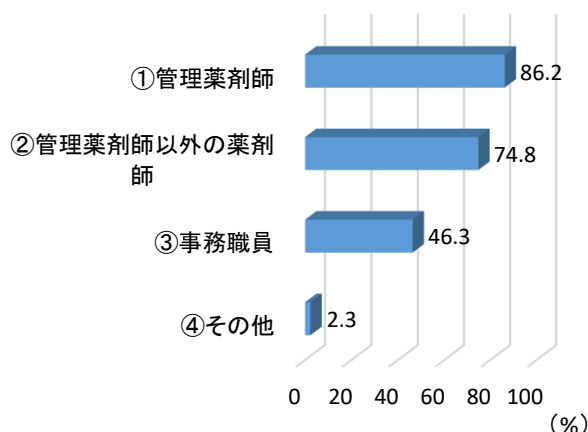
納品時以外に別途検品を実施している薬局は33.7%(218件)、実施していない薬局は63.9%(413件)であった。(図17)

図17 別途検品を実施しているか。



また、別途検品を実施している薬局で誰が確認をしているかについては、管理薬剤師が86.2%(188件)で最も多く、次いで管理薬剤師以外の薬剤師が74.8%(163件)、事務職員が46.3%(101件)、その他が2.3%(5件)となった。その他には、実務実習生や登録販売者が挙げられていた。(図18)

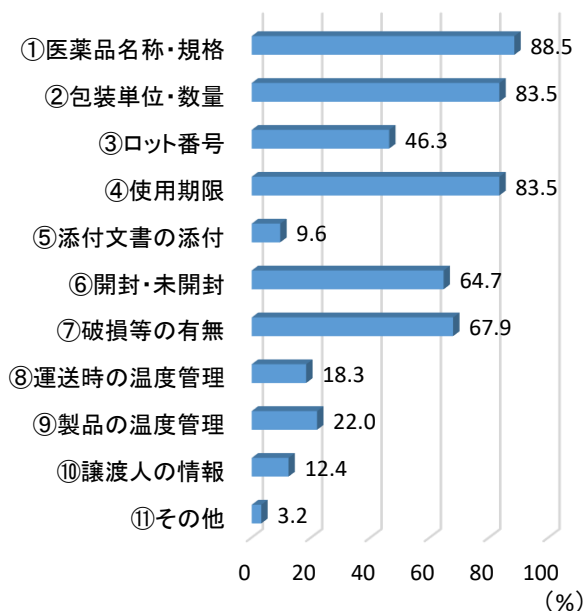
図18 別途検品時に確かしている者 (複数回答)



確認項目については、納品時と同様に医薬品名称・規格、包装単位・数量、開封・未開封、破損等の有無が半数以上を占めたほか、

使用期限の確認も半数以上を占めていた。(図19)

図19 別途検品時の確認項目
(複数回答)

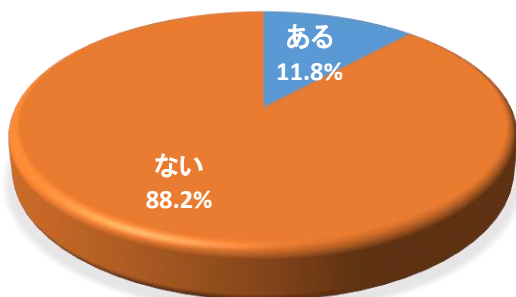


6) 管理薬剤師について

6-1. 管理薬剤師になるための規定の有無

管理薬剤師になるための規定の有無については、規定がある場合が 11.8% (76 件)、ない場合が 88.2% (567 件) とほとんどの薬局において規定がなかった。(図 20) 規定がある場合の規定の内容としては、勤務経験年数や在籍年数が多く挙げられていた。中には、認定薬剤師資格の有無、昇格試験、人間性の評価等もあった。

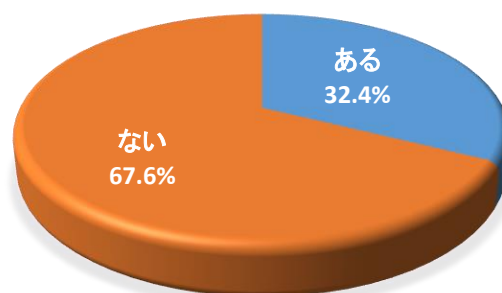
図20 管理薬剤師になるための規定の有無



6-2. 開設者に対する管理薬剤師の意見

管理薬剤師は、開設者に対して意見を述べるができるが、実際に意見を述べたことがあるのは、32.4% (203 件)、述べたことがないのは 67.6% (424 件) であった。(図 21) 特に意見を述べたことがない理由としては、開設者が管理薬剤師を兼務していることが挙げられる。

図21 開設者に対する意見陳述の有無

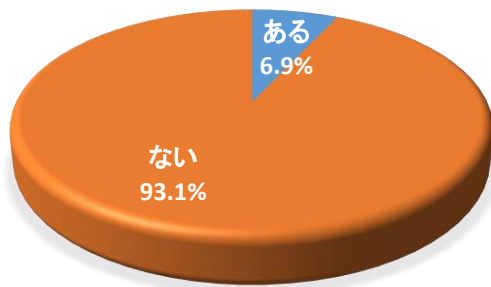


意見の内容としては、医薬品の管理上の諸問題 (在庫数、保管スペース、購入先の選定等)、構造設備に関すること (機器類の購入・不具合、空調設備、照明等)、労働環境に関すること (人員配置、勤務シフト、業務量等) 等が目立った。

6-3. 意見反映の有無

意見が反映されたか否かについては、93.1% (537 件) が反映されたと回答していたが、6.9% (40 件) は反映されなかったと回答していた。(図 22) 反映されなかった意見としては、薬剤師数やスタッフ数など、人員配置に関する内容が多かった。そのような中で、管理薬剤師としての義務を果たすために必要なこととして、意見が反映されなくても管理者として継続して意見を述べていく心構えを挙げている。

図22 意見が反映のされなかったことの有無



7) 医薬品の管理体制について

医薬品の管理体制において、不安や困っていることがあるのは27.8% (177件)、ないのは72.2% (459件)であった。(図23) また、不安や困っていることの内容については、人員数が37.3% (66件)で最も多く、次いで対応能力が35.6% (63件)、管理体制全般が33.3% (59件)、その他が30.5% (54件)、開設者との考え方の相違が13.6% (24件)の順となった。(図24)

図23 医薬品管理体制に関する不安等の有無

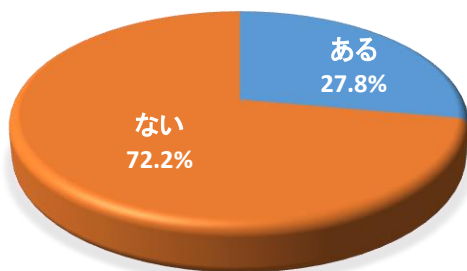
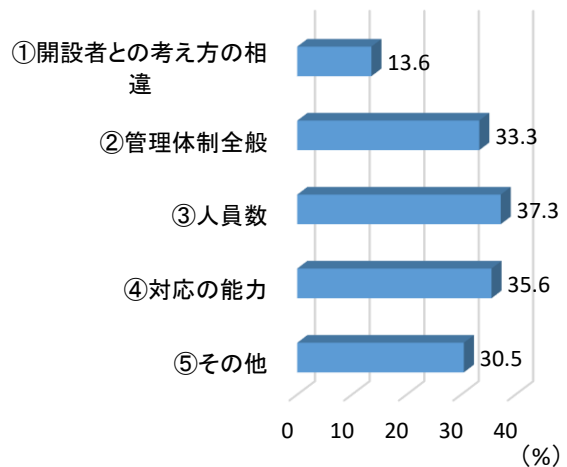


図24 不安・困っていることの内容 (複数回答)



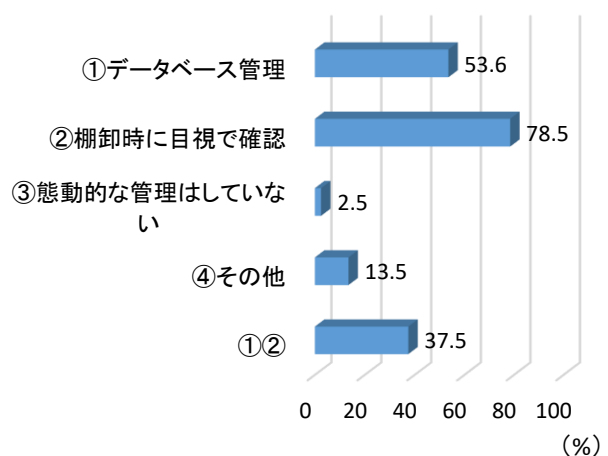
その他の内容では、後発医薬品の取扱に伴う医薬品の在庫数の増加、不動態庫の管理等、医薬品の管理に関するものが多く挙げられていた。

8) 医薬品の管理状況について

8-1. 医薬品の使用期限の管理

医薬品の使用期限については、棚卸時に目視で確認することが78.5% (507件)で最も多く、次いでデータベース管理で実施53.6% (346件)となった。(図25)

図25 使用期限の管理について (複数回答)



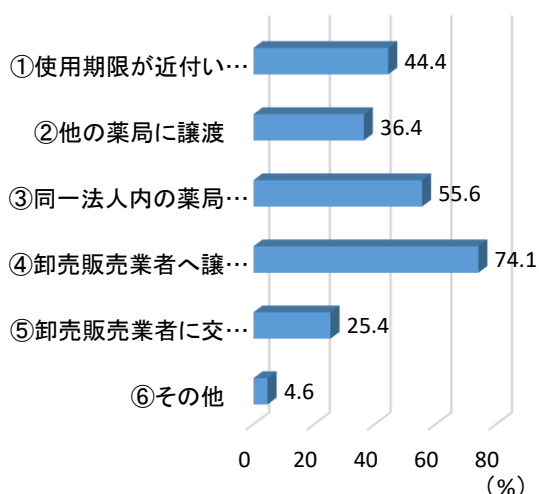
また、目視とデータベース両方で確認しているのは、37.5% (242件)であった。この他

の管理状況としては、随時、調剤時、定期（例えば月1回、3か月毎）に実施していた。また、使用期限の短い（例えば6か月未満）場合や不動態在庫などについては、特に注意を払っている状況が確認できた。

8-2. 未開封の場合

使用期限が短くなった未開封の医薬品については、卸売販売業者への譲渡・返品が74.1%（479件）で最も多かった。次いで、同一法人内の薬局（同一の薬局開設者の事業所）への譲渡55.6%（359件）、廃棄44.4%（287件）、他の薬局へ譲渡36.4%（235件）となっていた。（図26）

図26 未開封の使用期限が近い場合の対処（複数回答）



しかし、卸売販売業者への譲渡・返品は難しいことのコメントも寄せられていた。また、使用期限が近づいた医薬品については廃棄しているという回答がほとんどであったが、件数は4件とわずかながら、買取業者（不動態在庫等を包装単位にかかわらず売買する卸売販売業者。以下同じ）への売却という回答も確認された。

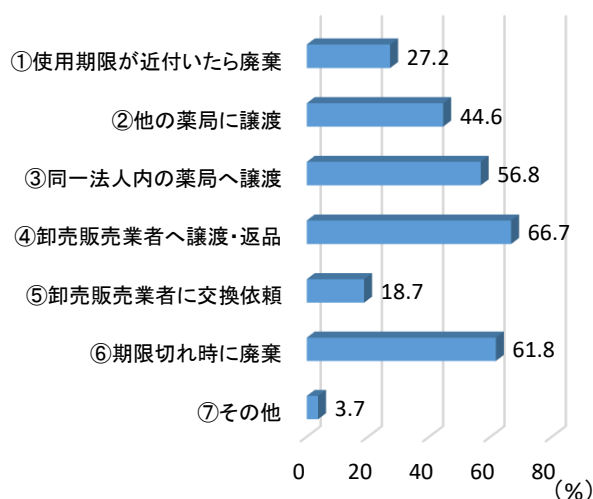
8-3. 高額医薬品の場合

使用期限が短くなった高額医薬品について

も、卸売販売業者へ譲渡・返品が66.7%（431件）と最も多かった。次いで、期限切れ時に廃棄61.8%（399件）、同一法人内の薬局（同一の薬局開設者の事業所間）へ譲渡・返品56.8%（367件）、他の薬局に譲渡44.6%（288件）の順となった。（図27）

また、高額な医薬品の場合も、未開封の医薬品と同じように、件数は4件とわずかであるが、使用期限が近くなった医薬品について買取業者へ売却したという回答が確認された。

図27 高額医薬品の使用期限が近い場合の対処（複数回答）

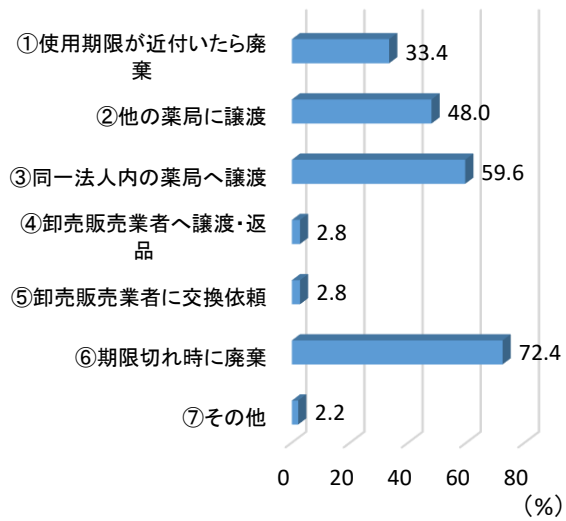


8-4. 開封後の余剰医薬品の場合

開封後に医薬品が余剰となってしまった場合では、期限切れ時に廃棄が72.4%（468件）で最も多く、次いで、同一法人内の薬局（同一の薬局開設者の事業所間）へ譲渡59.6%（385件）、他の薬局に譲渡48.0%（310件）の順となった。（図28）

その他、開封後の医薬品についても、未開封や高額医薬品の場合と同様、使用期限が近くなった医薬品について、件数は3件とわずかであるが、買取業者へ譲渡・売却したという回答が確認された。

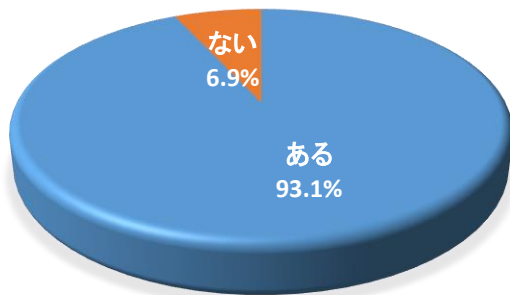
図28 開封後の医薬品を余らせてしまった場合の対処
(複数回答)



8-5. 分割購入の有無

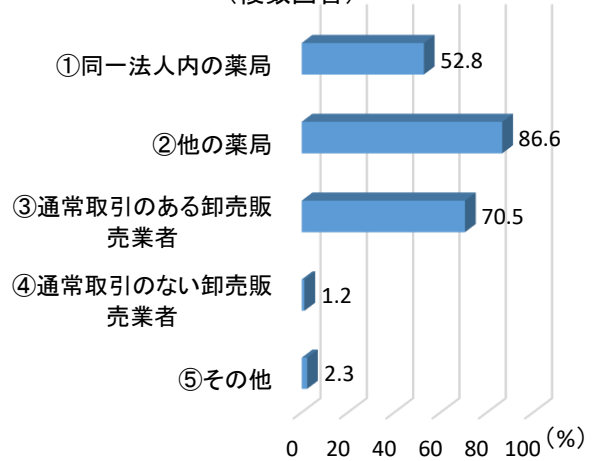
実際に、分割購入を行ったことがあるのは93.1% (597件) であった。(図29)

図29 在庫のない医薬品が必要になったときの分割購入経験について



購入先については、他の薬局からが86.6% (517件) で最も多く、次いで通常取引のある卸売販売業者からが70.5% (421件)、同一法人内の薬局 (同一の薬局開設者の事業所間での医薬品の移動) からが52.8% (315件) であった。(図30) その他としては、薬剤師会の備蓄センターが挙げられていた。

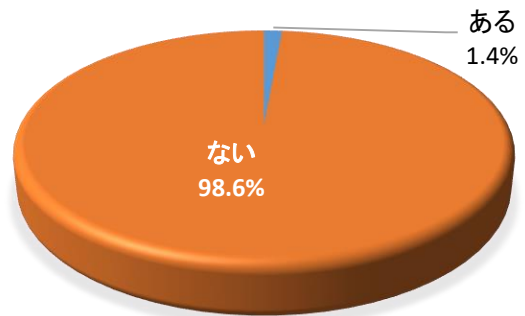
図30 分割購入時の購入先について
(複数回答)



8-6. 通常取引していない業者との取引

通常取引していない業者との取引の実態については、「ない」と回答したのが98.6% (629件) で殆どであったが、「ある」と回答したのが、1.4% (9件) 存在した。(図31) 具体的な取引先としては、医薬品売買仲介業者や品目を在庫している薬局等であった。

図31 通常取引していない業者との取引経験の有無



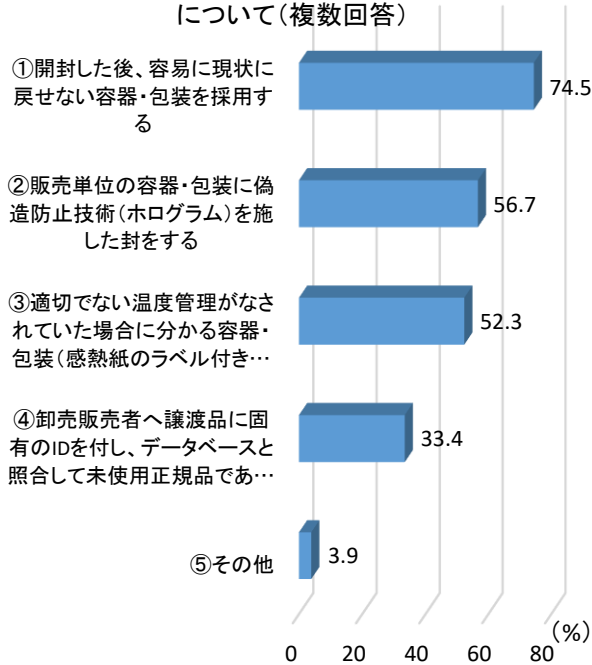
9) 偽造品を見分けるための製品の工夫について

譲渡された医薬品が偽造品であるかどうかを見分けるための製品の工夫では、開封後容易に現状に戻せない容器・包装となっているのが74.5% (481件) で最も多かった。(図32) その他としては、容器のスケルトン化や正規

品のための購入、バラ包装を止めるといった工夫が挙げられていた。

吸入剤、経管栄養剤、漢方薬、湿布薬等、個別包装のものや嵩張るものが挙げられていた。

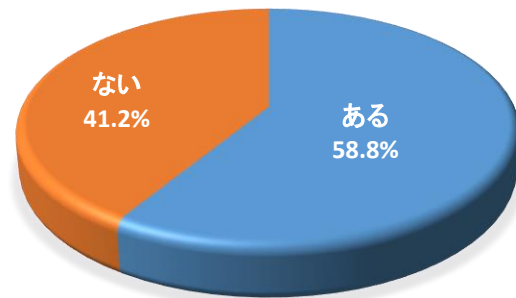
図32 偽造品を見分ける製品の工夫について(複数回答)



10-2. 転売防止策

箱だし調剤を行う場合に、転売されないための工夫を行ったことがあるのは、58.8% (357件) であった。(図34)

図34 箱だし調剤時の転売されないための工夫



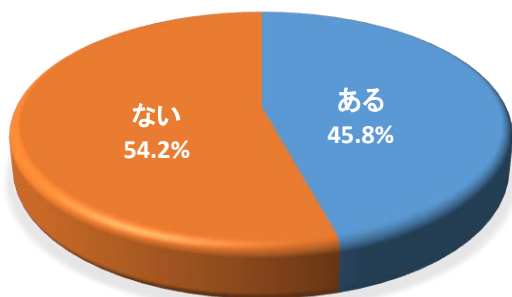
10) 調剤について

10-1. 箱だし調剤

包装単位のまま販売する、いわゆる「箱だし調剤」については、経験があると回答したのが45.8% (294件)、経験がないと回答したのが54.2% (348件) であった。(図33)

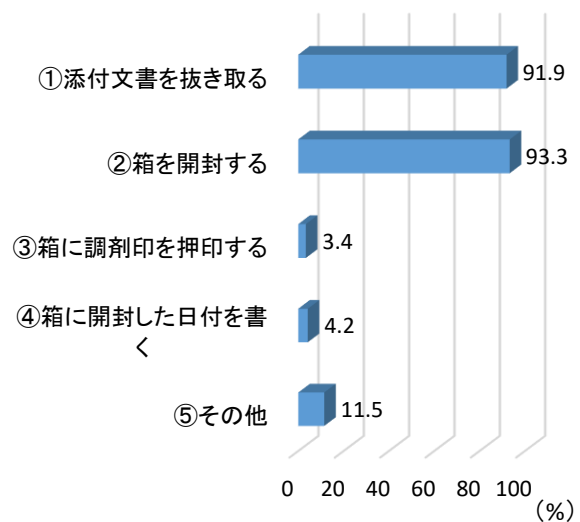
また、箱だし調剤を行う場合に、転売されないための工夫としては、箱を開封 (93.3%、333件) したり、添付文書を抜き取る (91.9%、328件) ことが実際に多く行われていた。(図35) この他、バーコードに線を記入、薬袋の貼付、患者氏名を記入といった工夫も挙げられていた。

図33 箱だし調剤の経験の有無



箱だし調剤を行う場合としては、長期処方や調剤量が多い場合 (例えば、90日分、100錠以上) の他、インスリン、成長ホルモン、

図35 工夫の内容(複数回答)



D. 考察

一般のアンケート調査の結果から、薬局における医薬品の管理状況については、概ね適正に行われていると考えられた。しかし、件数は少ないもののいくつか特徴的な実態が浮かび上がった。それは、

- 1) 買取業者の存在
- 2) 使用期限の短いあるいは使用期限切れが近くなった医薬品の取扱い

である。消費者の健康と安全性に重大なリスクを及ぼす可能性を考えた場合、少ないネガティブな結果であっても重く捉える必要がある。

United Nations Interregional Crime and Justice Research Institute (UNICRI) がまとめた 2012 年の報告¹⁾によれば、最終製品としての医薬品の流通には、一次流通と二次流通の存在を指摘している。一次流通は、製造業者から直接小売卸売業者あるいは薬局へ分配する場合で、製品は患者のみへの販売が意図され、流通チェーンに再導入されない。一方、二次流通は、主要卸売業者と小売店の間で活動する中間業者（ブローカー）を使用しているのが特徴である。

今回の調査で、通常取引していない業者との取引が「ある」と回答したのが、1.4% (9 件) 存在 (図 31) しており、具体的な取引先に、医薬品売買仲介業者があがっていたことは、注目すべき点である。

このような流通が発生する要因としては医薬品の使用期限と価格が大きく影響すると考えられる。医薬品の使用期限が短いあるいは使用期限切れが近くなった医薬品について、未開封の場合、高額医薬品の場合、開封後の余剰医薬品の場合の管理状況について調査した結果、殆どが廃棄されていることが確認されたが、件数は非常に少ないながら買取業者へ売却という回答があった。このことは、薬局における医薬品の管理において、使用期限

と価格が要因となっている可能性が考えられた。また、使用期限が短いもしくは使用期限が近くなった医薬品の廃棄についても、包装単位が大きく 1 回のみで使用で不動在庫を抱える薬局においては大きな損害にも繋がることを考えられ、使用期限の管理や包装単位は流通上の課題として考えられた。今回の調査では卸売販売業者に対しては実施していないが、これらの課題は卸売販売業者においても同様と考えられる。

また、薬局での医薬品の購入にあたって、現物確認を実施しているが、確認の結果、医薬品を授受しなかった事例が認められた。(図 14) その理由としては使用期限の切迫、メーカー違い、旧ロット、外箱の破損（へこみ、汚れ等）等が目立った。旧ロットでは包装変更後の旧包装での流通も該当すると考えられる。日本での事例は認められていないが、UNICRI がまとめた報告¹⁾では、偽造における再包装の問題を挙げ、箱の改ざんとして、有効成分量、使用期限の変更を指摘していることから、注意が必要である。今回の調査では、転売されないための工夫として、箱を開封したり、添付文書を抜き取ることが実際に多く行われているが、再包装できないように、バーコードに線を記入したり、患者氏名を記入といった工夫も取り入れられていた。

さらに、医薬品を譲受する際の業者あるいは担当者確認については、5-2.で「譲渡人の情報」を確認している薬局が 24.8% (160 件) と多くはなかった。また、日常的には担当者の本人確認が殆どであるが、確認を拒否されたことが 3.8% (6 件) あったことの原因までは明らかにできなかった。

一方、処方箋に基づく調剤では、長期投薬や嵩張る医薬品など、包装単位を超える量を扱う場合がある。この場合には、箱だし調剤を行っているケースが少なくないことが実態として確認できた。具体的には、自己注射剤、

経腸栄養剤、漢方等が該当する。薬袋に入りきらない場合なども含め、居宅等での管理のしやすさ、持ち運びやすいというメリットが優先されていると考えられる。

日本の薬局では、医薬品医療機器等法第7条により、薬局開設者が薬剤師であるときは自らその薬局を実地に管理することが義務付けられているが、薬剤師でないとき、もしくは薬剤師であっても自ら実地に管理しないときは、その薬局の薬事に関する実務に従事する薬剤師から管理者を指定して実地に管理させなければならない。また、その場合、保健衛生上支障を生ずる恐れがないように、管理者は開設者に対して必要な意見を述べなければならない(同法第8条)、開設者はその管理者の意見を尊重しなければならない(同法第9条)とされている。そこで、開設者に対して管理者が意見をしたことが反映されたか否かについては、6.9% (40件) が反映されなかったと回答(図22)しており、反映されなかった意見としては、人員配置に関する内容が占めていた。そのような中で、たとえ、意見が反映されなくても管理者として継続して意見を述べていく心構えが必要であるなど、意識を高く持っていることが確認できた。

今回のアンケート調査には含まれていないが、海外の状況を見てみると、医薬品のオンライン購入の危険性について指摘するとともに、近年、インターネットを介した偽造ライフスタイル薬の購入の増加が悩みの種となっていることを報告している。¹⁾ 消費者が求める製品は、医薬品も含め、ほぼすべてオンラインで手に入れることができる時代であることを想定しておかねばならない。FDAの偽造品警戒ネットワークでは、インターネットで医薬品を購入する消費者に対して、「検証済インターネット薬局営業サイト」(VIPPS)と呼ばれる承認された会員であることの証明印を表示しているサイトのみから

注文するように警告しており、消費者が利便性の高い流通ルートを利用する問題の悪化を予測²⁾していた。日本においても近年医薬品のネット販売が可能であり、医薬品が正規であるかどうかの前に、オンライン薬局が正規であるかどうかを消費者が確認できる仕組みが必要かもしれない。インターネットを利用し、海外からも購入することが可能である状況にあることを踏まえ、日本における医薬品流通におけるリスク回避についても国際的な対策に同調する必要がある。

このような流通におけるリスクの中で、日本でも学会や業界等で対策セミナー等が実施されているが、米国においてはFDAの医薬品評価研究センター(CDER)が製薬企業に対する偽造医薬品対策としてのガイダンス³⁾も作成するなどして、正規の製剤を検出・確認し、偽造品との識別ができる工夫もされていた。

以上、日本における薬局の医薬品管理の実態をもとに、海外の状況に照らして考察したが、医薬品流通における世界的な懸念と偽造医薬品による脅威の増大など、偽造医薬品にかかる問題に国際的な対策を踏まえ、日本においてどのように取り組むかが重要であると考えられる。

参考文献)

- 1) Counterfeit Medicines and Organised Crime, Advanced Unedited Edition, United Nations Interregional Crime and Justice Research Institute, Turin, 2012.
- 2) Perter G. Teichman, Helping your patients avoid counterfeit medicines, Family practice management, March, 2007.
- 3) Guidance for industry incorporation of physical-chemical identifiers into solid

oral dosage form drug products for anticounterfeiting, U.S. department of health and human services food and drug administration, center for drug evaluation and research (CDER), Oct. 2011.

E. 結論

薬局における医薬品の管理状況については、概ね適正に行われていたが、使用期限の短いあるいは使用期限切れが近い医薬品の取扱いについては、ほとんどが廃棄されているという実態が確認できたが、わずかながら買取業者への譲渡というケースが確認された。

海外の状況と同様、日本における医薬品流通におけるリスク回避についても国際的な対策を踏まえ、脅威が増大しないように薬局が最後の砦として医薬品の管理を適正に実施する必要がある。

F. 健康危険情報

なし

G. 研究発表

1. 論文発表

なし

2. 学会発表

なし

H. 知的財産権の出願・登録状況

1. 特許取得

なし

2. 実用新案登録

なし

3. その他

都道府県名	
-------	--

管理薬剤師の方がお答えください。

★調査時期について特に断りの無い場合は、平成 29 年 9 月 1 日の状況を記入してください。

■以下の各質問について、お答えください。なお、該当する事項・項目欄には○またはレ点を付けてください。

1 薬局についてお答えください。

1-1 経営主体についてお答えください。(1つ)

① 株式、有限、合同	
② 合資、合名	
③ 個人	
④ その他	

1-2 同一経営主体（法人が異なっても実質的に同一経営の場合を含む）による薬局店舗数をお答えください。

店舗数	店舗
-----	----

1-3 立地環境についてお答えください。(1つ)

① 診療所前	
② 中小病院前（500 床未満）	
③ 大病院前（500 床以上）	
④ 医療モール、医療ビル	
⑤ その他（面分業含む）	

2 従事者数を常勤換算数でお答えください。

① 薬剤師（管理薬剤師含む）	人
② 登録販売者	人
③ その他の職員	人

3 管理薬剤師についてお答えください。

① 年齢	歳
② 経験年数（薬剤師として）	年
③ 経験年数（管理薬剤師として）	年

4 処方箋受付回数・集中度・OTC 医薬品取扱品目数についてお答えください。

① 処方箋受付回数（直近 1 ヶ月あたり平均）	回
② 処方箋の集中度	%
③ OTC 医薬品取扱品目数*	品目

※ 表指事・一般用について、同一銘柄でも規格が異なれば別としてください。

5 医薬品購入時の授受の方法（納品、検品）についてお尋ねします。

5-1 納品時の医薬品の確認は誰が行いますか。(複数可)

① 管理薬剤師	
② 管理薬剤師以外の薬剤師	
③ 事務職員	
④ その他	

*「その他」の具体的内容についてご記入ください。

--

5-2 医薬品の納品時に何を確認していますか。(複数可)

① 医薬品名称・規格	
② 包装単位・数量	
③ ロット番号	
④ 使用期限	
⑤ 添付文書の添付	
⑥ 開封・未開封	
⑦ 破損等の有無	
⑧ 運送時の温度管理	
⑨ 製品の温度	
⑩ 譲渡人の情報	
⑪ その他	

*「その他」の具体的内容についてご記入ください。

--

5-3 5-2 の確認の結果、医薬品の授受を行わなかったことはありますか。理由と合わせてお答え下さい。

行わなかったことが	ある ・ ない
-----------	---------

*理由（5-2 の該当番号も教えてください。）

--

5-4 5-2 で「@譲渡人の情報」と答えた方は、納品時に何を確認していますか。(1つ)

① 担当者の本人確認（身分証）	
② 薬局の開設許可証	
③ その他	

*「その他」の具体的内容についてご記入ください。

--

5-5 また、5-2で「**譲渡人の情報**」と答えた方は、それを拒否されたことはありますか。

情報確認の拒否	ある・ない
---------	-------

5-6 5-1（納品時の確認）のほか、別途検品を実施していますか。

別途検品を実施して	いる・いない
-----------	--------

5-7 5-6で「いる」と答えた方は、誰が検品を実施していますか。（複数可）

① 管理薬剤師	
② 管理薬剤師以外の薬剤師	
③ 事務職員	
④ その他	

「その他」の具体的内容についてご記入ください。

--

5-8 また、5-6で「いる」と答えた方は、医薬品の現物について何を確認していますか。（複数可）

① 医薬品名称・規格	
② 包装単位・数量	
③ ロット番号	
④ 使用期限	
⑤ 添付文書の添付	
⑥ 開封・未開封	
⑦ 破損等の有無	
⑧ 運送時の温度管理	
⑨ 製品の温度	
⑩ 譲渡人の情報	
⑪ その他	

*「その他」の具体的内容についてご記入ください。

--

6 管理薬剤師についてお答えください。

6-1 貴薬局では、管理薬剤師の条件（経験・経歴等）について規程はありますか。

規程が	ある・ない
-----	-------

6-2 6-1で「ある」と答えた方は、どのような条件がご記入ください。

--

6-3 管理薬剤師は、保健衛生上支障を生じるおそれがないように、開設者に対し必要な意見を述べなければならぬとされていますが、意見を述べたことがありますか。

意見を述べたことが	ある・ない
-----------	-------

6-4 6-3で「ある」と答え方は、意見の内容について具体的にお答えください。

--

6-5 管理薬剤師の業務の中で、開設者に必要な意見を述べたが、反映されなかった事例はありますか？

反映されなかったことが	ある・ない
-------------	-------

6-6 6-5で「ある」と答え方は、その事例について具体的にお答えください。

--

6-7 また、6-5で「ある」と答えた方に伺います。管理薬剤師が、自らの義務を果たすために必要なことは何ですか。

--

7 医薬品の管理体制についてお答えください。

7-1 医薬品の管理体制で不安や困っていることはありますか。

不安や困っていることが	ある・ない
-------------	-------

7-2 7-1で「ある」と答えた方は、どのようなことを不安や困ったことと考えていますか。（複数可）

① 開設者との考え方の相違	
② 管理体制全般	
③ 人員数	
④ 対応の能力	
⑤ その他	

*「その他」の具体的内容についてご記入ください。

--

8 医薬品の管理状況についてお答えください。

8-1 医薬品の使用期限はどのように管理していますか。(複数可)

① データベース管理	
② 棚卸時に目視で確認	
③ 能動的な管理はしていない	
④ その他	

*「その他」の具体的内容についてご記入ください。

--

8-2 未開封の使用期限が近い医薬品はどのようにしていますか。(複数可)

① 使用期限が近付いたら廃棄	
② 他の薬局に譲渡	
③ 同一法人内の薬局へ譲渡	
④ 卸売販売業者へ譲渡・返品	
⑤ 卸売販売業者に交換依頼	
⑥ その他	

*「その他」の具体的内容についてご記入ください。

--

8-3 高額医薬品はどのようにしていますか。(複数可)

① 使用期限が近付いたら廃棄	
② 他の薬局に譲渡	
③ 同一法人内の薬局へ譲渡	
④ 卸売販売業者へ譲渡・返品	
⑤ 卸売販売業者に交換依頼	
⑥ 期限切れ時に廃棄	
⑦ その他	

*「その他」の具体的内容についてご記入ください。

--

8-4 開封後の医薬品を余らせてしまった場合は、どのように管理していますか。(複数可)

① 使用期限が近付いたら廃棄	
② 他の薬局に譲渡	
③ 同一法人内の薬局へ譲渡	
④ 卸売販売業者へ譲渡	
⑤ 卸売販売業者に交換依頼	
⑥ 期限切れ時に廃棄	
⑦ その他	

*「その他」の具体的内容についてご記入ください。

--

8-5 在庫のない医薬品が必要となった際、分割購入したことはありますか。

分割購入したことが	ある・ない
-----------	-------

8-6 8-5で「ある」と答えた方は、どこから購入しましたか。(複数可)

① 同一法人内の薬局	
② 他の薬局	
③ 通常取引のある卸売販売業者	
④ 通常取引のない卸売販売業者	
⑤ その他	

8-7 分割購入以外に通常、取引していない業者と取引する場合はありますか。

取引することが	ある・ない
---------	-------

8-8 8-7で「ある」と答えた方は、どのような業者ですか。

--

9 偽造品(や品質に疑念のある医薬品)を見分けるのに、製品にどのような工夫があると良いですか。(複数可)

① 開封した後、容易に現状に戻せない容器・包装を採用する	
② 販売単位の容器・包装に偽造防止技術(ホログラムなど)を施した封をする	
③ 適切でない温度管理がなされていた場合に分かる容器・包装(感熱紙のラベル付き等)を採用する	
④ 卸売販売業者へ譲渡製品に固有のIDを付しデータベースと照合して未使用正規品であることがわかるようにする	
⑤ その他	

*「その他」の具体的内容についてご記入ください。

--

10 調剤についてお答えください。

10-1 販売包装単位で調剤(いわゆる箱出し調剤)を行うケースはありますか。

行うケースが	ある・ない
--------	-------

10-2 「ある」と答えた方は、どのような場合ですか。

--

10-3 販売包装単位で調剤される医薬品について、転売に使用されないよう実施している工夫はありますか。

工夫が	ある・ない
-----	-------

10-4 10-3 で「ある」と答えた方は、どのような工夫ですか。

① 添付文書を抜き取る	
② 箱を開封する	
③ 箱に調剤印を押印する	
④ 箱に開封した日付を書く	
⑤ その他	

*「その他」の具体的内容についてご記入ください。

--

ご協力ありがとうございました。

厚生労働行政推進調査事業費補助金（厚生労働科学特別研究事業）

国民への安全な医薬品の流通、販売・授与の実態等に関する調査研究

分担研究報告書

国民の一般用医薬品の購入経路、及び販売実態に関する全国調査

研究代表者 今井 博久 東京大学大学院医学系研究科地域医薬システム学
研究分担者 中尾 裕之 宮崎県立看護大学看護学部看護人間学

研究要旨：

わが国では平成 26 年 6 月から一般用医薬品（OTC 医薬品）がインターネットで販売され国民がそれを購入できるようになり 3 年以上が経過した。こうした背景の下、インターネットを通じた医薬品購入・使用について、実際に、国民が安全安心でかつ個々の生活スタイルに合った方法で行っているのか否かについて、詳細で正確な実態調査が必要である。そこで、一般用医薬品のネット販売可能の新ルール実施後の三年以上経過時点における一般用医薬品の購入経路などの調査：国民が一般用医薬品等をどのようなルートで購入しているか、購入する際の安全性の意識はどうか、購入ルート別における副作用などの説明の理解度はどの程度か等々に関する実態を把握する調査、さらに薬局における一般用医薬品の取り扱いに関する実態調査：一般用医薬品、とりわけ要指導医薬品等の供給状況を把握するために、それらを取扱う薬局の実態を把握することも調査した。わが国でインターネットを通じて一般用医薬品を購入したことがある者は全体の 5.7%であった（3年前は 3.8%）。インターネットを通じた購入理由は「曜日や時間を問わず購入できるから」が最も多かった。店舗で購入したときの最も多い理由は「使いたい時に買ってすぐ使用できるから」であった。「あなたが薬の飲み方や副作用についての説明をどのくらい聞きましたか」の質問は、店舗（薬局・ドラッグストアなど）では要指導医薬品では「よく聞いた」（31.4%）と「だいたい聞いた」（37.5%）が合計で 68.9%、一類医薬品ではそれぞれ 20.5%、34.1%で合計が 54.6%であった。ネット販売（電子メールによる説明）では一類医薬品では「よく聞いた」（9.1%）と「だいたい聞いた」（24.2%）が合計で 33.3%だった。

薬局、ドラッグストア、インターネットを通じて医薬品を販売（以下、ネット販売）する薬局・店舗（以下、ネット販売を行う薬局・店舗）のそれぞれをを対象にして行った 3 つの調査の比較によって、以下のことが分かった。

ネット販売を行う薬局・店舗の販売総数（要指導＋第一類＋第二類＋第三類）の規模には大きなばらつきがあり、1ヶ月の対面販売総数が 2～26 個（薬局）、2627～6198 個（ドラッグストア）の範囲に半数の店舗が収まるのに対し、ネット販売を行う薬局・店舗ではばらつきが大きく、38～4138 個に半数の店舗が集中している反面、特に、130,000 個を超える薬局・

店舗があるなど、極端に規模の大きなものがあることが分かった。

要指導医薬品については、そもそも販売していない薬局（60.9%）、ドラッグストア（54.1%）、ネット販売を行う薬局・店舗（インターネットを通じた医薬品のみならず、店頭において対面で要指導医薬品を販売している）（38.7%）が多く、販売している場合でも、薬局に比較して、ドラッグストアやネット販売を行う薬局・店舗の方が扱う店舗及び薬効群が多かった。

一類、二類及び三類すべてについて、ネット販売を行う薬局・店舗とドラッグストアが、薬局に比べて多くの薬効群を保有し、1ヶ月の対面販売総数も多い傾向があった（販売総数の中央値はドラッグストアの4663個、ネット販売を行う薬局・店舗350個、薬局8個）。ただし、ネット販売を行う薬局・店舗がインターネットを通じて販売する医薬品については、1ヶ月のネット販売数の中央値が、一類1個、二類20個、三類12個と、二類及び三類が多かった。

ネット販売を行う薬局・店舗では、ネット販売のみならず、店頭での対面販売も行っている。ネット販売を行う薬局・店舗について、ネット販売数と対面販売数を比較すると、一類の対面販売数の中央値は95個であるのに対し、ネット販売数の中央値は1個であり、同じネット販売を行う薬局・店舗の中でも、薬剤師による情報提供が求められる一類については、ネット販売数が極端に少なかった。（なお、要指導医薬品に関しては、そもそも対面でしか販売されない）

A. 研究目的

インターネットの普及や流通網の整備、規制緩和などに加えて国民の多様な消費生活スタイルがあり、OTC 医薬品の購入や入手方法が大きく変化してきている。その一方で、国民が安全安心な医薬品の使用を確保するため、薬局や医薬品の販売業者が、保健衛生上の支障を生じる恐れがないように医薬品を管理したうえで、適正に患者や消費者に販売することが必要であり、適正に医薬品を流通させることが偽造医薬品の流通防止にもつながる。薬局や医薬品販売業者がどのような管理体制により流通、販売・授与を実施しているか、その実態を把握することが重要である。

こうした背景の下に、一般用医薬品のネット販売を可能とする新たなルールが施行された平成26年6月から約3年が経過し、国民が医薬品等をどのようなルートで購入している

か、購入する際にどのような意識や考え方を持っているか、購入時の医薬品に対する効能・服用方法・副作用等の理解度はどの程度であるかなどに関する実態を把握することを目的に全国調査を実施した。またインターネット経由で購入できない要指導医薬品を取扱う薬局（店舗）は、どの程度あるか、店舗では薬剤の説明をどのくらいの時間をかけているか等に関して、実態を把握することを目的とした。

本研究では、インターネット利用頻度によるバイアスを回避するため、全国のいくつかの市町村の住民基本台帳を用いて無作為抽出した対象に郵送方法による調査を実施し、国民が一般用医薬品を店舗、ネット販売、置き薬の何れかからどの程度購入し、どのような理由により購入しているか、また購入時に薬剤の説明を聞いているか、理解しているかな

どについて調査した。厚労省の先行調査（平成 26 年度）による結果では、一般用医薬品をネット販売で購入している消費者は全体の 3.8%であった。約 3 年経過して購入割合がどのくらい変化したか、安全にルールに従って販売されているか、消費者は購入する際どのような意識や考え方を持っているか、購入時の医薬品に対する効能・服用方法・副作用等の理解度はどの程度であるかなどに関する実態を正確に把握することを目的にした。

B. 研究方法

（１）一般用医薬品の購入経路などに関する調査

< 郵送調査 >

1) 対象：全国の都道府県（北海道、岩手県、栃木県、東京都、石川県、兵庫県、島根県、福岡県、宮崎県）から選ばれた市町村より、性別・年齢で層化し、無作為に抽出した 20 歳以上の成人男女 5,000 名（男性 = 2,500 名、女性 = 2,500 名）を対象にした。先行研究を参考にし、対象の市町村は都市部と郊外部から選んだ。対象者の抽出は、各自治体で閲覧の許可を得たのち、住民基本台帳を用いて行った。

2) 調査方法：自記式調査票を用いた郵送調査を実施した。返信用封筒を同封し、記入後に返送する方法にした。回収率を高くするために催促状のハガキを提出期限前にすべての対象者に出した。

（２）医薬品の販売実態に関する調査

1) 対象：日本薬剤師会の協力を得て、8 つの県支部、秋田県、宮城県、栃木県、群馬県、奈良県、広島県、高知県、宮崎県に、研究班が各県あたり 50 薬局を無作為抽出し、計 400 薬局を対象薬局とし、調査依頼した。また同じ質問項目で、ドラッグストア本部協力 98

店舗、無作為抽出によるネット販売を行う薬局・店舗に 800 店舗に調査を実施した。

2) 調査方法：

対象となる日本薬剤師会 8 県支部薬局およびネット販売を行う薬局・店舗に質問票を郵送し、東京大学大学院医学系研究科 地域システム学講座にフクシミリによる回答の返信を得た。また、ドラッグストアは各本部協力のもと、フクシミリによる回答の返信を得た。

C. 研究結果

（１）一般用医薬品の購入経路などに関する調査

< 郵送調査 >

1) 回答率

質問票を同封した調査セット 5,000 封筒を配布した。宛て先不明などの返品数が若干あり、それらを除外した有効配布数は 4,846 であった。有効返信数は 2,063 であった。従って、有効回答率は 42.6%（=2063/4846）であった。

2) 回答者の性別と年齢

総合計した回答数は 1950 人であった。男性 838 人、女性 1,112 人から回答があった。年齢別では、70 歳代以上（27.3%）が最も多く、次いで 60 歳以上（21.2%）、50 歳代以上（17.4%）、40 歳代以上（15.1%）であった。20 歳代と 30 歳代を合計した若い世代は約 19%の回答割合で、概ね各世代から回答が得られバランスが担保された結果になった。

3) 購入経路の主な結果

基礎知識を問う設問で「医薬品には一般用医薬品や要指導医薬品という分類があることを知っていますか」では、知っているが 53.3%。「一般薬品には一類・二類・三類の区分があるか知っていますか」との問いでは、知っているが 38.3%であった。「要指導医薬品や一類医薬品が薬剤師からしか購入できな

いことを知っていますか」では、知っているが48.3%であった。「二類・三類医薬品は薬剤師や登録販売者からでないで購入できないことを知っていますか」では、知っているが39.2%であった。「一般用医薬品がネット経由で購入できることを知っていますか」では55.9%、「今後ネット販売で購入したいと思いますか」では33.7%であった。

4) 購入経路の割合

次に、一般用医薬品が店舗からの購入か、インターネットからの購入かについて調査した。その結果、一般用医薬品や要指導医薬品を店舗で購入している割合は全体の76.2%、ネット販売で購入しているは全体の5.7%であった。

5) 購入経路別の理由

店舗（薬局・ドラッグストア等）で医薬品を購入したときの理由は、「使いたい時に買ってすぐに使用できるから」が最も多く（73.7%）、次いで「手に取って選択できるから」（64.2%）であった。ネット販売で医薬品を購入したときの理由は、「曜日や時間を問わず購入できるから」が最も多く（53.3%）で、「検索して比較検討しながら購入できるから」（44.6%）、「配達してくれるので、時間を節約できるから」（42.4%）であった。置き薬で一般用医薬品を購入したときの理由は、「以前から利用しているから」（64.2%）、「使いたい時にすぐに使用できるから」（64.2%）、「定期的に補充してくれるから」（33.5%）であった。

6) 薬の飲み方や副作用の説明の有無

「あなたが薬の飲み方や副作用についての説明をどのくらい聞きましたか」の質問は、店舗（薬局・ドラッグストアなど）では要指導医薬品では「よく聞いた」（31.4%）と「だいたい聞いた」（37.5%）が合計で68.9%だった。一類医薬品では54.6%、二類医薬品では34.2%、三類医薬品では28.2%であった。

ネット販売（電子メールによる説明）では一類医薬品では「よく聞いた」（9.1%）と「だいたい聞いた」（24.2%）が合計で33.3%だった。二類医薬品では27.1%、三類医薬品では17.7%であった。また、その説明をだれから聞いたのかという質問は、店舗では要指導医薬品、一類・二類・三類医薬品ともに「薬剤師」がもっとも多かった。ネットでは一類・二類・三類医薬品ともに「区別がなかった」、「覚えていない」との回答が多かった。

7) 説明の理解度

上の7)の説明の理解度について質問した。店舗（薬局・ドラッグストアなど）では、要指導薬では「理解できた」（48.1%）と「概ね理解できた」（44.9%）が合計で93%だった。一類医薬品では合計が91.6%、二類医薬品では91.7%、三類医薬品では89.8%であった。ネット販売（電子メールによる説明）では、一類医薬品では「理解できた」（25%）と「概ね理解できた」（60%）が合計で85%だった。二類医薬品では合計が79.2%、三類医薬品では76%であった。

8) 購入時の説明内容

店舗で要指導医薬品を購入した際、症状に関する質問が一番多かった（61.4%）、次いで用法・用量の説明（55.7%）、使用上の注意の説明（54.3%）の順であった。一類医薬品、二類医薬品においても症状に関する質問が一番多く、次いで使用上の注意の説明、三番目に使用上の注意の説明であった。三類医薬品でも症状に関する質問が一番多く、次いで用法・用量の説明、三番目に使用上の注意の説明となった。ネットでは一類医薬品では使用上の注意に関する説明が一番多く（42.3%）、次いで用法・用量の説明（30.8%）、三番目にやり取りはなかった（26.9%）となった。二類医薬品では用法・用量の説明が一番多く、次いで使用上の注意、三番目にやり取りはな

かったとなった。三類医薬品ではやりとりはなかったが一番多く、次いで用法・用量の説明、三番目に使用上の注意となった。

9) 説明の結果

上記8)の説明の結果医薬品を販売してもらえなかったことがありますかとの問いに、「あった」と回答したのは店舗では4.6%、「なかった」が93.6%、「購入できたが、個数の制限を受けた」が1.8%、ネットでは「あった」との回答はなく、「なかった」が95.2%、「購入できたが、個数の制限を受けた」が4.8%となった。

10) 副作用の出現と購入経路

有効回答数 1594 人で副作用があったと回答した人は5.4%であった。副作用が起こったときの対応では、「医師にかかった」が53.8%「店舗を訪れて相談した」が38.5%であり、「ネット販売サイトにメールした」との回答はなかった。その他としては、相談しなかったとの回答もあったが、自己判断で服用を中止している例も多く見られた。

11) 医薬品の購入経路別の満足度

店舗（薬局・ドラッグストア等）では満足が27.8%、普通が64.0%、不満が0.2%、満足な点と不満な点があるが8.1%だった。ネット販売では満足が30.2%、普通が56.6%、不満が1.6%、満足な点と不満な点があるが11.6%だった。店舗での満足な理由として一番多かったのは、「手に取って選択できたから」67.3%で、不満な理由では「医薬品数が多くて選ぶのに苦労したから」46.6%が一番多かった。ネットでは満足な理由は「時間に縛られずいつでも購入できたから」50.0%が一番多く、不満な理由は「医薬品の数が多くて選ぶのに苦労したから」が一番多かった。

(2) 医薬品の販売実態に関する調査

1) 回答数と回答率

回答した薬局数は173薬局、回答率は43.4%(=173/399)だった。各県の解答率は、栃木県が最高で56%、宮城県が最低で32%だった。

県名	回答率(%)
秋田県	36%
宮城県	32%
栃木県	56%
群馬県	40%
奈良県	50%
広島県	40%
高知県	38%
宮崎県	49%

ドラッグストアの回答数は99件、回答率は93.4%であった。ネット販売を行う薬局・店舗の回答数は164件、回答率は20.6%だった。

ドラッグストア	93.4%
ネット販売を行う薬局・店舗	20.6%

2) 対面販売における要指導医薬品の取り扱い

「販売している品目について」の質問では、要指導医薬品の販売は、薬局が39.1%、ドラッグストアが45.9%であった。

薬局	39.1%
ドラッグストア	45.9%
ネット販売を行う薬局・店舗	61.3%

対面販売に加えてインターネットを通じた医薬品販売も行っている薬局のうち、インターネットではなく店頭で要指導医薬品を販売している薬局の割合

「何種類の薬効群の医薬品を取り扱っていますか」の質問の中での取扱品目を、1 全部の薬効群、2 ほとんどの薬効群、3 半分程度の薬効群、4 少しの薬効群、5 なし、の5項目の分類で質問した。その結果、対面販売における要指導医薬品は以下の表のようになった。

品目	薬局	ドラッグストア	ネット販売を行う薬局・店舗
1 全部	4.0%	4.3%	5.6%
2 ほとんど	4.0%	35.5%	42.9%
3 半分	5.3%	2.2%	4.3%
4 少し	29.3%	1.1%	9.9%
5 なし / 回答なし	57.3%	57.0%	37.3%

また、対面販売における第一類医薬品は以下の表のようになった。

品目	薬局	ドラッグストア	ネット販売を行う薬局・店舗
1 全部	4.7%	4.3%	3.7%
2 ほとんど	6.0%	34.4%	44.1%
3 半分	6.7%	4.3%	7.5%
4 少し	41.3%	1.1%	14.3%
5 なし / 回答なし	41.3%	55.9%	30.4%

3) ネット販売における第一類医薬品の取り扱いには右上の表のようになった。

品目	薬局	ドラッグストア	ネット販売を行う薬局・店舗
1 全部	0.7%	0.0%	3.1%
2 ほとんど	0.0%	0.0%	36.0%
3 半分	0.0%	0.0%	3.7%
4 少し	0.0%	0.0%	5.6%
5 なし / 回答なし	99.3%	100.0%	51.6%

4) 1カ月の販売数の中央値*

「販売状況について」の質問では、対面販売における要指導医薬品の販売数(中央値)は、薬局1個、ドラッグストア22個、ネット販売を行う薬局・店舗30個であった。第一類医薬品は、薬局1個、ドラッグストア150個、ネット販売を行う薬局・店舗95個であった。

ネット販売における第一類医薬品の販売数(中央値)は、薬局0個、ドラッグストア0個、ネット販売を行う薬局・店舗1個であった。

*中央値について

データを大きさの順に並べたときに、真ん中にある値のこと。データの中心がどこにあるかを表す指標。通常、中心がどこかを表現する場合には、平均値が用いられる。しかし、データが一方に大きく歪むような場合(上記販売数のように、大多数は数100個程度であるのに、一部は1000を超え、まれに10000を超えるような値が存在するような状況)では、平均値がこの値に引っ張られ、およそ中心とは思われないような値となる。中央値はこのような場合でも、データの中心がどのあたりかを示す指標で、平均値の代わりに用いられる。

なお、販売数について、10,000個を超えるような値が、ネット販売を行う薬局・店舗か

ら回答があり、確かな理由については明らかではないが、大型ショッピング施設内の店舗である等の理由により、販売数が極端に多くなっているのではないかと推測される。本集計では、このような値の影響を受けにくい中央値や箱ひげ図を用いた。

5) 販売の説明に要した時間

「対面およびネットにおける販売で消費者への説明で要した平均時間はどのくらいですか」という質問では、以下の表のような結果であった。なお、ネット販売における説明に要した時間も調査したが、回答数が少なく検討に値するデータは得られなかった。

《対面販売-要指導医薬品》

平均時間	薬局	ドラッグストア
1分未満	5.3%	0.1%
1～5分未満	52.6%	81.4%
5～10分未満	36.8%	18.6%
10～20分未満	1.8%	9.6%
20～30分未満	3.5%	0.0%

《対面販売-第一類医薬品》

平均時間	薬局	ドラッグストア
1分未満	4.8%	0.1%
1～5分未満	59.5%	81.4%
5～10分未満	29.8%	18.6%
10～20分未満	3.6%	9.6%
20～30分未満	1.2%	0.0%
個別対応なし	1.2%	0.0%

6) 要指導医薬品の販売状況

「要指導医薬品について、消費者への情報提供・説明の結果、販売しなかったことがありますか」という質問で、対面販売では、

要指導医薬品において、薬局 38.2%、ドラッグストア 84.4%で販売しなかったという結果が得られた。さらに第一類医薬品では、薬局 33.0%、ドラッグストア 84.1%、ネット販売を行う薬局・店舗 74.5%で販売しなかったという結果が得られた。

ネット販売での第一類医薬品では、薬局 3.2%、ドラッグストア 20.0%、ネット販売を行う薬局・店舗 52.9%で販売しなかったという結果が得られた。

販売しなかった場合のうち、対面販売で要指導医薬品の受診勧奨した割合は、薬局 78.5%、ドラッグストア 80.0%、ネット販売を行う薬局・店舗 71.1%という高い割合であった。第一類医薬品においても、薬局 76.7%、ドラッグストア 78.4%、ネット販売を行う薬局・店舗 84.2%と同様であった。

またネット販売において、販売しなかった場合のうち、第一類医薬品の受診勧奨した割合は、ネット販売を行う薬局・店舗 57.1%であった。

D. 考察

本研究の第一の目的は、国民に医薬品を安全に提供する体制の検討である。医薬品の流通、販売・授与等の実態について、国民がOTC医薬品を店舗販売やネット販売でどのような経路で購入しているか、効能・服用方法・副作用等の理解度はどの程度であるのか、対面購入とネット経由購入での服薬指導における利用者の理解度に関する相違点を明らかにすることである。住民基本台帳を使用し無作為抽出によって選択された人を対象者に設定した郵送調査により大規模な全国調査が実施された。有効回収率が42.6%となり全国規模の郵送調査では良好な回収率となり、おそらく多くの類似した調査の中では規模の網羅性や高い回収率などの点から最も信頼できる結果

と言えるだろう。

ネット販売で一般用医薬品を購入したことのあつた消費者は5.7%であつた。約3年前の同等の大規模な全国調査では3.8%であつた。この3年間に1.9%の増加であつた。

経済産業省による2つの調査(「平成28年度我が国におけるデータ駆動型社会にかかる基盤整備(電子商取引に関する市場調査)」(<http://www.meti.go.jp/press/2017/04/20170424001/20170424001-2.pdf>)

及び「平成27年度我が国経済社会の情報化・サービス化にかかる基盤整備(電子商取引に関する市場調査)」

(<http://www.meti.go.jp/press/2016/06/20160614001/20160614001-2.pdf>)において、一般用医薬品のインターネット販売額は、平成27年は約120億円、平成28年は約200億円と推計されている(一般用医薬品の市場規模(平成29年度)は、約0.9兆円(平成30年4月11日厚生科学審議会医薬品医療機器制度部会資料1-4のスライド5から第1類医薬品から第3類医薬品の市場規模を合計した数字)。現時点では、医薬品販売の大半は対面で行われているものの、インターネットを通じた医薬品販売は、購入者及び購入額の両面から着実に拡大しているものと考えられる。

今回の調査から国民は様々な理由により様々な経路で購入していることが明らかになった。すなわち、店舗、ネット、置き薬からの購入は多様な理由によりなされていた。店舗からの購入理由は、「使いたい時に買ってすぐに使用できるから」「手に取って選択できるから」、ネット販売からの購入理由は、「曜日や時間を問わず購入できるから」「検索して比較検討しながら購入できるから」、置き薬からの購入理由は「使いたい時にすぐに使用できるから」「以前から利用しているから」であつ

た。こうした購入理由をふまえて、国民が安全安心でかつ個々の生活スタイルに合った方法で一般用医薬品を購入および使用できる体制が必要となる。

OTC 医薬品の飲み方や副作用の説明の有無ならびに説明の理解度について調査し店舗(薬局・ドラッグストアなど)とネット販売(電子メールによる説明)を比較すると、後者の方が説明の有無の点で若干不十分である可能性が示唆された。また、郵送調査において、説明を「理解できない」と回答した割合は店舗では2.0%~4.6%であつたのに対し、ネット販売(電子メールによる説明)では15~20.8%と差が見られる点は注目すべき点と考えられる。ウェブやメールでの説明について、気づいていない、もしくは気づいていても読まない/聞かないことがあり、説明を気づかせ、読んでもらう/聞いてもらう工夫が必要であると考えられた。

副作用の出現については、購入経路の違いによる影響は見られなかったが、副作用が起こったときの対応については、自己判断で服用を中止しているようなケースもあり、専門家への相談を更に促していく必要性が示唆された。また、店舗を訪れて相談したとの回答が比較的多く、店舗において対面した方が相談しやすく、店舗での販売形態をとることが重要であることも示唆された。

また、購入経路ごとの満足度については、店舗販売とネット販売はほぼ同じであつた。現時点で、インターネットによる医薬品購入者及び購入額等は限られているが、今後、インターネットによる医薬品購入が拡大するかどうか、その場合、消費者の満足度がどのようになっていくか、等については、今後、状況を確認していく必要がある。

薬局調査は、回答した薬局とドラッグストアの数に差があり、データの解釈には慎重さ

が必要かもしれない。しかしながら、薬局ならびにドラッグストアがどの程度要指導医薬品を販売しているかを示すことができた。

ネット販売を行う薬局・店舗の販売総数（要指導＋第一類＋第二類＋第三類）の規模には大きなばらつきがあり、1ヶ月の対面販売総数が2～26個（薬局）2627～6198個（ドラッグストア）の範囲に半数の店舗が収まるのに対し、ネット販売を行う薬局・店舗ではばらつきが大きく、38～4138個に半数の店舗が集中している反面、特に、130,000個を超える薬局・店舗があるなど、極端に規模の大きなものがあることが分かった。

要指導医薬品については、そもそも販売していない薬局（60.9%）、ドラッグストア（54.1%）、ネット販売を行う薬局・店舗（インターネットを通じた医薬品のみならず、店頭において対面で要指導医薬品を販売している）（38.7%）が多く、販売している場合でも、薬局に比較して、ドラッグストアやネット販売を行う薬局・店舗の方が扱う店舗及び薬効群が多かった。現状の薬局では「数品目しか取り揃えていない」が86.7%であることが明らかになり、要指導医薬品はネット販売が禁止され、店舗で専門職の薬剤師のみが販売できるルールになっているが、その一方で実店舗の薬局には要指導薬はほとんど品揃いがなく、おそらく医薬品を販売する市中の薬局という存在よりも処方箋を扱う「調剤薬局」が圧倒的に多いことが明らかになった。

一類、二類及び三類すべてについて、ネット販売を行う薬局・店舗とドラッグストアが、薬局に比べて多くの薬効群を保有し、1ヶ月の対面販売総数も多い傾向があった（販売総数の中央値はドラッグストアの4663個、ネット販売を行う薬局・店舗350個、薬局8個）。ただし、ネット販売を行う薬局・店舗がインターネットを通じて販売する医薬品について

は、1ヶ月のネット販売数の中央値が、一類1個、二類20個、三類12個と、二類及び三類が多かった。

ネット販売を行う薬局・店舗では、インターネット販売を通じた販売のみならず、店頭での対面販売も行っている。ネット販売を行う薬局・店舗について、ネット販売数と対面販売数を比較すると、一類の対面販売数の中央値は95個であるのに対し、ネット販売数の中央値は1個であり、同じネット販売を行う薬局・店舗の中でも、薬剤師による情報提供が求められる一類については、ネット販売数が極端に少なかった。

また販売の実態としては、どちらかというドラッグストアに比べて薬局の方が説明に時間を要した割合が多かった。

また、要指導医薬品については、3割を超える店舗で販売しなかったとの結果が得られ、その理由として、医師への受診勧奨や、併用を避けるべき医薬品であったことなどが挙げられ、薬剤師が関与し、丁寧な聞き取りをしたうえで、販売することが重要と考えられた。

E. 結論

平成26年6月から一般用医薬品のネット販売を可能とする新たなルールが施行され、国民は一般用医薬品をネット経由でどの程度に、どのような医薬品を、どのような理由で購入しているかを正確に把握することが関係者間で議論するために不可欠である。今回、消費者の多種多様な考え方及び購入行動の実態を正確に把握するために、無作為性抽出による大規模な全国調査が実施された。

主要な購入経路である、店舗販売、ネット販売、置き薬販売の三つの購入形態の観点から調査を行い、比較検討した。現時点でネット販売での購入経験のある者は全体の5.7%であった。ネット販売からの購入の場合に、

副作用の発現や購入者の不満が極端に多いとの情報は得られなかったが、まだ、ネットを通じた購入の数そのものが限られることから、現時点で結論を導くことは難しい。今後のインターネットを通じた医薬品販売の動向を含めて、状況を確認していく必要がある。

また、一般用医薬品の中で安全性が懸念される要指導医薬品の取り扱い状況を調べたところ、薬局での取り揃えが少ない実態が示され、地域において医薬品を提供するという薬局が有すべき機能について改めて認識する必要性が示唆された。

F. 健康危機情報

なし

G. 研究発表

なし

H. 知的財産権の出願・登録状況

なし

資料1

一般用医薬品の購入などに関するアンケート調査

1. 結果の概要
2. 集計結果
3. 調査票

1. 結果の概要

一般用医薬品の購入などに関するアンケート調査 回収結果

	北海道	岩手県	栃木県	東京都	東京都	石川県	兵庫県	島根県	福岡県	宮崎県	合計
	札幌市中央区	滝沢市	鹿沼市	台東区	北区	河北郡内灘町	神戸市垂水区	松江市	福岡市東区	東諸県郡国富町	
メール便送付件数	500	500	500	500	500	500	500	500	500	500	5,000

地域別返信封筒数	201	205	172	198	186	193	214	200	201	177	1,947
----------	-----	-----	-----	-----	-----	-----	-----	-----	-----	-----	-------

メール便返品数	25	5	16	15	7	7	20	18	36	5	154
催促ハガキ返送数	5	3	5	15	6	5	21	6	3	2	71
返品数合計	30	8	21	30	13	12	41	24	39	7	225
重複返送	3	2	5	7	1	1	14	3	3	0	39
返品数(重複調整)	27	6	16	23	12	11	27	21	36	7	186

DM便返送(内訳)

受取辞退						1		1			2
その他	1										1
住所不明・転居	24	5	16	15	7	7	20	17	35	5	151
合計	25	5	16	15	7	8	20	18	35	5	154

地区不明	内訳	消印なし	41
		判別不明	84
		小計	125
		封筒合計	2,072

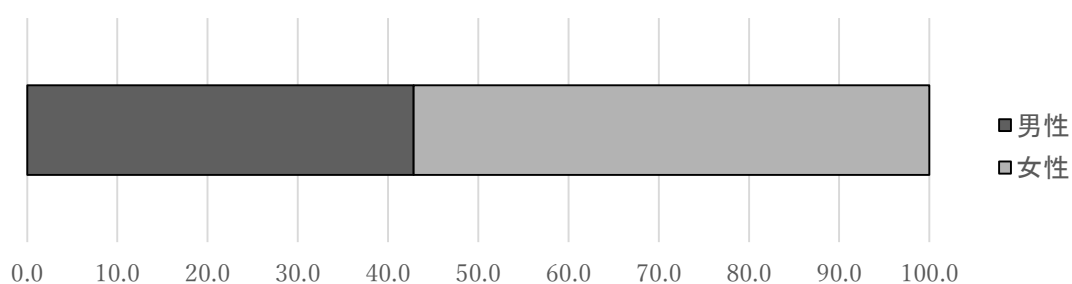
有効配布数	5,000-154 = 4,846	メール便返品数(はがき返送はカウントせず)	
有効回答率	2,063/4,846	(全返送数2,072から白紙回答9通を差し引いた数2,063)	42.6%

2. 集計結果

(1) 解析対象の特徴

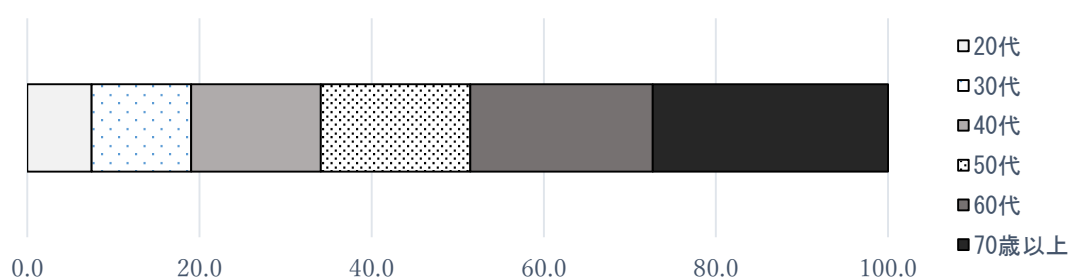
性別

		度数	パーセント	有効パーセント
有効	男性	833	40.4	42.8
	女性	1112	53.9	57.2
	合計	1945	94.3	100.0
欠損値	システム欠損値	118	5.7	
合計		2063	100.0	



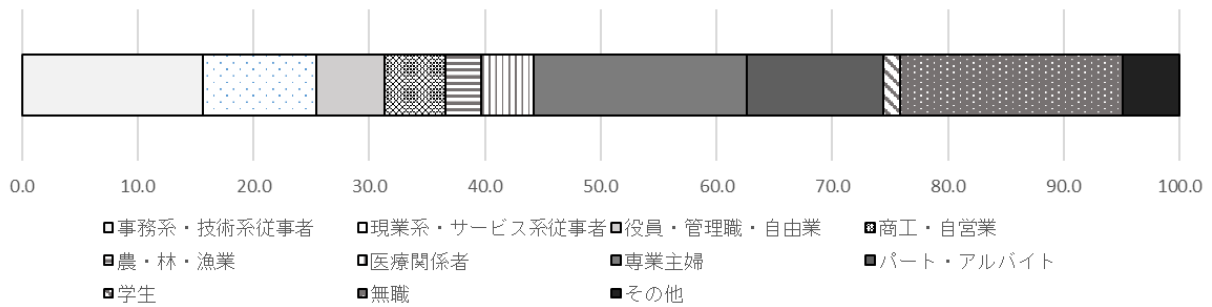
年代

		度数	パーセント	有効パーセント
有効	20代	150	7.3	7.5
	30代	232	11.2	11.5
	40代	303	14.7	15.1
	50代	349	16.9	17.4
	60代	426	20.6	21.2
	70歳以上	549	26.6	27.3
	合計	2009	97.4	100.0
欠損値	999	1	0.0	
欠損値	システム欠損値	53	2.6	
欠損値	合計	54	2.6	
合計		2063	100.0	



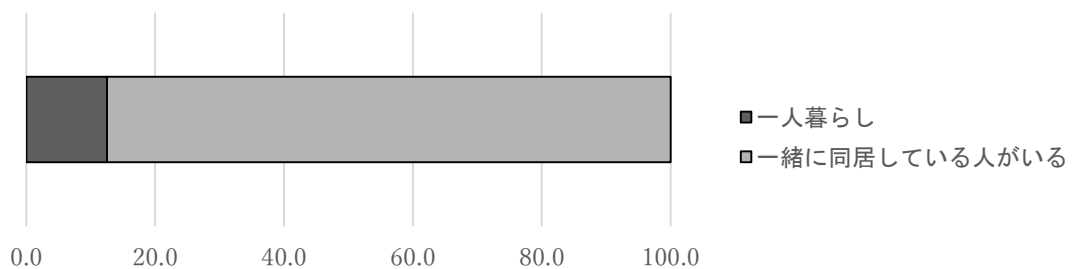
職業

		度数	パーセント	有効パーセント
有効	事務系・技術系従事者	310	15.0	15.6
	現業系・サービス系従事者	195	9.5	9.8
	役員・管理職・自由業	118	5.7	5.9
	商工・自営業	105	5.1	5.3
	農・林・漁業	60	2.9	3.0
	医療関係者	91	4.4	4.6
	専業主婦	366	17.7	18.4
	パート・アルバイト	235	11.4	11.8
	学生	28	1.4	1.4
	無職	382	18.5	19.2
	その他	98	4.8	4.9
	合計	1988	96.4	100.0
	欠損値	999	6	0.3
システム欠損値		69	3.3	
合計		75	3.6	
合計		2063	100.0	



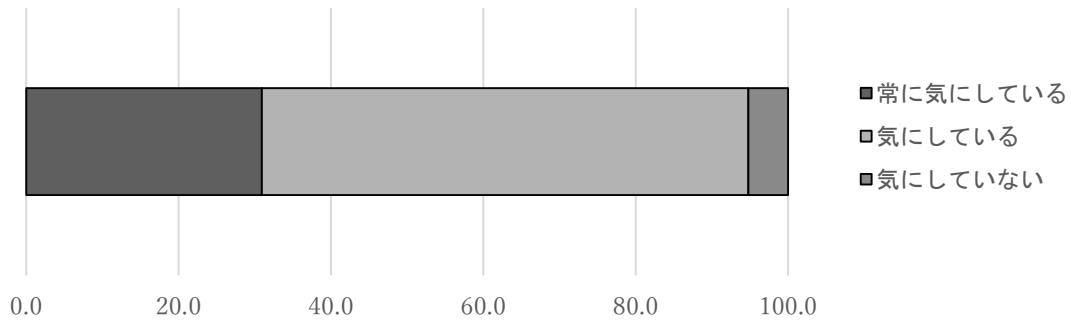
世帯構成

		度数	パーセント	有効パーセント
有効	一人暮らし	250	12.1	12.5
	一緒に同居している人がいる	1747	84.7	87.5
	合計	1997	96.8	100.0
欠損値	システム欠損値	66	3.2	
合計		2063	100.0	



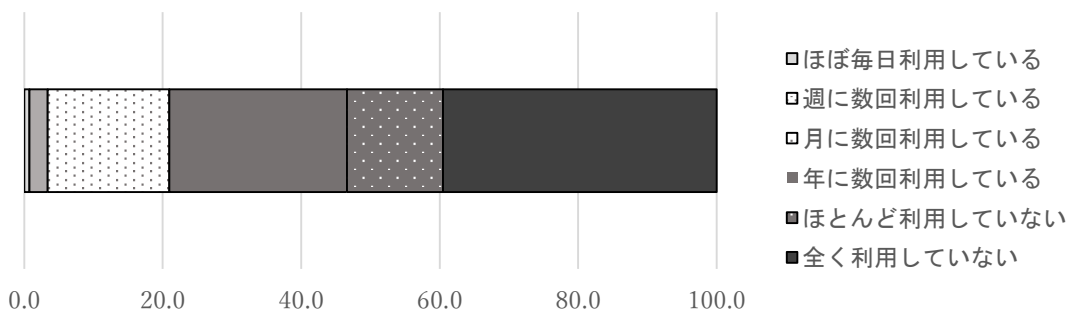
健康意識

		度数	パーセント	有効パーセント
有効	常に気にしている	625	30.3	31.0
	気にしている	1289	62.5	63.8
	気にしていない	105	5.1	5.2
	合計	2019	97.9	100.0
欠損値	システム欠損値	44	2.1	
合計		2063	100.0	



普段のネット販売の利用

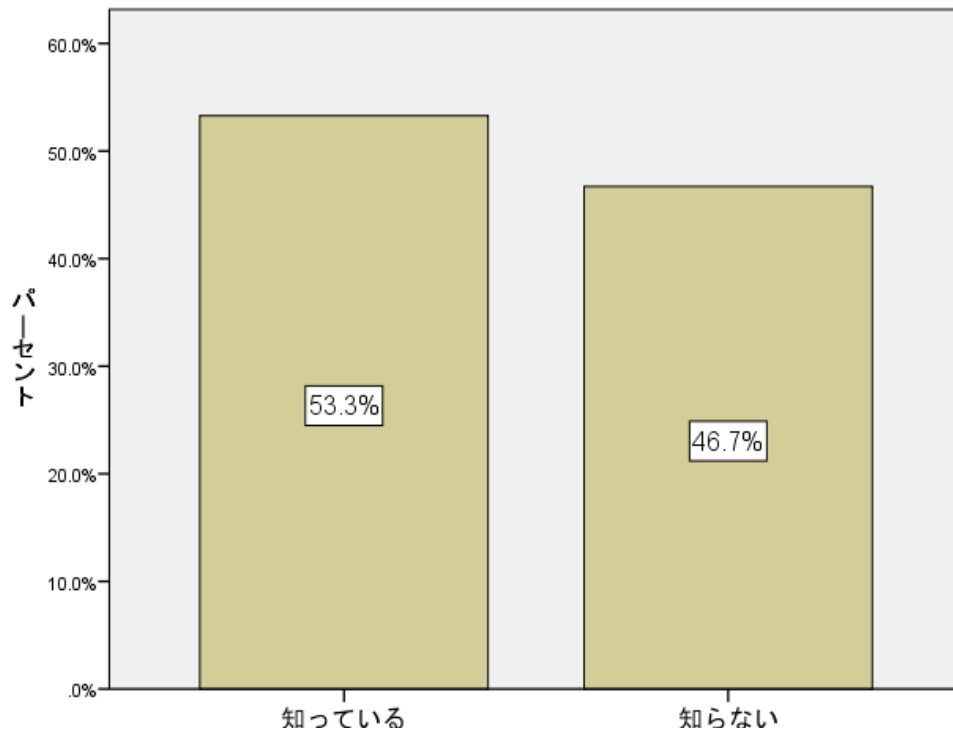
		度数	パーセント	有効パーセント
有効	ほぼ毎日利用している	15	0.7	0.8
	週に数回利用している	52	2.5	2.6
	月に数回利用している	345	16.7	17.5
	年に数回利用している	505	24.5	25.7
	ほとんど利用していない	273	13.2	13.9
	全く利用していない	777	37.7	39.5
	合計	1967	95.3	100.0
999		2	0.1	
欠損値	システム欠損値	94	4.6	
合計		96	4.7	
合計		2063	100.0	



(2) 単純集計の結果と自由回答の内容

問1-1. 医薬品には一般用医薬品や要指導医薬品という分類があることを知っていますか

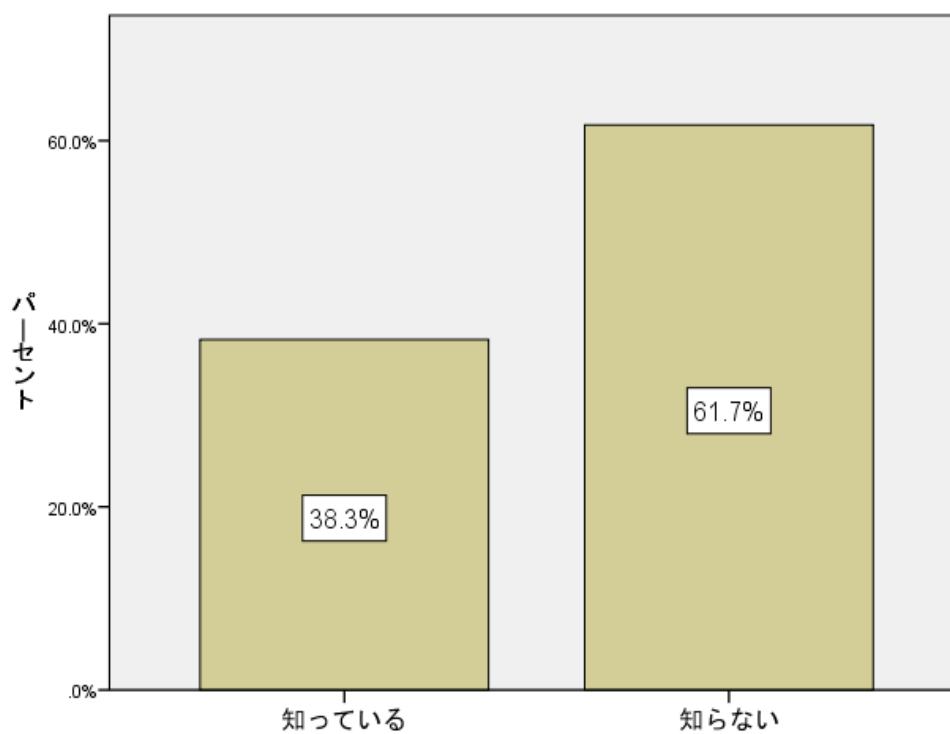
		度数	パーセント	有効パーセント
有効	知っている	1078	52.3	53.3
	知らない	945	45.8	46.7
	合計	2023	98.1	100.0
欠損値	999	3	0.1	
	システム欠損値	37	1.8	
	合計	40	1.9	
合計		2063	100.0	



医薬品には一般用医薬品や用指導医薬品という分類があることを知っていますか

問1-2. 一般用医薬品にはリスク等に応じて1～3類の区分があることを知っていますか

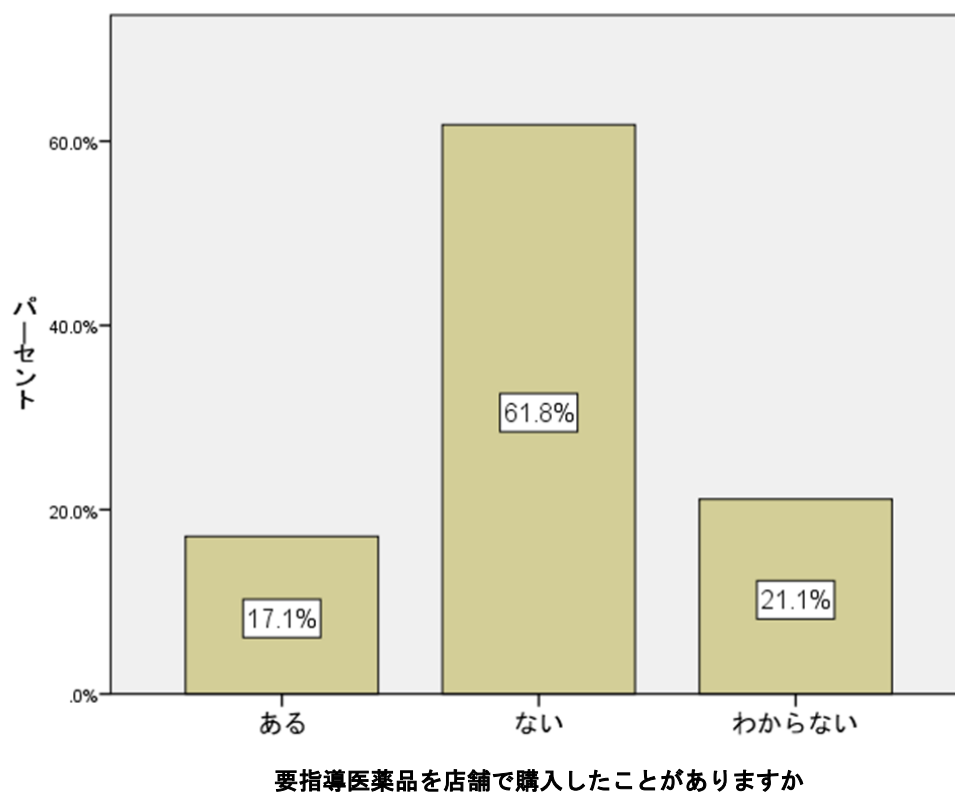
		度数	パーセント	有効パーセント
有効	知っている	772	37.4	38.3
	知らない	1245	60.3	61.7
	合計	2017	97.8	100.0
欠損値	999	2	0.1	
	システム欠損値	44	2.1	
	合計	46	2.2	
合計		2063	100.0	



一般用医薬品にはリスク等に応じて1～3類の区分があることを知っていますか

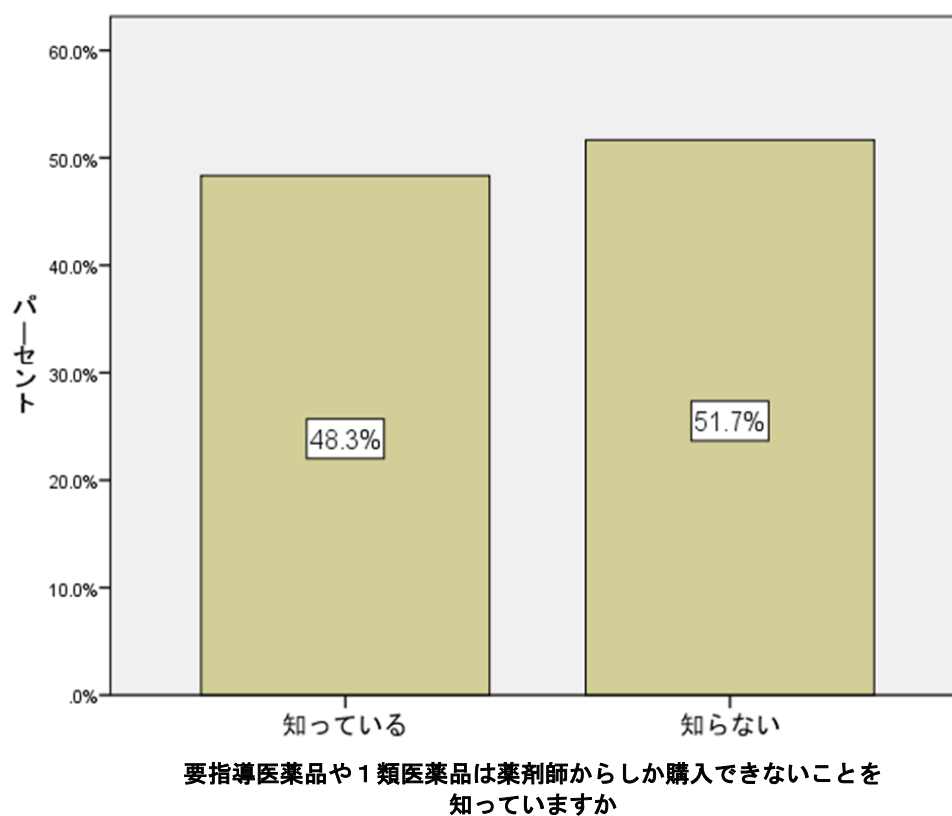
問2-1. 要指導医薬品を店舗で購入したことがありますか

		度数	パーセント	有効パーセント
有効	ある	347	16.8	17.1
	ない	1254	60.8	61.8
	わからない	429	20.8	21.1
	合計	2030	98.4	100.0
欠損値	システム欠損値	33	1.6	
合計		2063	100.0	



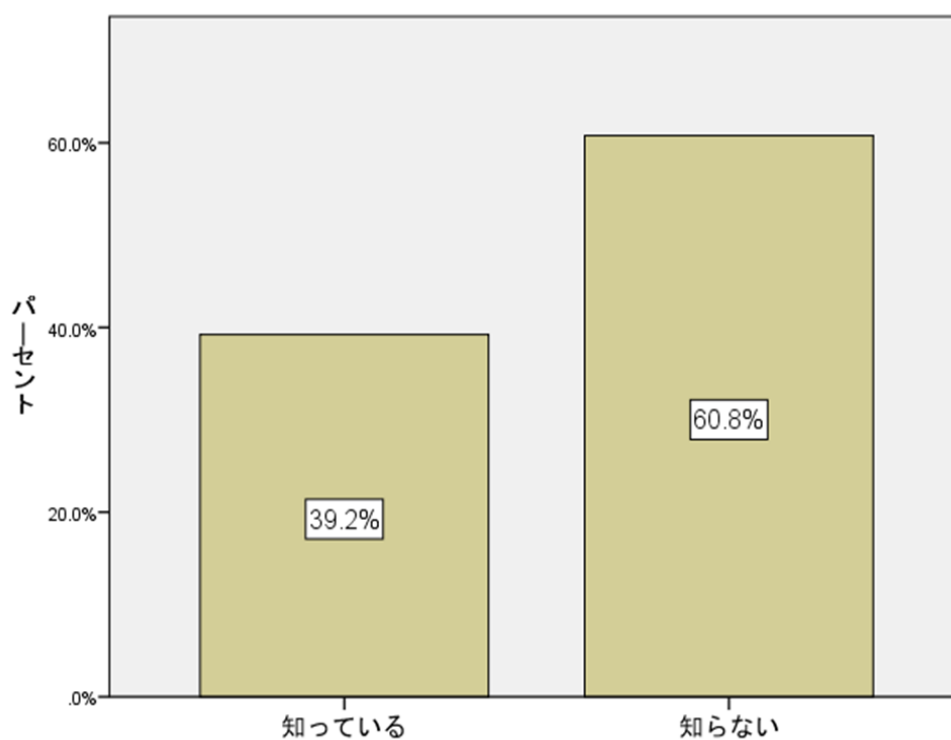
問2-2. 要指導医薬品や1類医薬品は薬剤師からしか購入できないことを知っていますか

		度数	パーセント	有効パーセント
有効	知っている	978	47.4	48.3
	知らない	1045	50.7	51.7
	合計	2023	98.1	100.0
欠損値	999	1	0.0	
	システム欠損値	39	1.9	
	合計	40	1.9	
合計		2063	100.0	



問2-3. 2類医薬品や3類医薬品は薬剤師や登録販売者からしか購入できないことを
知っていますか

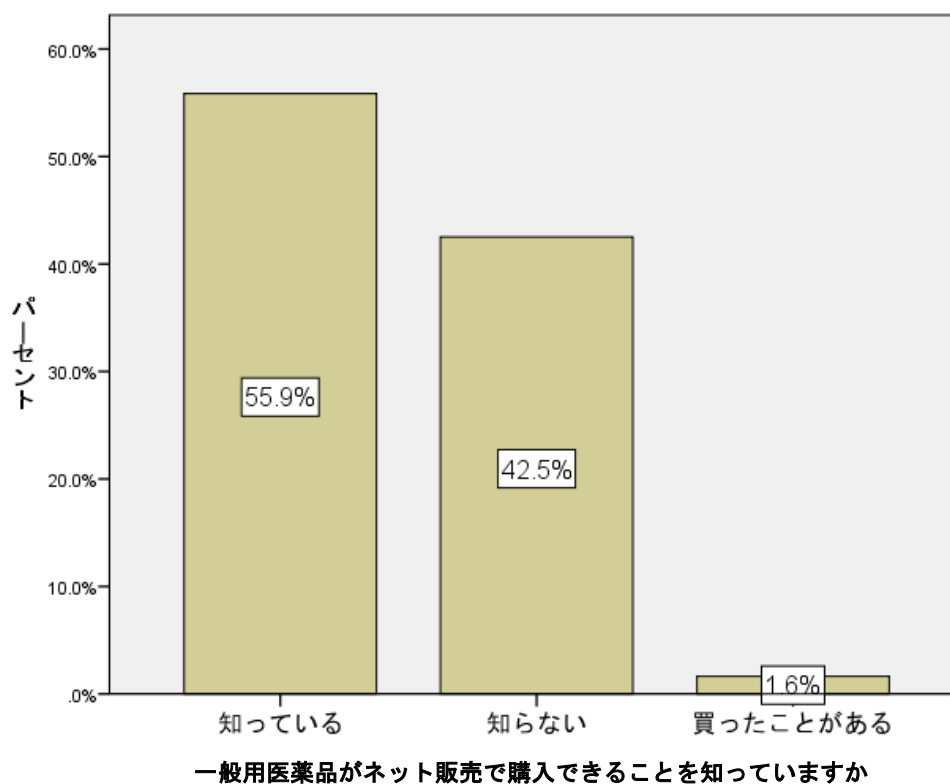
		度数	パーセント	有効パーセント
有効	知っている	790	38.3	39.2
	知らない	1224	59.3	60.8
	合計	2014	97.6	100.0
欠損値	999	3	0.1	
	システム欠損値	46	2.2	
	合計	49	2.4	
合計		2063	100.0	



2類医薬品や3類医薬品は薬剤師や登録販売者からしか購入できないことを
知っていますか

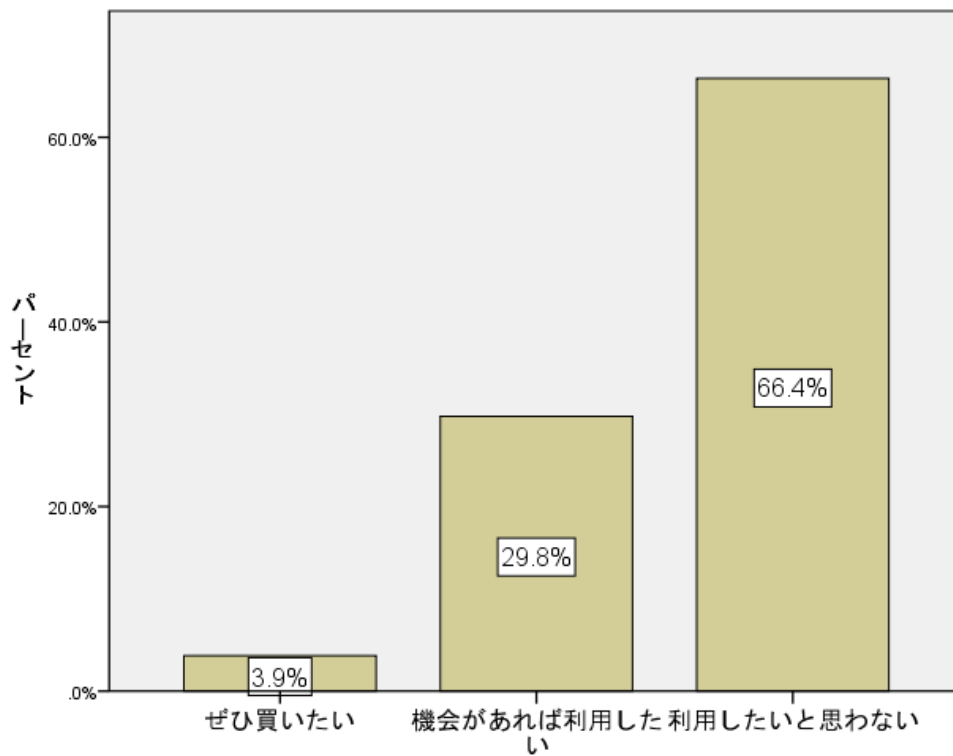
問2-4. 一般用医薬品がネット販売で購入できることを知っていますか

		度数	パーセント	有効パーセント
有効	知っている	1126	54.6	55.9
	知らない	857	41.5	42.5
	買ったことがある	33	1.6	1.6
	合計	2016	97.7	100.0
欠損値	999	5	0.2	
	システム欠損値	42	2.0	
	合計	47	2.3	
合計		2063	100.0	



問2-5. 今後、ネット販売で一般用医薬品を購入したいと思いますか

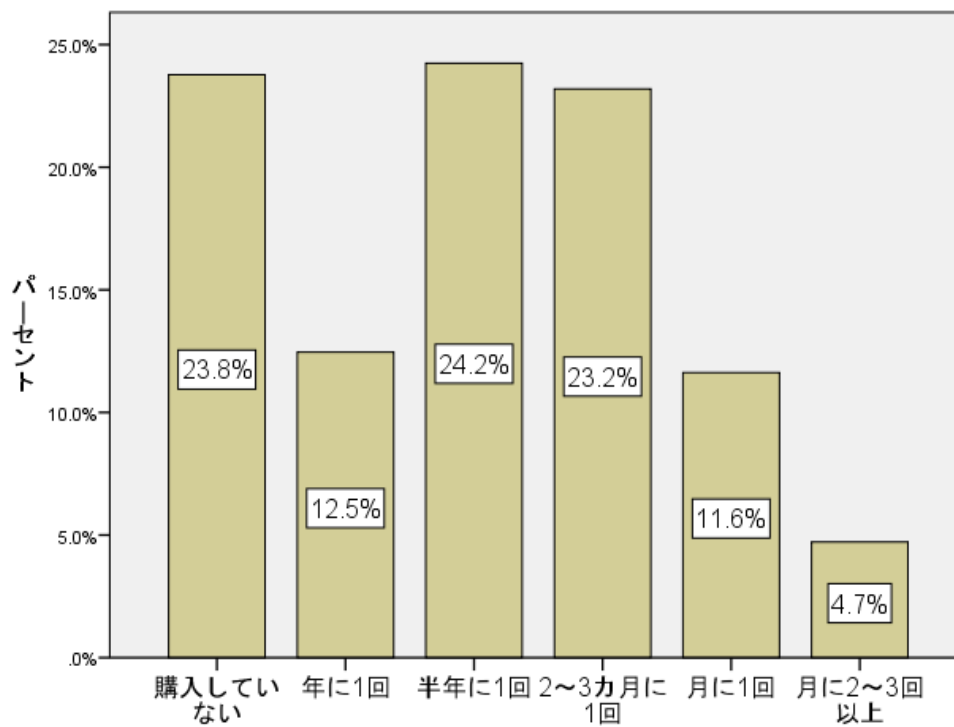
		度数	パーセント	有効パーセント
有効	ぜひ買いたい	78	3.8	3.9
	機会があれば利用したい	603	29.2	29.8
	利用したいと思わない	1344	65.1	66.4
	合計	2025	98.2	100.0
欠損値	999	4	0.2	
	システム欠損値	34	1.6	
	合計	38	1.8	
合計		2063	100.0	



一般用医薬品がネット販売で購入できることを知っていますか

問3-1. ここ1年の間に、一般用医薬品や要指導医薬品を店舗で、
どの程度の頻度で購入しましたか

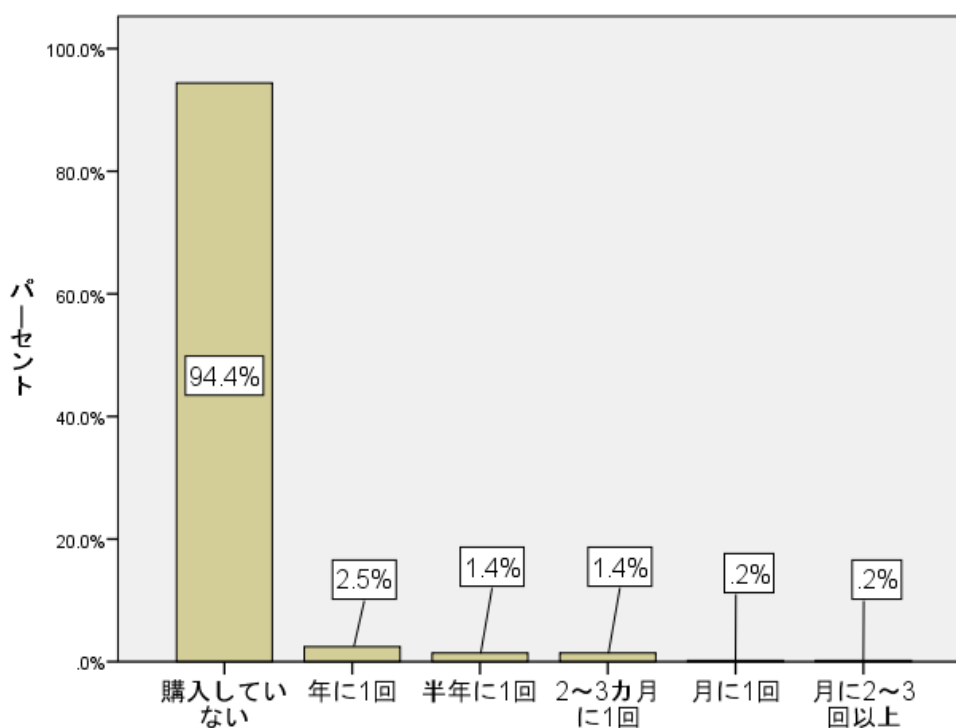
	度数	パーセント	有効パーセント
購入していない	454	22.0	23.8
月に2～3回以上	90	4.4	4.7
月に1回	222	10.8	11.6
有効 2～3カ月に1回	443	21.5	23.2
半年に1回	463	22.4	24.2
年に1回	238	11.5	12.5
合計	1910	92.6	100.0
999	15	0.7	
欠損値 システム欠損値	138	6.7	
合計	153	7.4	
合計	2063	100.0	



ここ1年の間に、一般用医薬品や要指導医薬品を店舗で、どの程度の頻度で
購入しましたか

問3-2. ここ1年の間に、一般用医薬品や要指導医薬品をネット販売で、
どの程度の頻度で購入しましたか

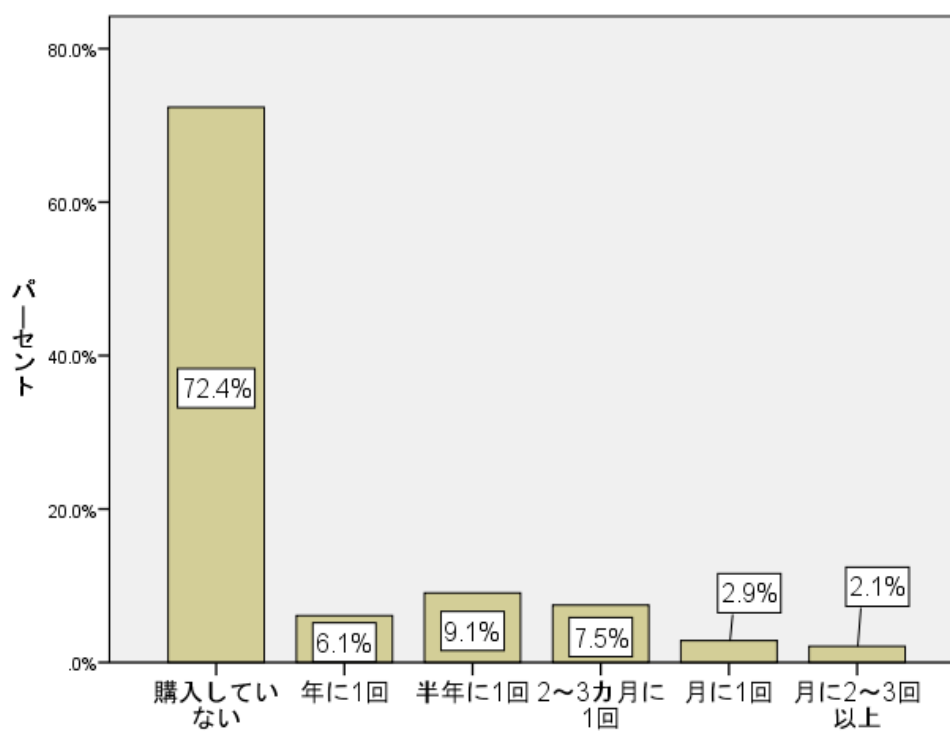
	度数	パーセント	有効パーセント
購入していない	1617	78.4	94.4
月に2~3回以上	3	0.1	0.2
月に1回	3	0.1	0.2
有効 2~3カ月に1回	24	1.2	1.4
半年に1回	24	1.2	1.4
年に1回	42	2.0	2.5
合計	1713	83.0	100.0
999	1	0.0	
欠損値 システム欠損値	349	16.9	
合計	350	17.0	
合計	2063	100.0	



ここ1年の間に、一般用医薬品や要指導医薬品をネット販売で、どの程度の頻度で購入しましたか

問3-3. ここ1年の間に、一般用医薬品や要指導医薬品を置き薬で、
どの程度の頻度で使用しましたか

	度数	パーセント	有効パーセント
購入していない	1268	61.5	72.4
月に2~3回以上	37	1.8	2.1
月に1回	50	2.4	2.9
有効			
2~3カ月に1回	131	6.3	7.5
半年に1回	159	7.7	9.1
年に1回	107	5.2	6.1
合計	1752	84.9	100.0
999	6	0.3	
欠損値			
システム欠損値	305	14.8	
合計	311	15.1	
合計	2063	100.0	

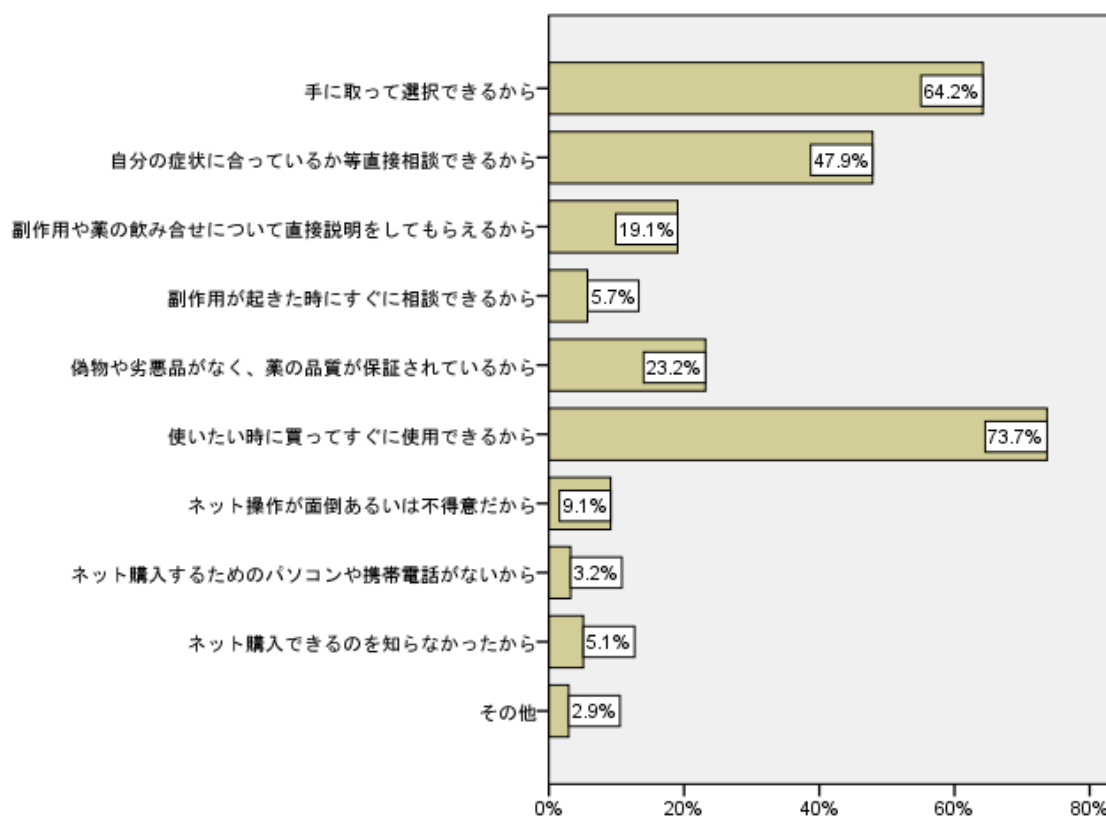


ここ1年の間に、一般用医薬品や要指導医薬品を置き薬で、どの程度の頻度で使用しましたか

問4-I. 店舗から購入したときの理由

	度数	パーセント	有効パーセント
手に取って選択できるから	920	63.2	64.2
自分の症状に合っているか等直接相談できるから	686	47.1	47.9
副作用や薬の飲み合せについて直接説明をもらえるから	273	18.8	19.1
副作用が起きた時にすぐに相談できるから	82	5.6	5.7
偽物や劣悪品がなく、薬の品質が保証されているから	332	22.8	23.2
使いたい時に買ってすぐに使用できるから	1056	72.5	73.7
ネット操作が面倒あるいは不得意だから	131	9.0	9.1
ネット購入するためのパソコンや携帯電話がないから	46	3.2	3.2
ネット購入できるのを知らなかったから	73	5.0	5.1
その他	42	2.9	2.9
合計	1433	98.4	100.0
欠損値	23	1.6	
合計	1456	100.0	

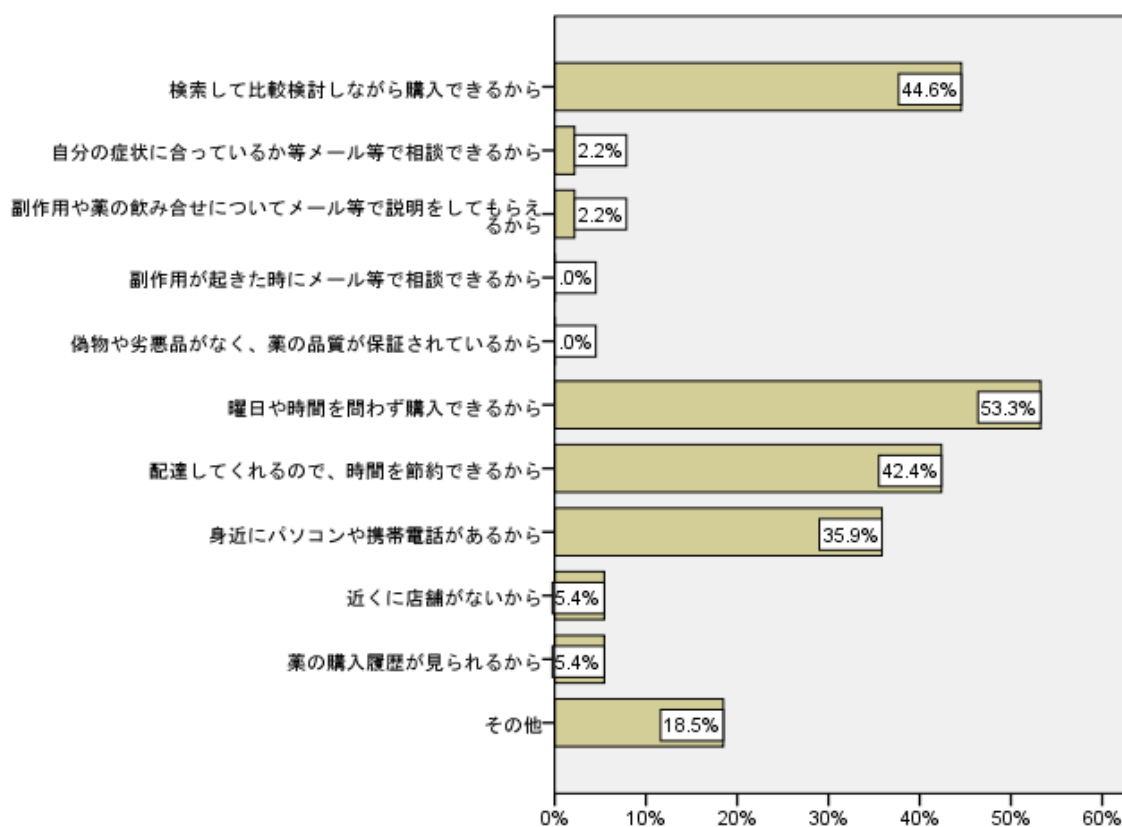
店舗で医薬品を購入した理由



問4-II. ネット販売から購入したときの理由

	度数	パーセント	有効パーセント
検索して比較検討しながら購入できるから	41	42.7	44.6
自分の症状に合っているか等メール等で相談できるから	2	2.1	2.2
副作用や薬の飲み合せについてメール等で説明をもらえるから	2	2.1	2.2
副作用が起きた時にメール等で相談できるから	0	0.0	0.0
偽物や劣悪品がなく、薬の品質が保証されているから	0	0.0	0.0
曜日や時間を問わず購入できるから	49	51.0	53.3
配達してくれるので、時間を節約できるから	39	40.6	42.4
身近にパソコンや携帯電話があるから	33	34.4	35.9
近くに店舗がないから	5	5.2	5.4
薬の購入履歴が見られるから	5	5.2	5.4
その他	17	17.7	18.5
合計	92	95.8	100.0
欠損値	4	4.2	
合計	96	100.0	

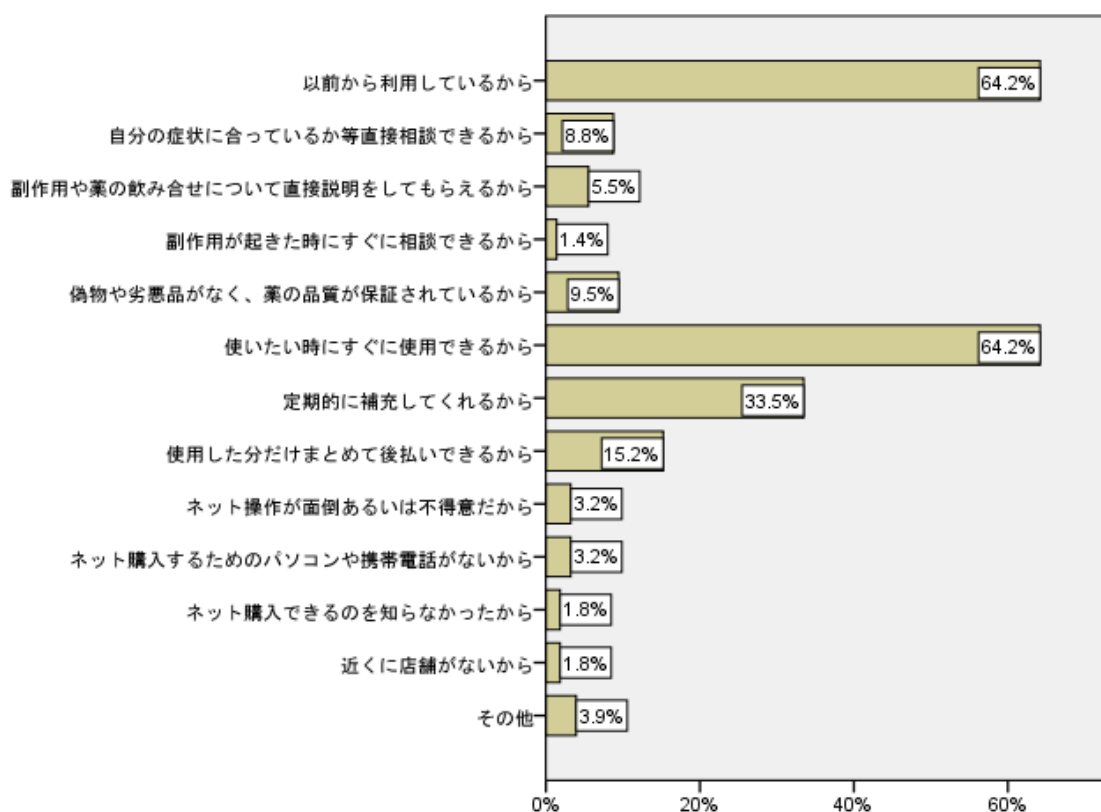
ネットで医薬品を購入した理由



問4-Ⅲ. 置き薬を使用したときの理由

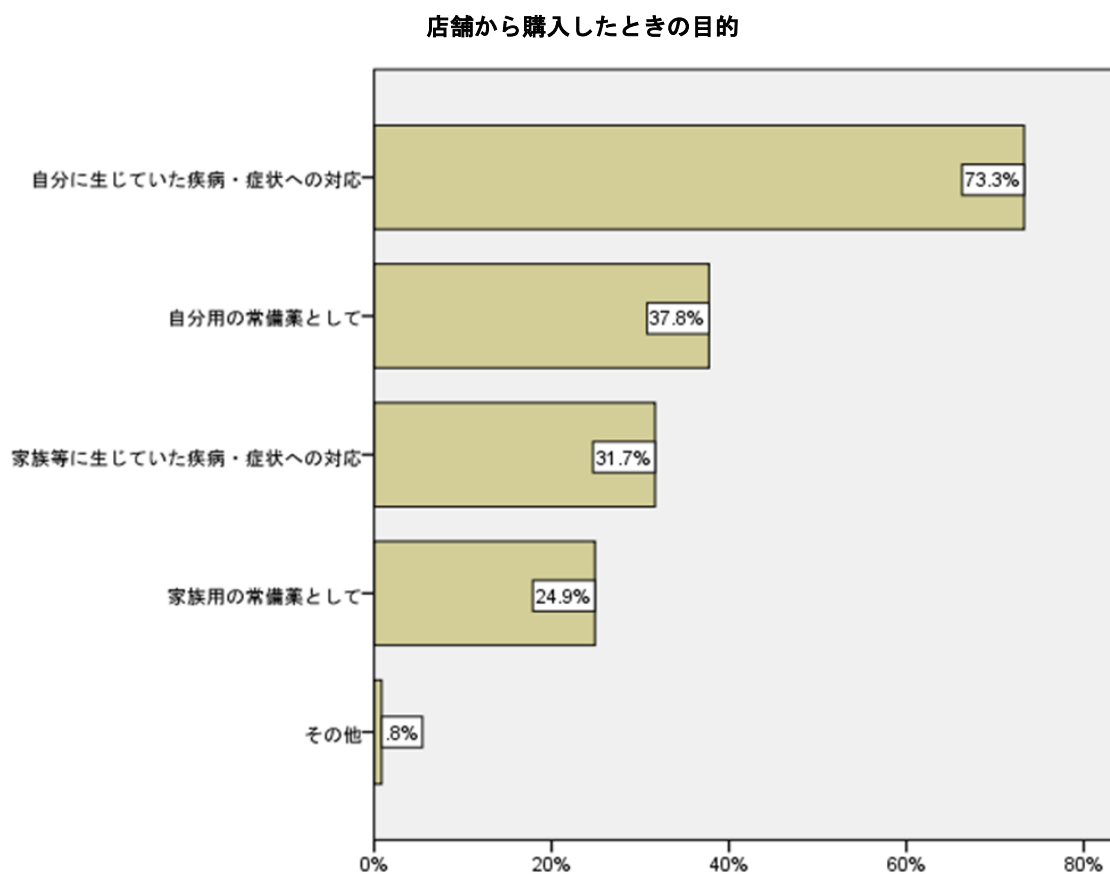
	度数	パーセント	有効パーセント
以前から利用しているから	278	57.4	64.2
自分の症状に合っているか等直接相談できるから	38	7.9	8.8
副作用や薬の飲み合せについて直接説明をもらえるから	24	5.0	5.5
副作用が起きた時にすぐに相談できるから	6	1.2	1.4
偽物や劣悪品がなく、薬の品質が保証されているから	41	8.5	9.5
使いたい時にすぐに使用できるから	278	57.4	64.2
定期的に補充してくれるから	145	30.0	33.5
使用した分だけまとめて後払いできるから	66	13.6	15.2
ネット操作が面倒あるいは不得意だから	14	2.9	3.2
ネット購入するためのパソコンや携帯電話がないから	14	2.9	3.2
ネット購入できるのを知らなかったから	8	1.7	1.8
近くに店舗がないから	8	1.7	1.8
その他	17	3.5	3.9
合計	433	89.5	100.0
欠損値	51	10.5	
合計	484	100.0	

置き薬を使用したときの理由



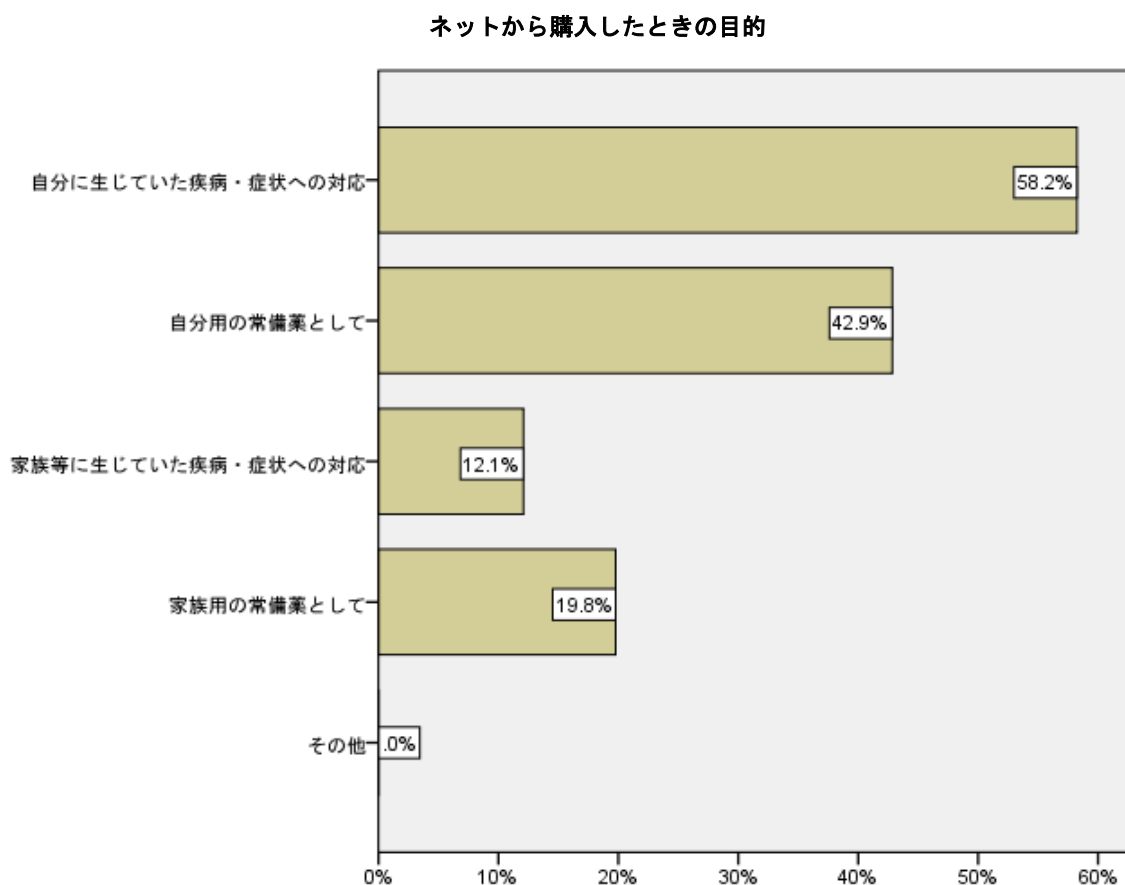
問5-I. 店舗から購入したときの目的

	度数	パーセント	有効パーセント
自分に生じていた疾病・症状への対応	1048	72.0	73.3
自分用の常備薬として	540	37.1	37.8
家族等に生じていた疾病・症状への対応	453	31.1	31.7
家族用の常備薬として	356	24.5	24.9
その他	12	0.8	0.8
合計	1430	98.2	100.0
欠損値	26	1.8	
合計	1456	100.0	



問5-II. ネットから購入したときの目的

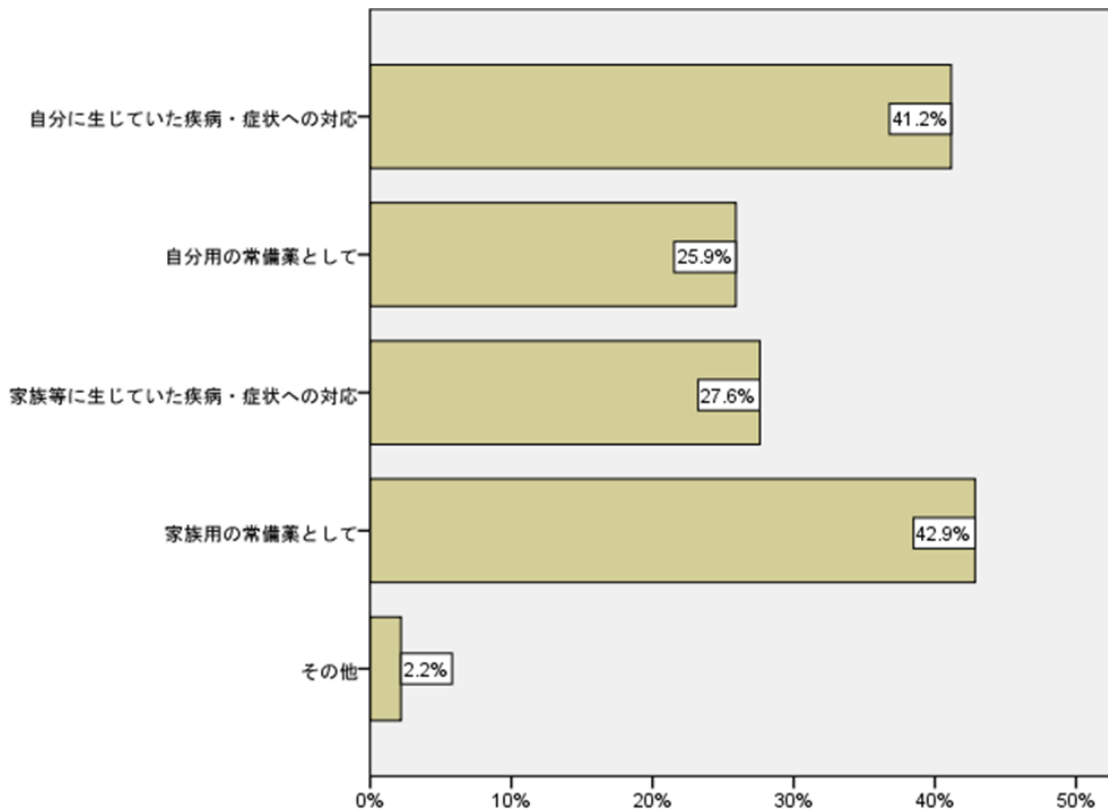
	度数	パーセント	有効パーセント
自分に生じていた疾病・症状への対応	53	55.2	58.2
自分用の常備薬として	39	40.6	42.9
家族等に生じていた疾病・症状への対応	11	11.5	12.1
家族用の常備薬として	18	18.8	19.8
その他	0	0.0	0.0
合計	91	94.8	100.0
欠損値	5	5.2	
合計	96	100.0	



問5-Ⅲ. 置き薬を使用したときの目的

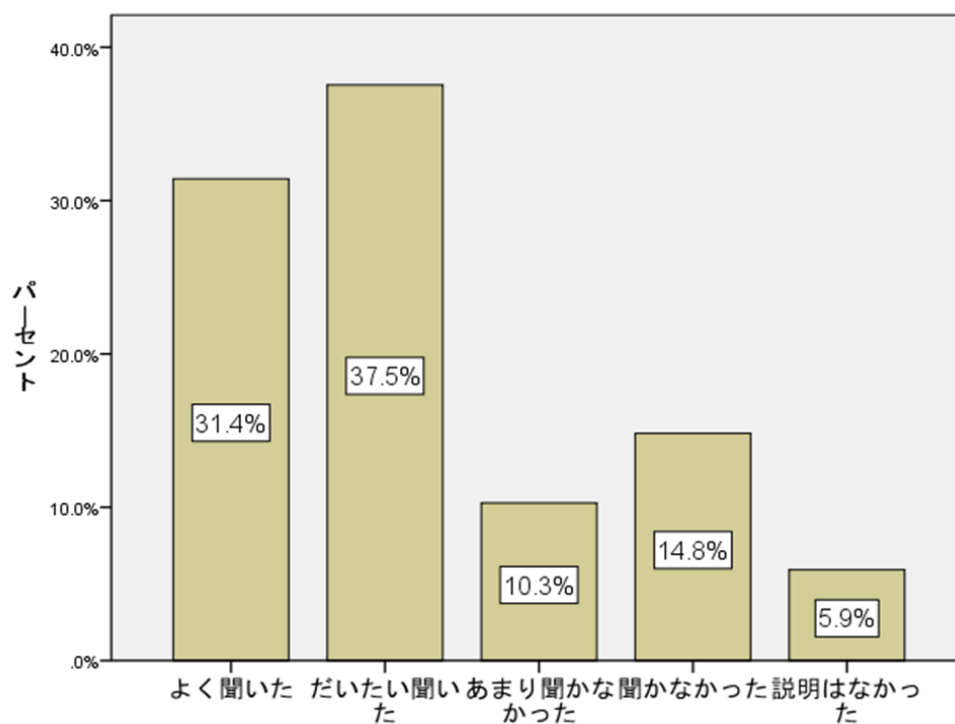
	度数	パーセント	有効パーセント
自分に生じていた疾病・症状への対応	170	35.1	41.2
自分用の常備薬として	107	22.1	25.9
家族等に生じていた疾病・症状への対応	114	23.6	27.6
家族用の常備薬として	177	36.6	42.9
その他	9	1.9	2.2
合計	413	85.3	100.0
欠損値	71	14.7	
合計	484	100.0	

置き薬を使用したときの目的



問6-1. 薬の飲み方や副作用についての説明をどのくらい聞きましたか（要指導医薬品-店舗）

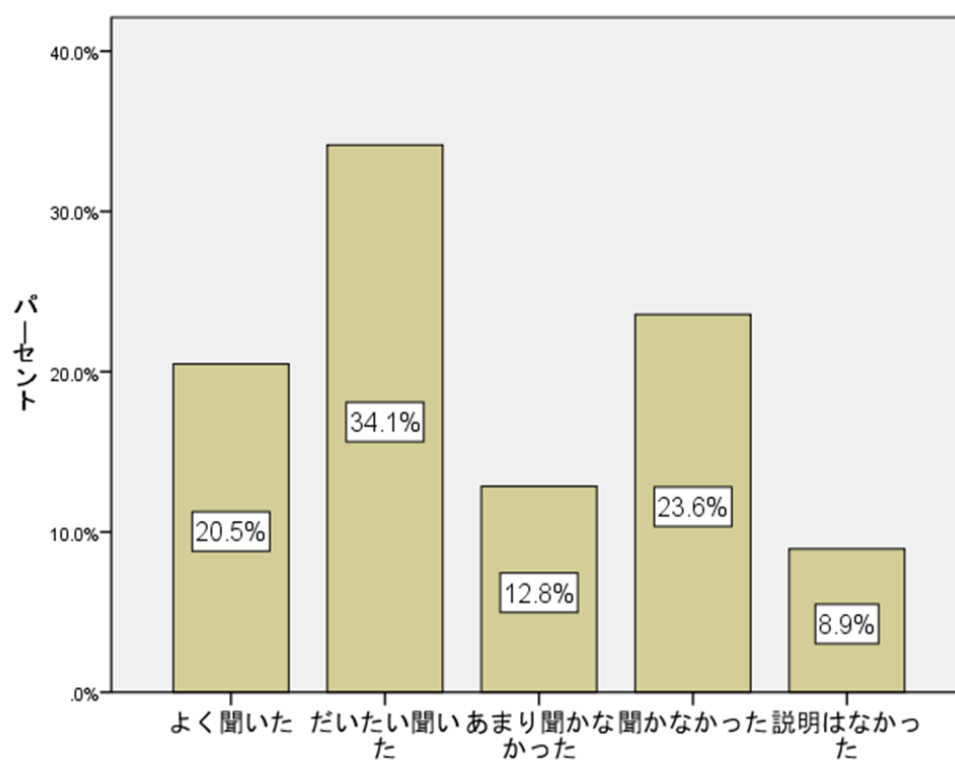
		度数	パーセント	有効パーセント
有効	よく聞いた	159	10.9	31.4
	だいたい聞いた	190	13.0	37.5
	あまり聞かなかった	52	3.6	10.3
	聞かなかった	75	5.2	14.8
	説明はなかった	30	2.1	5.9
	合計	506	34.8	100.0
欠損値	999	6	0.4	
	システム欠損値	944	64.8	
	合計	950	65.2	
合計		1456	100.0	



薬の飲み方や副作用についての説明をどのくらい聞きましたか（要指導医薬品-店舗）

問6-1. 薬の飲み方や副作用についての説明をどのくらい聞きましたか（一類医薬品-店舗）

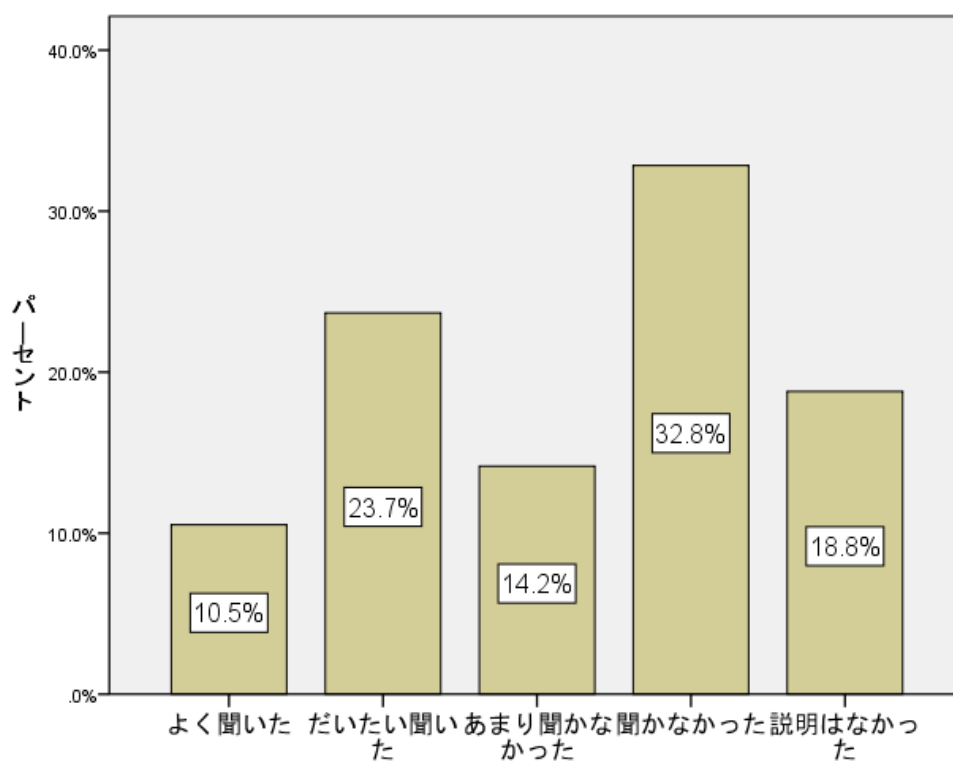
		度数	パーセント	有効パーセント
有効	よく聞いた	126	8.7	20.5
	だいたい聞いた	210	14.4	34.1
	あまり聞かなかった	79	5.4	12.8
	聞かなかった	145	10.0	23.6
	説明はなかった	55	3.8	8.9
	合計	615	42.2	100.0
999		6	0.4	
欠損値	システム欠損値	835	57.3	
	合計	841	57.8	
合計		1456	100.0	



薬の飲み方や副作用についての説明をどのくらい聞きましたか（一類医薬品-店舗）

問6-1. 薬の飲み方や副作用についての説明をどのくらい聞きましたか（二類医薬品-店舗）

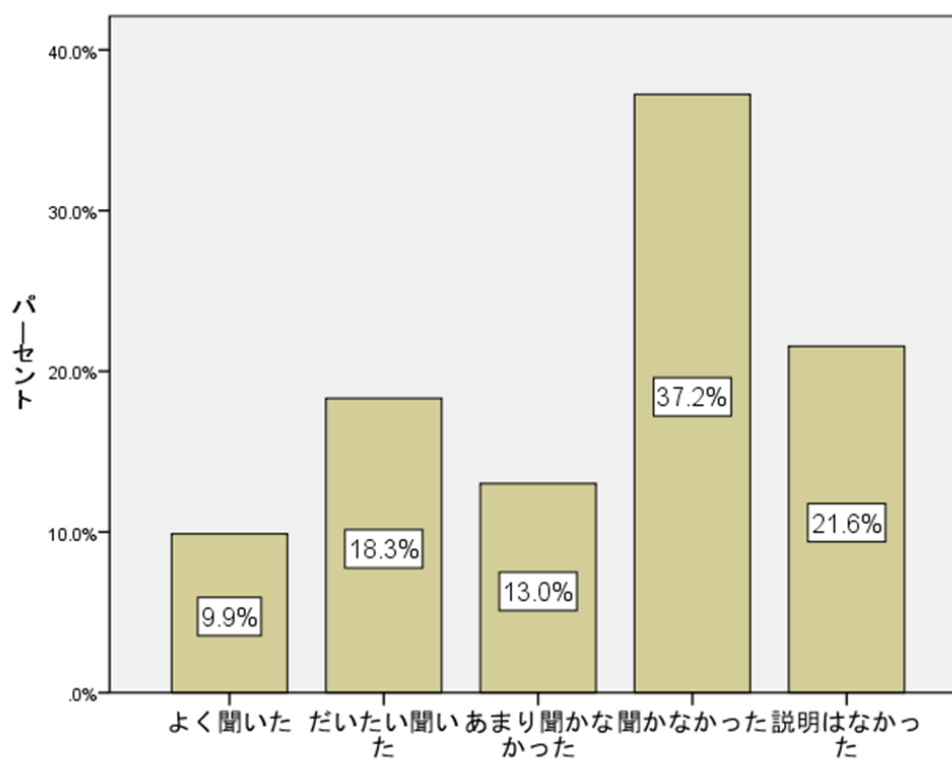
		度数	パーセント	有効パーセント
有効	よく聞いた	84	5.8	10.5
	だいたい聞いた	189	13.0	23.7
	あまり聞かなかった	113	7.8	14.2
	聞かなかった	262	18.0	32.8
	説明はなかった	150	10.3	18.8
	合計	798	54.8	100.0
欠損値	999	9	0.6	
	システム欠損値	649	44.6	
	合計	658	45.2	
合計		1456	100.0	



薬の飲み方や副作用についての説明をどのくらい聞きましたか（二類医薬品-店舗）

問6-1. 薬の飲み方や副作用についての説明をどのくらい聞きましたか（三類医薬品-店舗）

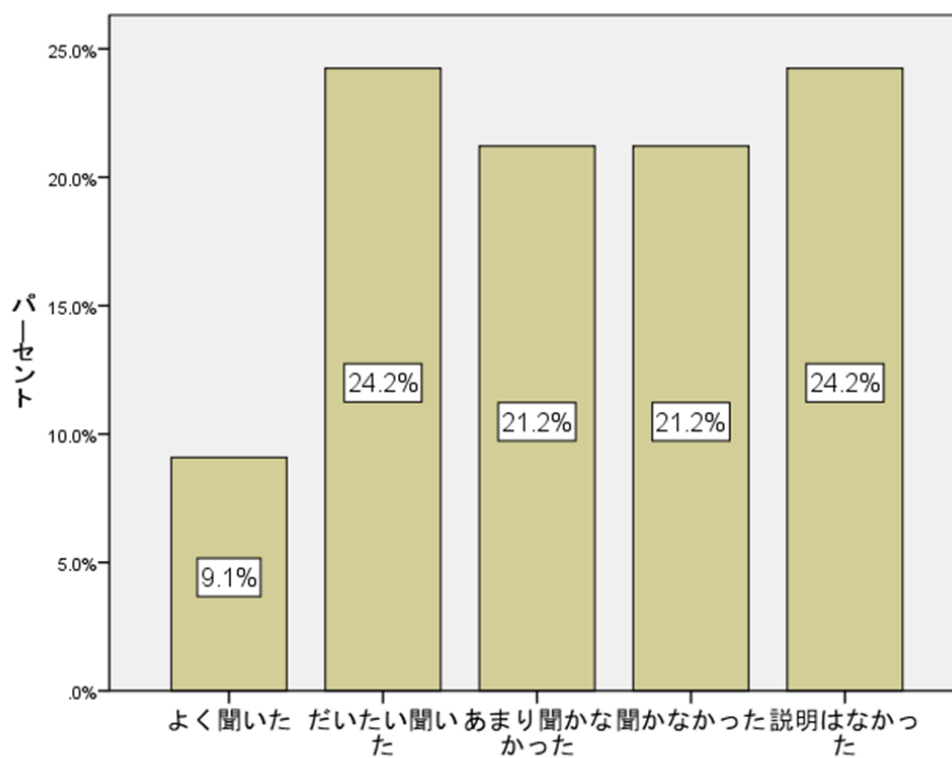
		度数	パーセント	有効パーセント
有効	よく聞いた	82	5.6	9.9
	だいたい聞いた	152	10.4	18.3
	あまり聞かなかった	108	7.4	13.0
	聞かなかった	309	21.2	37.2
	説明はなかった	179	12.3	21.6
	合計	830	57.0	100.0
欠損値	999	15	1.0	
	システム欠損値	611	42.0	
	合計	626	43.0	
合計		1456	100.0	



薬の飲み方や副作用についての説明をどのくらい聞きましたか（三類医薬品-店舗）

問6-1. 薬の飲み方や副作用についての説明をどのくらい聞きましたか（一類医薬品-ネット）

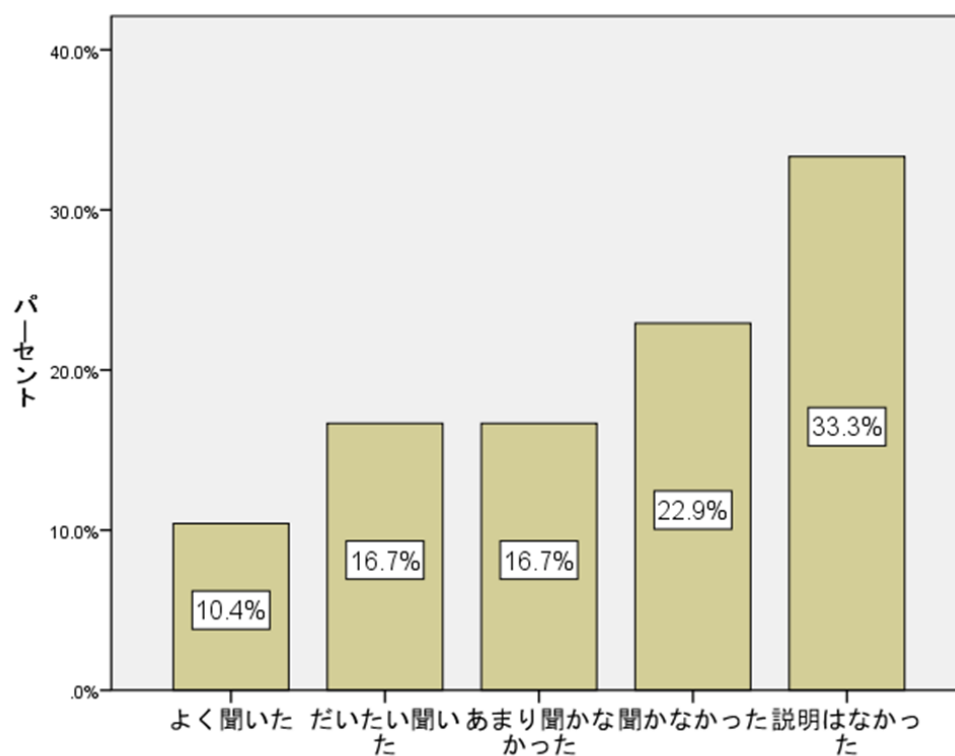
		度数	パーセント	有効パーセント
有効	よく聞いた	3	3.1	9.1
	だいたい聞いた	8	8.3	24.2
	あまり聞かなかった	7	7.3	21.2
	聞かなかった	7	7.3	21.2
	説明はなかった	8	8.3	24.2
	合計	33	34.4	100.0
欠損値	システム欠損値	63	65.6	
	合計	63	65.6	
合計		96	100.0	



薬の飲み方や副作用についての説明をどのくらい聞きましたか（一類医薬品-ネット）

問6-1. 薬の飲み方や副作用についての説明をどのくらい聞きましたか（二類医薬品-ネット）

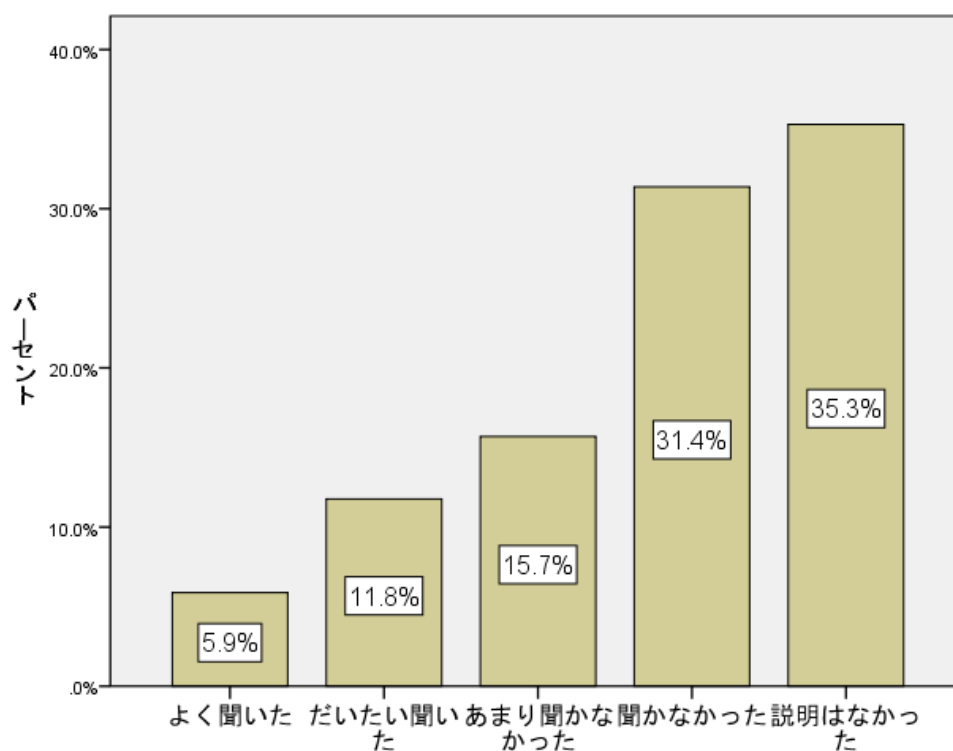
		度数	パーセント	有効パーセント
有効	よく聞いた	5	5.2	10.4
	だいたい聞いた	8	8.3	16.7
	あまり聞かなかった	8	8.3	16.7
	聞かなかった	11	11.5	22.9
	説明はなかった	16	16.7	33.3
	合計	48	50.0	100.0
欠損値	システム欠損値	48	50.0	
	合計	48	50.0	
合計		96	100.0	



薬の飲み方や副作用についての説明をどのくらい聞きましたか（二類医薬品-ネット）

問6-1. 薬の飲み方や副作用についての説明をどのくらい聞きましたか（三類医薬品-ネット）

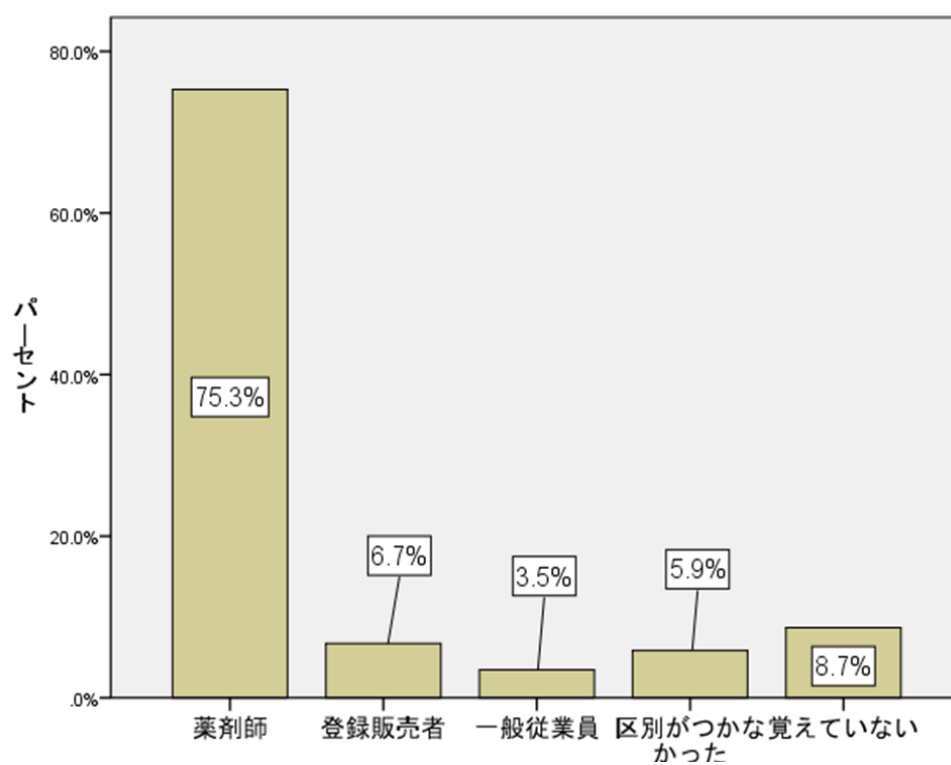
		度数	パーセント	有効パーセント
有効	よく聞いた	3	3.1	5.9
	だいたい聞いた	6	6.3	11.8
	あまり聞かなかった	8	8.3	15.7
	聞かなかった	16	16.7	31.4
	説明はなかった	18	18.8	35.3
	合計	51	53.1	100.0
欠損値	999	1	1.0	
	システム欠損値	44	45.8	
	合計	45	46.9	
合計		96	100.0	



薬の飲み方や副作用についての説明をどのくらい聞きましたか（三類医薬品-ネット）

問6-2. 説明は誰から聞きましたか（要指導医薬品-店舗）

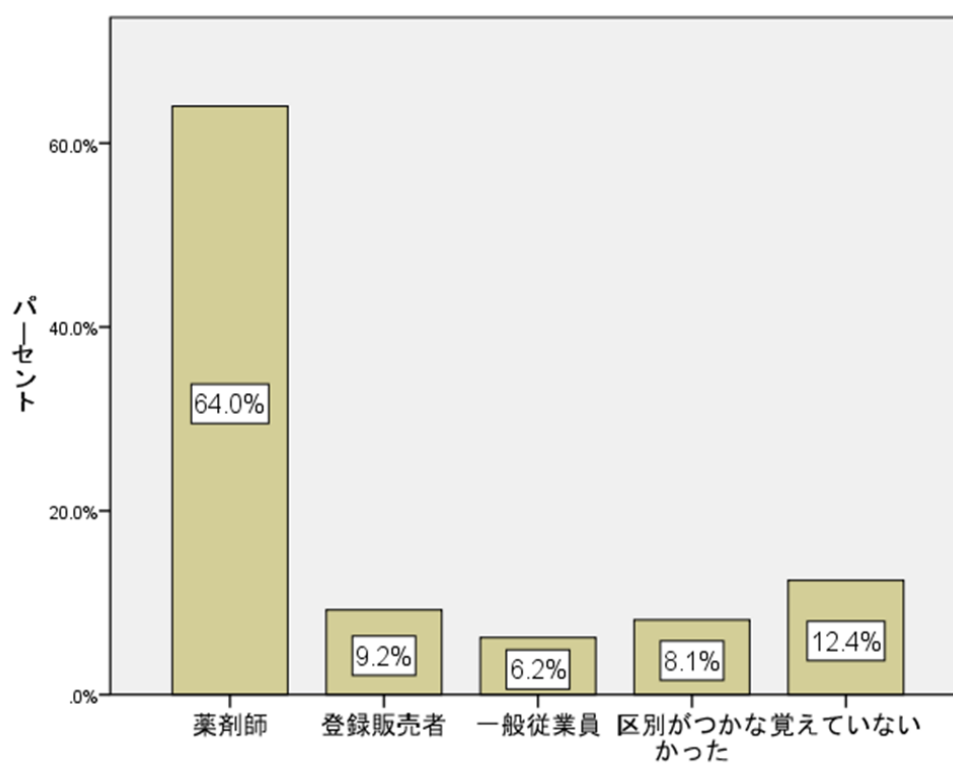
		度数	パーセント	有効パーセント
有効	薬剤師	347	23.8	75.3
	登録販売者	31	2.1	6.7
	一般従業員	16	1.1	3.5
	区別がつかなかった	27	1.9	5.9
	覚えていない	40	2.7	8.7
	合計	461	31.7	100.0
欠損値	999	6	0.4	
	システム欠損値	989	67.9	
	合計	995	68.3	
合計		1456	100.0	



説明は誰から聞きましたか（要指導医薬品-店舗）

問6-2. 説明は誰から聞きましたか（一類医薬品-店舗）

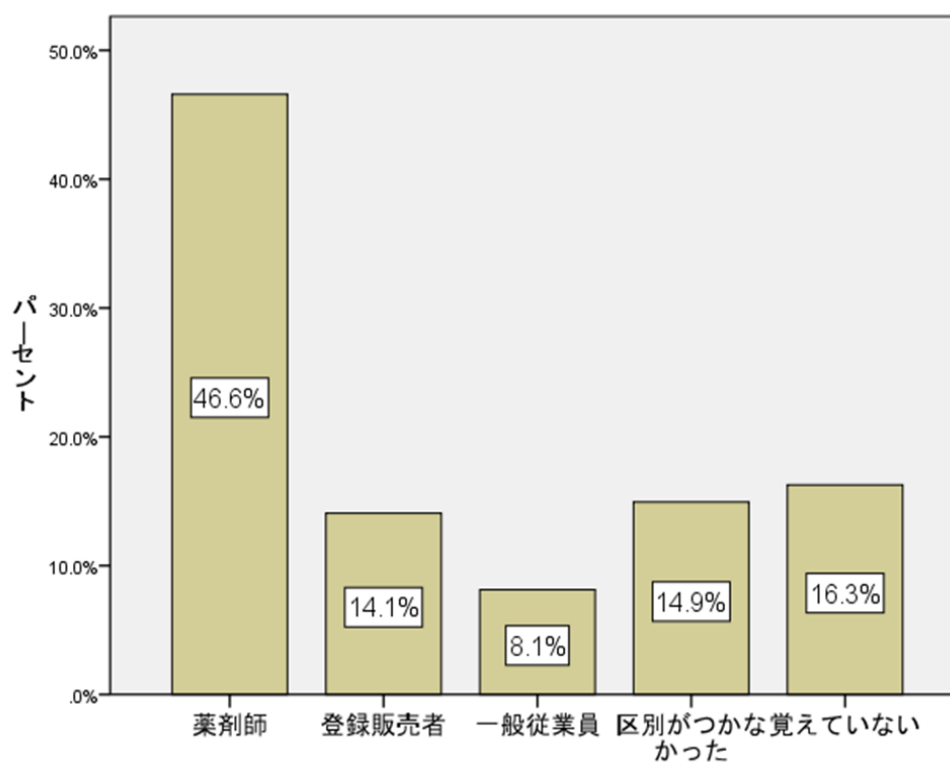
		度数	パーセント	有効パーセント
有効	薬剤師	299	20.5	64.0
	登録販売者	43	3.0	9.2
	一般従業員	29	2.0	6.2
	区別がつかなかった	38	2.6	8.1
	覚えていない	58	4.0	12.4
	合計	467	32.1	100.0
欠損値	999	10	0.7	
	システム欠損値	979	67.2	
	合計	989	67.9	
合計		1456	100.0	



説明は誰から聞きましたか（一類医薬品-店舗）

問6-2. 説明は誰から聞きましたか（二類医薬品-店舗）

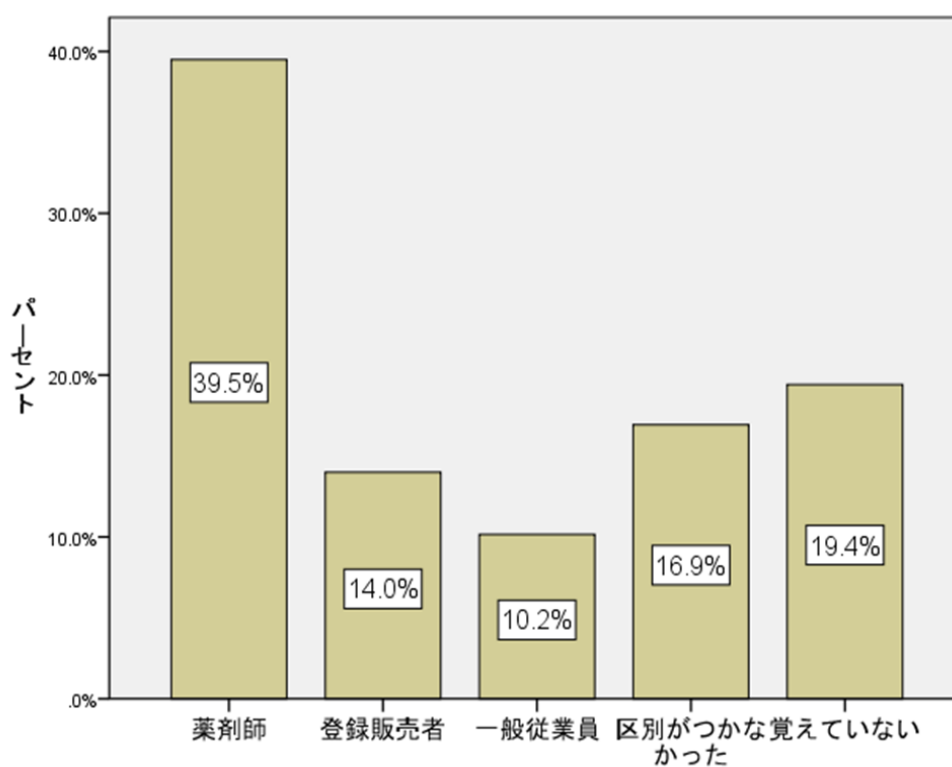
		度数	パーセント	有効パーセント
有効	薬剤師	212	14.6	46.6
	登録販売者	64	4.4	14.1
	一般従業員	37	2.5	8.1
	区別がつかなかった	68	4.7	14.9
	覚えていない	74	5.1	16.3
	合計	455	31.3	100.0
欠損値	999	15	1.0	
	システム欠損値	986	67.7	
	合計	1001	68.8	
合計		1456	100.0	



説明は誰から聞きましたか（二類医薬品-店舗）

問6-2. 説明は誰から聞きましたか（三類医薬品-店舗）

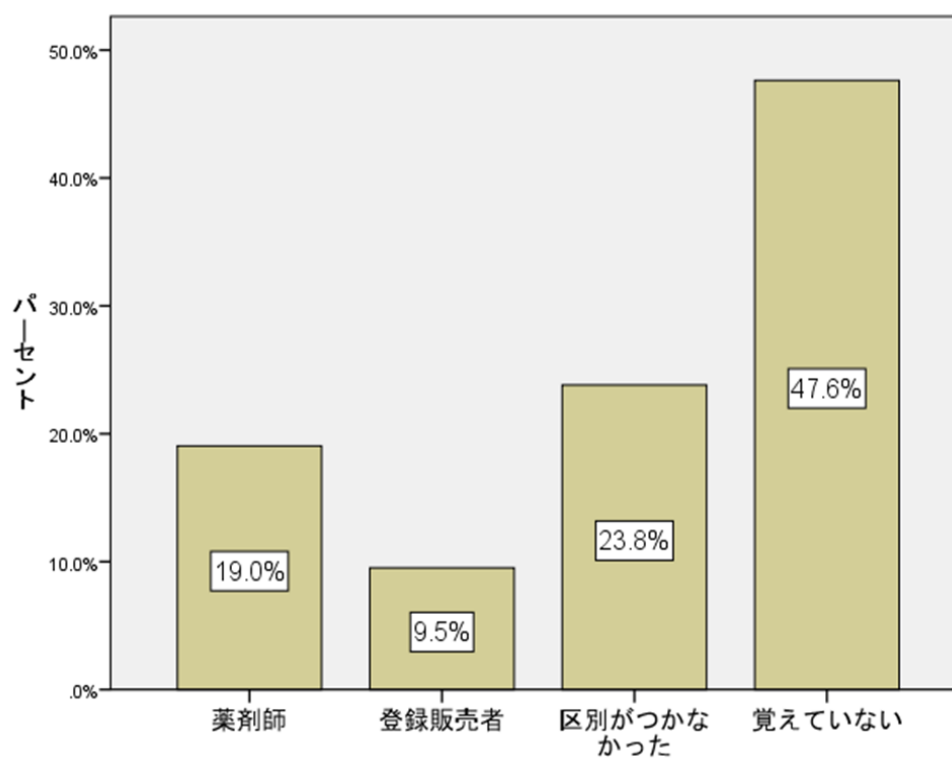
		度数	パーセント	有効パーセント
有効	薬剤師	175	12.0	39.5
	登録販売者	62	4.3	14.0
	一般従業員	45	3.1	10.2
	区別がつかなかった	75	5.2	16.9
	覚えていない	86	5.9	19.4
	合計	443	30.4	100.0
欠損値	999	12	0.8	
	システム欠損値	1001	68.8	
	合計	1013	69.6	
合計		1456	100.0	



説明は誰から聞きましたか（三類医薬品-店舗）

問6-2. 説明は誰から聞きましたか（一類医薬品-ネット）

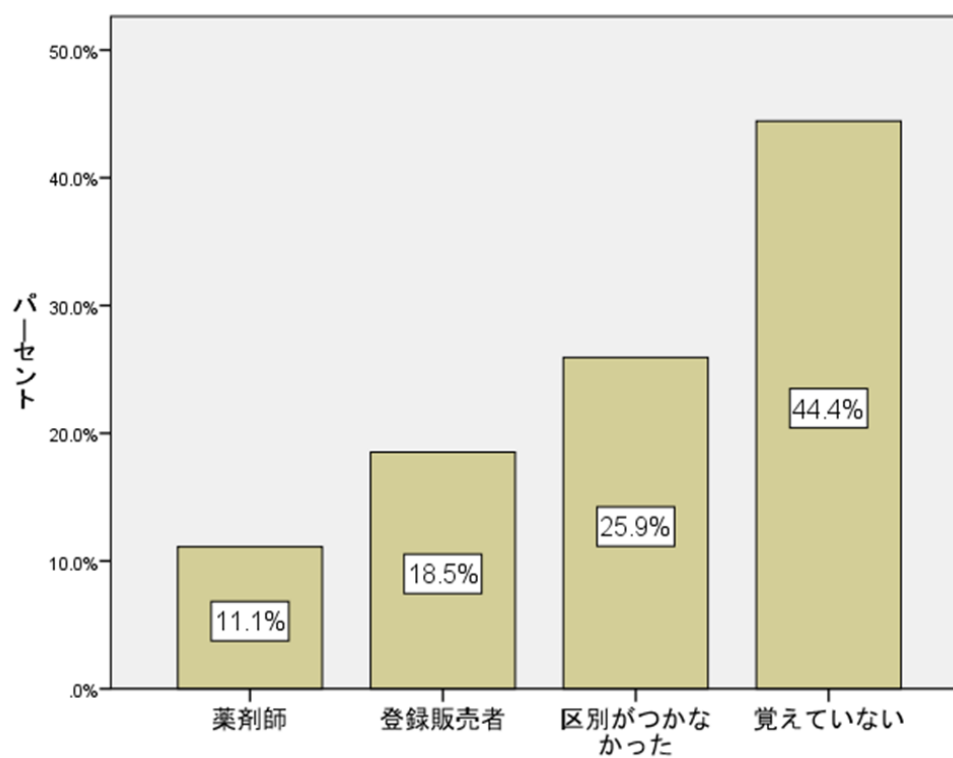
	度数	パーセント	有効パーセント
有効			
薬剤師	4	4.2	19.0
登録販売者	2	2.1	9.5
一般従業員	0	0.0	0.0
区別がつかなかった	5	5.2	23.8
覚えていない	10	10.4	47.6
合計	21	21.9	100.0
欠損値			
システム欠損値	75	78.1	
合計	75	78.1	
合計	96	100.0	



説明は誰から聞きましたか（一類医薬品-ネット）

問6-2. 説明は誰から聞きましたか（二類医薬品-ネット）

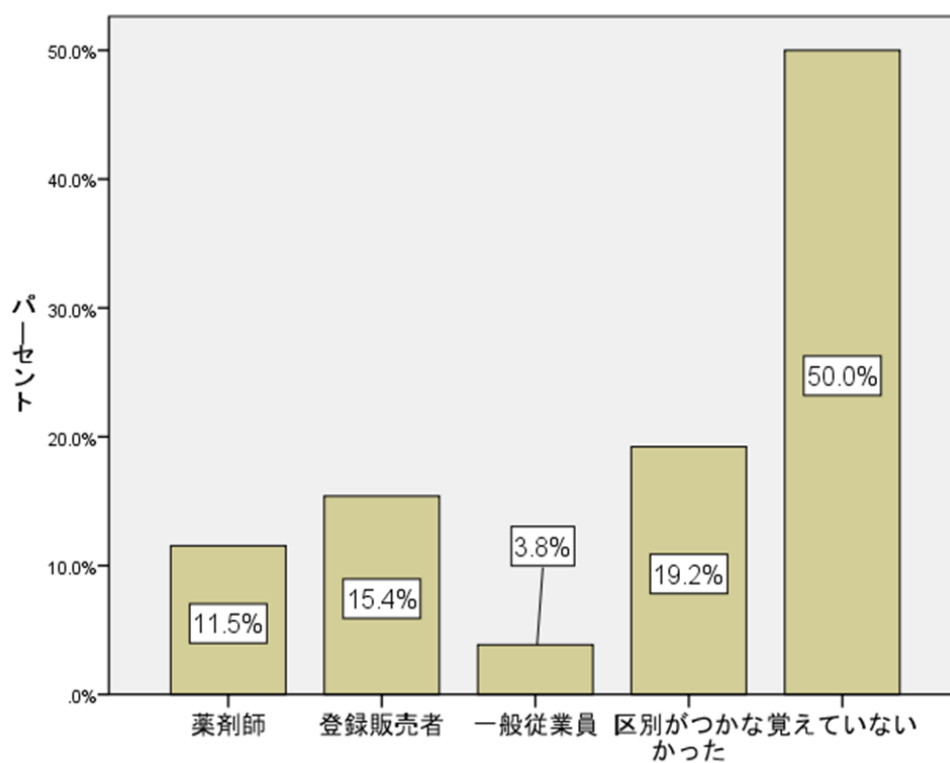
		度数	パーセント	有効パーセント
有効	薬剤師	3	3.1	11.1
	登録販売者	5	5.2	18.5
	一般従業員	0	0.0	0.0
	区別がつかなかった	7	7.3	25.9
	覚えていない	12	12.5	44.4
	合計	27	28.1	100.0
欠損値	システム欠損値	69	71.9	
	合計	69	71.9	
合計		96	100.0	



説明は誰から聞きましたか（二類医薬品-ネット）

問6-2. 説明は誰から聞きましたか（三類医薬品-ネット）

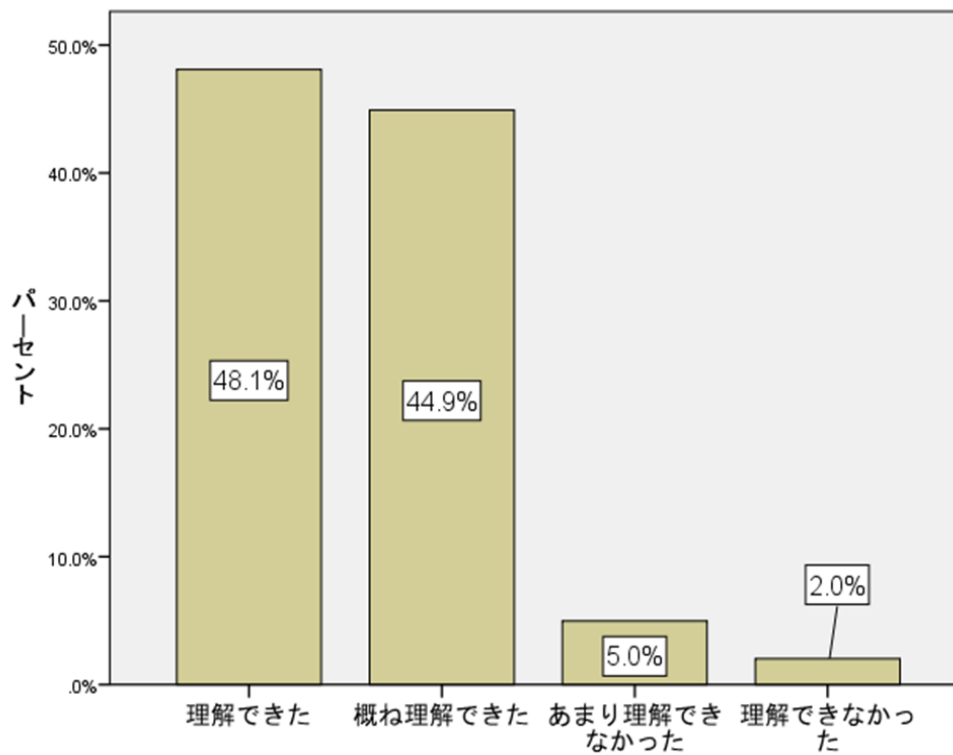
		度数	パーセント	有効パーセント
有効	薬剤師	3	3.1	11.5
	登録販売者	4	4.2	15.4
	一般従業員	1	1.0	3.8
	区別がつかなかった	5	5.2	19.2
	覚えていない	13	13.5	50.0
	合計	26	27.1	100.0
欠損値	システム欠損値	70	72.9	
	合計	70	72.9	
合計		96	100.0	



説明は誰から聞きましたか（三類医薬品-ネット）

問6-3. 説明はどの程度理解できましたか（要指導医薬品-店舗）

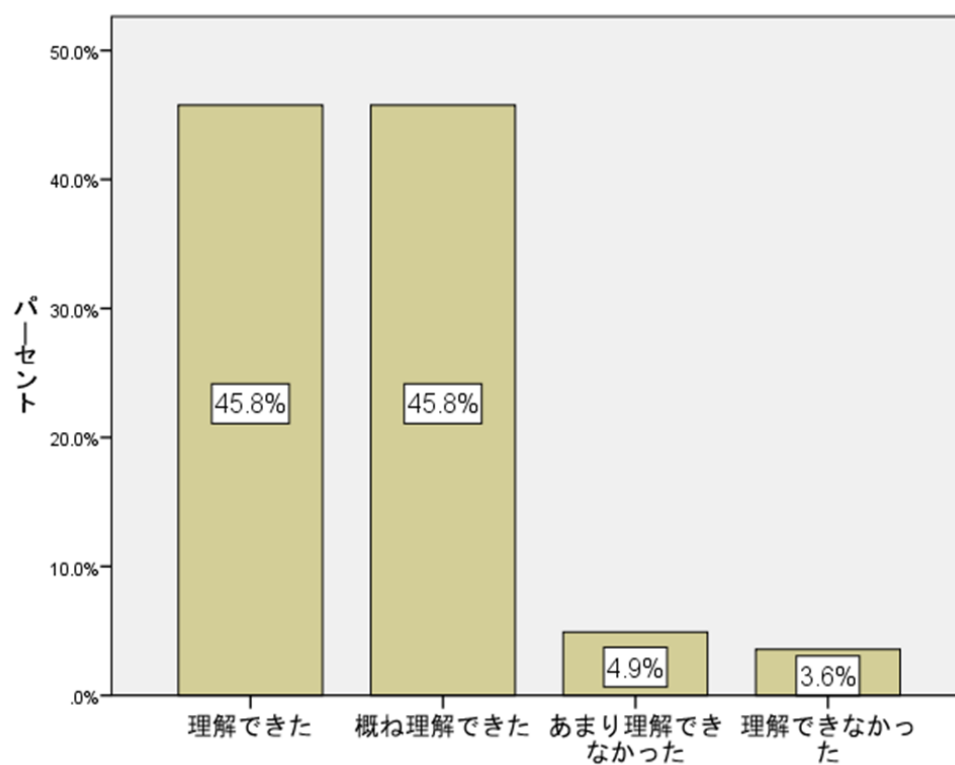
		度数	パーセント	有効パーセント
有効	理解できた	213	14.6	48.1
	概ね理解できた	199	13.7	44.9
	あまり理解できなかった	22	1.5	5.0
	理解できなかった	9	0.6	2.0
	合計	443	30.4	100.0
欠損値	999	3	0.2	
	システム欠損値	1010	69.4	
	合計	1013	69.6	
合計		1456	100.0	



説明はどの程度理解できましたか（要指導医薬品-店舗）

問6-3. 説明はどの程度理解できましたか（一類医薬品-店舗）

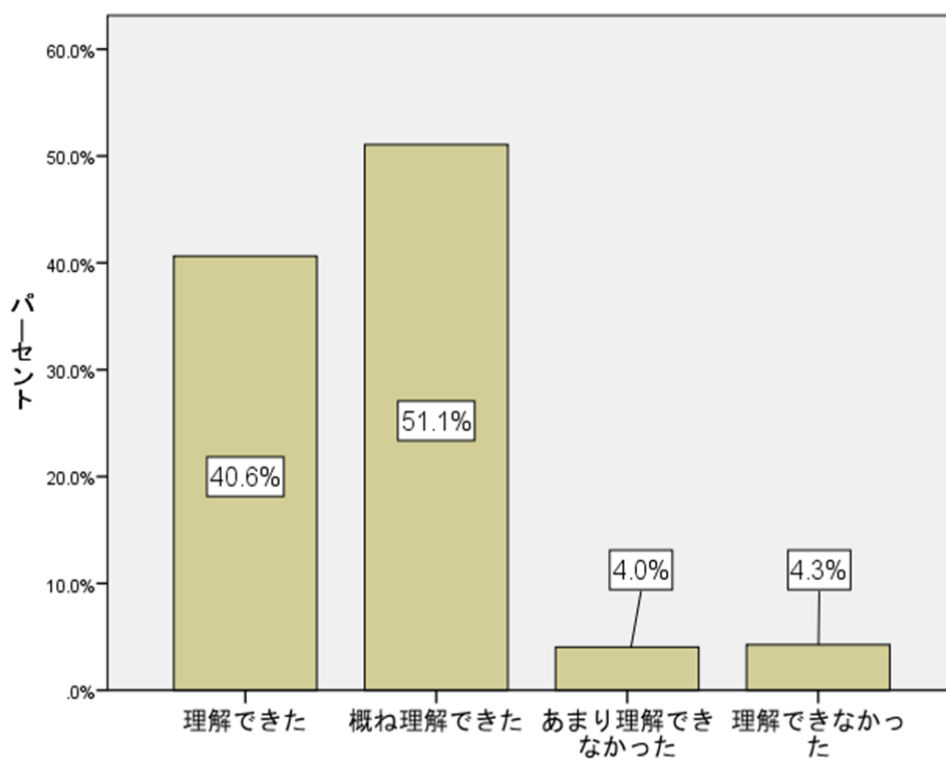
		度数	パーセント	有効パーセント
有効	理解できた	205	14.1	45.8
	概ね理解できた	205	14.1	45.8
	あまり理解できなかった	22	1.5	4.9
	理解できなかった	16	1.1	3.6
	合計	448	30.8	100.0
欠損値	999	2	0.1	
	システム欠損値	1006	69.1	
	合計	1008	69.2	
合計		1456	100.0	



説明はどの程度理解できましたか（一類医薬品-店舗）

問6-3. 説明はどの程度理解できましたか（二類医薬品-店舗）

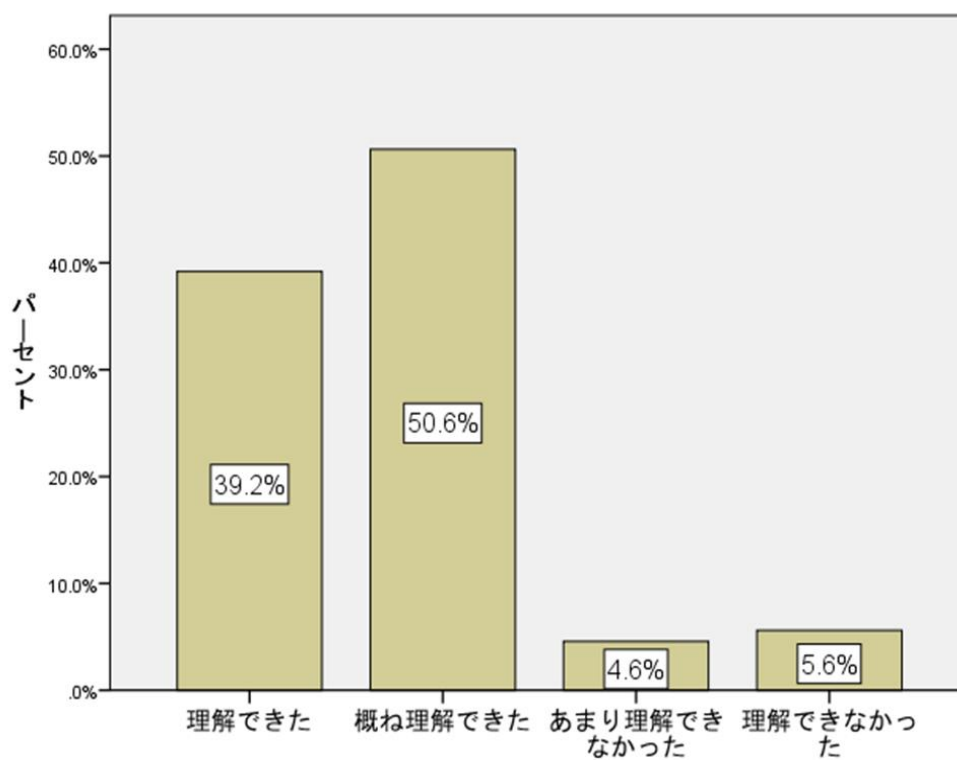
		度数	パーセント	有効パーセント
有効	理解できた	171	11.7	40.6
	概ね理解できた	215	14.8	51.1
	あまり理解できなかった	17	1.2	4.0
	理解できなかった	18	1.2	4.3
	合計	421	28.9	100.0
欠損値	999	3	0.2	
	システム欠損値	1032	70.9	
	合計	1035	71.1	
合計		1456	100.0	



説明はどの程度理解できましたか（二類医薬品-店舗）

問6-3. 説明はどの程度理解できましたか（三類医薬品-店舗）

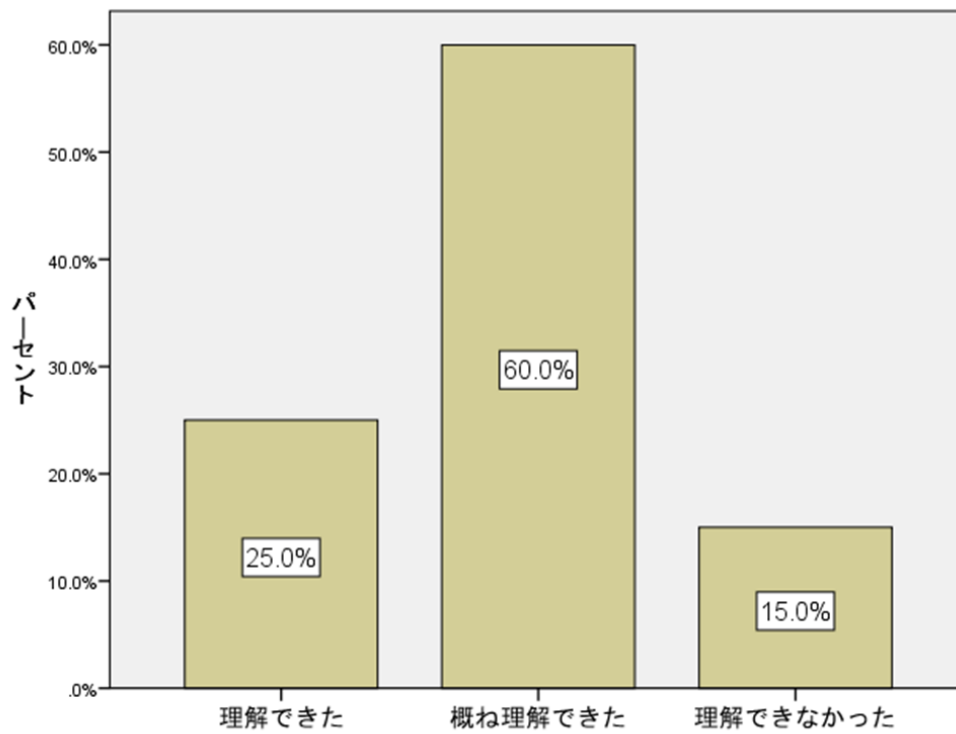
		度数	パーセント	有効パーセント
有効	理解できた	154	10.6	39.2
	概ね理解できた	199	13.7	50.6
	あまり理解できなかった	18	1.2	4.6
	理解できなかった	22	1.5	5.6
	合計	393	27.0	100.0
欠損値	999	3	0.2	
	システム欠損値	1060	72.8	
	合計	1063	73.0	
	合計	1456	100.0	



説明はどの程度理解できましたか（三類医薬品-店舗）

問6-3. 説明はどの程度理解できましたか（一類医薬品-ネット）

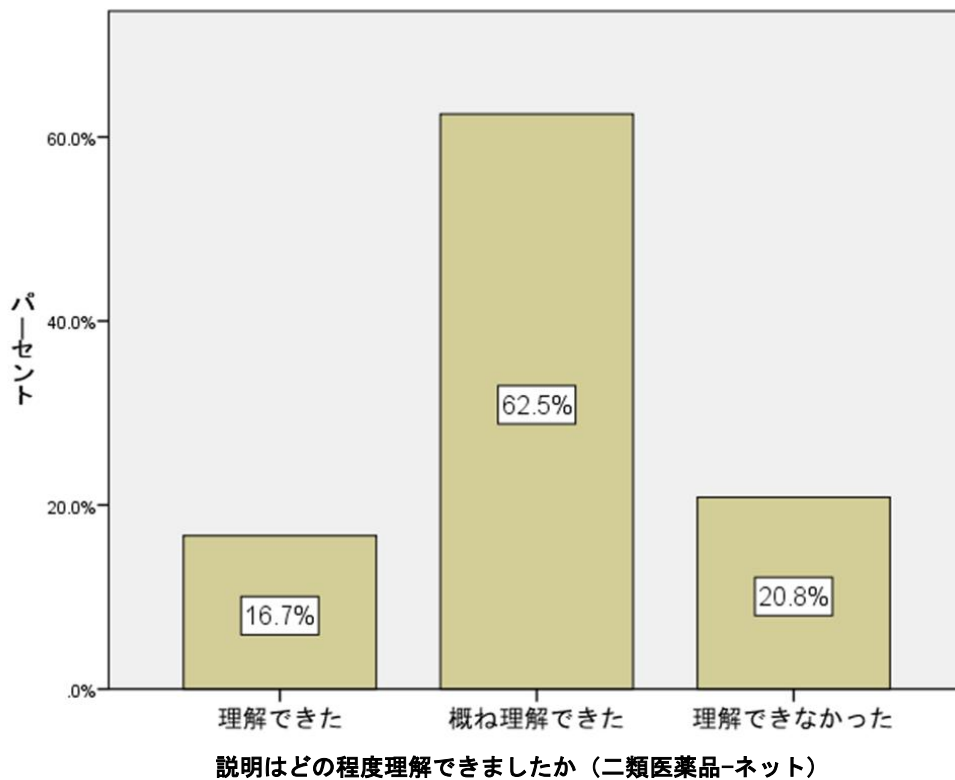
		度数	パーセント	有効パーセント
有効	理解できた	5	5.2	25.0
	概ね理解できた	12	12.5	60.0
	あまり理解できなかった	0	0.0	0.0
	理解できなかった	3	3.1	15.0
	合計	20	20.8	100.0
欠損値	システム欠損値	76	79.2	
	合計	76	79.2	
合計		96	100.0	



説明はどの程度理解できましたか（一類医薬品-ネット）

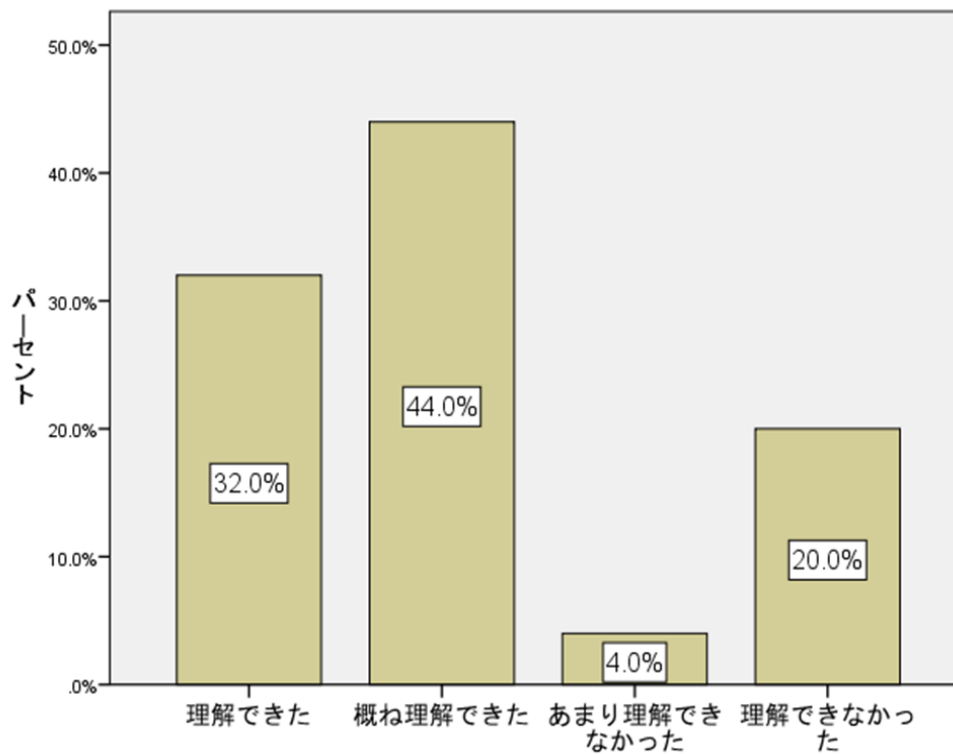
問6-3. 説明はどの程度理解できましたか（二類医薬品-ネット）

		度数	パーセント	有効パーセント
有効	理解できた	4	4.2	16.7
	概ね理解できた	15	15.6	62.5
	あまり理解できなかった	0	0.0	0.0
	理解できなかった	5	5.2	20.8
	合計	24	25.0	100.0
欠損値	システム欠損値	72	75.0	
	合計	72	75.0	
合計		96	100.0	



問6-3. 説明はどの程度理解できましたか（三類医薬品-ネット）

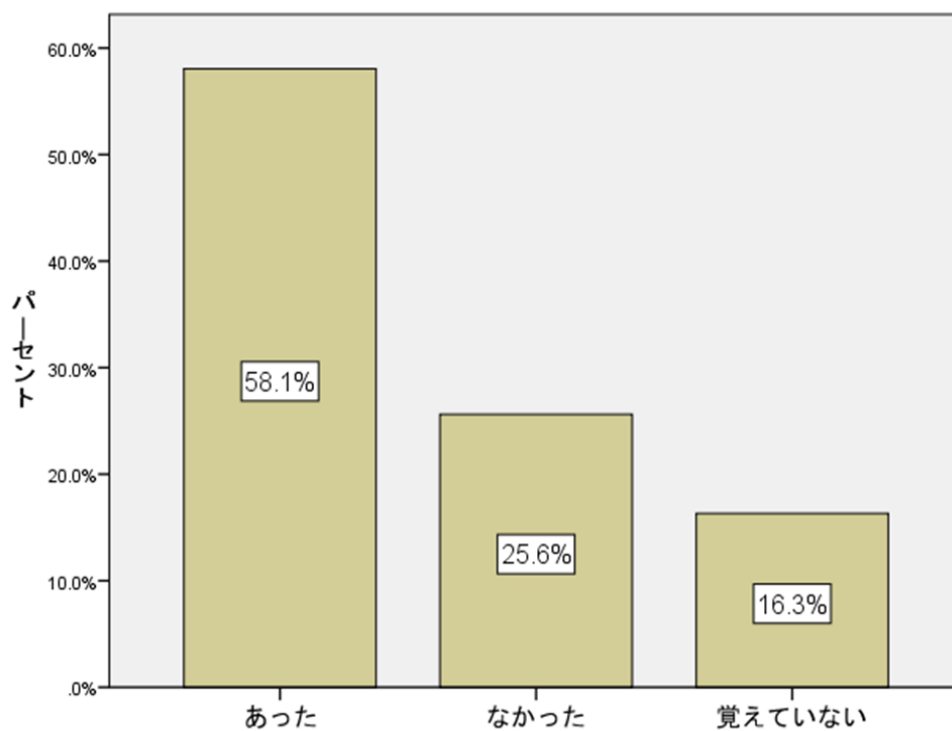
	度数	パーセント	有効パーセント
理解できた	8	8.3	32.0
概ね理解できた	11	11.5	44.0
有効			
あまり理解できなかった	1	1.0	4.0
理解できなかった	5	5.2	20.0
合計	25	26.0	100.0
システム欠損値	71	74.0	
欠損値			
合計	71	74.0	
合計	96	100.0	



説明はどの程度理解できましたか（三類医薬品-ネット）

問6-4. 用法・用量、効能・効果等について、文書で情報提供はありましたか
(要指導医薬品-店舗)

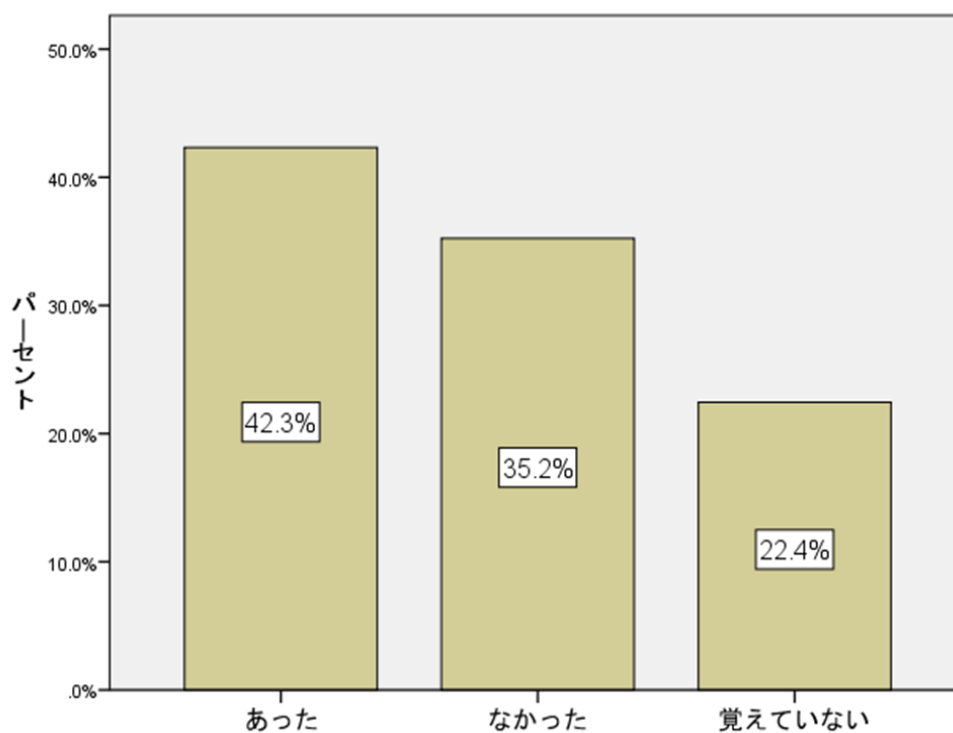
		度数	パーセント	有効パーセント
有効	あった	281	19.3	58.1
	なかった	124	8.5	25.6
	覚えていない	79	5.4	16.3
	合計	484	33.2	100.0
欠損値	999	1	0.1	
	システム欠損値	971	66.7	
	合計	972	66.8	
合計		1456	100.0	



用法・用量、効能・効果等について、文書で情報提供はありましたか
(要指導医薬品-店舗)

問6-4. 用法・用量、効能・効果等について、文書で情報提供はありましたか
 (一類医薬品-店舗)

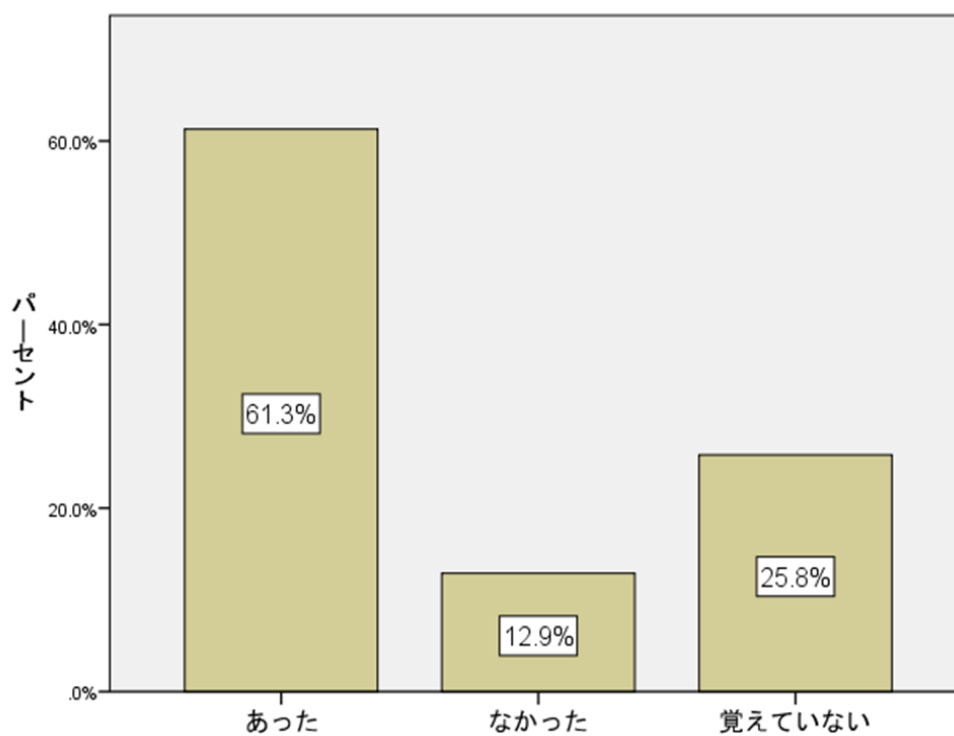
		度数	パーセント	有効パーセント
有効	あった	215	14.8	42.3
	なかった	179	12.3	35.2
	覚えていない	114	7.8	22.4
	合計	508	34.9	100.0
欠損値	999	1	0.1	
	システム欠損値	947	65.0	
	合計	948	65.1	
合計		1456	100.0	



用法・用量、効能・効果等について、文書で情報提供はありましたか
 (一類医薬品-店舗)

問6-4. 用法・用量、効能・効果等について、文書で情報提供はありましたか
(一類医薬品-ネット)

		度数	パーセント	有効パーセント
有効	あった	19	19.8	61.3
	なかった	4	4.2	12.9
	覚えていない	8	8.3	25.8
	合計	31	32.3	100.0
欠損値	システム欠損値	65	67.7	
	合計	65	67.7	
合計		96	100.0	

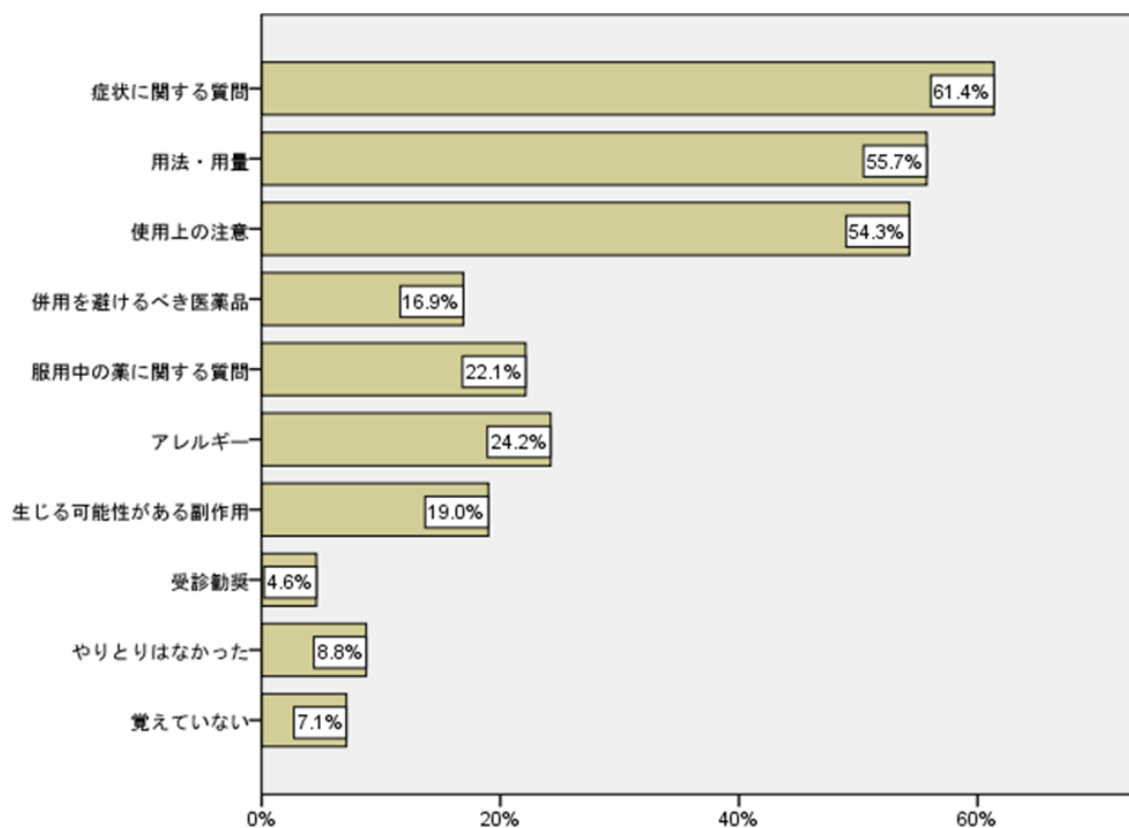


用法・用量、効能・効果等について、文書で情報提供はありましたか
(一類医薬品-ネット)

問6-5. 購入の際にあったやりとりや説明内容（要指導医薬品-店舗）

要指導医薬品-店舗	度数	パーセント	有効パーセント
症状に関する質問	294	20.2	61.4
用法・用量	267	18.3	55.7
使用上の注意	260	17.9	54.3
併用を避けるべき医薬品	81	5.6	16.9
服用中の薬に関する質問	106	7.3	22.1
アレルギー	116	8.0	24.2
生じる可能性がある副作用	91	6.3	19.0
受診勧奨	22	1.5	4.6
やりとりはなかった	42	2.9	8.8
覚えていない	34	2.3	7.1
合計	479	32.9	100.0
欠損値	977	67.1	
合計	1456	100.0	

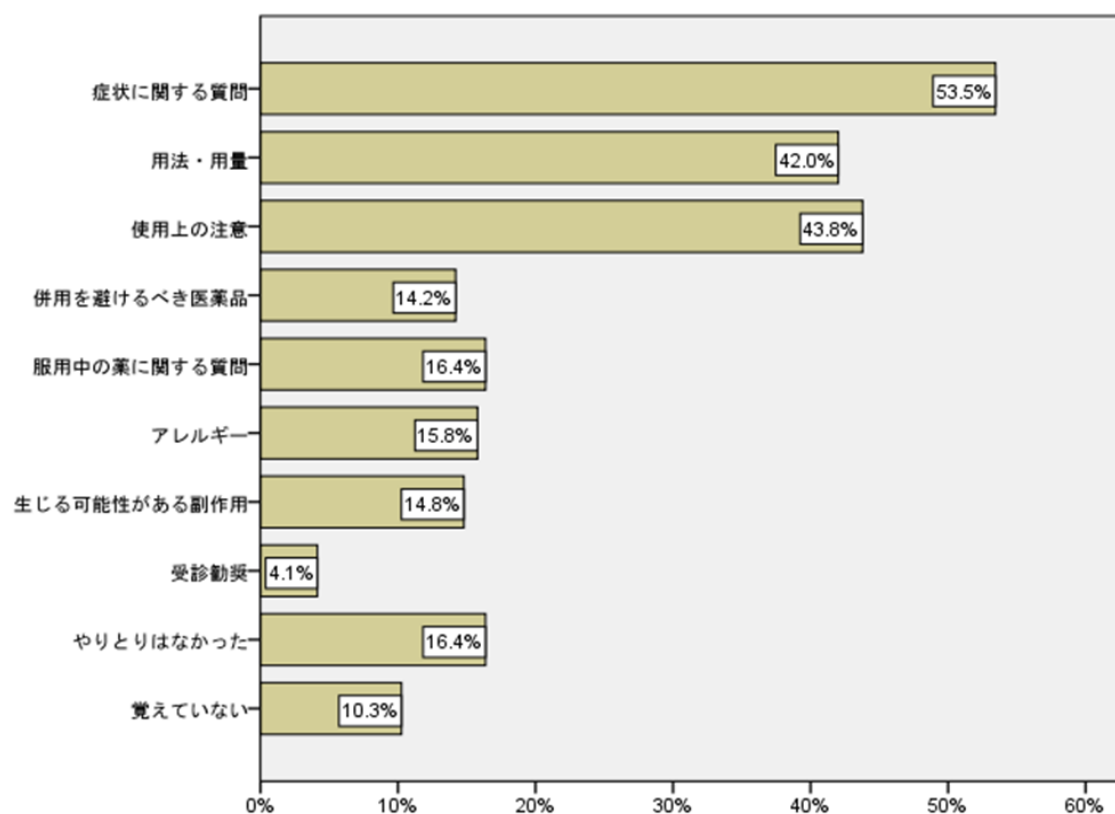
購入の際にあったやりとりや説明内容（要指導医薬品-店舗）



問6-5. 購入の際にあったやりとりや説明内容（一類医薬品-店舗）

一類医薬品-店舗	度数	パーセント	有効パーセント
症状に関する質問	271	18.6	53.5
用法・用量	213	14.6	42.0
使用上の注意	222	15.2	43.8
併用を避けるべき医薬品	72	4.9	14.2
服用中の薬に関する質問	83	5.7	16.4
アレルギー	80	5.5	15.8
生じる可能性がある副作用	75	5.2	14.8
受診勧奨	21	1.4	4.1
やりとりはなかった	83	5.7	16.4
覚えていない	52	3.6	10.3
合計	507	34.8	100.0
欠損値	949	65.2	
合計	1456	100.0	

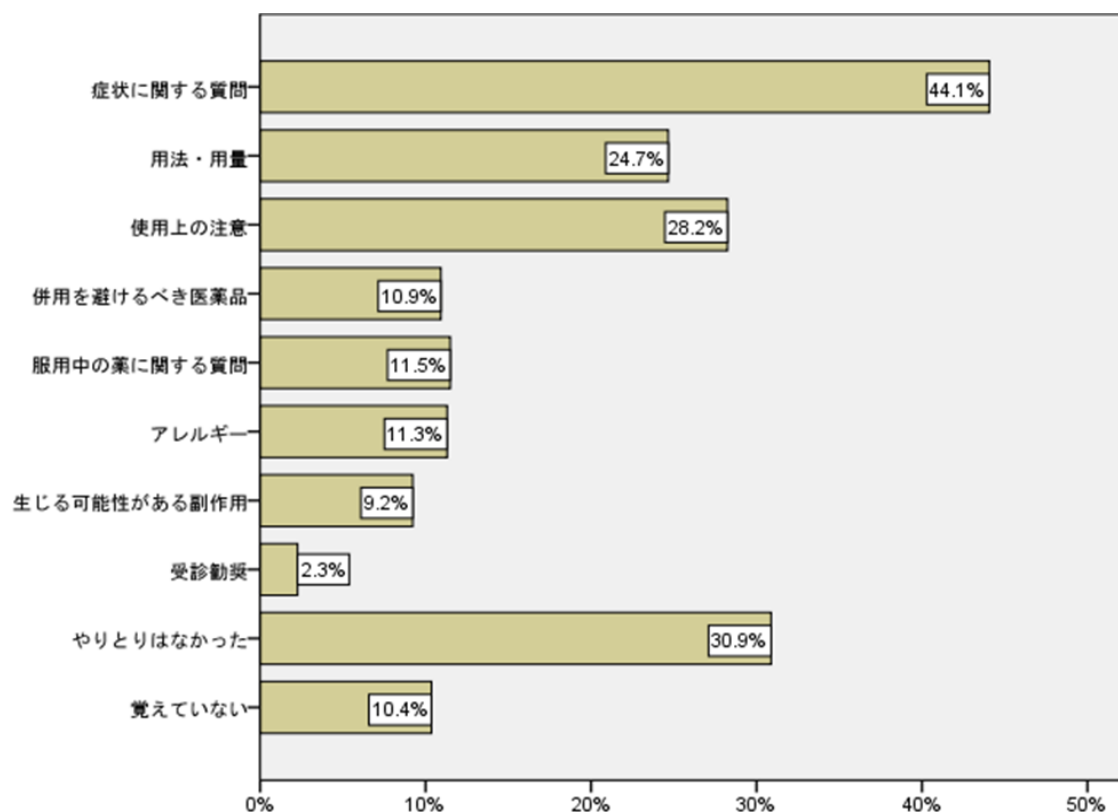
購入の際にあったやりとりや説明内容（一類医薬品-店舗）



問6-5. 購入の際にあったやりとりや説明内容（二類医薬品-店舗）

二類医薬品-店舗	度数	パーセント	有効パーセント
症状に関する質問	234	16.1	44.1
用法・用量	131	9.0	24.7
使用上の注意	150	10.3	28.2
併用を避けるべき医薬品	58	4.0	10.9
服用中の薬に関する質問	61	4.2	11.5
アレルギー	60	4.1	11.3
生じる可能性がある副作用	49	3.4	9.2
受診勧奨	12	0.8	2.3
やりとりはなかった	164	11.3	30.9
覚えていない	55	3.8	10.4
合計	531	36.5	100.0
欠損値	925	63.5	
合計	1456	100.0	

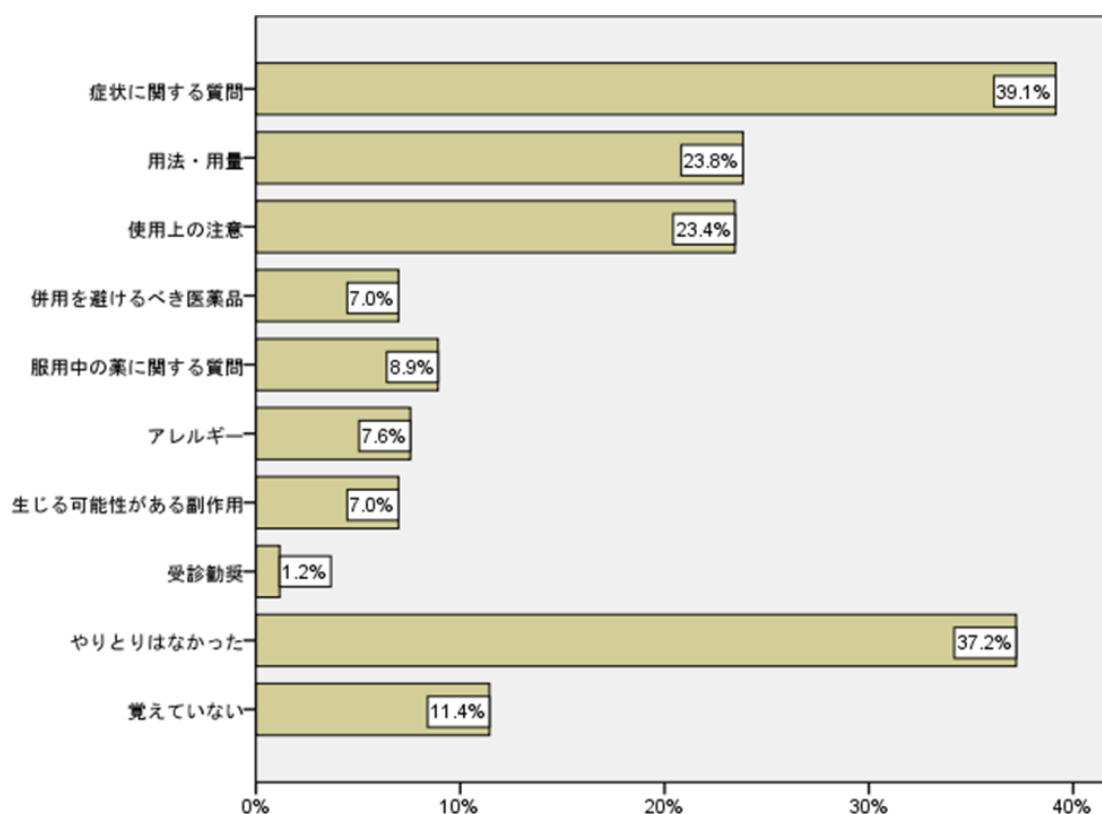
購入の際にあったやりとりや説明内容（二類医薬品-店舗）



問6-5. 購入の際にあったやりとりや説明内容（三類医薬品-店舗）

三類医薬品-店舗	度数	パーセント	有効パーセント
症状に関する質問	202	13.9	39.1
用法・用量	123	8.4	23.8
使用上の注意	121	8.3	23.4
併用を避けるべき医薬品	36	2.5	7.0
服用中の薬に関する質問	46	3.2	8.9
アレルギー	39	2.7	7.6
生じる可能性がある副作用	36	2.5	7.0
受診勧奨	6	0.4	1.2
やりとりはなかった	192	13.2	37.2
覚えていない	59	4.1	11.4
合計	516	35.4	100.0
欠損値	940	64.6	
合計	1456	100.0	

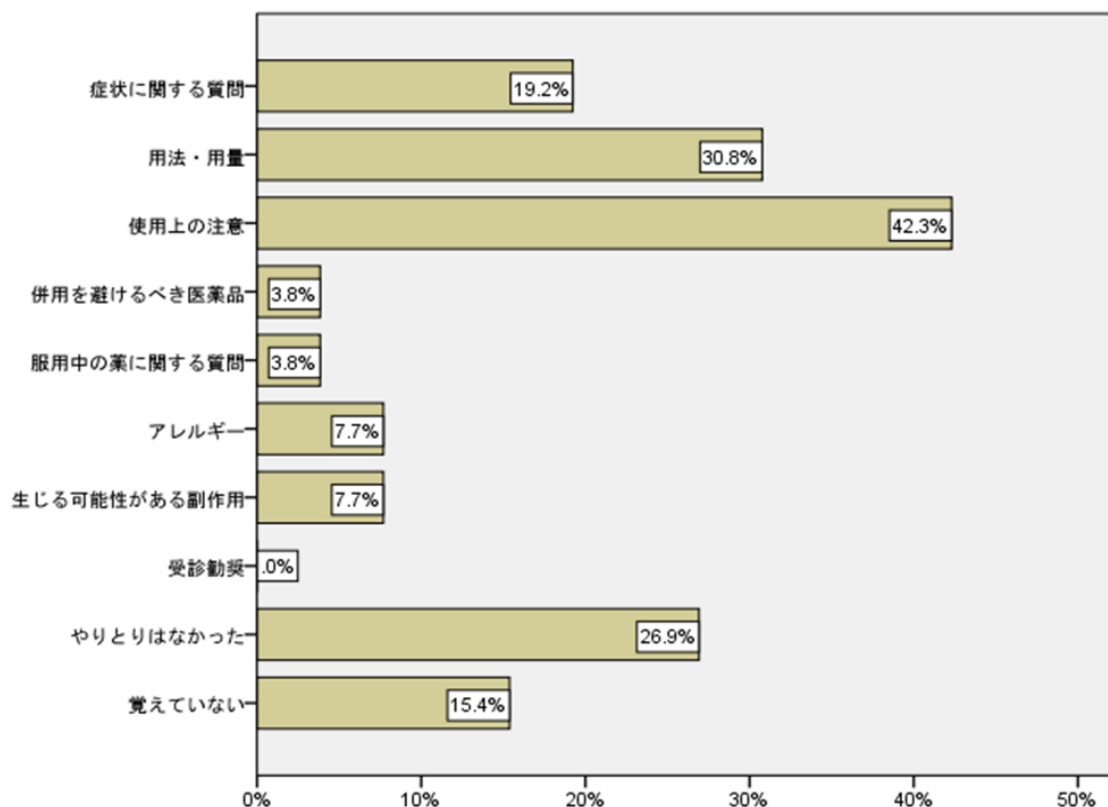
購入の際にあったやりとりや説明内容（三類医薬品-店舗）



問6-5. 購入の際にあったやりとりや説明内容（一類医薬品-ネット）

一類医薬品-ネット	度数	パーセント	有効パーセント
症状に関する質問	5	5.2	19.2
用法・用量	8	8.3	30.8
使用上の注意	11	11.5	42.3
併用を避けるべき医薬品	1	1.0	3.8
服用中の薬に関する質問	1	1.0	3.8
アレルギー	2	2.1	7.7
生じる可能性がある副作用	2	2.1	7.7
受診勧奨	0	0.0	0.0
やりとりはなかった	7	7.3	26.9
覚えていない	4	4.2	15.4
合計	26	27.1	100.0
欠損値	70	72.9	
合計	96	100.0	

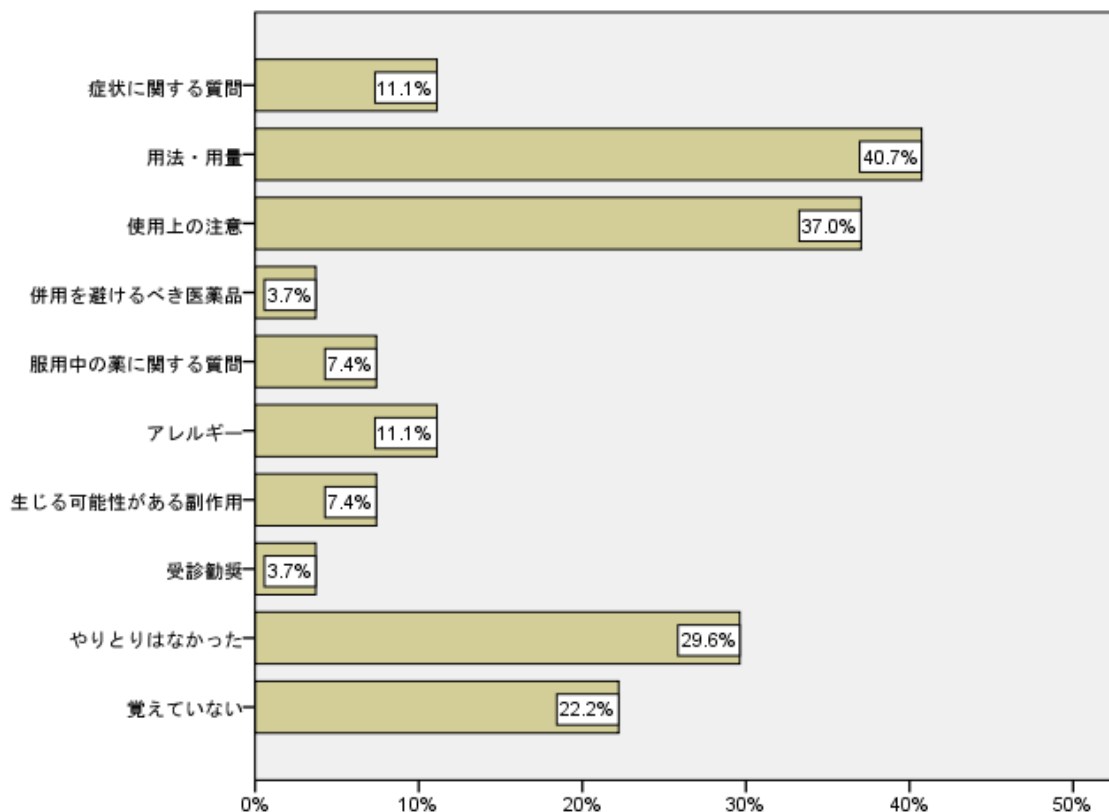
購入の際にあったやりとりや説明内容（一類医薬品-ネット）



問6-5. 購入の際にあったやりとりや説明内容（二類医薬品-ネット）

二類医薬品-ネット	度数	パーセント	有効パーセント
症状に関する質問	3	3.1	11.1
用法・用量	11	11.5	40.7
使用上の注意	10	10.4	37.0
併用を避けるべき医薬品	1	1.0	3.7
服用中の薬に関する質問	2	2.1	7.4
アレルギー	3	3.1	11.1
生じる可能性がある副作用	2	2.1	7.4
受診勧奨	1	1.0	3.7
やりとりはなかった	8	8.3	29.6
覚えていない	6	6.3	22.2
合計	27	28.1	100.0
欠損値	69	71.9	
合計	96	100.0	

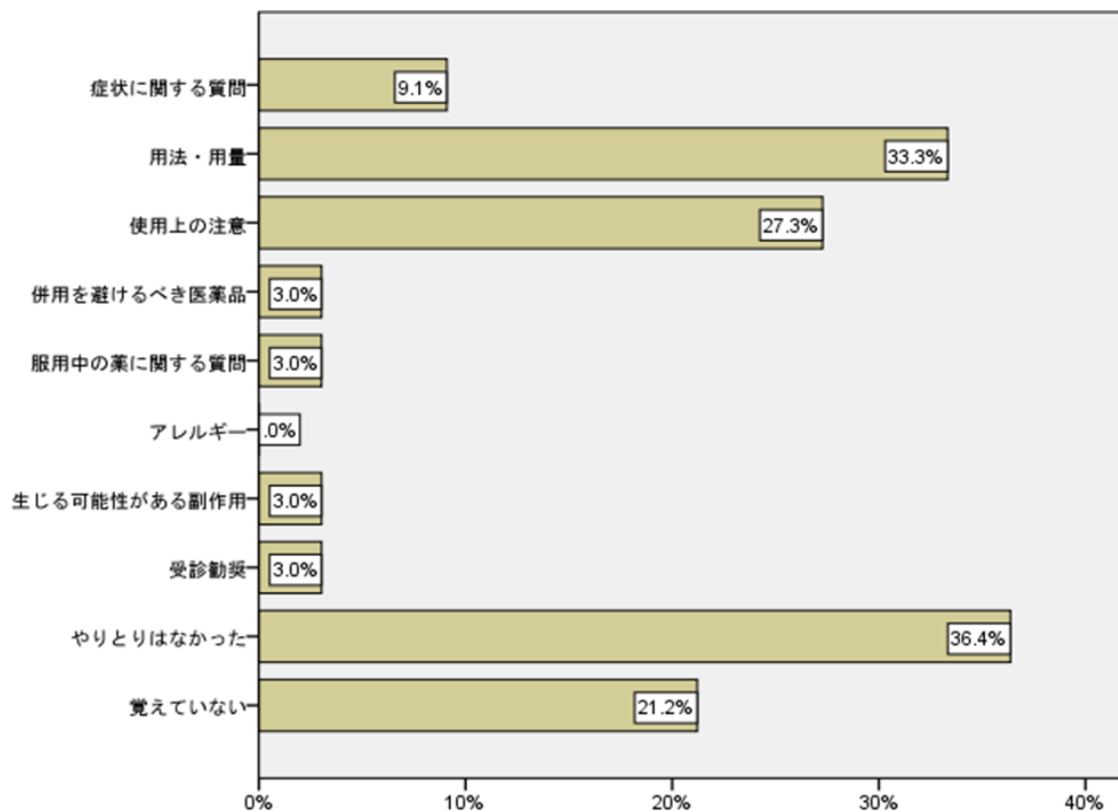
購入の際にあったやりとりや説明内容（二類医薬品-ネット）



問6-5. 購入の際にあったやりとりや説明内容（三類医薬品-ネット）

三類医薬品-ネット	度数	パーセント	有効パーセント
症状に関する質問	3	3.1	9.1
用法・用量	11	11.5	33.3
使用上の注意	9	9.4	27.3
併用を避けるべき医薬品	1	1.0	3.0
服用中の薬に関する質問	1	1.0	3.0
アレルギー	0	0.0	0.0
生じる可能性がある副作用	1	1.0	3.0
受診勧奨	1	1.0	3.0
やりとりはなかった	12	12.5	36.4
覚えていない	7	7.3	21.2
合計	33	34.4	100.0
欠損値	63	65.6	
合計	96	100.0	

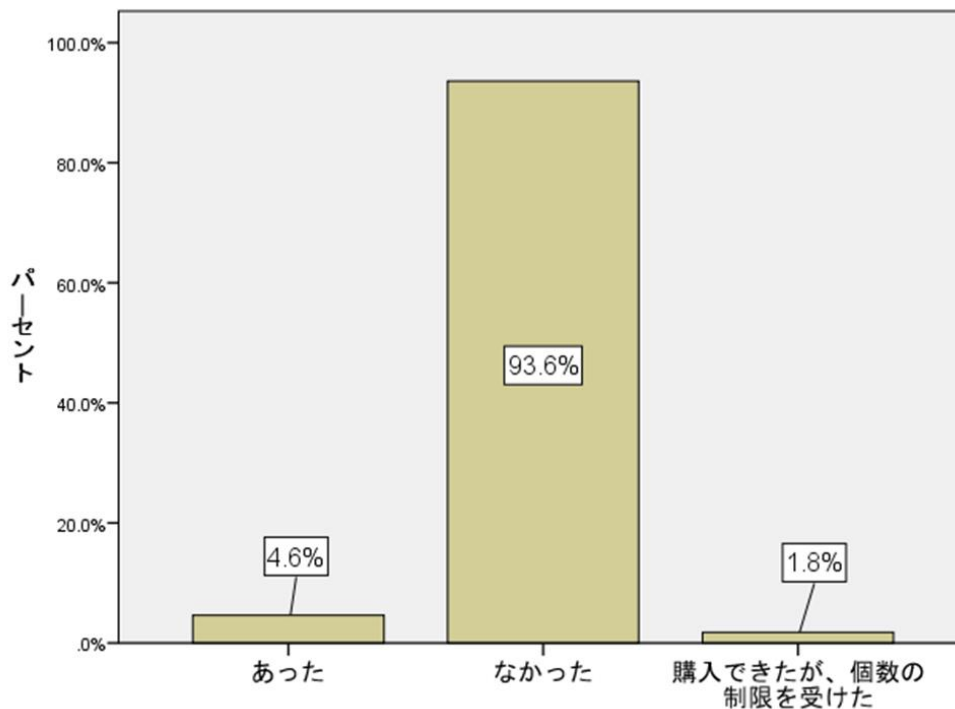
購入の際にあったやりとりや説明内容（三類医薬品-ネット）



問7-1. 説明の結果、医薬品を販売してもらえなかったことがありますか（店舗）

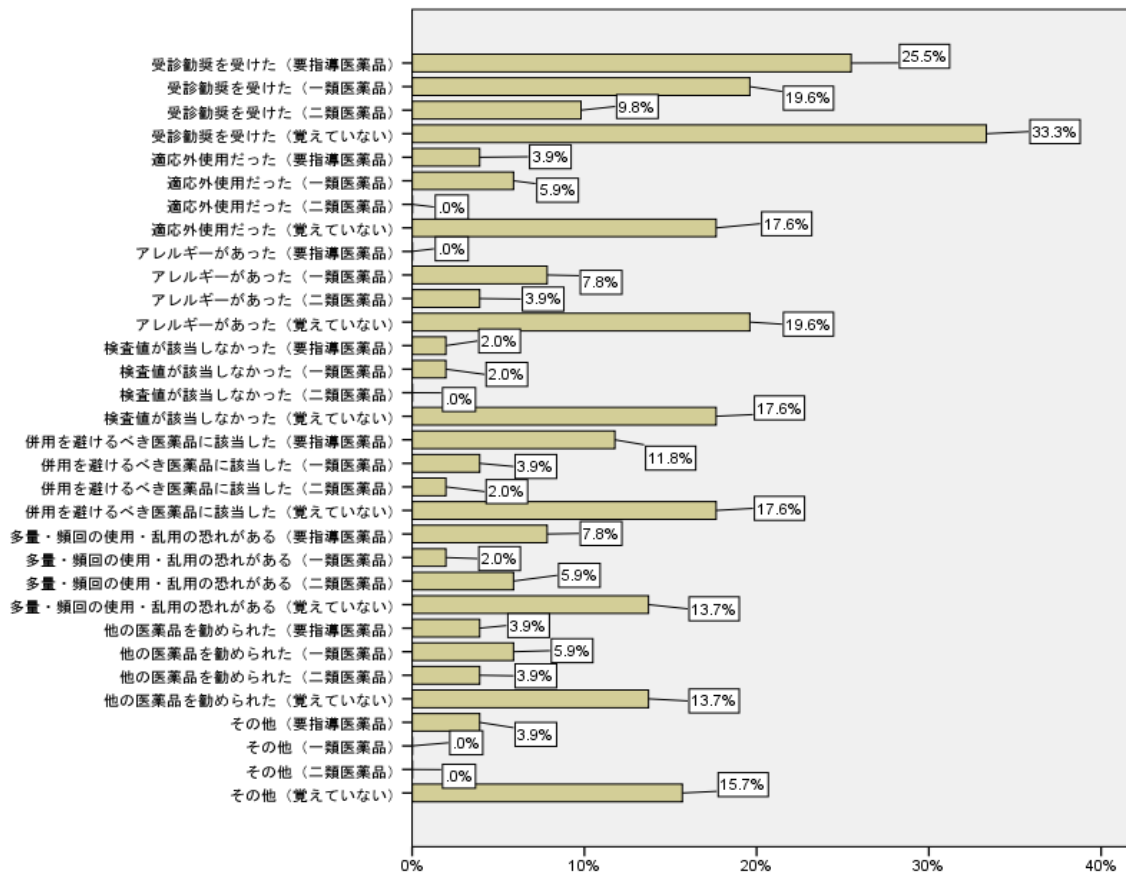
		度数	パーセント	有効パーセント
有効	あった	57	3.9	4.6
	なかった	1153	79.2	93.6
	購入できたが、個数の制限を受けた	22	1.5	1.8
	合計	1232	84.6	100.0
欠損値	システム欠損値	224	15.4	
合計		1456	100.0	

販売してもらえなかった理由（店舗）		度数	パーセント	有効パーセント
受診勧奨を受けた（要指導医薬品）		13	16.5	25.5
受診勧奨を受けた（一類医薬品）		10	12.7	19.6
受診勧奨を受けた（二類医薬品）		5	6.3	9.8
受診勧奨を受けた（覚えていない）		17	21.5	33.3
適応外使用だった（要指導医薬品）		2	2.5	3.9
適応外使用だった（一類医薬品）		3	3.8	5.9
適応外使用だった（二類医薬品）		0	0.0	0.0
適応外使用だった（覚えていない）		9	11.4	17.6
アレルギーがあった（要指導医薬品）		0	0.0	0.0
アレルギーがあった（一類医薬品）		4	5.1	7.8
アレルギーがあった（二類医薬品）		2	2.5	3.9
アレルギーがあった（覚えていない）		10	12.7	19.6
検査値が該当しなかった（要指導医薬品）		1	1.3	2.0
検査値が該当しなかった（一類医薬品）		1	1.3	2.0
検査値が該当しなかった（二類医薬品）		0	0.0	0.0
検査値が該当しなかった（覚えていない）		9	11.4	17.6
併用を避けるべき医薬品に該当した（要指導医薬品）		6	7.6	11.8
併用を避けるべき医薬品に該当した（一類医薬品）		2	2.5	3.9
併用を避けるべき医薬品に該当した（二類医薬品）		1	1.3	2.0
併用を避けるべき医薬品に該当した（覚えていない）		9	11.4	17.6
多量・頻回の使用・乱用の恐れがある（要指導医薬品）		4	5.1	7.8
多量・頻回の使用・乱用の恐れがある（一類医薬品）		1	1.3	2.0
多量・頻回の使用・乱用の恐れがある（二類医薬品）		3	3.8	5.9
多量・頻回の使用・乱用の恐れがある（覚えていない）		7	8.9	13.7
他の医薬品を勧められた（要指導医薬品）		2	2.5	3.9
他の医薬品を勧められた（一類医薬品）		3	3.8	5.9
他の医薬品を勧められた（二類医薬品）		2	2.5	3.9
他の医薬品を勧められた（覚えていない）		7	8.9	13.7
その他（要指導医薬品）		2	2.5	3.9
その他（一類医薬品）		0	0.0	0.0
その他（二類医薬品）		0	0.0	0.0
その他（覚えていない）		8	10.1	15.7
合計		51	64.6	100.0
欠損値		28	35.4	
合計		79	100.0	



説明の結果、医薬品を販売してもらえなかったことがありますか（店舗）

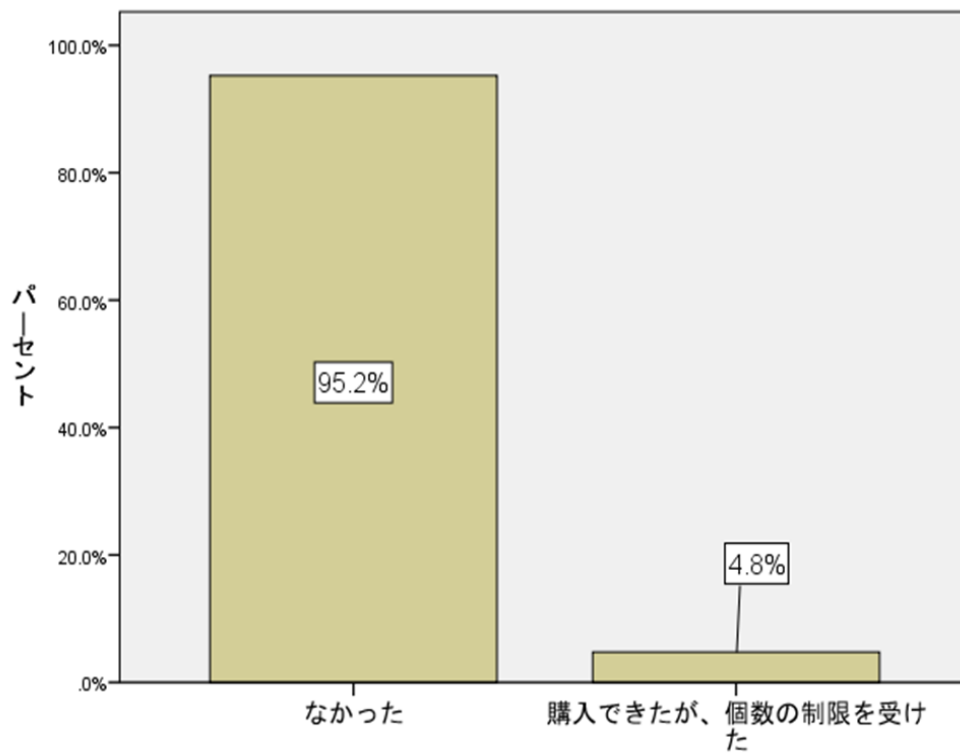
販売してもらえなかった理由（店舗）



問7-1. 説明の結果、医薬品を販売してもらえなかったことがありますか（ネット）

		度数	パーセント	有効パーセント
有効	あった	0	0.0	0.0
	なかった	80	83.3	95.2
	購入できたが、個数の制限を受けた	4	4.2	4.8
	合計	84	87.5	100.0
欠損値	システム欠損値	12	12.5	
合計		96	100.0	

販売してもらえなかった理由（ネット）		度数	パーセント	有効パーセント
受診勧奨を受けた（要指導医薬品）		0	0.0	0.0
受診勧奨を受けた（一類医薬品）		0	0.0	0.0
受診勧奨を受けた（二類医薬品）		0	0.0	0.0
受診勧奨を受けた（覚えていない）		1	25.0	33.3
適応外使用だった（要指導医薬品）		0	0.0	0.0
適応外使用だった（一類医薬品）		0	0.0	0.0
適応外使用だった（二類医薬品）		0	0.0	0.0
適応外使用だった（覚えていない）		1	25.0	33.3
アレルギーがあった（要指導医薬品）		0	0.0	0.0
アレルギーがあった（一類医薬品）		0	0.0	0.0
アレルギーがあった（二類医薬品）		0	0.0	0.0
アレルギーがあった（覚えていない）		1	25.0	33.3
検査値が該当しなかった（要指導医薬品）		0	0.0	0.0
検査値が該当しなかった（一類医薬品）		0	0.0	0.0
検査値が該当しなかった（二類医薬品）		0	0.0	0.0
検査値が該当しなかった（覚えていない）		1	25.0	33.3
併用を避けるべき医薬品に該当した（要指導医薬品）		0	0.0	0.0
併用を避けるべき医薬品に該当した（一類医薬品）		0	0.0	0.0
併用を避けるべき医薬品に該当した（二類医薬品）		0	0.0	0.0
併用を避けるべき医薬品に該当した（覚えていない）		1	25.0	33.3
多量・頻回の使用・乱用の恐れがある（要指導医薬品）		1	25.0	33.3
多量・頻回の使用・乱用の恐れがある（一類医薬品）		1	25.0	33.3
多量・頻回の使用・乱用の恐れがある（二類医薬品）		0	0.0	0.0
多量・頻回の使用・乱用の恐れがある（覚えていない）		1	25.0	33.3
他の医薬品を勧められた（要指導医薬品）		0	0.0	0.0
他の医薬品を勧められた（一類医薬品）		0	0.0	0.0
他の医薬品を勧められた（二類医薬品）		0	0.0	0.0
他の医薬品を勧められた（覚えていない）		1	25.0	33.3
その他（要指導医薬品）		0	0.0	0.0
その他（一類医薬品）		0	0.0	0.0
その他（二類医薬品）		0	0.0	0.0
その他（覚えていない）		1	25.0	33.3
合計		3	75.0	100.0
欠損値		1	25.0	
合計		4	100.0	

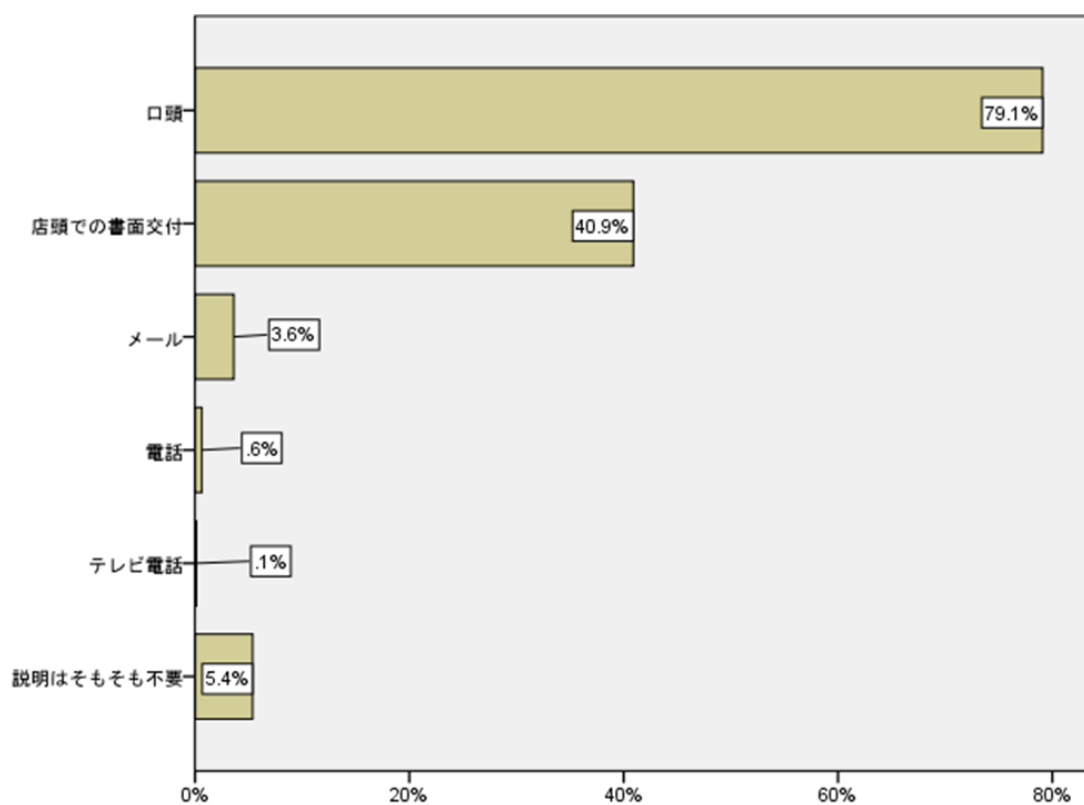


説明の結果、医薬品を販売してもらえなかったことがありますか（ネット）

問8-1. どのような方法で説明を受けると服薬方法や副作用などについて理解しやすいですか

	度数	パーセント	有効パーセント
口頭	1222	59.2	79.1
店頭での書面交付	632	30.6	40.9
メール	56	2.7	3.6
電話	10	0.5	0.6
テレビ電話	2	0.1	0.1
説明はそもそも不要	83	4.0	5.4
合計	1545	74.9	100.0
欠損値	518	25.1	
合計	2063	100.0	

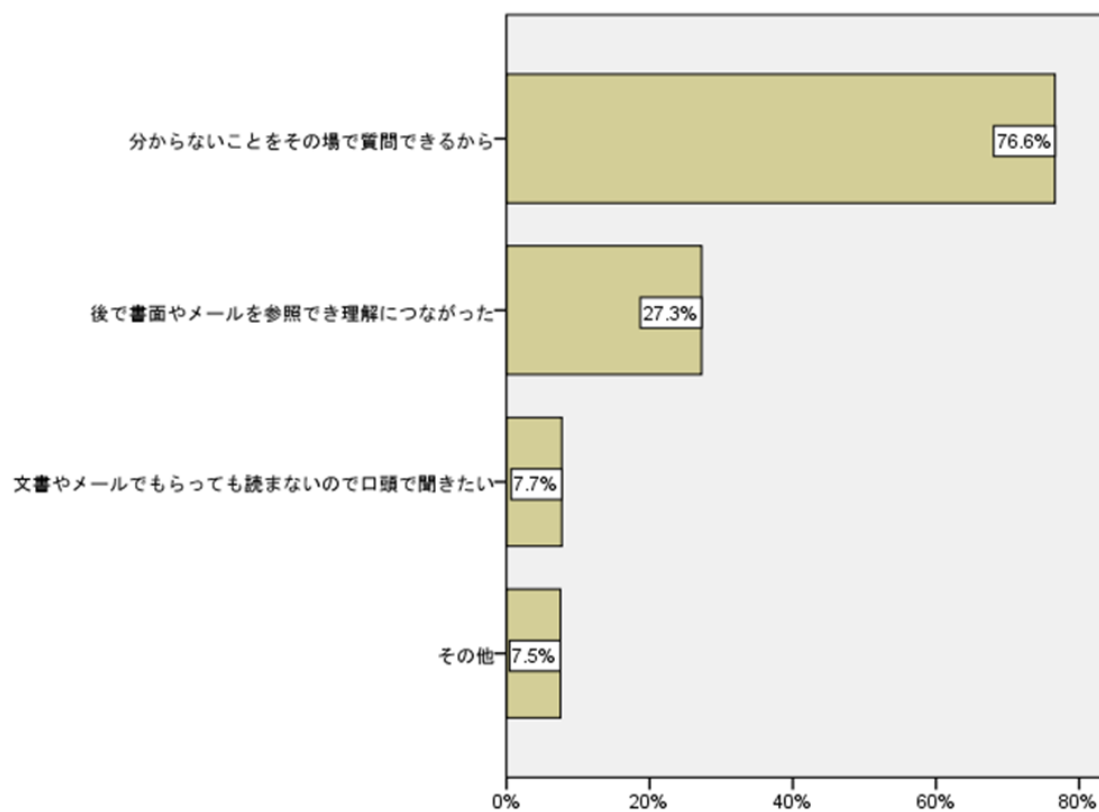
どのような方法で説明を受けると服薬方法や副作用などについて理解しやすいですか



問8-2. その理由は何ですか

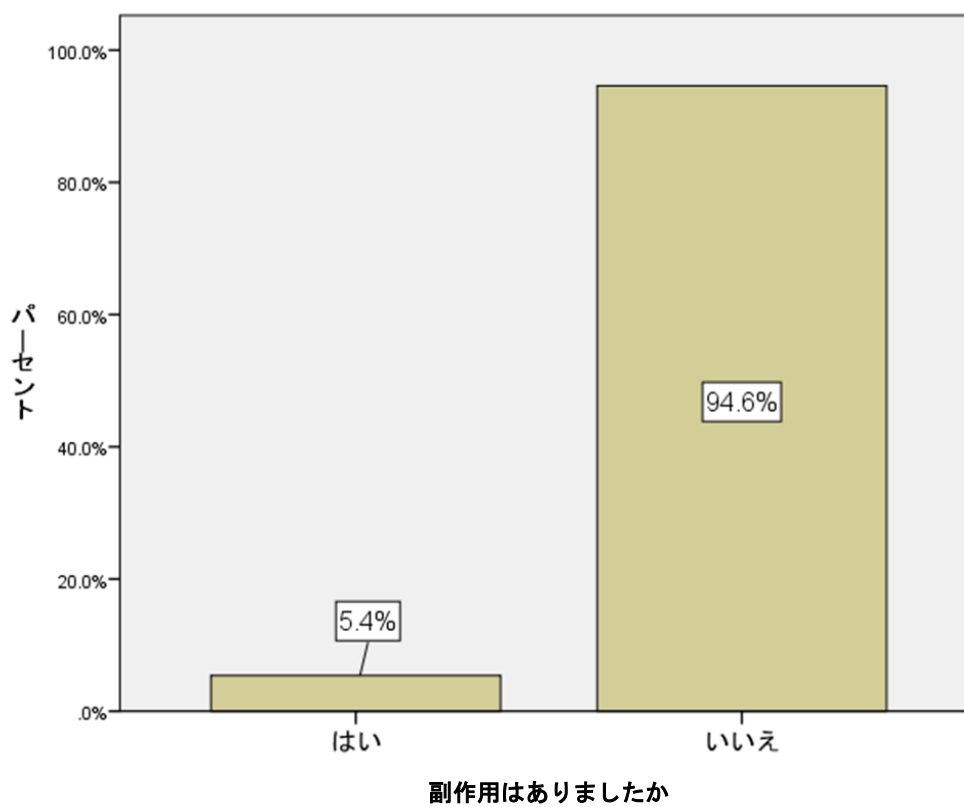
	度数	パーセント	有効パーセント
分からないことをその場で質問できるから	1099	53.3	76.6
後で書面やメールを参照でき理解につながった	391	19.0	27.3
文書やメールでもらっても読まないなので口頭で聞きたい	111	5.4	7.7
その他	108	5.2	7.5
合計	1434	69.5	100.0
欠損値	629	30.5	
合計	2063	100.0	

その理由は何ですか



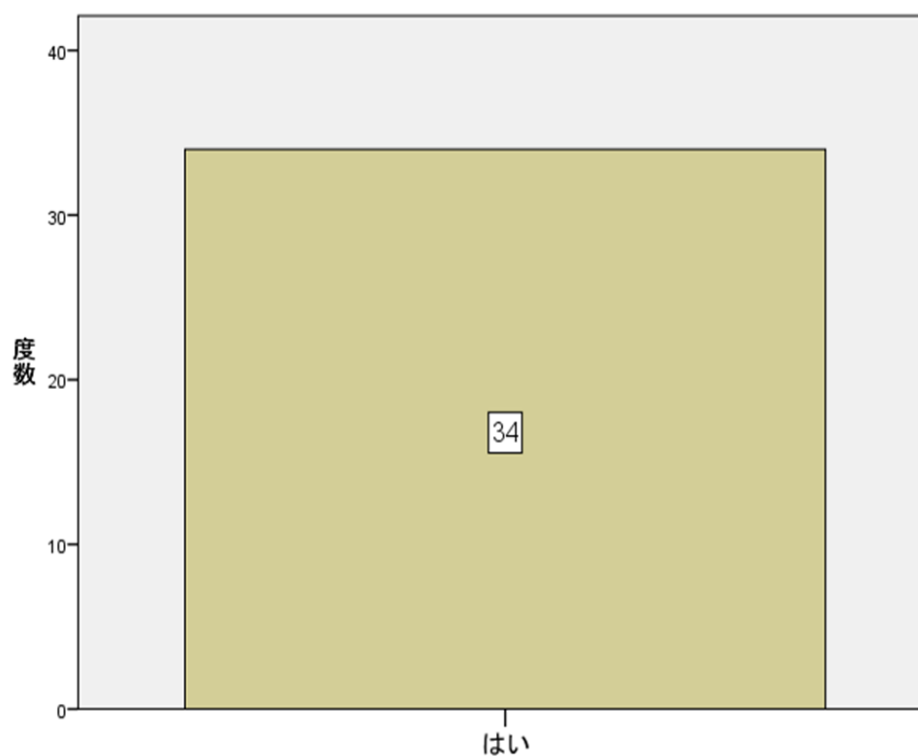
問9-1. 副作用はありましたか

		度数	パーセント	有効パーセント
有効	はい	86	4.2	5.4
	いいえ	1508	73.1	94.6
	合計	1594	77.3	100.0
欠損値	999	1	0.0	
	システム欠損値	468	22.7	
	合計	469	22.7	
合計		2063	100.0	



問9-2. その副作用について購入時に説明を受けていましたか（店舗）

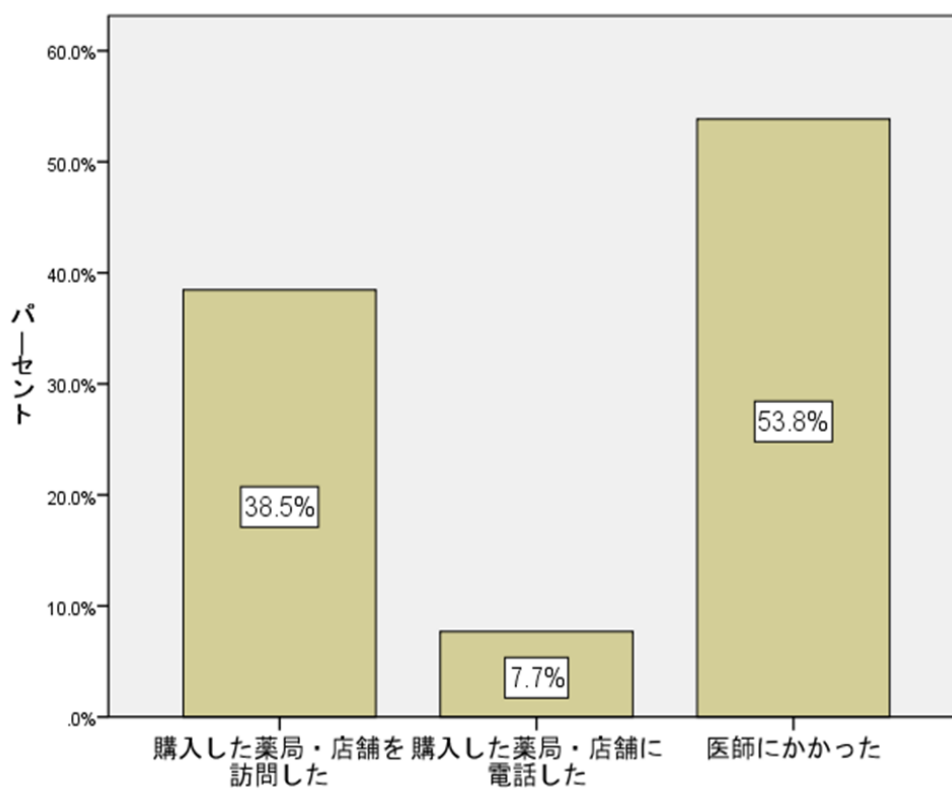
		度数	パーセント	有効パーセント
有効	はい	34	1.6	
	999	11	0.5	
欠損値	システム欠損値	2018	97.8	
	合計	2029	98.4	
合計		2063	100.0	



その副作用について購入時に説明を受けていましたか（店舗）

問9-3. 副作用が起こった時の相談はどうされましたか（店舗）

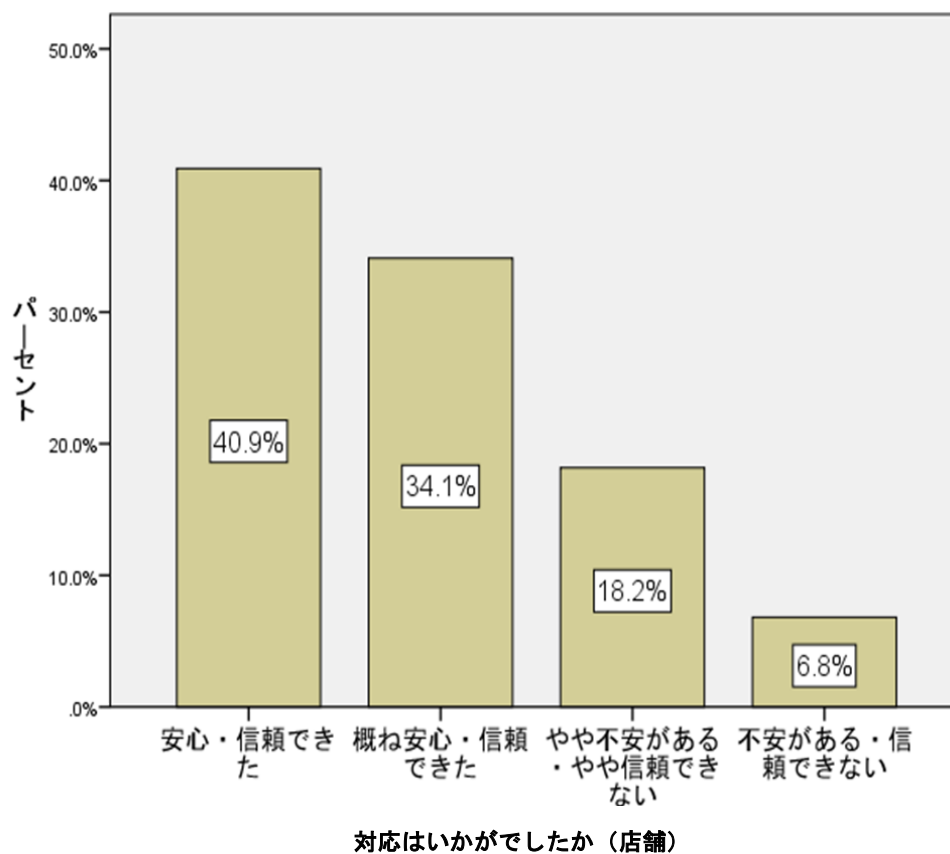
		度数	パーセント	有効パーセント
有効	購入した薬局・店舗を訪問した	10	0.5	38.5
	購入した薬局・店舗に電話した	2	0.1	7.7
	医師にかかった	14	0.7	53.8
	合計	26	1.3	100.0
欠損値	999	19	0.9	
	システム欠損値	2018	97.8	
	合計	2037	98.7	
合計		2063	100.0	



副作用が起こった時の相談はどうされましたか（店舗）

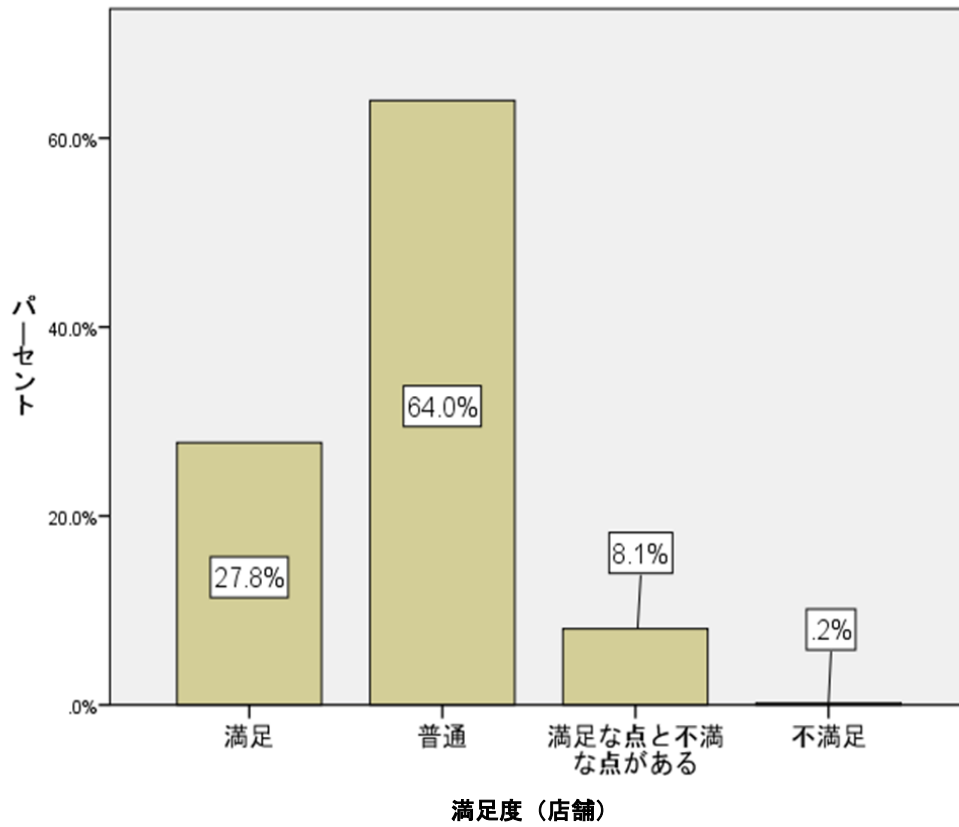
問9-4. 対応はいかがでしたか（店舗）

		度数	パーセント	有効パーセント
有効	安心・信頼できた	18	0.9	40.9
	概ね安心・信頼できた	15	0.7	34.1
	やや不安がある・やや信頼できない	8	0.4	18.2
	不安がある・信頼できない	3	0.1	6.8
	合計	44	2.1	100.0
欠損値	999	70	3.4	
	システム欠損値	1949	94.5	
	合計	2019	97.9	
合計		2063	100.0	



問10- I . 満足度（店舗）

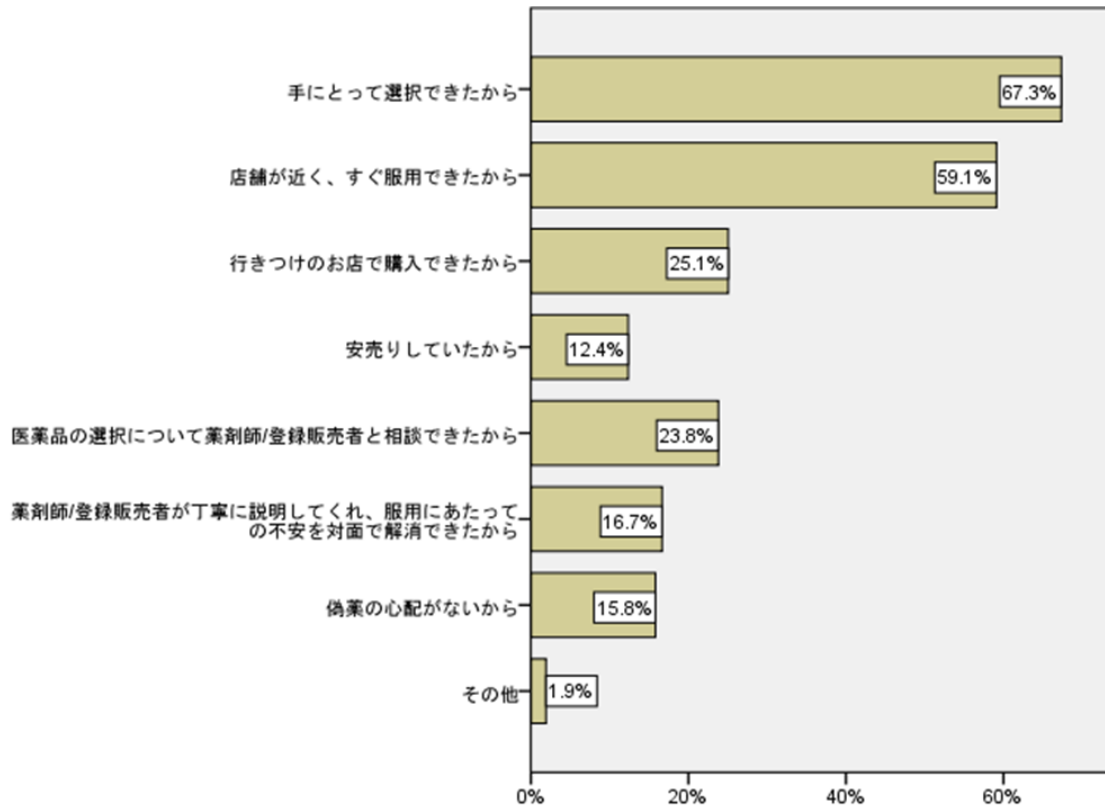
		度数	パーセント	有効パーセント
有効	満足	444	21.5	27.8
	普通	1023	49.6	64.0
	満足な点と不満な点がある	129	6.3	8.1
	不満足	3	0.1	0.2
	合計	1599	77.5	100.0
欠損値	999	2	0.1	
	システム欠損値	462	22.4	
	合計	464	22.5	
合計		2063	100.0	



問10- I . 満足な理由（店舗）

	度数	パーセント	有効パーセント
手にとって選択できたから	736	35.7	67.3
店舗が近く、すぐ服用できたから	646	31.3	59.1
行きつけのお店で購入できたから	274	13.3	25.1
安売りしていたから	135	6.5	12.4
医薬品の選択について薬剤師/登録販売者と相談できたから	260	12.6	23.8
薬剤師/登録販売者が丁寧に説明してくれ、服用にあたっての不安を対面で解消できたから	182	8.8	16.7
偽薬の心配がないから	173	8.4	15.8
その他	21	1.0	1.9
合計	1093	53.0	100.0
欠損値	970	47.0	
合計	2063	100.0	

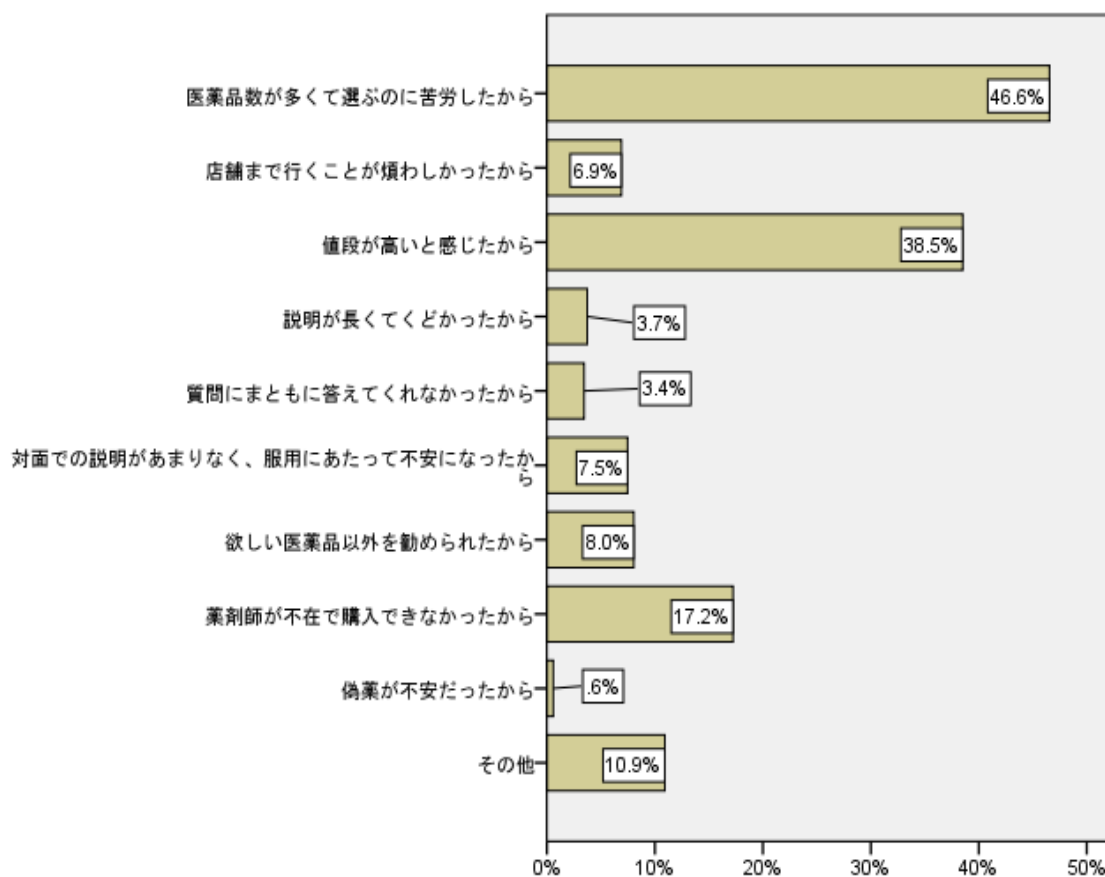
満足な理由（店舗）



問10- I . 不満足な理由（店舗）

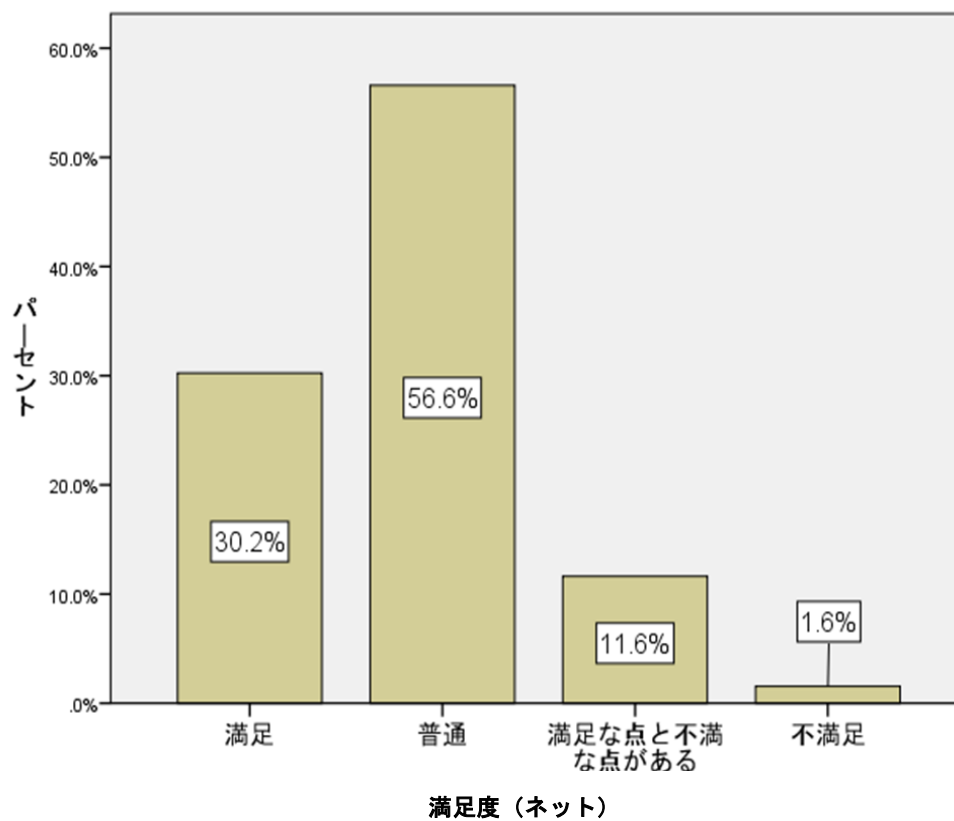
	度数	パーセント	有効パーセント
医薬品数が多くて選ぶのに苦労したから	162	7.9	46.6
店舗まで行くことが煩わしかったから	24	1.2	6.9
値段が高いと感じたから	134	6.5	38.5
説明が長くてくどかったから	13	0.6	3.7
質問にまともに答えてくれなかったから	12	0.6	3.4
対面での説明があまりなく、服用にあたって不安になったから	26	1.3	7.5
欲しい医薬品以外を勧められたから	28	1.4	8.0
薬剤師が不在で購入できなかったから	60	2.9	17.2
偽薬が不安だったから	2	0.1	0.6
その他	38	1.8	10.9
合計	348	16.9	100.0
欠損値	1715	83.1	
合計	2063	100.0	

不満足な理由（店舗）



問10-II. 満足度（ネット）

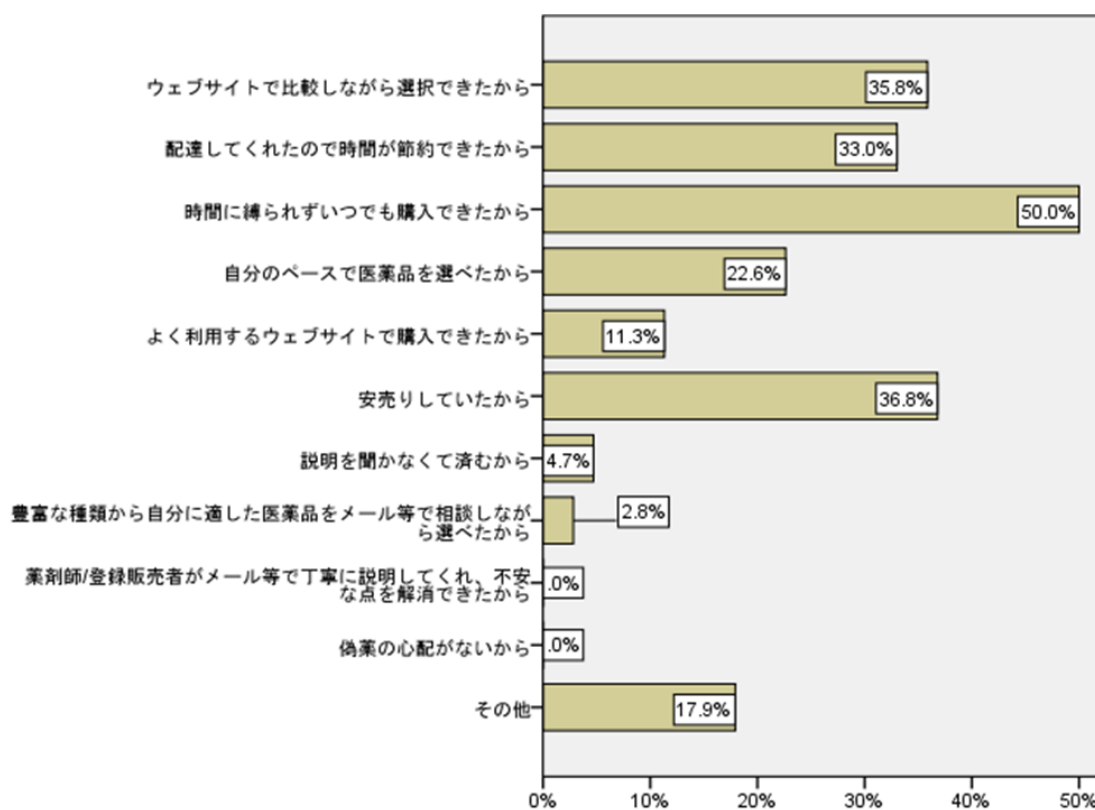
		度数	パーセント	有効パーセント
有効	満足	39	1.9	30.2
	普通	73	3.5	56.6
	満足な点と不満な点がある	15	0.7	11.6
	不満足	2	0.1	1.6
	合計	129	6.3	100.0
欠損値	999	1	0.0	
	システム欠損値	1933	93.7	
	合計	1934	93.7	
合計		2063	100.0	



問10-II. 満足な理由（ネット）

	度数	パーセント	有効パーセント
ウェブサイトで比較しながら選択できたから	38	1.8	35.8
配達してくれたので時間が節約できたから	35	1.7	33.0
時間に縛られずいつでも購入できたから	53	2.6	50.0
自分のペースで医薬品を選べたから	24	1.2	22.6
よく利用するウェブサイトで購入できたから	12	0.6	11.3
安売りしていたから	39	1.9	36.8
説明を聞かなくて済むから	5	0.2	4.7
豊富な種類から自分に適した医薬品をメール等で相談しながら選べたから	3	0.1	2.8
薬剤師/登録販売者がメール等で丁寧に説明してくれ、不安な点を解消できたから	0	0.0	0.0
偽薬の心配がないから	0	0.0	0.0
その他	19	0.9	17.9
合計	106	5.1	100.0
欠損値	1957	94.9	
合計	2063	100.0	

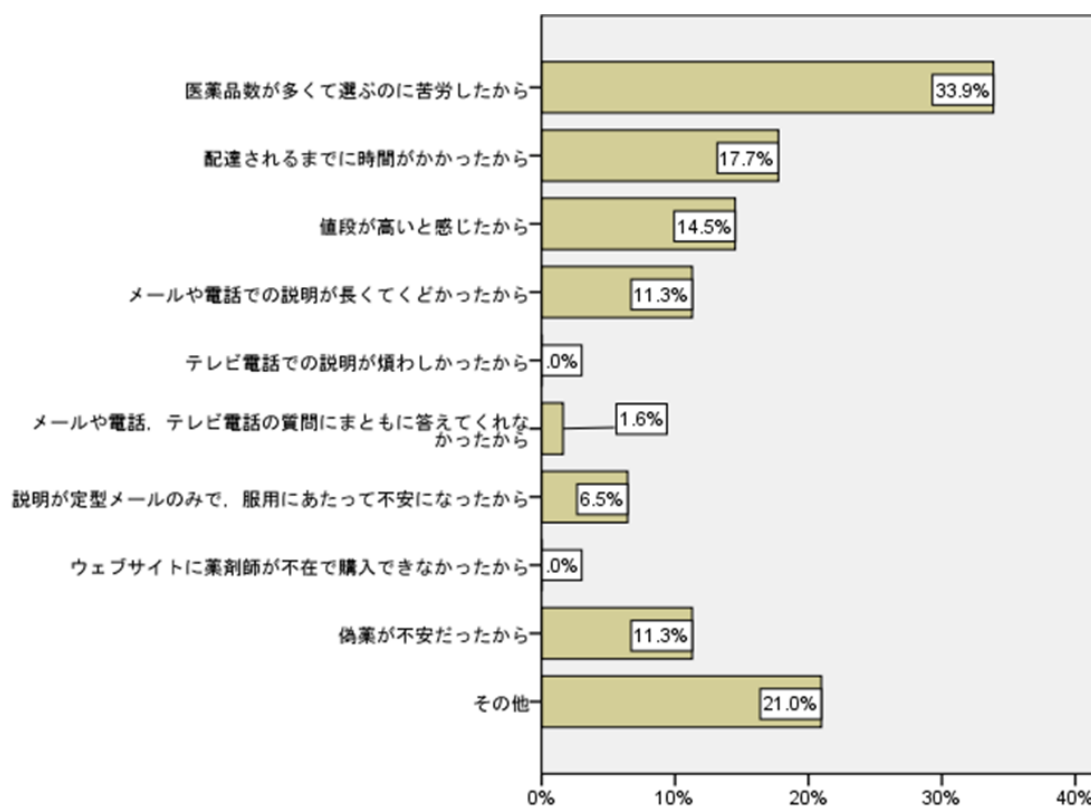
満足な理由（ネット）



問10-II. 不満足な理由（ネット）

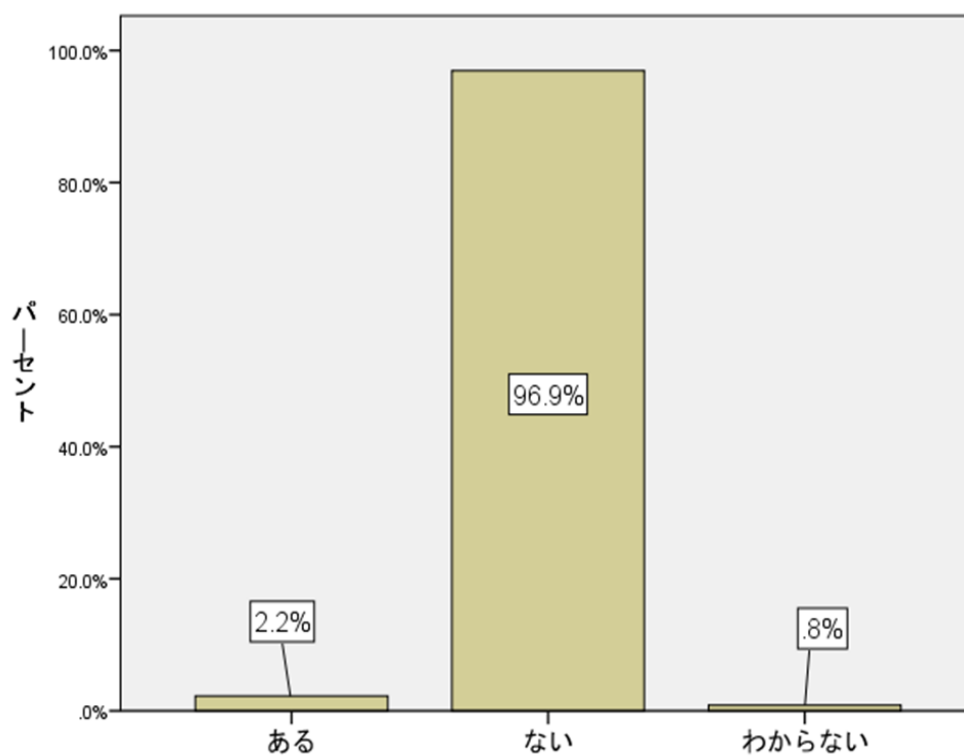
	度数	パーセント	有効パーセント
医薬品数が多くて選ぶのに苦労したから	21	1.0	33.9
配達されるまでに時間がかかったから	11	0.5	17.7
値段が高いと感じたから	9	0.4	14.5
メールや電話での説明が長くてくどかったから	7	0.3	11.3
テレビ電話での説明が煩わしかったから	0	0.0	0.0
メールや電話、テレビ電話の質問にまともに答えてくれなかったから	1	0.0	1.6
説明が定型メールのみで、服用にあたって不安になったから	4	0.2	6.5
ウェブサイトに薬剤師が不在で購入できなかったから	0	0.0	0.0
偽薬が不安だったから	7	0.3	11.3
その他	13	0.6	21.0
合計	62	3.0	100.0
欠損値	2001	97.0	
合計	2063	100.0	

不満足な理由（ネット）



問11. これまでに海外医薬品を個人利用目的のため、インターネット経由で個人輸入で購入したことがありますか

		度数	パーセント	有効パーセント
有効	ある	40	1.9	2.2
	ない	1735	84.1	96.9
	わからない	15	0.7	0.8
	合計	1790	86.8	100.0
欠損値	999	1	0.0	
	システム欠損値	272	13.2	
	合計	273	13.2	
合計		2063	100.0	



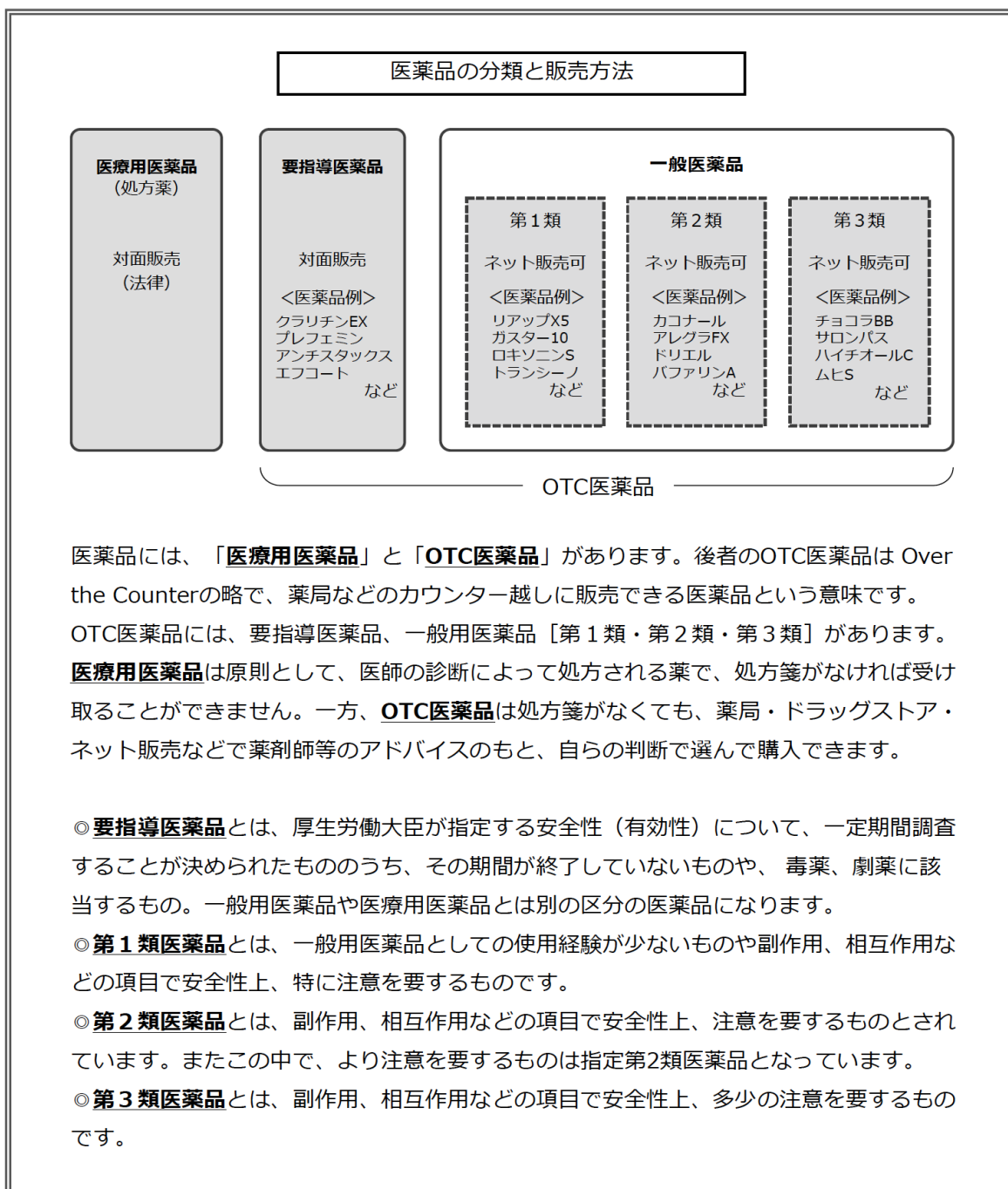
これまで海外医薬品を個人利用目的のため、インターネット経由で個人輸入で購入したことがありますか

3. 調査表

医薬品の購入などに関するアンケート

平成 26 年 6 月に医薬品のインターネット販売のルールが見直され、全ての一般用医薬品のインターネット販売が可能となりました（インターネット販売を以下ネット販売と記します）。

最近、あなたが購入した**一般用医薬品**（かぜ薬、胃腸薬、ビタミン剤など）および**要指導医薬品**についてお伺いします（**医師からの処方箋によるお薬**は、含まれません）。下の説明をお読みいただき、次ページのアンケートにご回答ください。



質問票

問1 医薬品の分類についてお伺いします。該当するものを選んで○で囲んでください。

- 1 医薬品には一般用医薬品や要指導医薬品という分類があることを知っていますか
(知っている / 知らない)
- 2 一般用医薬品にはリスク等に応じて1～3類の区分があることを知っていますか
(知っている / 知らない)

問2 医薬品の購入経路（どこで、誰から購入できるか）についてお伺いします。該当するものを選んで○で囲んでください。

- 1 要指導医薬品を店舗で購入したことがありますか
(ある / ない / わからない)
- 2 要指導医薬品や1類医薬品は薬剤師からしか購入できないことを知っていますか
(知っている / 知らない)
- 3 2類医薬品や3類医薬品は薬剤師や登録販売者からしか購入できないことを知っていますか
(知っている / 知らない)
- 4 一般用医薬品がネット販売で購入できることを知っていますか
(知っている / 知らない / 買ったことがある)
- 5 今後、ネット販売で一般用医薬品を購入したいと思いますか
(ぜひ買いたい / 機会があれば利用したい / 利用したいと思わない)
- 6 上の5で「利用したいと思わない」と回答した方にお伺いします。その理由は何ですか。
()

問3 あなたは、ここ1年の間に、一般用医薬品や要指導医薬品をどこから、どの程度の頻度で購入又は使用しましたか。以下の1～3の()の中から該当するものを選んで○で囲んでください。

- 1 店舗（薬局やドラッグストア等）
(購入してない / 月に2～3回以上 / 月に1回 / 2～3カ月に1回 / 半年に1回 / 年に1回)
- 2 ネット販売
(購入してない / 月に2～3回以上 / 月に1回 / 2～3カ月に1回 / 半年に1回 / 年に1回)
- 3 置き薬（配置薬） *実際に使った回数を記載してください。
(購入してない / 月に2～3回以上 / 月に1回 / 2～3カ月に1回 / 半年に1回 / 年に1回)

問4 ここ1年間に、店舗／ネット販売／置き薬で医薬品を購入した方にお伺いします。

I：店舗（薬局・ドラッグストア等）、II：ネット販売、III：置き薬で薬を購入、または使用したときの主な理由を挙げ、該当する番号を○で囲んでください（次ページ、複数回答可）。

I：店舗から購入したときの理由

- 1 手に取って選択できるから
- 2 自分の症状に合っているか等直接相談できるから
- 3 副作用や薬の飲み合せについて直接説明をしてもらえるから
- 4 副作用が起きた時にすぐに相談できるから
- 5 偽物や劣悪品がなく、薬の品質が保証されているから
- 6 使いたい時に買ってすぐに使用できるから
- 7 ネット操作が面倒あるいは不得意だから
- 8 ネット購入するためのパソコンや携帯電話がないから
- 9 ネット購入できるのを知らなかったから
- 10 その他（)

II：ネット販売から購入したときの理由

- 1 検索して比較検討しながら購入できるから
- 2 自分の症状に合っているか等メール等で相談できるから
- 3 副作用や薬の飲み合せについてメール等で説明をしてもらえるから
- 4 副作用が起きた時にメール等で相談できるから
- 5 偽物や劣悪品がなく、薬の品質が保証されているから
- 6 曜日や時間を問わず購入できるから
- 7 配達してくれるので、時間を節約できるから
- 8 身近にパソコンや携帯電話があるから
- 9 近くに店舗がないから
- 10 薬の購入履歴が見られるから
- 11 その他（)

III：置き薬（配置薬）を使用したときの理由

- 1 以前から利用しているから
- 2 自分の症状に合っているか等直接相談できるから
- 3 副作用や薬の飲み合せについて直接説明をしてもらえるから
- 4 副作用が起きた時にすぐに相談できるから
- 5 偽物や劣悪品がなく、薬の品質が保証されているから
- 6 使いたい時にすぐに使用できるから
- 7 定期的に補充してくれるから
- 8 使用した分だけまとめて後払いできるから
- 9 ネット操作が面倒あるいは不得意だから
- 10 ネット購入するためのパソコンや携帯電話がないから
- 11 ネット購入できるのを知らなかったから
- 12 近くに店舗がないから
- 13 その他（)

問5 ここ1年間に、店舗／ネット販売／置き薬で医薬品を購入した方にお伺いします。
 I：店舗（薬局・ドラッグストア等）、II：ネット販売、III：置き薬で薬を購入、又は使用した
 ときの主な目的を挙げ、該当する番号を○で囲んでください。（複数回答可）

I：店舗から購入したときの目的

- 1 自分に生じていた疾病・症状への対応
- 2 自分用の常備薬として
- 3 家族等に生じていた疾病・症状への対応
- 4 家族用の常備薬として
- 5 その他（)

II：ネット販売から購入したときの目的

- 1 自分に生じていた疾病・症状への対応
- 2 自分用の常備薬として
- 3 家族等に生じていた疾病・症状への対応
- 4 家族用の常備薬として
- 5 その他（)

III：置き薬（配置薬）を使用したときの目的

- 1 自分に生じていた疾病・症状への対応
- 2 自分用の常備薬として
- 3 家族等に生じていた疾病・症状への対応
- 4 家族用の常備薬として
- 5 その他（)

問6 ここ1年間に医薬品を店舗／ネット販売で購入した方にお伺いします。購入した医薬品の種類、その医薬品の購入方法別に、該当する列についてお答えください。

	要指導 医薬品	1類医薬品		2類医薬品		3類医薬品	
	店舗	店舗	ネット 販売	店舗	ネット 販売	店舗	ネット 販売
1 薬の飲み方や副作用についての説明をどのくらい聞きましたか（いずれか一つに☑）。							
よく聞いた	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>
だいたい聞いた	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>
あまり聞かなかった	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>
聞かなかった	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>
説明はなかった	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>

	要指導 医薬品	1類医薬品		2類医薬品		3類医薬品	
	店舗	店舗	ネット 販売	店舗	ネット 販売	店舗	ネット 販売
2 その説明は誰から聞きましたか（いずれか一つに☑）。							
薬剤師	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>
登録販売者	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>
一般従業員	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>
区別がつかなかった	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>
覚えていない	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>
3 その説明はどの程度理解できましたか（いずれか一つに☑）。	↓	↓	↓	↓	↓	↓	↓
理解できた	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>
概ね理解できた	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>
あまり理解できなかった	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>
理解できなかった	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>
4 用法・用量、効能・効果等について、文書で情報提供はありましたか（いずれか一つに☑）。	↓	↓	↓	↓	↓	↓	↓
あった	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>				
なかった	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>				
覚えていない	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>				
5 購入の際にあったやりとりや説明内容を教えてください（該当するものすべてに☑）。	↓	↓	↓	↓	↓	↓	↓
症状に関する質問	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>
用法・用量	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>
使用上の注意	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>
併用を避けるべき医薬品	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>
服用中の薬に関する質問	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>
アレルギー	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>
生じる可能性がある副作用	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>
受診勧奨	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>
やりとりはなかった	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>
覚えていない	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>

問7 ここ1年間に、店舗／ネット販売で医薬品を購入した方で、医薬品を購入する際に受けた説明の後、どうしたかについてお伺いします。

(1) 購入する際に受けた説明の結果、医薬品を販売してもらえなかったことがありますか。該当するものを1つ○で囲んでください。

I：店舗で購入した時

(あった / なかった / 購入できたが、個数の制限を受けた)

II：ネット販売で購入した時

(あった / なかった / 購入できたが、個数の制限を受けた)

(2) 上の(1)のIとIIで共に「なかった」の方は問8へ進んでください → 問8へ
「あった」の方は以下の質問に進み、販売してもらえなかった理由とその医薬品について、該当するものをすべて選んで○で囲んでください。例えば、医療機関への「受診勧奨を受けた」ため「要指導医薬品」を販売してもらえなかった場合、回答として、受診勧奨を受けた(要指導医薬品) 1類医薬品 2類医薬品 覚えていない)と記入してください。

I：店舗で購入した時

受診勧奨を受けた	(要指導医薬品	1類医薬品	2類医薬品	覚えていない)
適応外使用だった	(要指導医薬品	1類医薬品	2類医薬品	覚えていない)
アレルギーがあった	(要指導医薬品	1類医薬品	2類医薬品	覚えていない)
検査値が該当しなかった	(要指導医薬品	1類医薬品	2類医薬品	覚えていない)
併用を避けるべき医薬品に該当した	(要指導医薬品	1類医薬品	2類医薬品	覚えていない)
多量・頻回の使用・乱用の恐れがある	(要指導医薬品	1類医薬品	2類医薬品	覚えていない)
他の医薬品を勧められた	(要指導医薬品	1類医薬品	2類医薬品	覚えていない)
その他 ()	(要指導医薬品	1類医薬品	2類医薬品	覚えていない)

II：ネット販売で購入した時

受診勧奨を受けた	(要指導医薬品	1類医薬品	2類医薬品	覚えていない)
適応外使用だった	(要指導医薬品	1類医薬品	2類医薬品	覚えていない)
アレルギーがあった	(要指導医薬品	1類医薬品	2類医薬品	覚えていない)
検査値が該当しなかった	(要指導医薬品	1類医薬品	2類医薬品	覚えていない)
併用を避けるべき医薬品に該当した	(要指導医薬品	1類医薬品	2類医薬品	覚えていない)
多量・頻回の使用・乱用の恐れがある	(要指導医薬品	1類医薬品	2類医薬品	覚えていない)
他の医薬品を勧められた	(要指導医薬品	1類医薬品	2類医薬品	覚えていない)
その他 ()	(要指導医薬品	1類医薬品	2類医薬品	覚えていない)

問8 これまでに、店舗/ネット販売で医薬品を購入したことがある方に、購入する際に受ける説明についてお伺いします。該当するものをすべて○で囲んでください(複数回答可)。

- 1 どのような方法で説明を受けると服薬方法や副作用などについて理解しやすいですか。
(口頭 / 店頭での書面交付 / メール / 電話 / テレビ電話 / 説明はそもそも不要)
- 2 その理由は何ですか。
(分からないことをその場で質問できるから / 後で書面やメールを参照でき理解につながった / 文書やメールでもらっても読まないのでも口頭で聞きたい / その他 ())

問9 これまでに、店舗/ネット販売で医薬品を購入したことがある方に、副作用についてお伺いします。

- 1 副作用はありましたか。 はい いいえ → 問10へ (次ページ)

	I. 店舗	II. ネット販売
2 その副作用について購入時に説明を受けていましたか。	はい	はい
	↓	↓
3 副作用が起こった時の相談はどうされましたか (いずれか一つに☑)。	I. 店舗	II. ネット販売
購入した薬局・店舗を訪問した	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>
購入した薬局・店舗に電話した	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>
ネット販売サイトにメールした	—	<input type="checkbox"/>
ネット販売サイトに電話した	—	<input type="checkbox"/>
医師にかかった	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>
製薬会社に問い合わせた	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>

(その他 (自由記述))

4 対応はいかがでしたか (いずれか一つに☑)。

	I. 店舗	II. ネット販売
安心・信頼できた	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>
概ね安心・信頼できた	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>
やや不安がある・やや信頼できない	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>
不安がある・信頼できない	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>

問10 これまでに、店舗/ネット販売で医薬品を購入したことがある方に、お薬の購入方法ごとの満足度とその理由についてお伺いします。

I：店舗で購入した時（該当するものを1つ選んで○で囲んでください）

（ 満足 / 普通 / 満足な点と不満な点がある / 不満足 ）

満足な理由（該当する番号をすべて選んで○で囲んでください）

- 1 手にとって選択できたから
- 2 店舗が近く、すぐ服用できたから
- 3 行きつけのお店で購入できたから
- 4 安売りしていたから
- 5 医薬品の選択について薬剤師/登録販売者と相談できたから
- 6 薬剤師/登録販売者が丁寧に説明してくれ、服用にあたっての不安を対面で解消できたから
- 7 偽薬の心配がないから
- 8 その他（)

不満足な理由

- 1 医薬品数が多くて選ぶのに苦労したから
- 2 店舗まで行くことが煩わしかったから
- 3 値段が高いと感じたから
- 4 説明が長くてくどかったから
- 5 質問にまともに答えてくれなかったから
- 6 対面での説明があまりなく、服用にあたって不安になったから
- 7 欲しい医薬品以外を勧められたから
- 8 薬剤師が不在で購入できなかったから
- 9 偽薬が不安だったから
- 10 その他（)

II：ネット販売で購入した時（該当するものを1つ選んで○で囲んでください）

（ 満足 / 普通 / 満足な点と不満な点がある / 不満足 ）

満足な理由（該当する番号をすべて選んで○で囲んでください）

- 1 ウェブサイトで比較しながら選択できたから
- 2 配達してくれたので時間が節約できたから
- 3 時間に縛られずいつでも購入できたから
- 4 自分のペースで医薬品を選べたから
- 5 よく利用するウェブサイトで購入できたから
- 6 安売りしていたから
- 7 説明を聞かなくて済むから
- 8 豊富な種類から自分に適した医薬品をメール等で相談しながら選べたから
- 9 薬剤師/登録販売者がメール等で丁寧に説明してくれ、不安な点を解消できたから
- 10 偽薬の心配がないから
- 11 その他（)

不満足な理由

- 1 医薬品数が多くて選ぶのに苦労したから
- 2 配達されるまでに時間がかかったから
- 3 値段が高いと感じたから
- 4 メールや電話での説明が長くてくどかったから
- 5 テレビ電話での説明が煩わしかったから
- 6 メールや電話、テレビ電話の質問にまともに答えてくれなかったから
- 7 説明が定型メールのみで、服用にあたって不安になったから
- 8 ウェブサイトに薬剤師が不在で購入できなかったから
- 9 偽薬が不安だったから
- 10 その他 ()

問11 これまでに海外医薬品を個人利用目的のため、インターネット経由で個人輸入で購入したことがありますか。

(ある / ない / わからない)

最後にあなた自身についてお伺いします。該当するものを1つ選んで○で囲んでください。

- | | | |
|----|----------------|---------------|
| 性別 | 1 男性 | 2 女性 |
| 年代 | 1 20代 | 4 50代 |
| | 2 30代 | 5 60代 |
| | 3 40代 | 6 70歳以上 |
| 職業 | 1 事務系・技術系従事者 | 7 専業主婦 |
| | 2 現業系・サービス系従事者 | 8 パート・アルバイト |
| | 3 役員・管理職・自由業 | 9 学生 |
| | 4 商工・自営業 | 10 無職 |
| | 5 農・林・漁業 | 11 その他(具体的に) |
| | 6 医療関係者 | |

健康への意識についてお伺いします。

- | | | |
|------------|----------|-----------|
| 1 常に気にしている | 2 気にしている | 3 気にしていない |
|------------|----------|-----------|

普段、様々な物にネット販売を利用して購入していますか。

- | | |
|--------------|---------------|
| 1 ほぼ毎日利用している | 4 年に数回利用している |
| 2 週に数回利用している | 5 ほとんど利用していない |
| 3 月に数回利用している | 6 全く利用していない |

世帯構成

1 一人暮らし	2 一緒に同居している人がいる
---------	-----------------

資料2

医薬品の販売実態に関する調査

1. 結果の概要
2. 集計結果
3. 調査票

「薬局」、「ドラッグストア」、「ネット販売を行う薬局・店舗」は、それぞれ以下の調査に基づく集計結果を指します。

- 薬局：日本薬剤師会協力による薬局調査
- ドラッグストア：ドラッグストア本部協力による店舗調査
- ネット販売を行う薬局・店舗：ネット販売を行う薬局・店舗協力による調査

1 . 結果の概要

配布と回収数（薬局）

		配布数	回収数	回収率
有効	秋田県	50	18	36%
	宮城県	50	16	32%
	栃木県	50	28	56%
	群馬県	50	20	40%
	奈良県	50	25	50%
	広島県	50	20	40%
	高知県	50	19	38%
	宮崎県	49	24	49%
	不明		3	
	合計	399	173	43.4%

配布と回収数（ドラッグストア）

		配布数	回収数	回収率
有効		106	99	93.4%

配布と回収数（ネット販売を行う薬局・店舗）

		配布数	回収数	回収率
有効		795	164	20.6%

2. 集計結果

(1) 解析対象の特徴

対象（販売形態別）

		度数	パーセント	有効パーセント
有効	薬局	173	39.7	39.7
	ドラッグストア	98	22.5	22.5
	ネット販売を行う薬局・店舗	165	37.8	37.8
	合計	436	100.0	100.0

対象（都道府県別）

		度数	パーセント	有効パーセント
有効	薬局（秋田県）	18	4.1	4.1
	薬局（宮城県）	16	3.7	3.7
	薬局（群馬県）	20	4.6	4.6
	薬局（栃木県）	28	6.4	6.4
	薬局（奈良県）	25	5.7	5.7
	薬局（広島県）	20	4.6	4.6
	薬局（高知県）	19	4.4	4.4
	薬局（宮崎県）	24	5.5	5.5
	薬局（県不明）	3	0.7	0.7
	ドラッグストア	98	22.5	22.5
	ネット販売を行う薬局・店舗	165	37.8	37.8
	合計	436	100.0	100.0

「薬局」、「ドラッグストア」、「ネット販売を行う薬局・店舗」は、それぞれ以下の調査に基づく集計結果を指します。

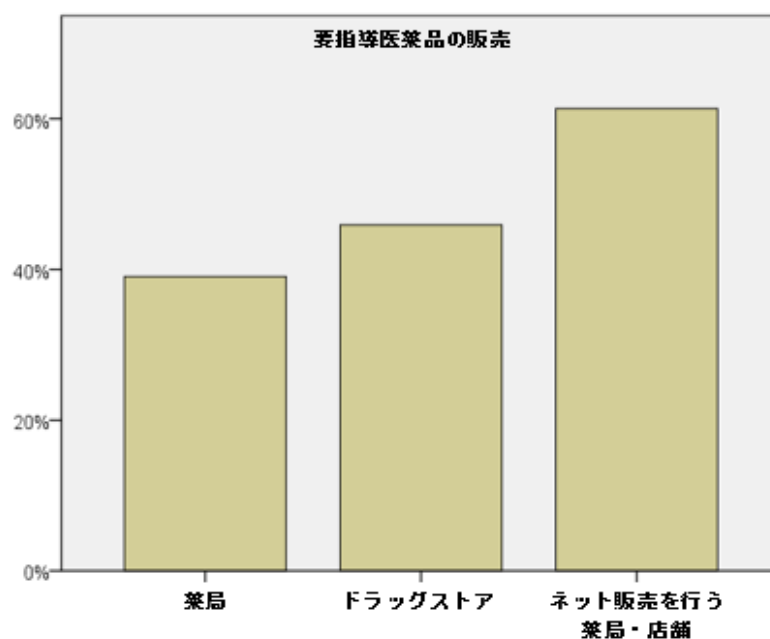
- 薬局：日本薬剤師会協力による薬局調査
- ドラッグストア：ドラッグストア本部協力による店舗調査
- ネット販売を行う薬局・店舗：ネット販売を行う薬局・店舗協力による調査

(2) 販売状況

問1. 販売している品目

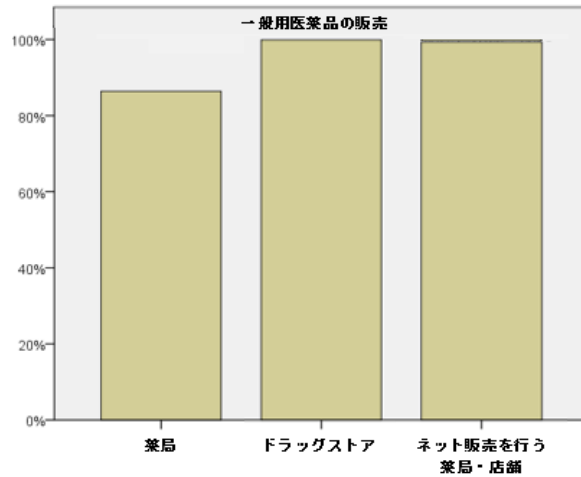
対象と要指導医薬品の販売のクロス表

		要指導医薬品の販売		合計	
		販売している	販売していない		
対象	薬局	度数	66	103	169
		対象の%	39.1%	60.9%	100.0%
	ドラッグストア	度数	45	53	98
		対象の%	45.9%	54.1%	100.0%
	ネット販売を行う 薬局・店舗	度数	100	63	163
		対象の%	61.3%	38.7%	100.0%
合計	度数	211	219	430	
	対象の%	49.1%	50.9%	100.0%	



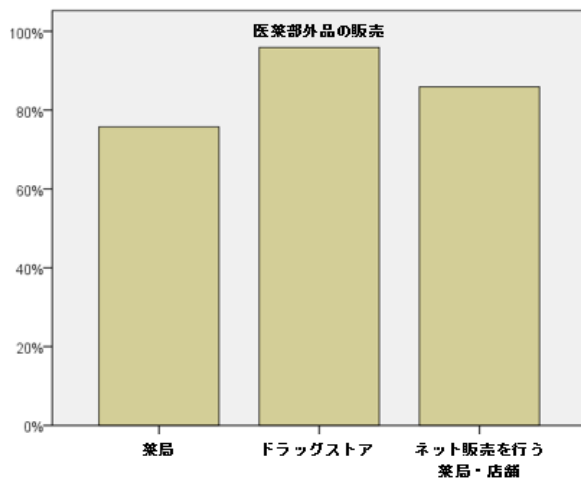
対象 と 一般用医薬品の販売のクロス表

		一般用医薬品の販売		合計
		販売している	販売していない	
薬局	度数	146	23	169
	対象の%	86.4%	13.6%	100.0%
対象	ドラッグストア	98	0	98
	対象の%	100.0%	0.0%	100.0%
ネット販売を行う 薬局・店舗	度数	162	1	163
	対象の%	99.4%	0.6%	100.0%
合計	度数	406	24	430
	対象の%	94.4%	5.6%	100.0%



対象 と 医薬部外品の販売のクロス表

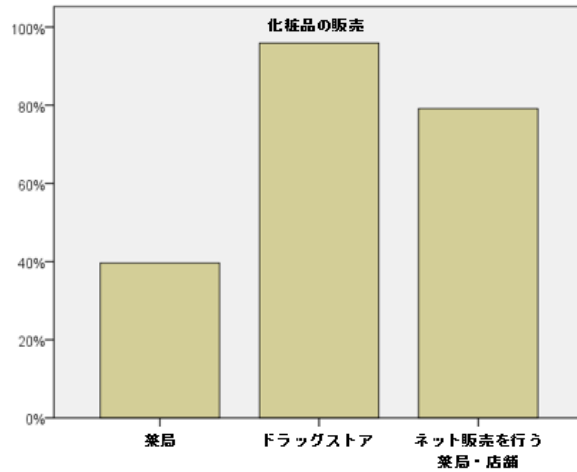
		医薬部外品の販売		合計
		販売している	販売していない	
薬局	度数	128	41	169
	対象の%	75.7%	24.3%	100.0%
対象	ドラッグストア	94	4	98
	対象の%	95.9%	4.1%	100.0%
ネット販売を行う 薬局・店舗	度数	140	23	163
	対象の%	85.9%	14.1%	100.0%
合計	度数	362	68	430
	対象の%	84.2%	15.8%	100.0%



「薬局」、「ドラッグストア」、「ネット販売を行う薬局・店舗」は、それぞれ以下の調査に基づく集計結果を指します。
 ● 薬局：日本薬剤師会協力による薬局調査 ● ドラッグストア：ドラッグストア本部協力による店舗調査
 ● ネット販売を行う薬局・店舗：ネット販売を行う薬局・店舗協力による調査

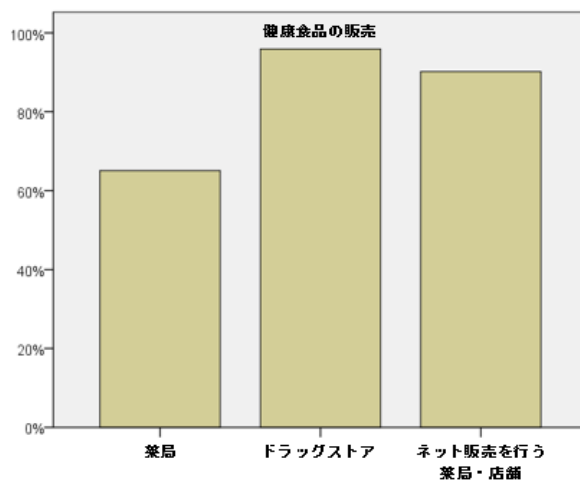
対象 と 化粧品の販売 のクロス表

		化粧品の販売		合計
		販売している	販売していない	
薬局	度数	67	102	169
	対象の%	39.6%	60.4%	100.0%
対象	ドラッグストア	度数	94	98
		対象の%	95.9%	4.1%
ネット販売を行う 薬局・店舗	度数	129	34	163
	対象の%	79.1%	20.9%	100.0%
合計	度数	290	140	430
	対象の%	67.4%	32.6%	100.0%



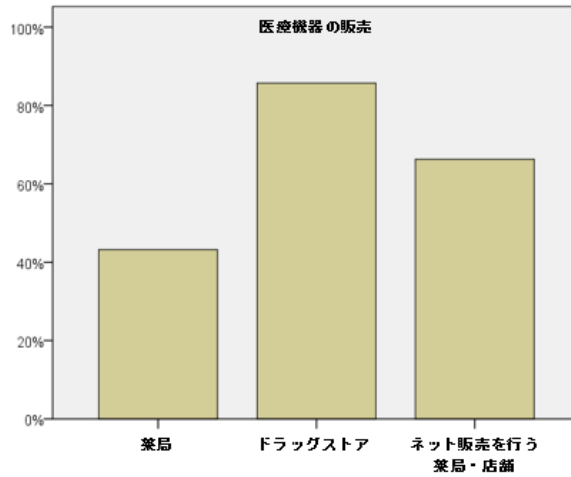
対象 と 健康食品の販売 のクロス表

		健康食品の販売		合計
		販売している	販売していない	
薬局	度数	110	59	169
	対象の%	65.1%	34.9%	100.0%
対象	ドラッグストア	度数	94	98
		対象の%	95.9%	4.1%
ネット販売を行う 薬局・店舗	度数	147	16	163
	対象の%	90.2%	9.8%	100.0%
合計	度数	351	79	430
	対象の%	81.6%	18.4%	100.0%



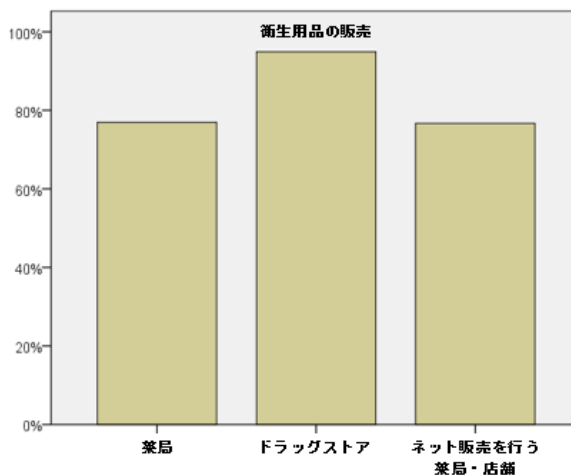
対象 と 医療機器の販売 のクロス表

		医療機器の販売		合計
		販売している	販売していない	
薬局	度数	73	96	169
	対象の%	43.2%	56.8%	100.0%
対象	ドラッグストア	84	14	98
	対象の%	85.7%	14.3%	100.0%
ネット販売を行う 薬局・店舗	度数	108	55	163
	対象の%	66.3%	33.7%	100.0%
合計	度数	265	165	430
	対象の%	61.6%	38.4%	100.0%



対象 と 衛生用品の販売 のクロス表

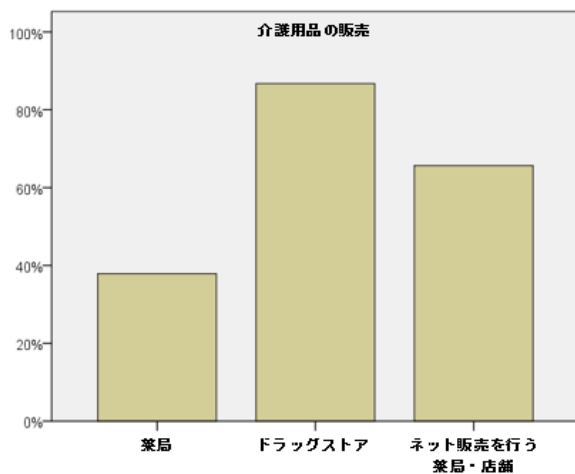
		衛生用品の販売		合計
		販売している	販売していない	
薬局	度数	130	39	169
	対象の%	76.9%	23.1%	100.0%
対象	ドラッグストア	93	5	98
	対象の%	94.9%	5.1%	100.0%
ネット販売を行う 薬局・店舗	度数	125	38	163
	対象の%	76.7%	23.3%	100.0%
合計	度数	348	82	430
	対象の%	80.9%	19.1%	100.0%



「薬局」、「ドラッグストア」、「ネット販売を行う薬局・店舗」は、それぞれ以下の調査に基づく集計結果を指します。
 ● 薬局：日本薬剤師会協力による薬局調査 ● ドラッグストア：ドラッグストア本部協力による店舗調査
 ● ネット販売を行う薬局・店舗：ネット販売を行う薬局・店舗協力による調査

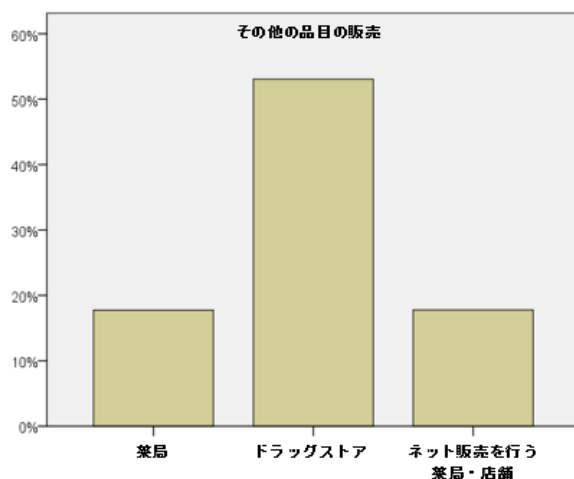
対象 と 介護用品の販売 のクロス表

		介護用品の販売		合計
		販売している	販売していない	
薬局	度数	64	105	169
	対象の%	37.9%	62.1%	100.0%
対象	ドラッグストア	85	13	98
	対象の%	86.7%	13.3%	100.0%
ネット販売を行う 薬局・店舗	度数	107	56	163
	対象の%	65.6%	34.4%	100.0%
合計	度数	256	174	430
	対象の%	59.5%	40.5%	100.0%



対象 と その他の品目の販売 のクロス表

		その他の品目の販売		合計
		販売している	販売していない	
薬局	度数	30	139	169
	対象の%	17.8%	82.2%	100.0%
対象	ドラッグストア	52	46	98
	対象の%	53.1%	46.9%	100.0%
ネット販売を行う 薬局・店舗	度数	29	134	163
	対象の%	17.8%	82.2%	100.0%
合計	度数	111	319	430
	対象の%	25.8%	74.2%	100.0%

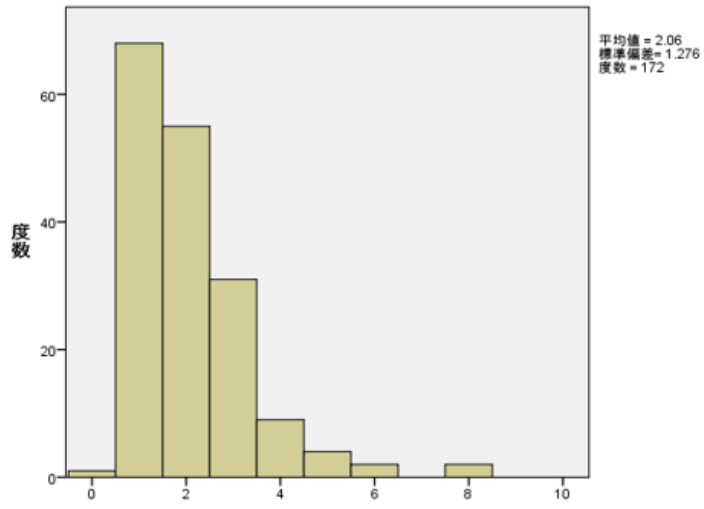


問2．勤務している薬剤師及び登録販売者の人数

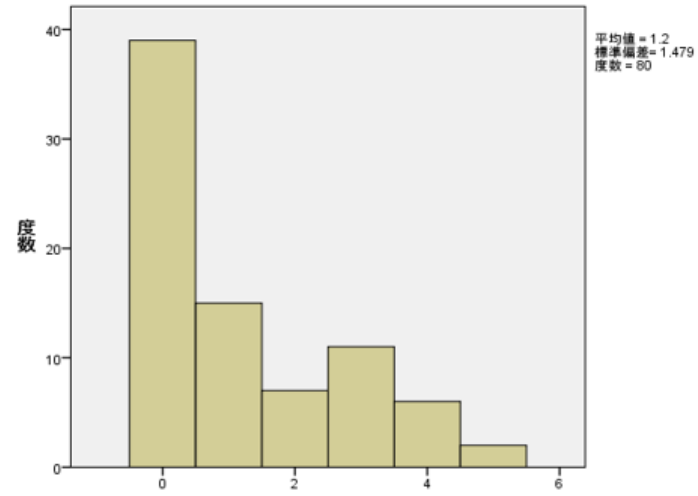
対象		フルタイム薬剤師 の人数	パートタイム薬 剤師の人数	登録販売者 の人数
薬局	度数	172	150	127
	平均値	2.06	1.15	0.64
	標準偏差	1.276	1.266	1.200
	最小値	0	0	0
	中央値	2.00	1.00	0.00
	最大値	8	6	8
ドラッグストア	度数	80	83	98
	平均値	1.20	0.80	3.78
	標準偏差	1.479	1.295	1.919
	最小値	0	0	0
	中央値	1.00	0.00	4.00
	最大値	5	6	12
ネット販売を行う 薬局・店舗	度数	146	134	150
	平均値	2.62	2.01	2.75
	標準偏差	1.820	2.389	2.413
	最小値	0	0	0
	中央値	2.00	1.00	2.00
	最大値	7	10	18
合計	度数	398	367	375
	平均値	2.10	1.38	2.30
	標準偏差	1.616	1.829	2.313
	最小値	0	0	0
	中央値	2.00	1.00	2.00
	最大値	8	10	18

「薬局」、「ドラッグストア」、「ネット販売を行う薬局・店舗」は、それぞれ以下の調査に基づく集計結果を指します。
 ● 薬局：日本薬剤師会協力による薬局調査 ● ドラッグストア：ドラッグストア本部協力による店舗調査
 ● ネット販売を行う薬局・店舗：ネット販売を行う薬局・店舗協力による調査

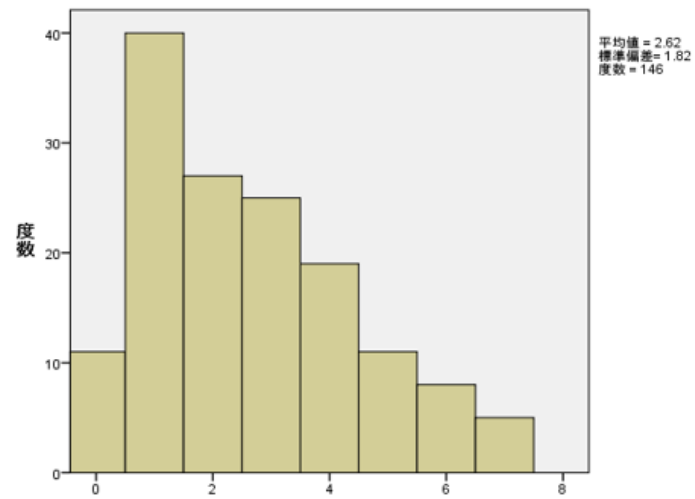
フルタイム薬剤師の人数
対象：薬局



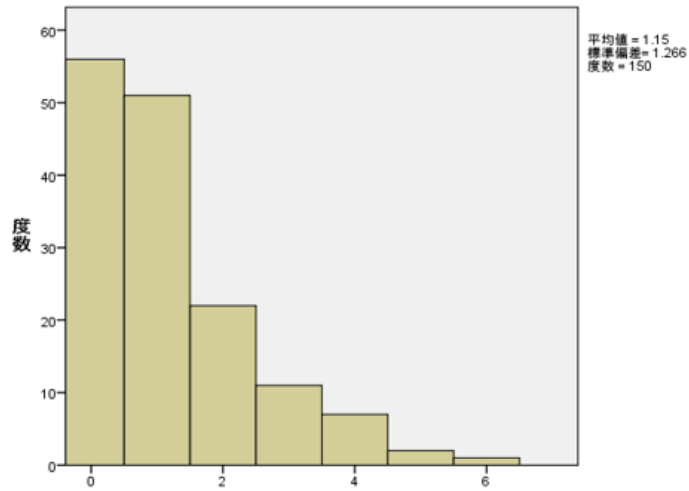
フルタイム薬剤師の人数
対象：ドラッグストア



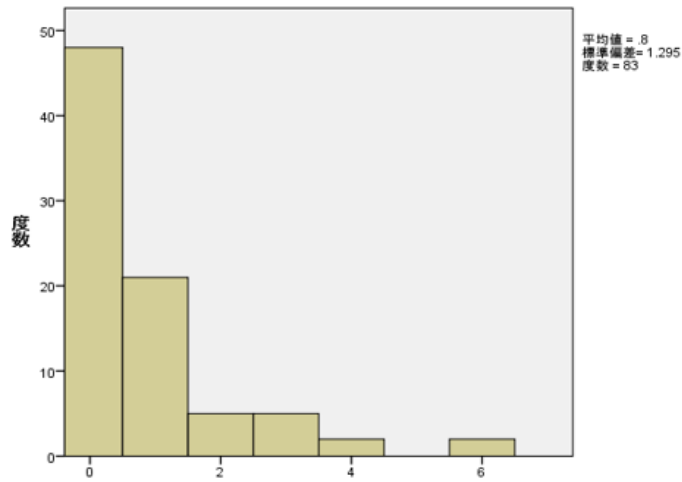
フルタイム薬剤師の人数
対象：ネット販売を行う薬局・店舗



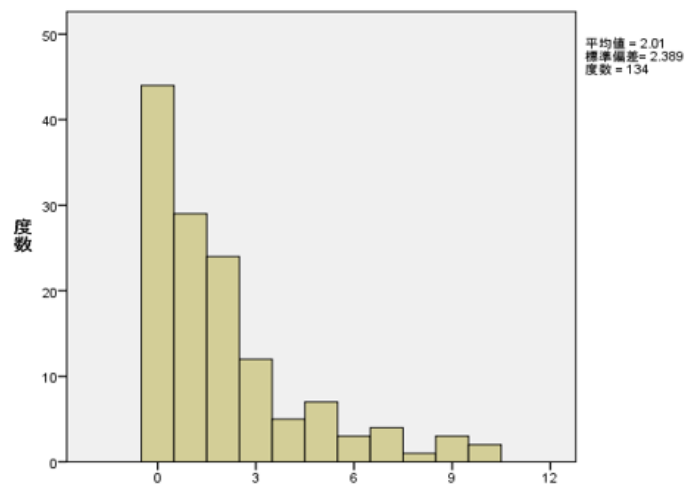
パートタイム薬剤師の人数
対象：薬局



パートタイム薬剤師の人数
対象：ドラッグストア

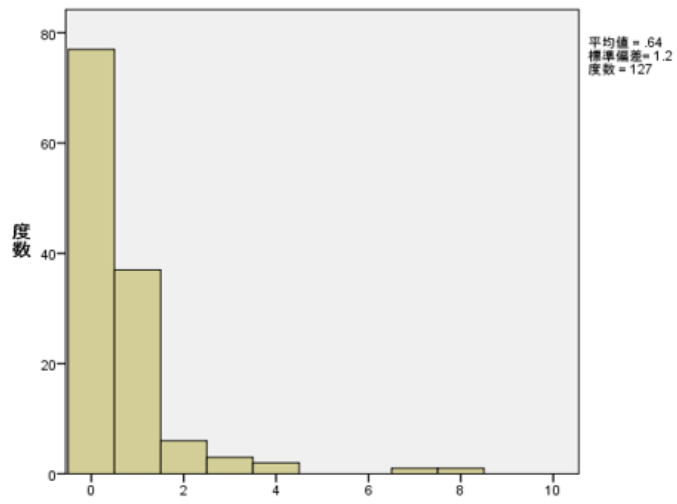


パートタイム薬剤師の人数
対象：ネット販売を行う薬局・店舗

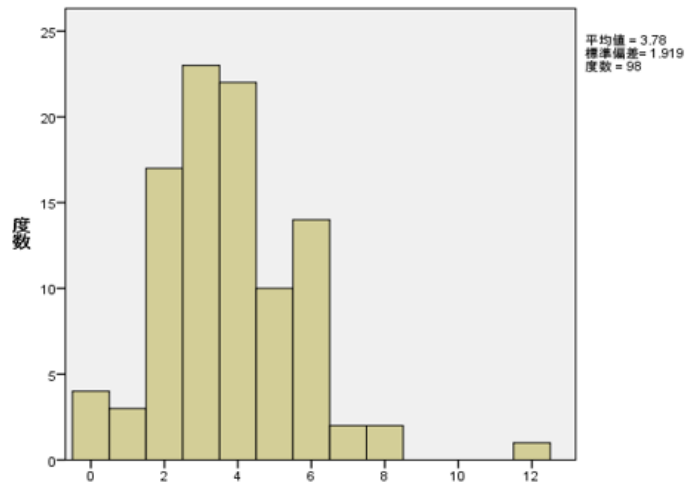


「薬局」、「ドラッグストア」、「ネット販売を行う薬局・店舗」は、それぞれ以下の調査に基づく集計結果を指します。
 ● 薬局：日本薬剤師会協力による薬局調査 ● ドラッグストア：ドラッグストア本部協力による店舗調査
 ● ネット販売を行う薬局・店舗：ネット販売を行う薬局・店舗協力による調査

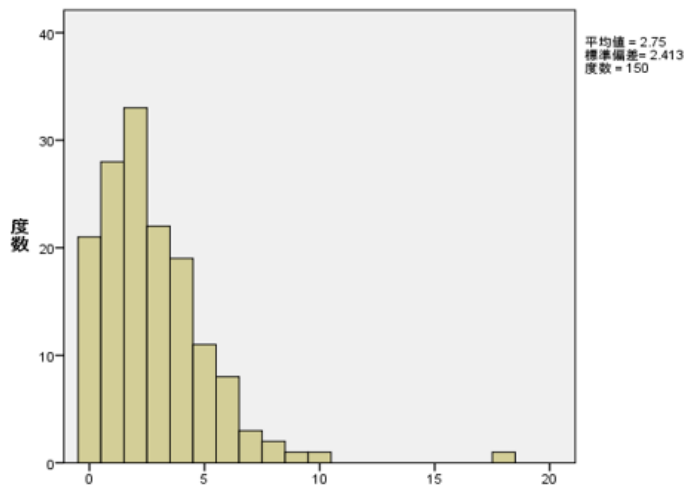
登録販売者の人数
対象：薬局



登録販売者の人数
対象：ドラッグストア



登録販売者の人数
対象：ネット販売を行う薬局・店舗



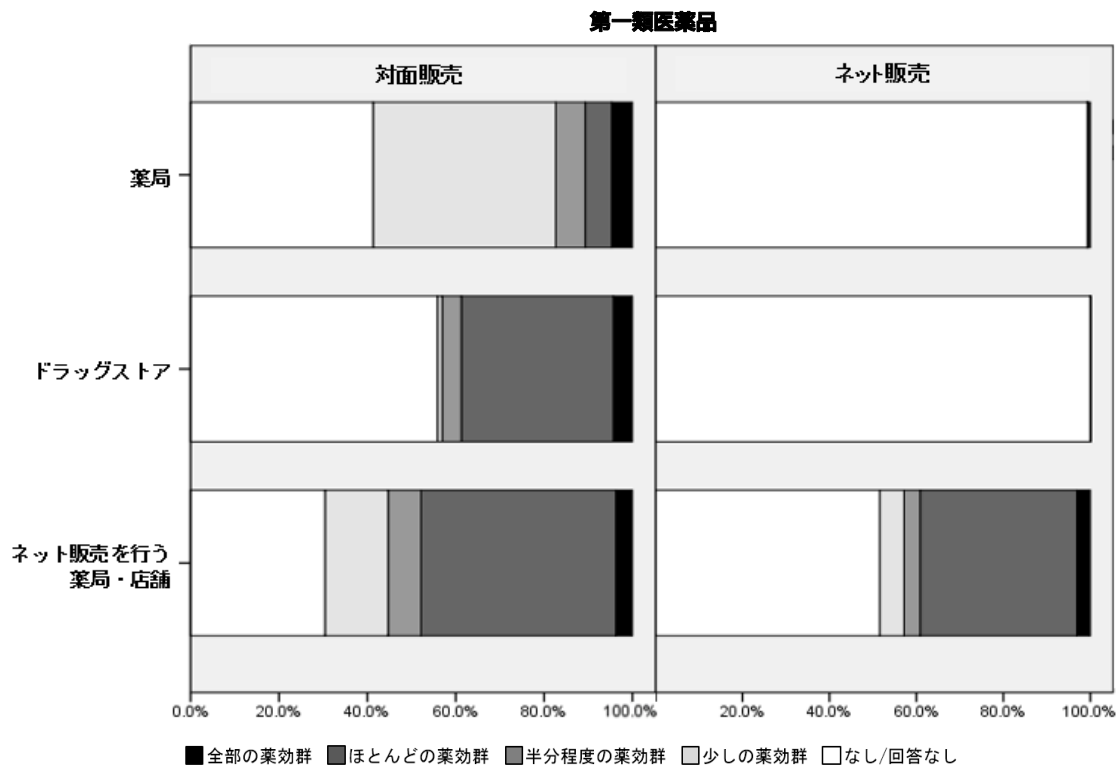
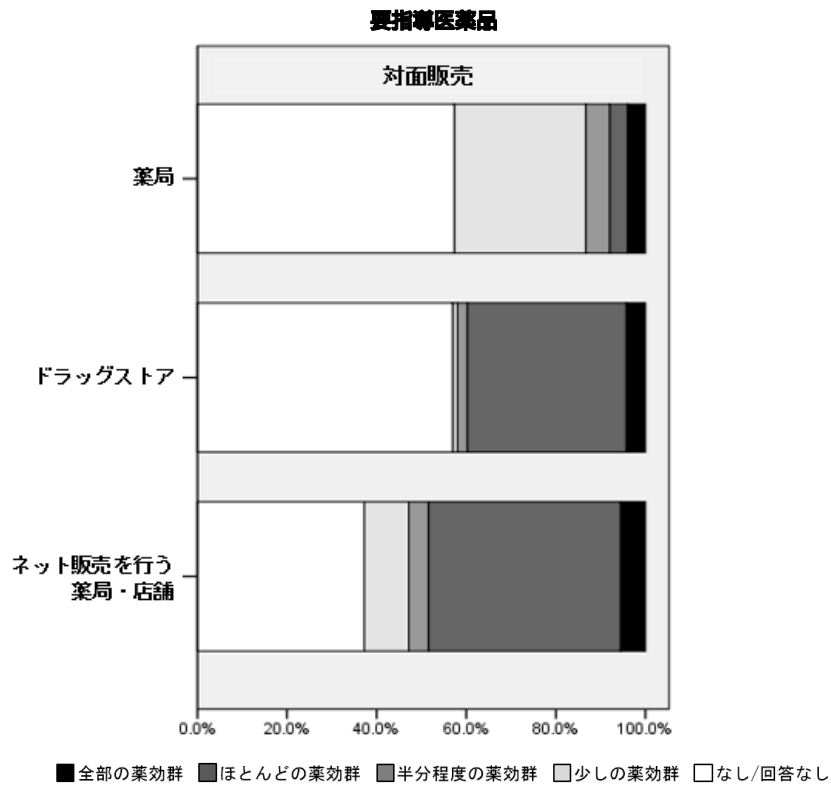
問3．販売している医薬品の種類（薬効群）

		対面販売					計	ネット販売					計	
		全部の薬効群	ほとんどの薬効群	半分程度の薬効群	少しの薬効群	なし/回答なし		全部の薬効群	ほとんどの薬効群	半分程度の薬効群	少しの薬効群	なし/回答なし		
要指導医薬品	薬局	n	6	6	8	44	86							
		%	4.0%	4.0%	5.3%	29.3%	57.3%	100.0%						
	ドラッグストア	n	4	33	2	1	53	93						
		%	4.3%	35.5%	2.2%	1.1%	57.0%	100.0%						
	ネット販売を行う薬局・店舗	n	9	69	7	16	60	161						
	%	5.6%	42.9%	4.3%	9.9%	37.3%	100.0%							
合計	n	19	108	17	61	199	404							
	%	4.7%	26.7%	4.2%	15.1%	49.3%	100.0%							
第一類医薬品	薬局	n	7	9	10	62	62	150	1	0	0	0	149	150
		%	4.7%	6.0%	6.7%	41.3%	41.3%	100.0%	0.7%	0.0%	0.0%	0.0%	99.3%	100.0%
	ドラッグストア	n	4	32	4	1	52	93	0	0	0	0	93	93
		%	4.3%	34.4%	4.3%	1.1%	55.9%	100.0%	0.0%	0.0%	0.0%	0.0%	100.0%	100.0%
	ネット販売を行う薬局・店舗	n	6	71	12	23	49	161	5	58	6	9	83	161
	%	3.7%	44.1%	7.5%	14.3%	30.4%	100.0%	3.1%	36.0%	3.7%	5.6%	51.6%	100.0%	
合計	n	17	112	26	86	163	404	6	58	6	9	325	404	
	%	4.2%	27.7%	6.4%	21.3%	40.3%	100.0%	1.5%	14.4%	1.5%	2.2%	80.4%	100.0%	
第二类医薬品	薬局	n	10	12	14	95	19	150	1	0	0	0	149	150
		%	6.7%	8.0%	9.3%	63.3%	12.7%	100.0%	0.7%	0.0%	0.0%	0.0%	99.3%	100.0%
	ドラッグストア	n	5	74	6	5	3	93	0	0	0	0	93	93
		%	5.4%	79.6%	6.5%	5.4%	3.2%	100.0%	0.0%	0.0%	0.0%	0.0%	100.0%	100.0%
	ネット販売を行う薬局・店舗	n	12	84	17	42	6	161	8	71	13	33	36	161
	%	7.5%	52.2%	10.6%	26.1%	3.7%	100.0%	5.0%	44.1%	8.1%	20.5%	22.4%	100.0%	
合計	n	27	170	37	142	28	404	9	71	13	33	278	404	
	%	6.7%	42.1%	9.2%	35.1%	6.9%	100.0%	2.2%	17.6%	3.2%	8.2%	68.8%	100.0%	
第三類医薬品	薬局	n	10	12	15	104	9	150	1	0	0	0	149	150
		%	6.7%	8.0%	10.0%	69.3%	6.0%	100.0%	0.7%	0.0%	0.0%	0.0%	99.3%	100.0%
	ドラッグストア	n	5	73	7	5	3	93	0	0	0	0	93	93
		%	5.4%	78.5%	7.5%	5.4%	3.2%	100.0%	0.0%	0.0%	0.0%	0.0%	100.0%	100.0%
	ネット販売を行う薬局・店舗	n	12	82	18	40	9	161	8	71	13	41	28	161
	%	7.5%	50.9%	11.2%	24.8%	5.6%	100.0%	5.0%	44.1%	8.1%	25.5%	17.4%	100.0%	
合計	n	27	167	40	149	21	404	9	71	13	41	270	404	
	%	6.7%	41.3%	9.9%	36.9%	5.2%	100.0%	2.2%	17.6%	3.2%	10.1%	66.8%	100.0%	

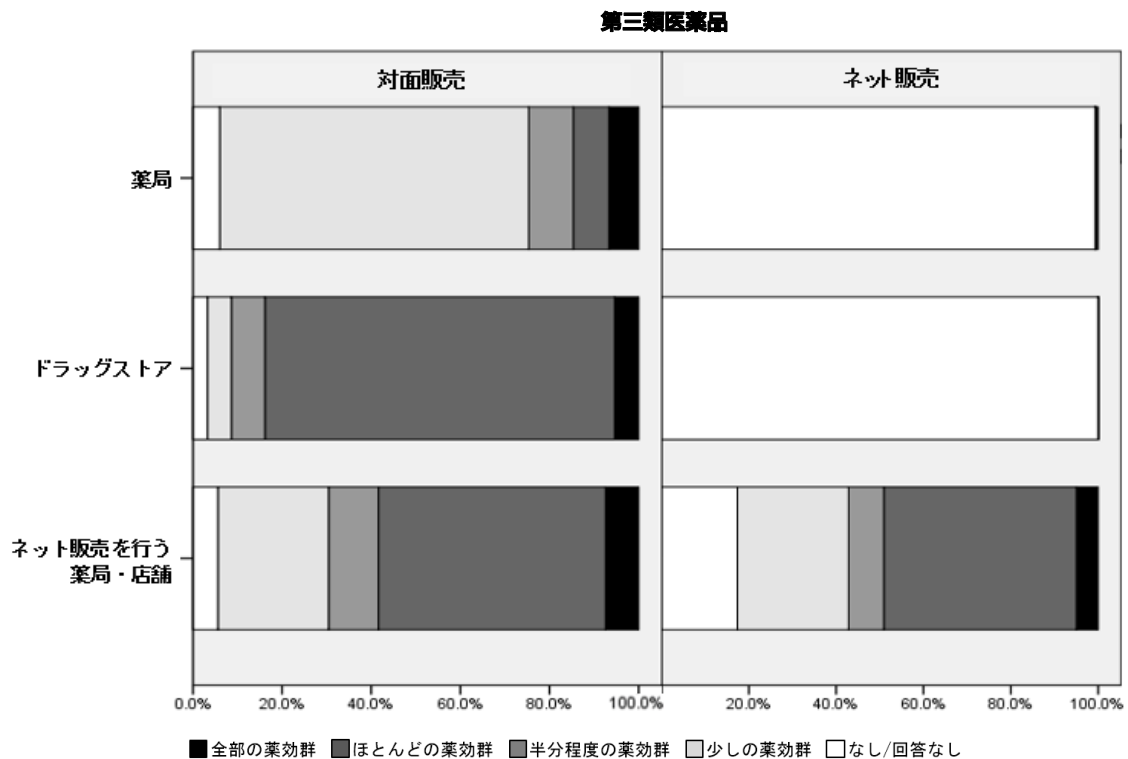
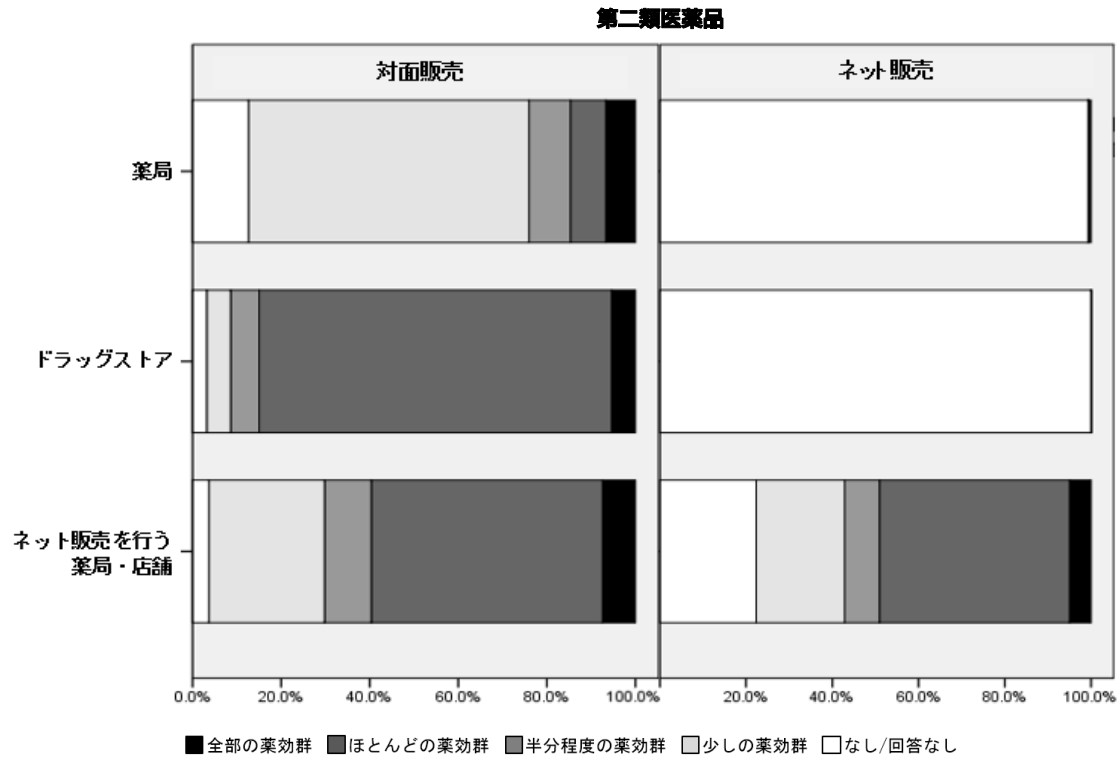
「薬局」、「ドラッグストア」、「ネット販売を行う薬局・店舗」は、それぞれ以下の調査に基づく集計結果を指します。

- 薬局：日本薬剤師会協力による薬局調査
- ドラッグストア：ドラッグストア本部協力による店舗調査
- ネット販売を行う薬局・店舗：ネット販売を行う薬局・店舗協力による調査

問3. 販売している医薬品の種類（薬効群）



問3．販売している医薬品の種類（薬効群）

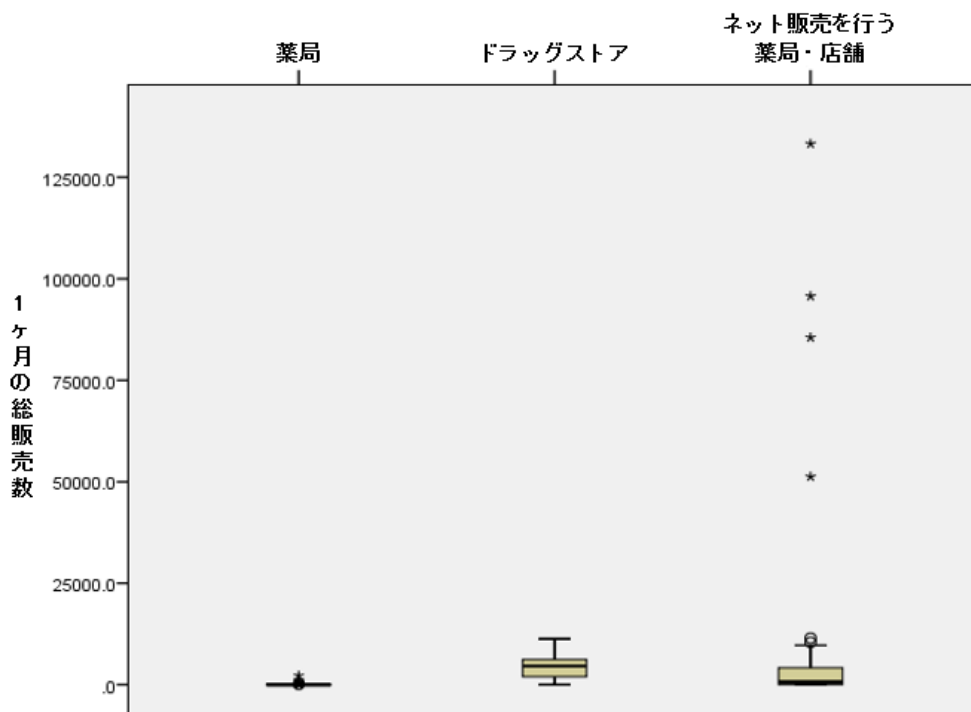


「薬局」、「ドラッグストア」、「ネット販売を行う薬局・店舗」は、それぞれ以下の調査に基づく集計結果を指します。
 ● 薬局：日本薬剤師会協力による薬局調査 ● ドラッグストア：ドラッグストア本部協力による店舗調査
 ● ネット販売を行う薬局・店舗：ネット販売を行う薬局・店舗協力による調査

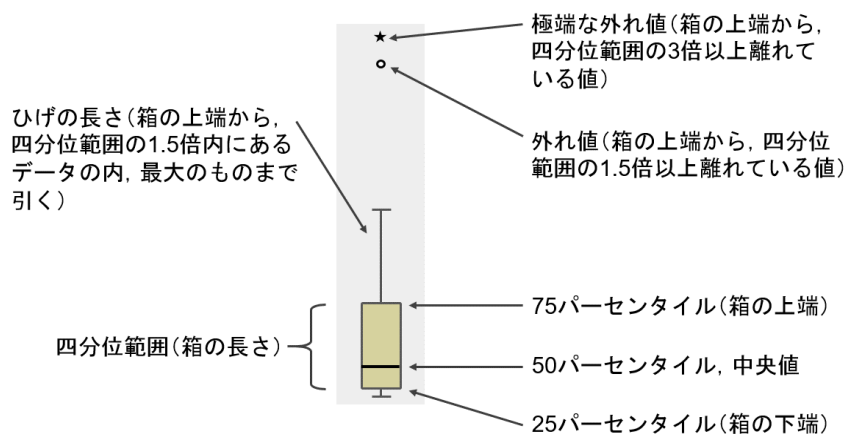
問4．対面及びネット販売における1ヶ月の販売数

	対面販売				ネット販売			
	薬局	ドラッグストア	ネット販売を行う薬局・店舗	合計	薬局	ドラッグストア	ネット販売を行う薬局・店舗	合計
要指導医薬品								
度数	58	38	91	187				
平均値	5	26	40	27				
最小値	0	1	0	0				
最大値	98	79	133	133				
25	0	11	12	1				
パーセン	50	1	22	30	16			
タイトル	75	4	35	64	45			
第一類医薬品								
度数	119	44	134	297	101	11	133	245
平均値	13	174	339	184	0	0	34	18
最小値	0	0	0	0	0	0	0	0
最大値	510	672	17212	17212	14	0	3000	3000
25	0	76	0	0	0	0	0	0
パーセン	50	1	150	95	5	0	1	0
タイトル	75	5	245	379	177	0	8	3
第二類医薬品								
度数	120	42	107	269	101	11	117	229
平均値	25	3009	1164	944	0	0	123	63
最小値	0	0	0	0	0	0	0	0
最大値	1637	7381	53000	53000	0	0	3000	3000
25	0	2000	3	1	0	0	0	0
パーセン	50	3	2997	50	10	0	20	0
タイトル	75	9	4211	532	259	0	80	20
第三類医薬品								
度数	118	42	105	265	99	11	119	229
平均値	24	1436	692	513	0	0	159	83
最小値	0	0	0	0	0	0	0	0
最大値	1100	4000	29000	29000	0	0	4750	4750
25	1	775	2	1	0	0	0	0
パーセン	50	4	1350	40	10	0	12	0
タイトル	75	10	1972	550	300	0	60	15
第二/三类医薬品								
度数	116	43	136	295	99	11	137	247
平均値	50	4458	4549	2767	0	0	259	144
最小値	0	0	0	0	0	0	0	0
最大値	2183	10720	133096	133096	0	0	5000	5000
25	2	3506	30	5	0	0	8	0
パーセン	50	7	4594	384	40	0	55	0
タイトル	75	20	6000	4458	3420	0	148	70
要指導+第一～三类医薬品								
度数	139	46	151	336	108	11	153	272
平均値	56	4355	4436	2613	0	0	266	150
最小値	0	0	0	0	0	0	0	0
最大値	2219	11331	133096	133096	14	0	5030	5030
25	2	2627	38	5	0	0	5	0
パーセン	50	8	4663	350	45	0	57	0
タイトル	75	26	6198	4138	2540	0	151	75

問4．対面及びネット販売における1ヶ月の販売数

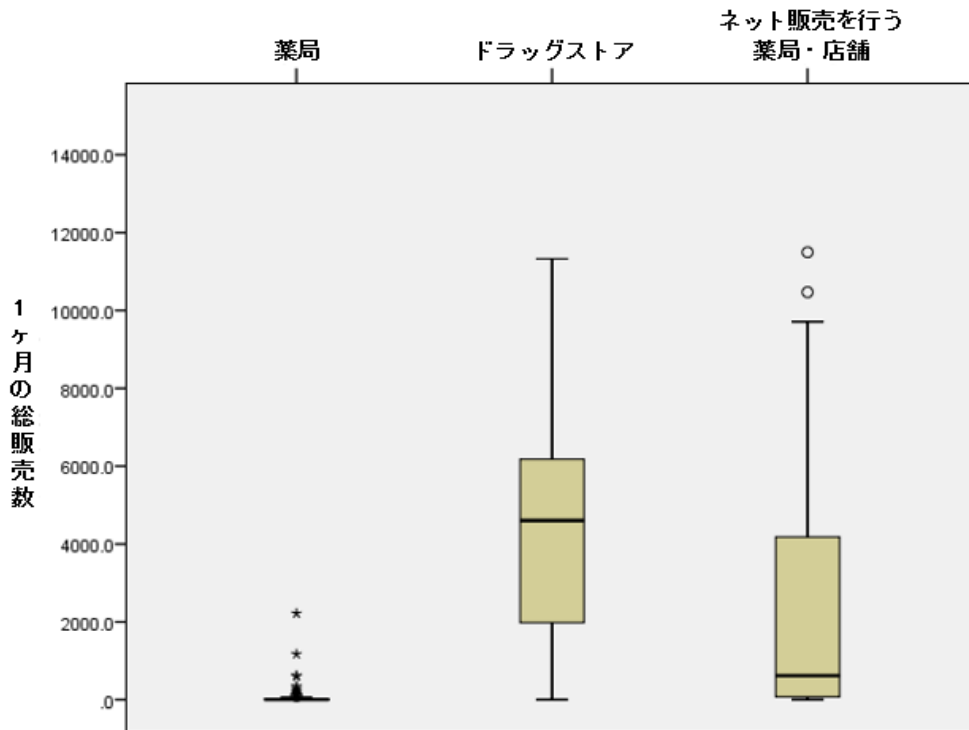


グラフの説明

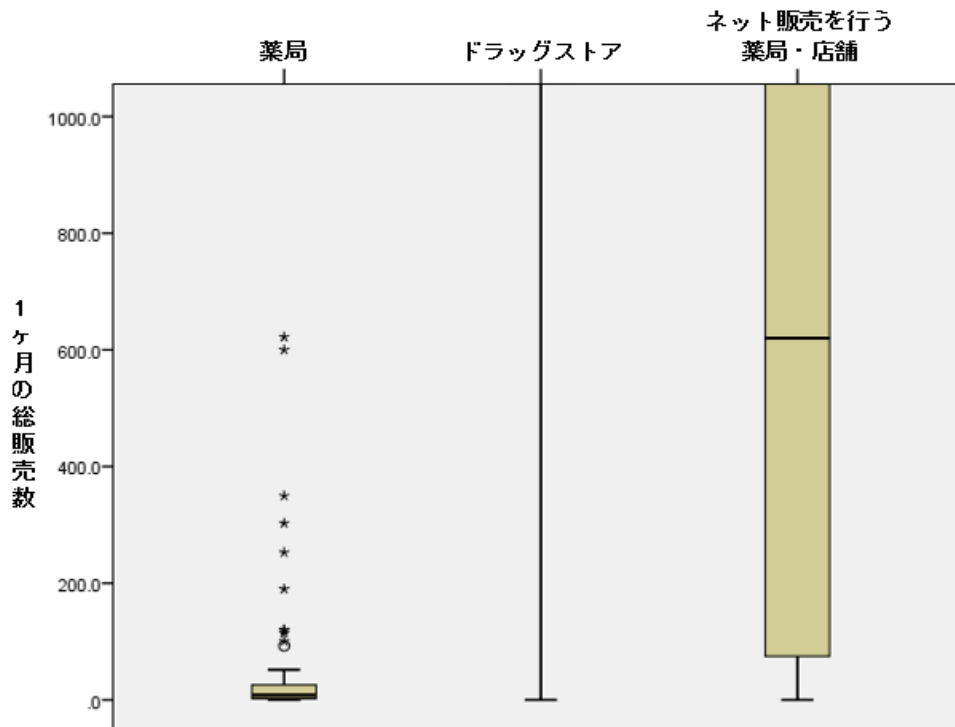


「薬局」、「ドラッグストア」、「ネット販売を行う薬局・店舗」は、それぞれ以下の調査に基づく集計結果を指します。
 ● 薬局：日本薬剤師会協力による薬局調査 ● ドラッグストア：ドラッグストア本部協力による店舗調査
 ● ネット販売を行う薬局・店舗：ネット販売を行う薬局・店舗協力による調査

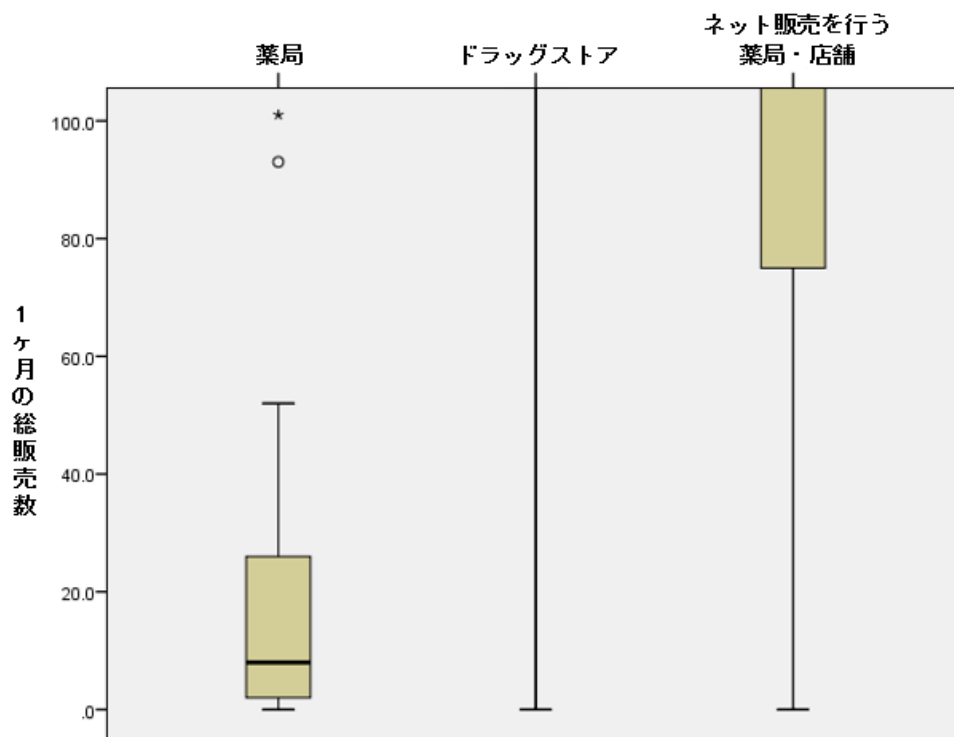
問4. 対面及びネット販売における1ヶ月の総販売数（再掲，0～14,000）



対面及びネット販売における1ヶ月の総販売数（再掲，0～1,000）

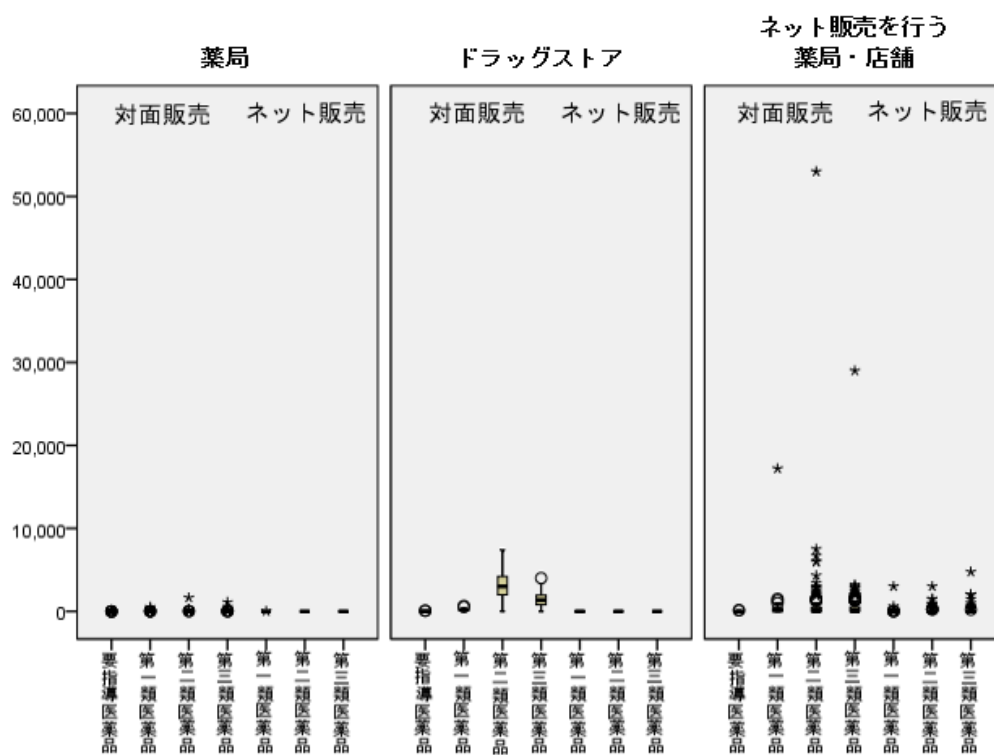


問 4 . 対面及びネット販売における 1 ヶ月の総販売数 (再掲, 0 ~ 100)

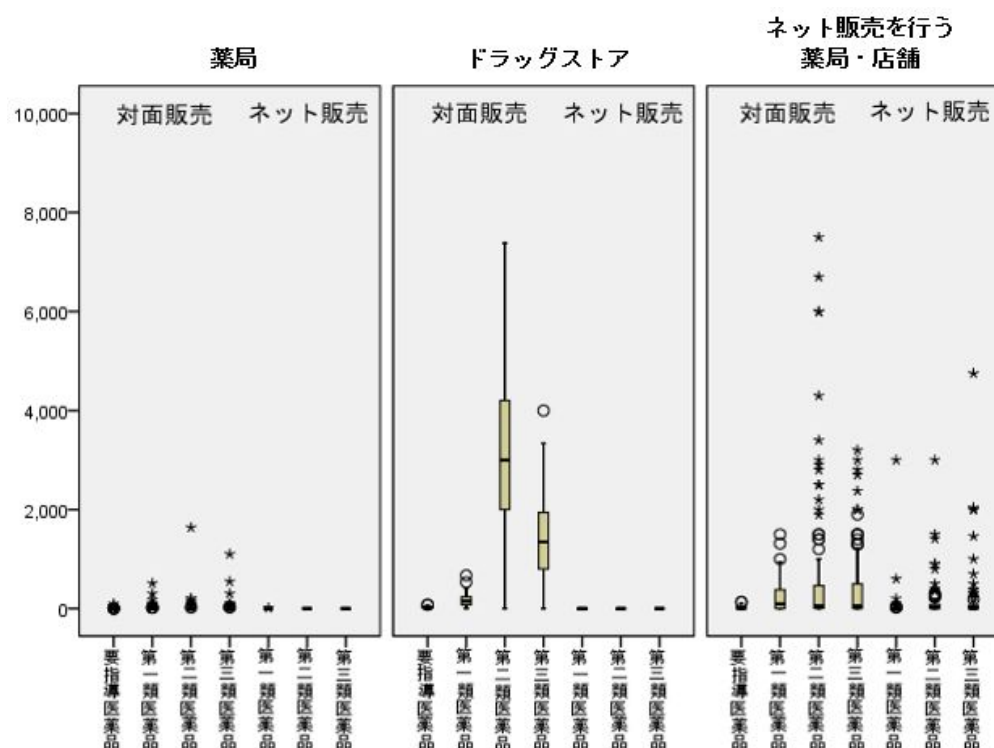


「薬局」、「ドラッグストア」、「ネット販売を行う薬局・店舗」は、それぞれ以下の調査に基づく集計結果を指します。
 ● 薬局：日本薬剤師会協力による薬局調査 ● ドラッグストア：ドラッグストア本部協力による店舗調査
 ● ネット販売を行う薬局・店舗：ネット販売を行う薬局・店舗協力による調査

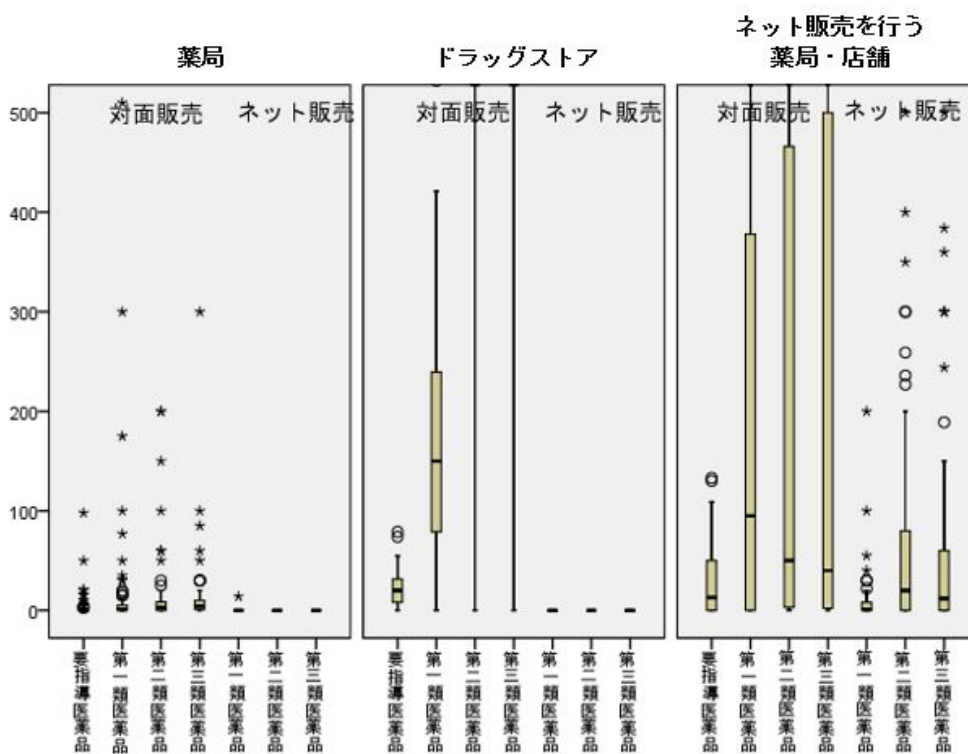
問4. 対面及びネット販売における1ヶ月の販売数(最大値 60,000個)



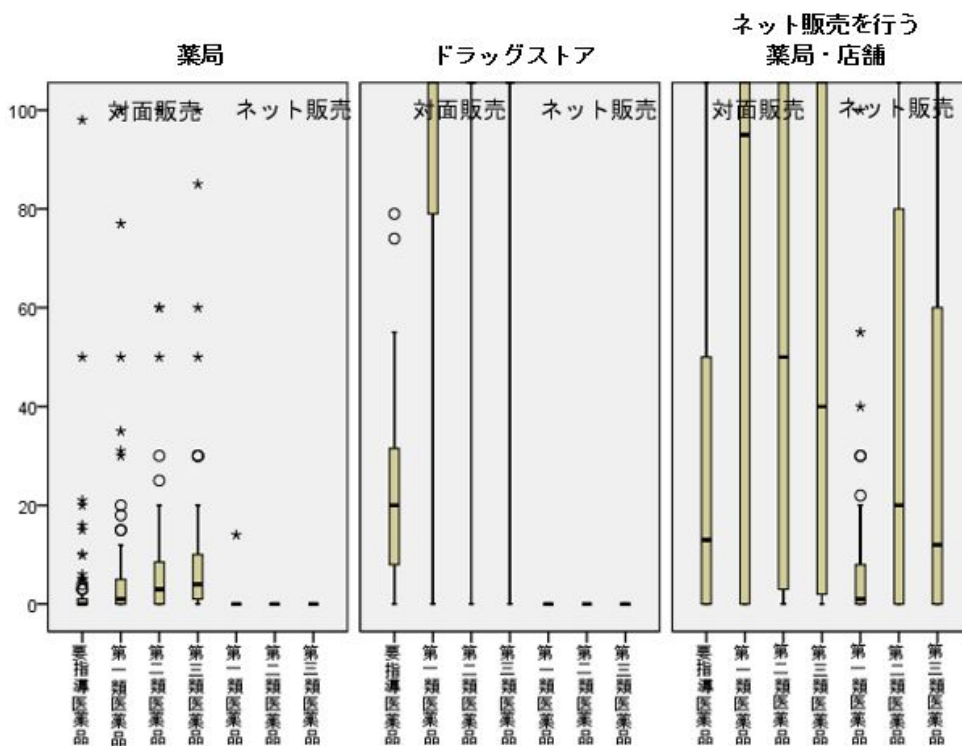
対面及びネット販売における1ヶ月の販売数(再掲, 0~10,000)



問4. 対面及びネット販売における1ヶ月の販売数(再掲, 0~500)



対面及びネット販売における1ヶ月の販売数(再掲, 0~100)

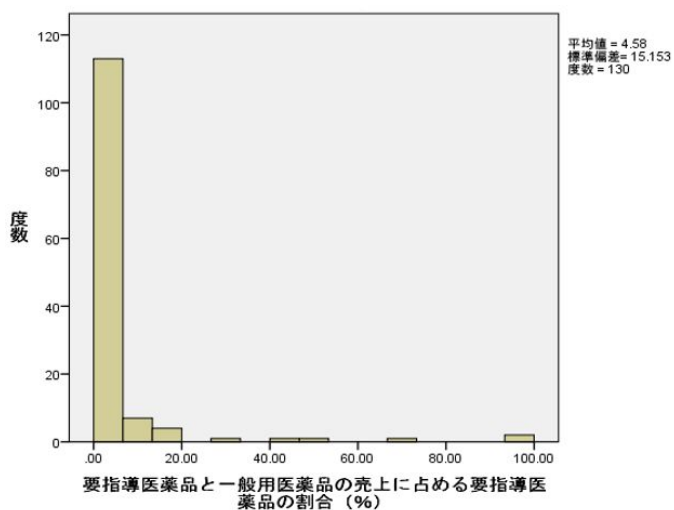


「薬局」、「ドラッグストア」、「ネット販売を行う薬局・店舗」は、それぞれ以下の調査に基づく集計結果を指します。
 ● 薬局：日本薬剤師会協力による薬局調査 ● ドラッグストア：ドラッグストア本部協力による店舗調査
 ● ネット販売を行う薬局・店舗：ネット販売を行う薬局・店舗協力による調査

問5. 要指導医薬品と一般用医薬品の売上に占める要指導医薬品の割合

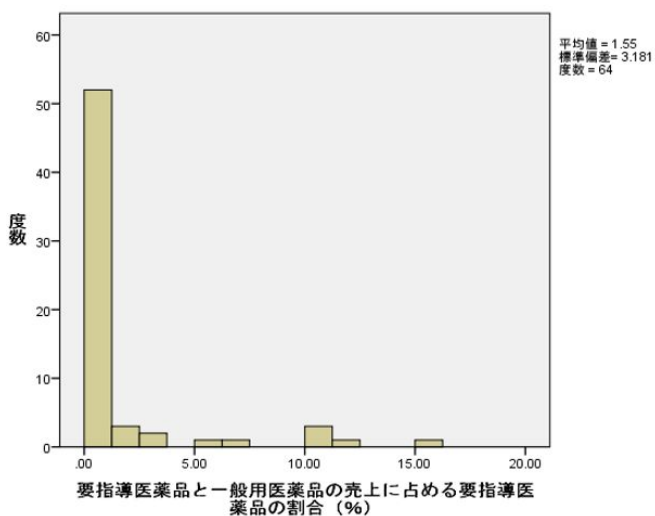
対象 = 薬局

度数	有効	130
	欠損値	43
平均値		4.5841
最小値		0.00
最大値		100.00
パーセンタイル	25	0.0000
	50	0.0000
	75	1.1000



対象 = ドラッグストア

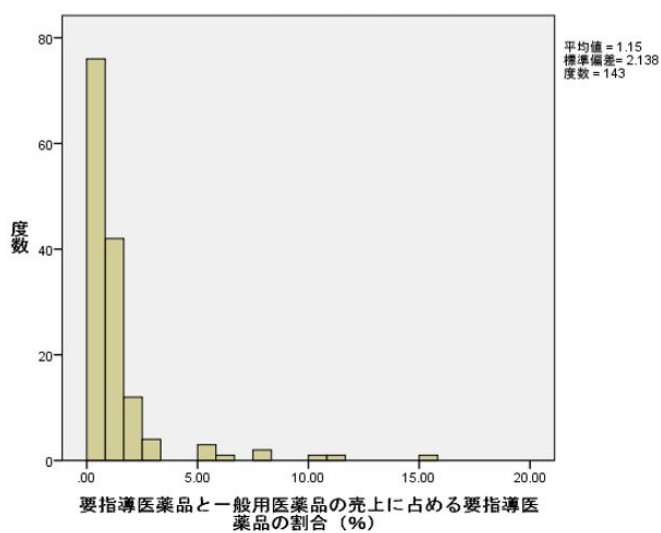
度数	有効	64
	欠損値	34
平均値		1.5527
最小値		0.00
最大値		15.00
パーセンタイル	25	0.0000
	50	0.5000
	75	1.0750



問 5 . 要指導医薬品と一般用医薬品の売上に占める要指導医薬品の割合

対象 = ネット販売を行う薬局・店舗

度数	有効	143
	欠損値	22
平均値		1.1494
最小値		0.00
最大値		15.00
パーセンタイル	25	0.0000
	50	0.6000
	75	1.4500

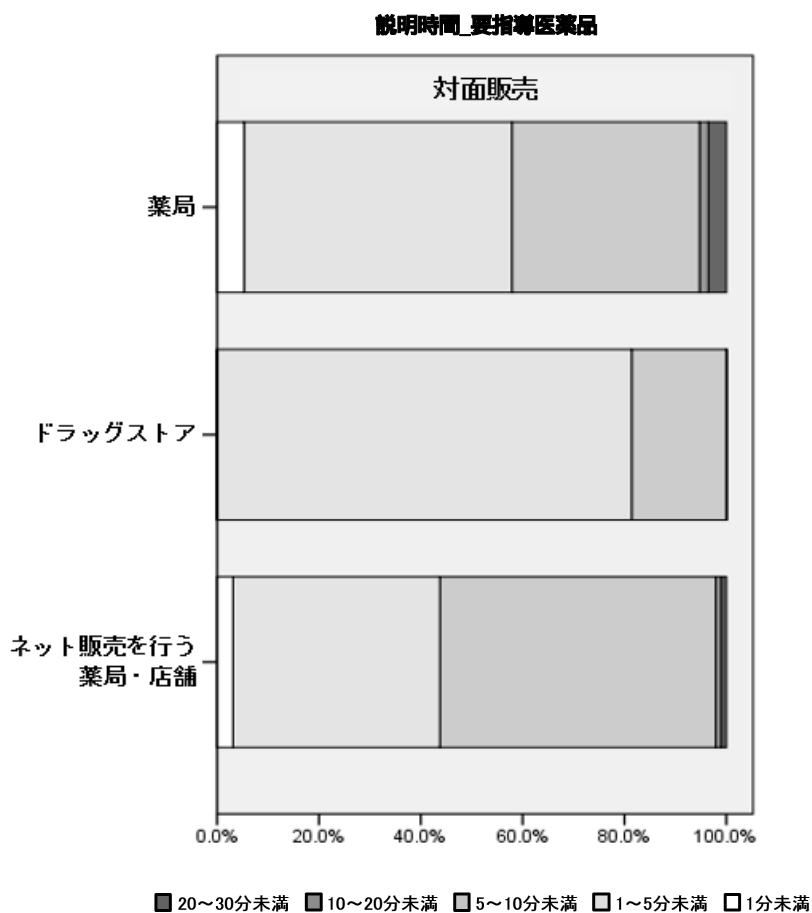


「薬局」、「ドラッグストア」、「ネット販売を行う薬局・店舗」は、それぞれ以下の調査に基づく集計結果を指します。
 ● 薬局：日本薬剤師会協力による薬局調査 ● ドラッグストア：ドラッグストア本部協力による店舗調査
 ● ネット販売を行う薬局・店舗：ネット販売を行う薬局・店舗協力による調査

問 6 . 対面販売における要指導医薬品の説明時間

対象 と 説明時間_要指導医薬品_対面販売 のクロス表

		説明時間：要指導医薬品_対面販売					合計	
		1分未満	1～5分 未満	5～10分 未満	10～20分 未満	20～30分 未満		
対象	薬局	度数	3	30	21	1	2	57
		対象の%	5.3%	52.6%	36.8%	1.8%	3.5%	100.0%
	ドラッグストア	度数	0	35	8	0	0	43
		対象の%	0.0%	81.4%	18.6%	0.0%	0.0%	100.0%
	ネット販売を行う 薬局・店舗	度数	3	39	52	1	1	96
		対象の%	3.1%	40.6%	54.2%	1.0%	1.0%	100.0%
合計	度数	6	104	81	2	3	196	
	対象の%	3.1%	53.1%	41.3%	1.0%	1.5%	100.0%	



問6. 対面及びネット販売における第一類医薬品の説明時間

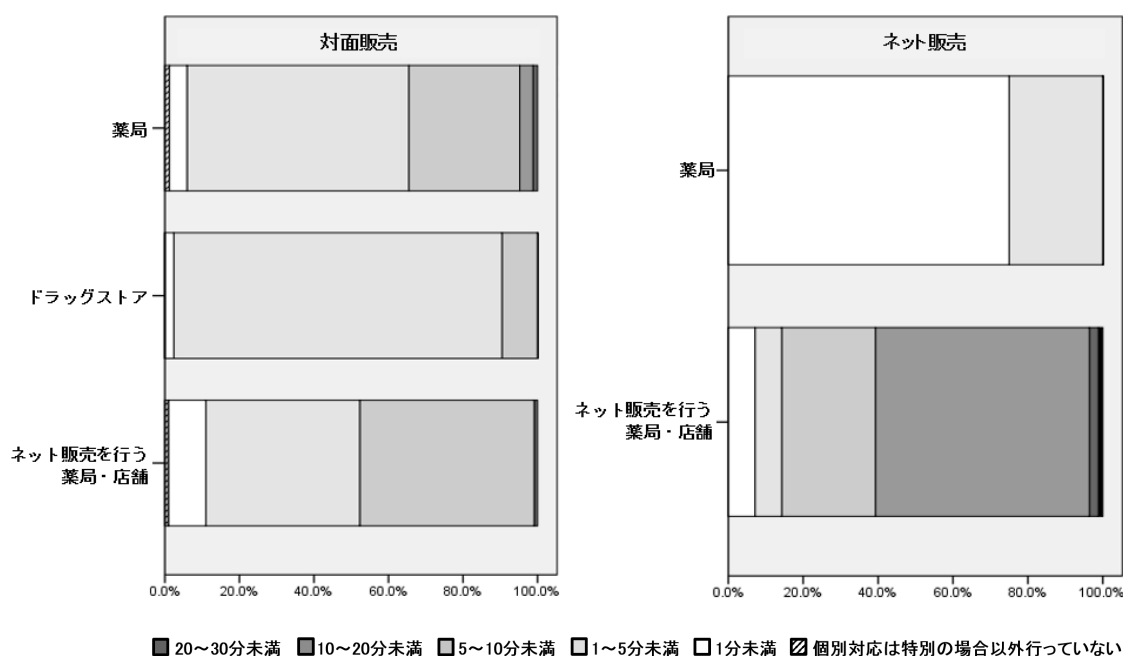
対象と説明時間_第一類医薬品_対面販売のクロス表

		説明時間：第一類医薬品_対面販売						合計	
		個別対応は特別な場合 以外行ってない	1分未満	1～5分 未満	5～10分 未満	10～20分 未満	20～30分 未満		
対象	薬局	度数	1	4	50	25	3	1	84
		対象の%	1.2%	4.8%	59.5%	29.8%	3.6%	1.2%	100.0%
	ドラッグストア	度数	0	1	37	4	0	0	42
		対象の%	0.0%	2.4%	88.1%	9.5%	0.0%	0.0%	100.0%
	ネット販売を行う 薬局・店舗	度数	1	11	45	51	0	1	109
		対象の%	0.9%	10.1%	41.3%	46.8%	0.0%	0.9%	100.0%
合計	度数	2	16	132	80	3	2	235	
	対象の%	0.9%	6.8%	56.2%	34.0%	1.3%	0.9%	100.0%	

対象と説明時間_第一類医薬品_ネット販売のクロス表

		説明時間：第一類医薬品_ネット販売						合計	
		個別対応は特別な場合 以外行ってない	1分未満	1～5分 未満	5～10分 未満	10～20分 未満	30分以上		
対象	薬局	度数	6	2	0	0	0	0	8
		対象の%	75.0%	25.0%	0.0%	0.0%	0.0%	0.0%	100.0%
	ネット販売を行う 薬局・店舗	度数	6	6	21	48	2	1	84
		対象の%	7.1%	7.1%	25.0%	57.1%	2.4%	1.2%	100.0%
	合計	度数	12	8	21	48	2	1	92
		対象の%	13.0%	8.7%	22.8%	52.2%	2.2%	1.1%	100.0%

説明時間_第一類医薬品



「薬局」、「ドラッグストア」、「ネット販売を行う薬局・店舗」は、それぞれ以下の調査に基づく集計結果を指します。
 ● 薬局：日本薬剤師会協力による薬局調査 ● ドラッグストア：ドラッグストア本部協力による店舗調査
 ● ネット販売を行う薬局・店舗：ネット販売を行う薬局・店舗協力による調査

問6．対面及びネット販売における第二类医薬品の説明時間

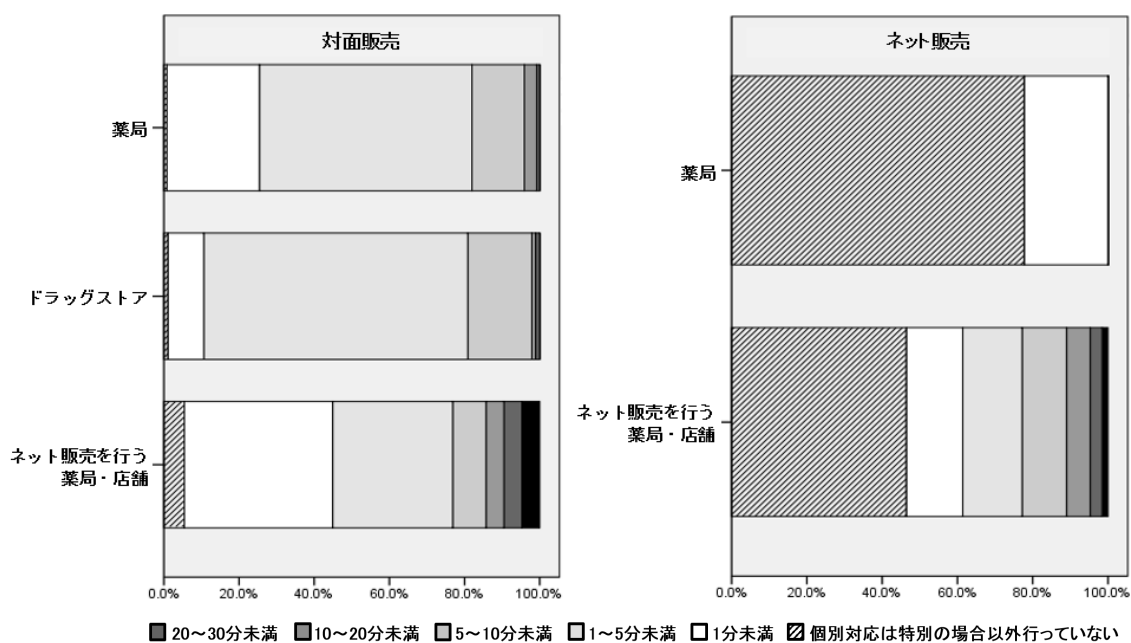
対象と説明時間_第二类医薬品_対面販売のクロス表

		説明時間：第二类医薬品_対面販売							合計	
		個別対応は特別な場合以外行っていない	1分未満	1～5分未満	5～10分未満	10～20分未満	20～30分未満	30分以上		
対象	薬局	度数	1	30	69	17	4	1	0	122
		対象の%	0.8%	24.6%	56.6%	13.9%	3.3%	0.8%	0.0%	100.0%
	ドラッグストア	度数	1	9	66	16	1	1	0	94
		対象の%	1.1%	9.6%	70.2%	17.0%	1.1%	1.1%	0.0%	100.0%
	ネット販売を行う薬局・店舗	度数	8	58	47	13	7	7	7	147
		対象の%	5.4%	39.5%	32.0%	8.8%	4.8%	4.8%	4.8%	100.0%
合計	度数	10	97	182	46	12	9	7	363	
	対象の%	2.8%	26.7%	50.1%	12.7%	3.3%	2.5%	1.9%	100.0%	

対象と説明時間_第二类医薬品_ネット販売のクロス表

		説明時間：第二类医薬品_ネット販売							合計	
		個別対応は特別な場合以外行っていない	1分未満	1～5分未満	5～10分未満	10～20分未満	20～30分未満	30分以上		
対象	薬局	度数	7	2	0	0	0	0	0	9
		対象の%	77.8%	22.2%	0.0%	0.0%	0.0%	0.0%	0.0%	100.0%
	ネット販売を行う薬局・店舗	度数	59	19	20	15	8	4	2	127
		対象の%	46.5%	15.0%	15.7%	11.8%	6.3%	3.1%	1.6%	100.0%
	合計	度数	66	21	20	15	8	4	2	136
		対象の%	48.5%	15.4%	14.7%	11.0%	5.9%	2.9%	1.5%	100.0%

説明時間_第二类医薬品



問6. 対面及びネット販売における第三類医薬品の説明時間

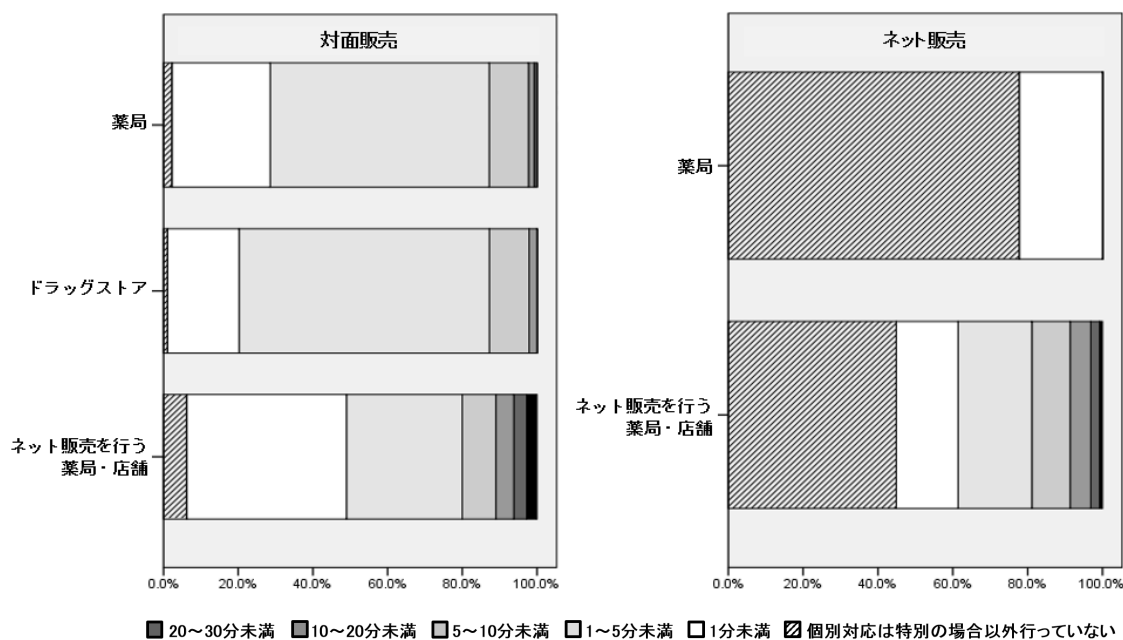
対象と説明時間_第三類医薬品_対面販売のクロス表

		説明時間：第三類医薬品_対面販売							合計	
		個別対応は特別な場合 以外行ってない	1分未満	1～5分 未満	5～10分 未満	10～20分 未満	20～30分 未満	30分以上		
対象	薬局	度数	3	35	78	14	2	1	0	133
		対象の%	2.3%	26.3%	58.6%	10.5%	1.5%	0.8%	0.0%	100.0%
	ドラッグストア	度数	1	18	63	10	2	0	0	94
		対象の%	1.1%	19.1%	67.0%	10.6%	2.1%	0.0%	0.0%	100.0%
	ネット販売を行う 薬局・店舗	度数	9	62	45	13	7	5	4	145
		対象の%	6.2%	42.8%	31.0%	9.0%	4.8%	3.4%	2.8%	100.0%
合計	度数	13	115	186	37	11	6	4	372	
	対象の%	3.5%	30.9%	50.0%	9.9%	3.0%	1.6%	1.1%	100.0%	

対象と説明時間_第三類医薬品_ネット販売のクロス表

		説明時間：第三類医薬品_ネット販売							合計	
		個別対応は特別な場合 以外行ってない	1分未満	1～5分 未満	5～10分 未満	10～20分 未満	20～30分 未満	30分以上		
対象	薬局	度数	7	2	0	0	0	0	0	9
		対象の%	77.8%	22.2%	0.0%	0.0%	0.0%	0.0%	0.0%	100.0%
	ネット販売を行う 薬局・店舗	度数	57	21	25	13	7	3	1	127
		対象の%	44.9%	16.5%	19.7%	10.2%	5.5%	2.4%	0.8%	100.0%
	合計	度数	64	23	25	13	7	3	1	136
		対象の%	47.1%	16.9%	18.4%	9.6%	5.1%	2.2%	0.7%	100.0%

説明時間_第三類医薬品



「薬局」、「ドラッグストア」、「ネット販売を行う薬局・店舗」は、それぞれ以下の調査に基づく集計結果を指します。

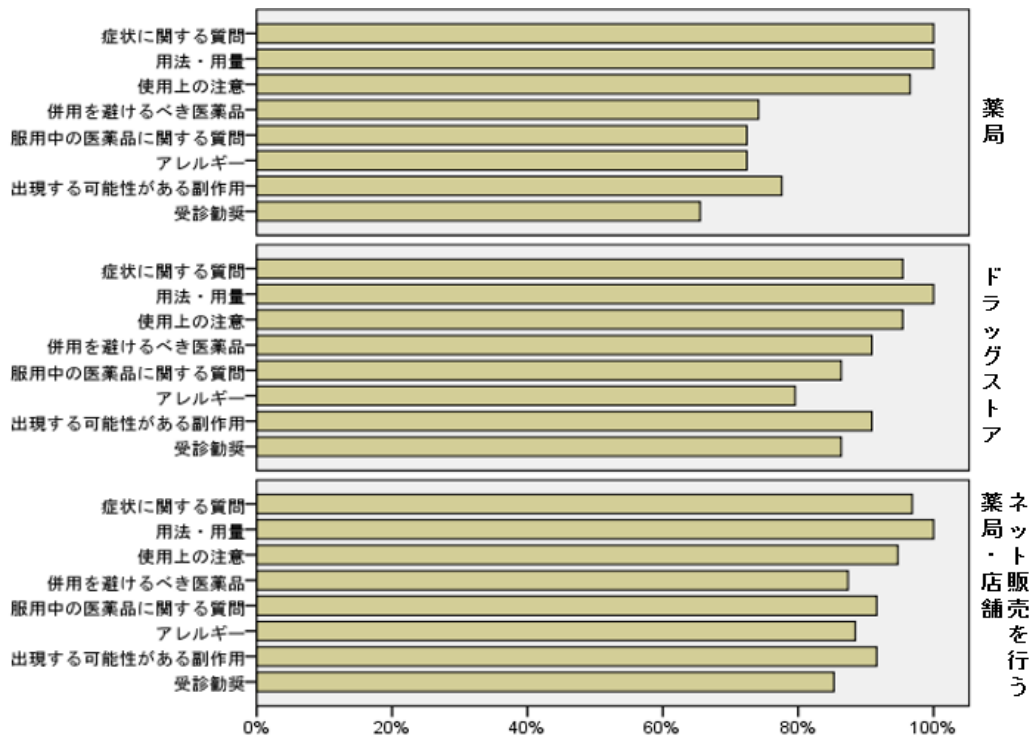
- 薬局：日本薬剤師会協力による薬局調査
- ドラッグストア：ドラッグストア本部協力による店舗調査
- ネット販売を行う薬局・店舗：ネット販売を行う薬局・店舗協力による調査

問7. 個別に行った情報提供・説明(要指導医薬品_対面販売)

個別に行った情報提供・説明(要指導医薬品_対面販売)

	薬局		ドラッグストア		ネット販売を行う薬局・店舗	
	度数	パーセント	度数	パーセント	度数	パーセント
症状に関する質問	58	100.0%	42	95.5%	92	96.8%
用法・用量	58	100.0%	44	100.0%	95	100.0%
使用上の注意	56	96.6%	42	95.5%	90	94.7%
併用を避けるべき医薬品	43	74.1%	40	90.9%	83	87.4%
服用中の医薬品に関する質問	42	72.4%	38	86.4%	87	91.6%
アレルギー	42	72.4%	35	79.5%	84	88.4%
出現する可能性がある副作用	45	77.6%	40	90.9%	87	91.6%
受診勧奨	38	65.5%	38	86.4%	81	85.3%
合計	58	100.0%	44	100.0%	95	100.0%

要指導医薬品_対面販売



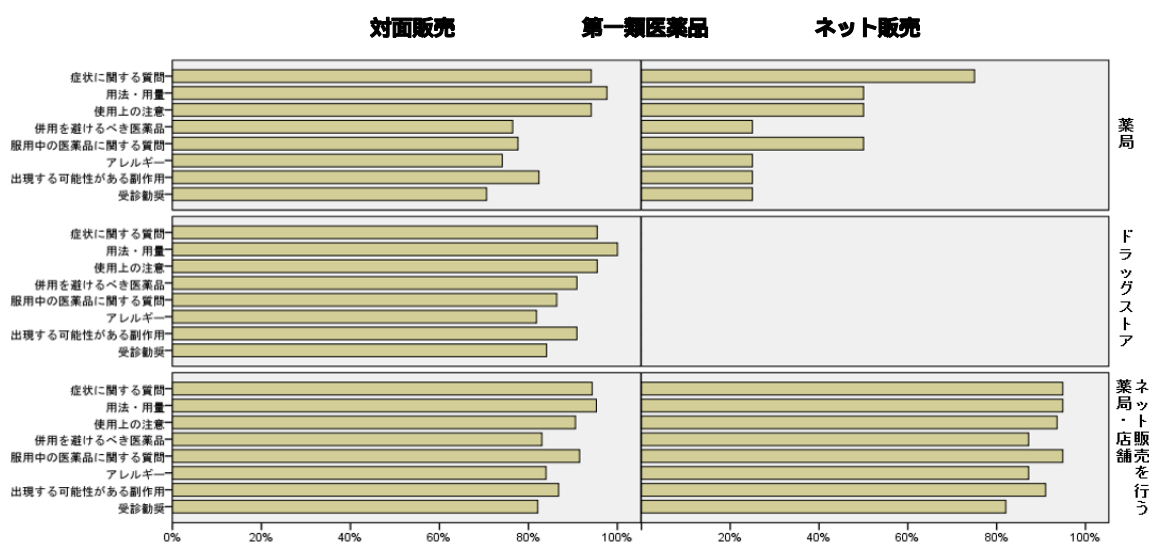
問 7 . 個別に行った情報提供・説明（第一類医薬品_対面販売及びネット販売）

個別に行った情報提供・説明(第一類医薬品_対面販売)

	薬局		ドラッグストア		ネット販売を行う薬局・店舗	
	度数	パーセント	度数	パーセント	度数	パーセント
症状に関する質問	80	94.1%	42	95.5%	100	94.3%
用法・用量	83	97.6%	44	100.0%	101	95.3%
使用上の注意	80	94.1%	42	95.5%	96	90.6%
併用を避けるべき医薬品	65	76.5%	40	90.9%	88	83.0%
服用中の医薬品に関する質問	66	77.6%	38	86.4%	97	91.5%
アレルギー	63	74.1%	36	81.8%	89	84.0%
出現する可能性がある副作用	70	82.4%	40	90.9%	92	86.8%
受診勧奨	60	70.6%	37	84.1%	87	82.1%
合計	85	100.0%	44	100.0%	106	100.0%

個別に行った情報提供・説明(第一類医薬品_ネット販売)

	薬局		ドラッグストア		ネット販売を行う薬局・店舗	
	度数	パーセント	度数	パーセント	度数	パーセント
症状に関する質問	3	75.0%			74	94.9%
用法・用量	2	50.0%			74	94.9%
使用上の注意	2	50.0%			73	93.6%
併用を避けるべき医薬品	1	25.0%			68	87.2%
服用中の医薬品に関する質問	2	50.0%			74	94.9%
アレルギー	1	25.0%			68	87.2%
出現する可能性がある副作用	1	25.0%			71	91.0%
受診勧奨	1	25.0%			64	82.1%
合計	4	100.0%	0		78	100.0%



「薬局」、「ドラッグストア」、「ネット販売を行う薬局・店舗」は、それぞれ以下の調査に基づく集計結果を指します。
 ● 薬局：日本薬剤師会協力による薬局調査 ● ドラッグストア：ドラッグストア本部協力による店舗調査
 ● ネット販売を行う薬局・店舗：ネット販売を行う薬局・店舗協力による調査

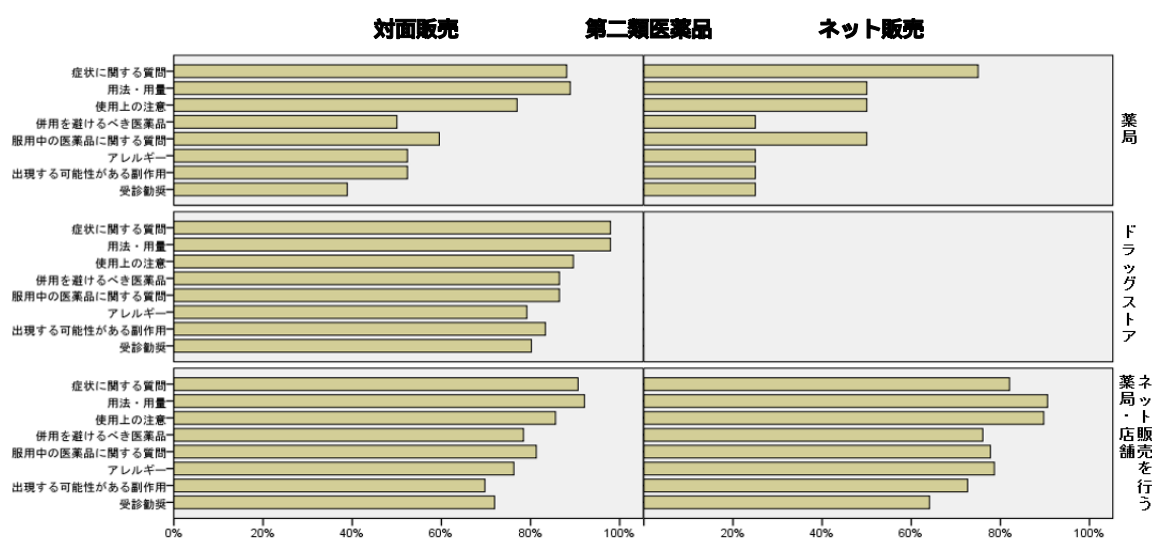
問 7 . 個別に行った情報提供・説明 (第二類医薬品_対面販売及びネット販売)

個別に行った情報提供・説明(第二類医薬品_対面販売)

	薬局		ドラッグストア		ネット販売を行う薬局・店舗	
	度数	パーセント	度数	パーセント	度数	パーセント
症状に関する質問	111	88.1%	94	97.9%	126	90.6%
用法・用量	112	88.9%	94	97.9%	128	92.1%
使用上の注意	97	77.0%	86	89.6%	119	85.6%
併用を避けるべき医薬品	63	50.0%	83	86.5%	109	78.4%
服用中の医薬品に関する質問	75	59.5%	83	86.5%	113	81.3%
アレルギー	66	52.4%	76	79.2%	106	76.3%
出現する可能性がある副作用	66	52.4%	80	83.3%	97	69.8%
受診勧奨	49	38.9%	77	80.2%	100	71.9%
合計	126	100.0%	96	100.0%	139	100.0%

個別に行った情報提供・説明(第二類医薬品_ネット販売)

	薬局		ドラッグストア		ネット販売を行う薬局・店舗	
	度数	パーセント	度数	パーセント	度数	パーセント
症状に関する質問	3	75.0%			96	82.1%
用法・用量	2	50.0%			106	90.6%
使用上の注意	2	50.0%			105	89.7%
併用を避けるべき医薬品	1	25.0%			89	76.1%
服用中の医薬品に関する質問	2	50.0%			91	77.8%
アレルギー	1	25.0%			92	78.6%
出現する可能性がある副作用	1	25.0%			85	72.6%
受診勧奨	1	25.0%			75	64.1%
合計	4	100.0%	0		117	100.0%



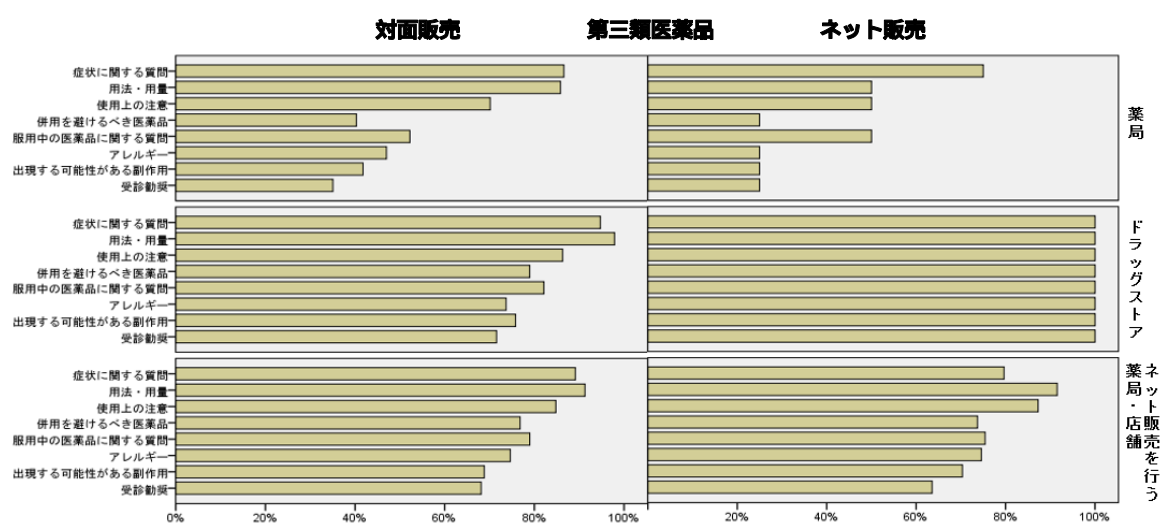
問 7 . 個別に行った情報提供・説明 (第三類医薬品_対面販売及びネット販売)

個別に行った情報提供・説明(第三類医薬品_対面販売)

	保険薬局		ドラッグストア		ネット販売を行う薬局・店舗	
	度数	パーセント	度数	パーセント	度数	パーセント
症状に関する質問	116	86.6%	90	94.7%	123	89.1%
用法・用量	115	85.8%	93	97.9%	126	91.3%
使用上の注意	94	70.1%	82	86.3%	117	84.8%
併用を避けるべき医薬品	54	40.3%	75	78.9%	106	76.8%
服用中の医薬品に関する質問	70	52.2%	78	82.1%	109	79.0%
アレルギー	63	47.0%	70	73.7%	103	74.6%
出現する可能性がある副作用	56	41.8%	72	75.8%	95	68.8%
受診勧奨	47	35.1%	68	71.6%	94	68.1%
合計	134	100.0%	95	100.0%	138	100.0%

個別に行った情報提供・説明(第三類医薬品_ネット販売)

	薬局		ドラッグストア		ネット販売を行う薬局・店舗	
	度数	パーセント	度数	パーセント	度数	パーセント
症状に関する質問	3	75.0%	1	100.0%	94	79.7%
用法・用量	2	50.0%	1	100.0%	108	91.5%
使用上の注意	2	50.0%	1	100.0%	103	87.3%
併用を避けるべき医薬品	1	25.0%	1	100.0%	87	73.7%
服用中の医薬品に関する質問	2	50.0%	1	100.0%	89	75.4%
アレルギー	1	25.0%	1	100.0%	88	74.6%
出現する可能性がある副作用	1	25.0%	1	100.0%	83	70.3%
受診勧奨	1	25.0%	1	100.0%	75	63.6%
合計	4	100.0%	1	100.0%	118	100.0%

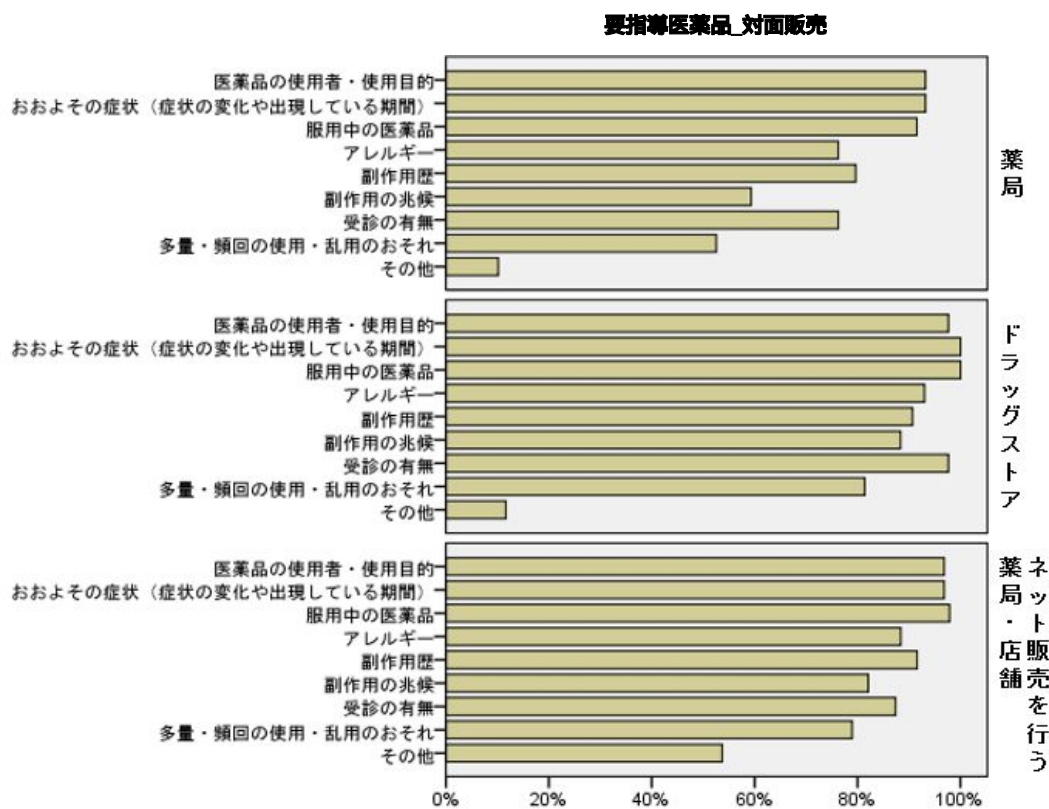


「薬局」、「ドラッグストア」、「ネット販売を行う薬局・店舗」は、それぞれ以下の調査に基づく集計結果を指します。
 ● 薬局：日本薬剤師会協力による薬局調査 ● ドラッグストア：ドラッグストア本部協力による店舗調査
 ● ネット販売を行う薬局・店舗：ネット販売を行う薬局・店舗協力による調査

問 7 . 情報提供・説明を行う際確認している点（要指導医薬品_対面販売）

確認している点（要指導医薬品_対面販売）

	薬局		ドラッグストア		ネット販売を行う薬局・店舗	
	度数	パーセント	度数	パーセント	度数	パーセント
医薬品の使用者・使用目的	55	93.2%	42	97.7%	92	96.8%
おおよその症状（症状の変化や出現している期間）	55	93.2%	43	100.0%	92	96.8%
服用中の医薬品	54	91.5%	43	100.0%	93	97.9%
アレルギー	45	76.3%	40	93.0%	84	88.4%
副作用歴	47	79.7%	39	90.7%	87	91.6%
副作用の兆候	35	59.3%	38	88.4%	78	82.1%
受診の有無	45	76.3%	42	97.7%	83	87.4%
多量・頻回の使用・乱用のおそれ	31	52.5%	35	81.4%	75	78.9%
その他	6	10.2%	5	11.6%	51	53.7%
合計	59	100.0%	43	100.0%	95	100.0%



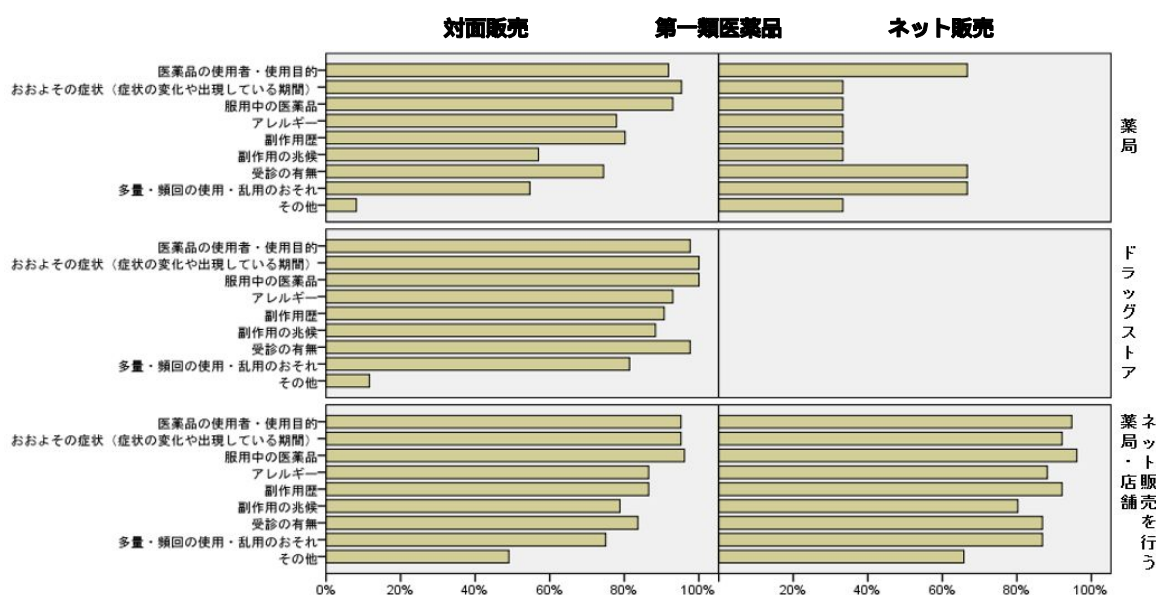
問7．情報提供・説明を行う際確認している点（第一類医薬品_対面販売及びネット販売）

確認している点（第一類医薬品_対面販売）

	薬局		ドラッグストア		ネット販売を行う薬局・店舗	
	度数	パーセント	度数	パーセント	度数	パーセント
医薬品の使用者・使用目的	79	91.9%	42	97.7%	99	95.2%
おおよその症状（症状の変化や出現している期間）	82	95.3%	43	100.0%	99	95.2%
服用中の医薬品	80	93.0%	43	100.0%	100	96.2%
アレルギー	67	77.9%	40	93.0%	90	86.5%
副作用歴	69	80.2%	39	90.7%	90	86.5%
副作用の兆候	49	57.0%	38	88.4%	82	78.8%
受診の有無	64	74.4%	42	97.7%	87	83.7%
多量・頻回の使用・乱用のおそれ	47	54.7%	35	81.4%	78	75.0%
その他	7	8.1%	5	11.6%	51	49.0%
合計	86	100.0%	43	100.0%	104	100.0%

確認している点（第一類医薬品_ネット販売）

	薬局		ドラッグストア		ネット販売を行う薬局・店舗	
	度数	パーセント	度数	パーセント	度数	パーセント
医薬品の使用者・使用目的	2	66.7%			72	94.7%
おおよその症状（症状の変化や出現している期間）	1	33.3%			70	92.1%
服用中の医薬品	1	33.3%			73	96.1%
アレルギー	1	33.3%			67	88.2%
副作用歴	1	33.3%			70	92.1%
副作用の兆候	1	33.3%			61	80.3%
受診の有無	2	66.7%			66	86.8%
多量・頻回の使用・乱用のおそれ	2	66.7%			66	86.8%
その他	1	33.3%			50	65.8%
合計	3	100.0%	0		76	100.0%



「薬局」、「ドラッグストア」、「ネット販売を行う薬局・店舗」は、それぞれ以下の調査に基づく集計結果を指します。

- 薬局：日本薬剤師会協力による薬局調査
- ドラッグストア：ドラッグストア本部協力による店舗調査
- ネット販売を行う薬局・店舗：ネット販売を行う薬局・店舗協力による調査

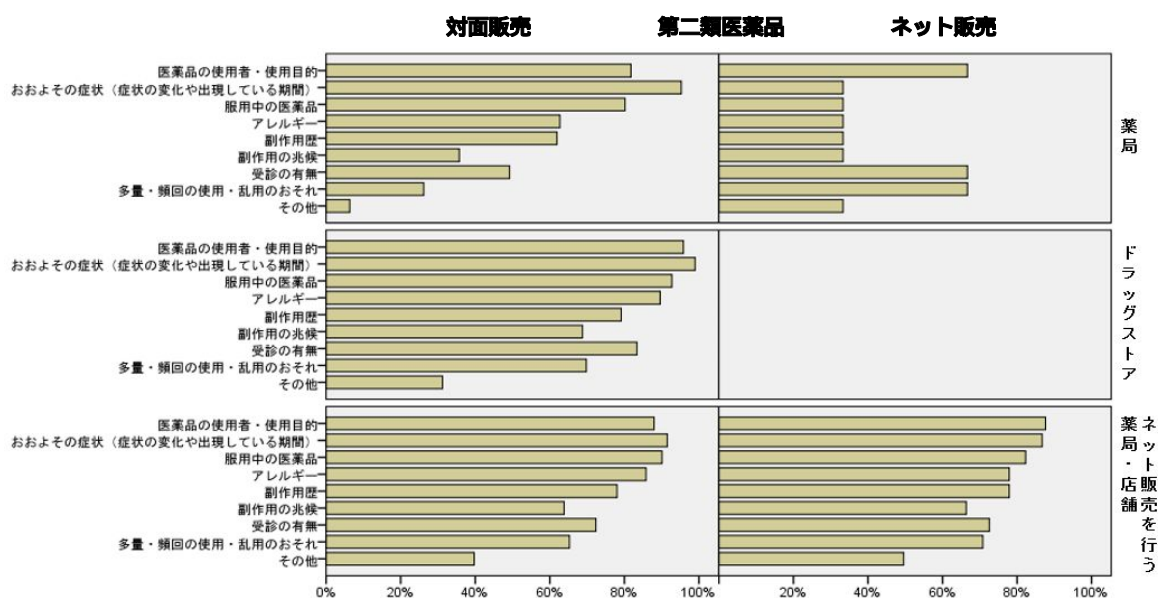
問7．情報提供・説明を行う際確認している点（第二類医薬品_対面販売及びネット販売）

確認している点（第二類医薬品_対面販売）

	薬局		ドラッグストア		ネット販売を行う薬局・店舗	
	度数	パーセント	度数	パーセント	度数	パーセント
医薬品の使用者・使用目的	103	81.7%	92	95.8%	124	87.9%
おおよその症状（症状の変化や出現している期間）	120	95.2%	95	99.0%	129	91.5%
服用中の医薬品	101	80.2%	89	92.7%	127	90.1%
アレルギー	79	62.7%	86	89.6%	121	85.8%
副作用歴	78	61.9%	76	79.2%	110	78.0%
副作用の兆候	45	35.7%	66	68.8%	90	63.8%
受診の有無	62	49.2%	80	83.3%	102	72.3%
多量・頻回の使用・乱用のおそれ	33	26.2%	67	69.8%	92	65.2%
その他	8	6.3%	30	31.3%	56	39.7%
合計	126	100.0%	96	100.0%	141	100.0%

確認している点（第二類医薬品_ネット販売）

	薬局		ドラッグストア		ネット販売を行う薬局・店舗	
	度数	パーセント	度数	パーセント	度数	パーセント
医薬品の使用者・使用目的	2	66.7%			99	87.6%
おおよその症状（症状の変化や出現している期間）	1	33.3%			98	86.7%
服用中の医薬品	1	33.3%			93	82.3%
アレルギー	1	33.3%			88	77.9%
副作用歴	1	33.3%			88	77.9%
副作用の兆候	1	33.3%			75	66.4%
受診の有無	2	66.7%			82	72.6%
多量・頻回の使用・乱用のおそれ	2	66.7%			80	70.8%
その他	1	33.3%			56	49.6%
合計	3	100.0%	0		113	100.0%



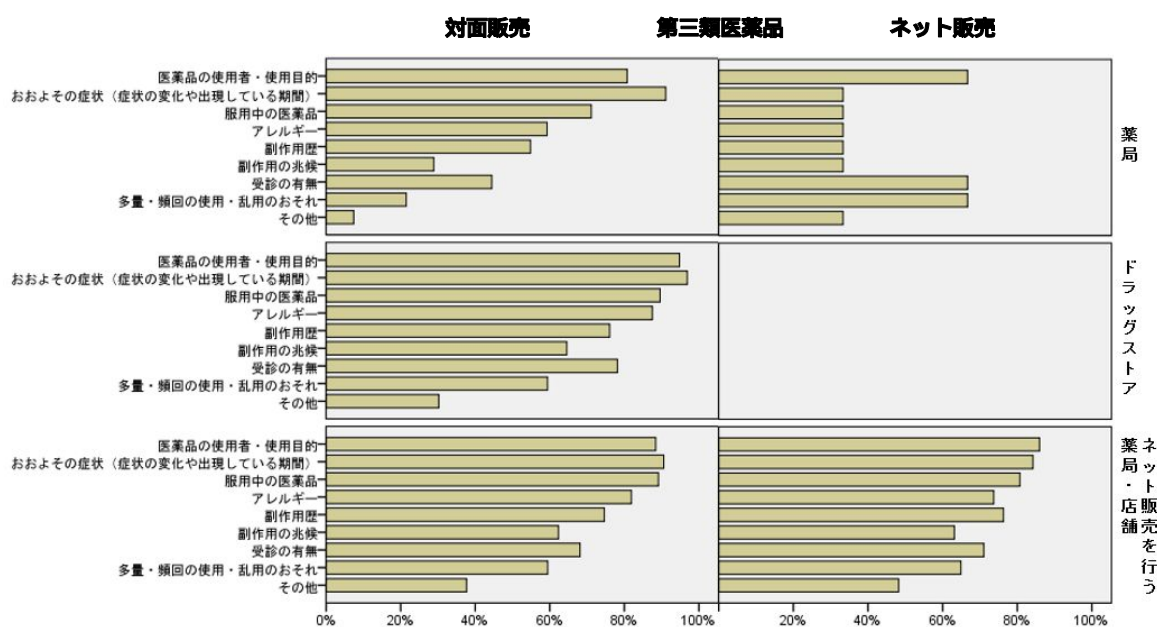
問7．情報提供・説明を行う際確認している点（第三類医薬品_対面販売及びネット販売）

確認している点(第三類医薬品_対面販売)

	薬局		ドラッグストア		ネット販売を行う薬局・店舗	
	度数	パーセント	度数	パーセント	度数	パーセント
医薬品の使用者・使用目的	109	80.7%	91	94.8%	122	88.4%
おおよその症状（症状の変化や出現している期間）	123	91.1%	93	96.9%	125	90.6%
服用中の医薬品	96	71.1%	86	89.6%	123	89.1%
アレルギー	80	59.3%	84	87.5%	113	81.9%
副作用歴	74	54.8%	73	76.0%	103	74.6%
副作用の兆候	39	28.9%	62	64.6%	86	62.3%
受診の有無	60	44.4%	75	78.1%	94	68.1%
多量・頻回の使用・乱用のおそれ	29	21.5%	57	59.4%	82	59.4%
その他	10	7.4%	29	30.2%	52	37.7%
合計	135	100.0%	96	100.0%	138	100.0%

確認している点（第三類医薬品_ネット販売）

	薬局		ドラッグストア		ネット販売を行う薬局・店舗	
	度数	パーセント	度数	パーセント	度数	パーセント
医薬品の使用者・使用目的	2	66.7%			98	86.0%
おおよその症状（症状の変化や出現している期間）	1	33.3%			96	84.2%
服用中の医薬品	1	33.3%			92	80.7%
アレルギー	1	33.3%			84	73.7%
副作用歴	1	33.3%			87	76.3%
副作用の兆候	1	33.3%			72	63.2%
受診の有無	2	66.7%			81	71.1%
多量・頻回の使用・乱用のおそれ	2	66.7%			74	64.9%
その他	1	33.3%			55	48.2%
合計	3	100.0%	0		114	100.0%



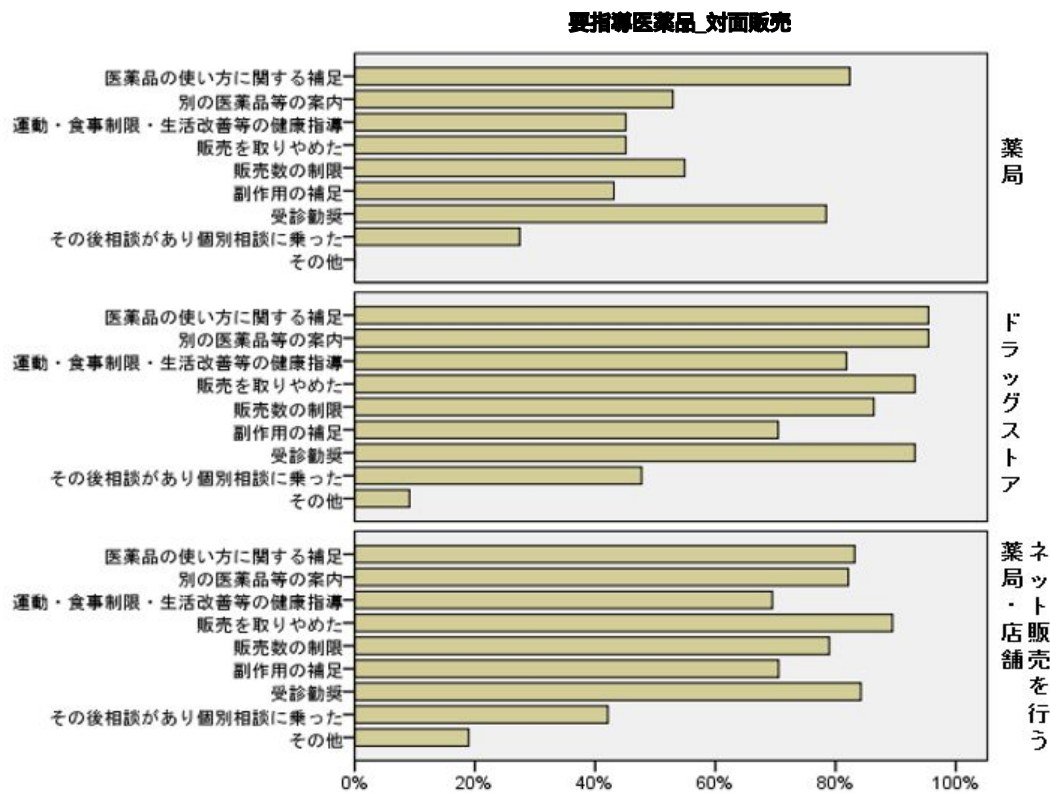
「薬局」、「ドラッグストア」、「ネット販売を行う薬局・店舗」は、それぞれ以下の調査に基づく集計結果を指します。

- 薬局：日本薬剤師会協力による薬局調査
- ドラッグストア：ドラッグストア本部協力による店舗調査
- ネット販売を行う薬局・店舗：ネット販売を行う薬局・店舗協力による調査

問7. 確認後の対応（要指導医薬品_対面販売）

確認後の対応（要指導医薬品_対面販売）

	薬局		ドラッグストア		ネット販売を行う薬局・店舗	
	度数	パーセント	度数	パーセント	度数	パーセント
医薬品の使い方に関する補足	42	82.4%	42	95.5%	79	83.2%
別の医薬品等の案内	27	52.9%	42	95.5%	78	82.1%
運動・食事制限・生活改善等の健康指導	23	45.1%	36	81.8%	66	69.5%
販売を取りやめた	23	45.1%	41	93.2%	85	89.5%
販売数の制限	28	54.9%	38	86.4%	75	78.9%
副作用の補足	22	43.1%	31	70.5%	67	70.5%
受診勧奨	40	78.4%	41	93.2%	80	84.2%
その後相談があり個別相談に乗った	14	27.5%	21	47.7%	40	42.1%
その他	0	0.0%	4	9.1%	18	18.9%
合計	51	100.0%	44	100.0%	95	100.0%



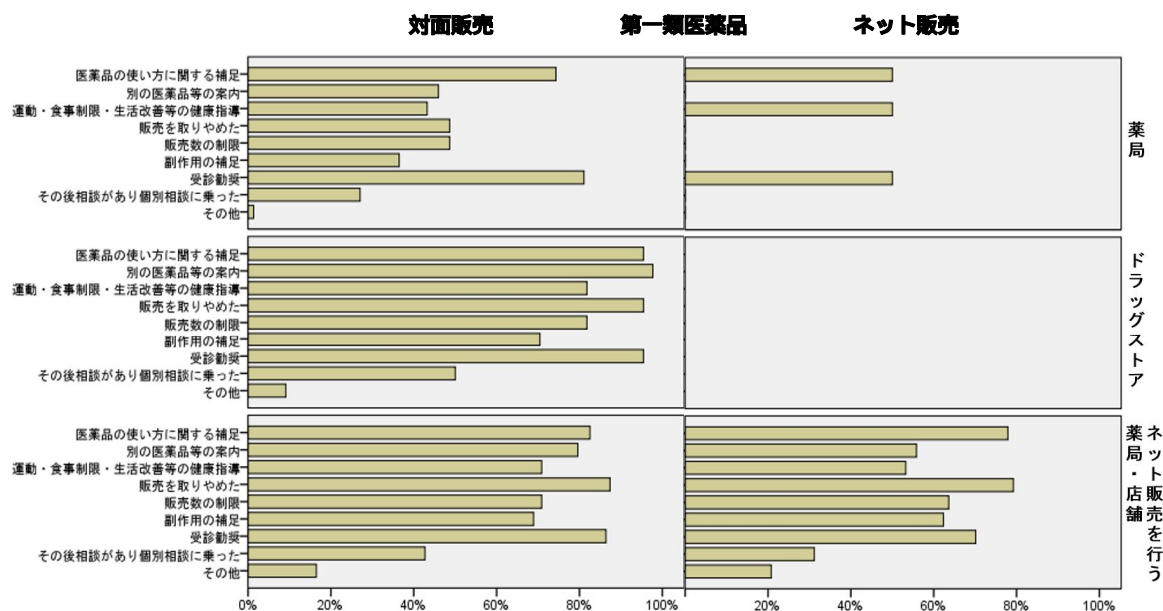
問7. 確認後の対応（第一類医薬品_対面販売及びネット販売）

確認後の対応（第一類医薬品_対面販売）

	薬局		ドラッグストア		ネット販売を行う薬局・店舗	
	度数	パーセント	度数	パーセント	度数	パーセント
医薬品の使い方に関する補足	55	74.3%	42	95.5%	85	82.5%
別の医薬品等の案内	34	45.9%	43	97.7%	82	79.6%
運動・食事制限・生活改善等の健康指導	32	43.2%	36	81.8%	73	70.9%
販売を取りやめた	36	48.6%	42	95.5%	90	87.4%
販売数の制限	36	48.6%	36	81.8%	73	70.9%
副作用の補足	27	36.5%	31	70.5%	71	68.9%
受診勧奨	60	81.1%	42	95.5%	89	86.4%
その後相談があり個別相談に乗った	20	27.0%	22	50.0%	44	42.7%
その他	1	1.4%	4	9.1%	17	16.5%
合計	74	100.0%	44	100.0%	103	100.0%

確認後の対応（第一類医薬品_ネット販売）

	薬局		ドラッグストア		ネット販売を行う薬局・店舗	
	度数	パーセント	度数	パーセント	度数	パーセント
医薬品の使い方に関する補足	1	50.0%			60	77.9%
別の医薬品等の案内	0	0.0%			43	55.8%
運動・食事制限・生活改善等の健康指導	1	50.0%			41	53.2%
販売を取りやめた	0	0.0%			61	79.2%
販売数の制限	0	0.0%			49	63.6%
副作用の補足	0	0.0%			48	62.3%
受診勧奨	1	50.0%			54	70.1%
その後相談があり個別相談に乗った	0	0.0%			24	31.2%
その他	0	0.0%			16	20.8%
合計	2	100.0%	0		77	100.0%



「薬局」、「ドラッグストア」、「ネット販売を行う薬局・店舗」は、それぞれ以下の調査に基づく集計結果を指します。

- 薬局：日本薬剤師会協力による薬局調査
- ドラッグストア：ドラッグストア本部協力による店舗調査
- ネット販売を行う薬局・店舗：ネット販売を行う薬局・店舗協力による調査

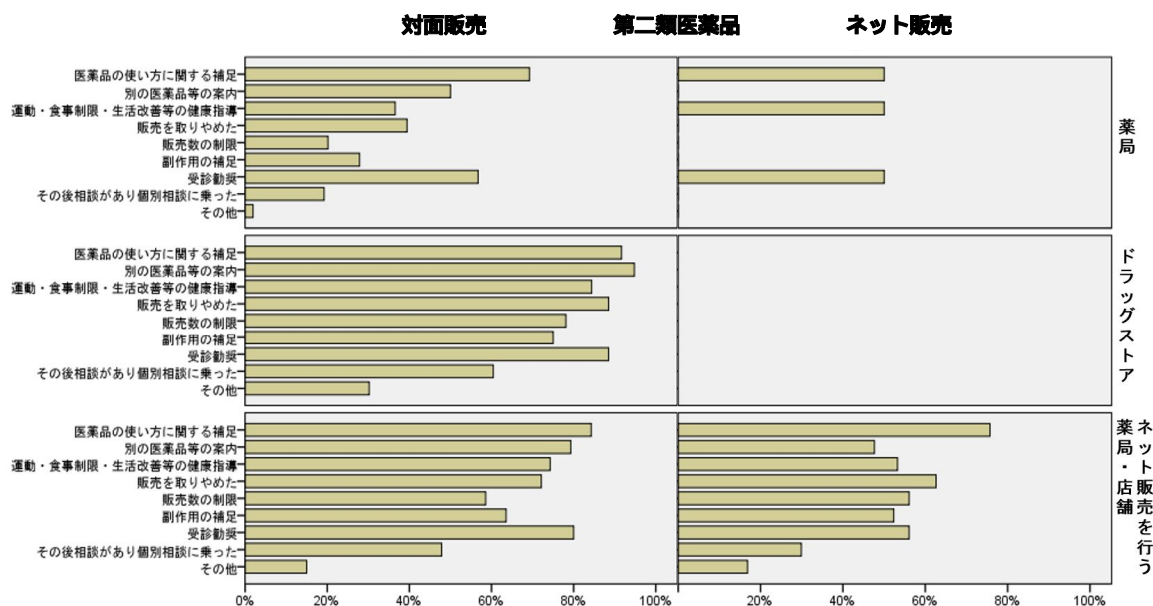
問7．確認後の対応（第二類医薬品_対面販売及びネット販売）

確認後の対応（第二類医薬品_対面販売）

	薬局		ドラッグストア		ネット販売を行う薬局・店舗	
	度数	パーセント	度数	パーセント	度数	パーセント
医薬品の使い方に関する補足	72	69.2%	88	91.7%	118	84.3%
別の医薬品等の案内	52	50.0%	91	94.8%	111	79.3%
運動・食事制限・生活改善等の健康指導	38	36.5%	81	84.4%	104	74.3%
販売を取りやめた	41	39.4%	85	88.5%	101	72.1%
販売数の制限	21	20.2%	75	78.1%	82	58.6%
副作用の補足	29	27.9%	72	75.0%	89	63.6%
受診勧奨	59	56.7%	85	88.5%	112	80.0%
その後相談があり個別相談に乗った	20	19.2%	58	60.4%	67	47.9%
その他	2	1.9%	29	30.2%	21	15.0%
合計	104	100.0%	96	100.0%	140	100.0%

確認後の対応（第二類医薬品_ネット販売）

	薬局		ドラッグストア		ネット販売を行う薬局・店舗	
	度数	パーセント	度数	パーセント	度数	パーセント
医薬品の使い方に関する補足	1	50.0%			81	75.7%
別の医薬品等の案内	0	0.0%			51	47.7%
運動・食事制限・生活改善等の健康指導	1	50.0%			57	53.3%
販売を取りやめた	0	0.0%			67	62.6%
販売数の制限	0	0.0%			60	56.1%
副作用の補足	0	0.0%			56	52.3%
受診勧奨	1	50.0%			60	56.1%
その後相談があり個別相談に乗った	0	0.0%			32	29.9%
その他	0	0.0%			18	16.8%
合計	2	100.0%	0		107	100.0%



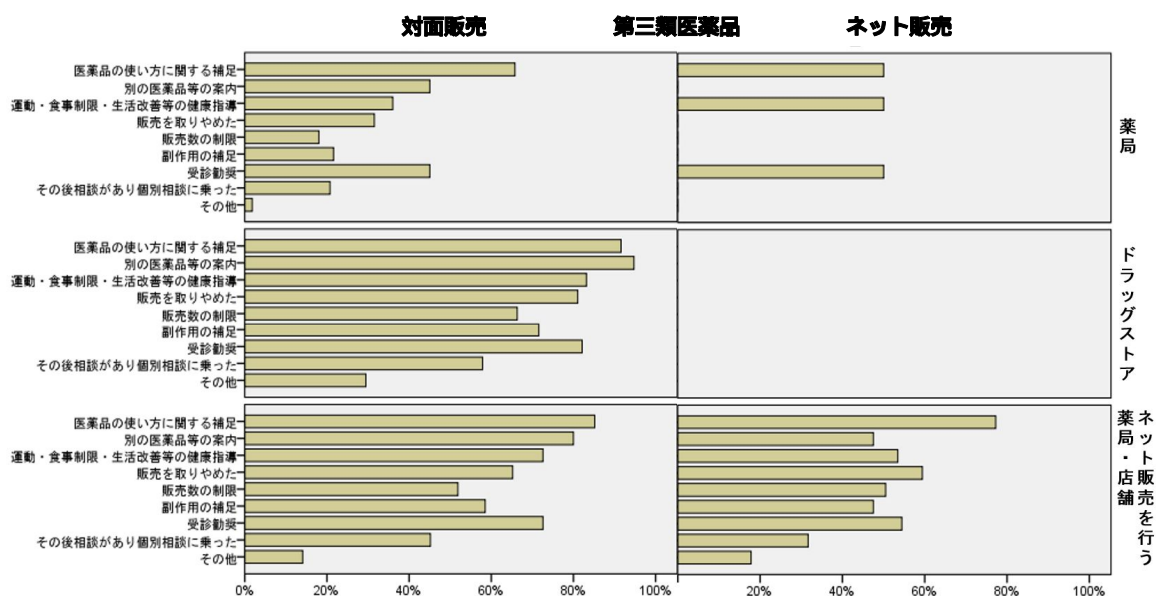
問7．確認後の対応（第三類医薬品_対面販売及びネット販売）

確認後の対応(第三類医薬品_対面販売)

	薬局		ドラッグストア		ネット販売を行う薬局・店舗	
	度数	パーセント	度数	パーセント	度数	パーセント
医薬品の使い方に関する補足	73	65.8%	87	91.6%	115	85.2%
別の医薬品等の案内	50	45.0%	90	94.7%	108	80.0%
運動・食事制限・生活改善等の健康指導	40	36.0%	79	83.2%	98	72.6%
販売を取りやめた	35	31.5%	77	81.1%	88	65.2%
販売数の制限	20	18.0%	63	66.3%	70	51.9%
副作用の補足	24	21.6%	68	71.6%	79	58.5%
受診勧奨	50	45.0%	78	82.1%	98	72.6%
その後相談があり個別相談に乗った	23	20.7%	55	57.9%	61	45.2%
その他	2	1.8%	28	29.5%	19	14.1%
合計	111	100.0%	95	100.0%	135	100.0%

確認後の対応(第三類医薬品_ネット販売)

	薬局		ドラッグストア		ネット販売を行う薬局・店舗	
	度数	パーセント	度数	パーセント	度数	パーセント
医薬品の使い方に関する補足	1	50.0%			78	77.2%
別の医薬品等の案内	0	0.0%			48	47.5%
運動・食事制限・生活改善等の健康指導	1	50.0%			54	53.5%
販売を取りやめた	0	0.0%			60	59.4%
販売数の制限	0	0.0%			51	50.5%
副作用の補足	0	0.0%			48	47.5%
受診勧奨	1	50.0%			55	54.5%
その後相談があり個別相談に乗った	0	0.0%			32	31.7%
その他	0	0.0%			18	17.8%
合計	2	100.0%	0		101	100.0%



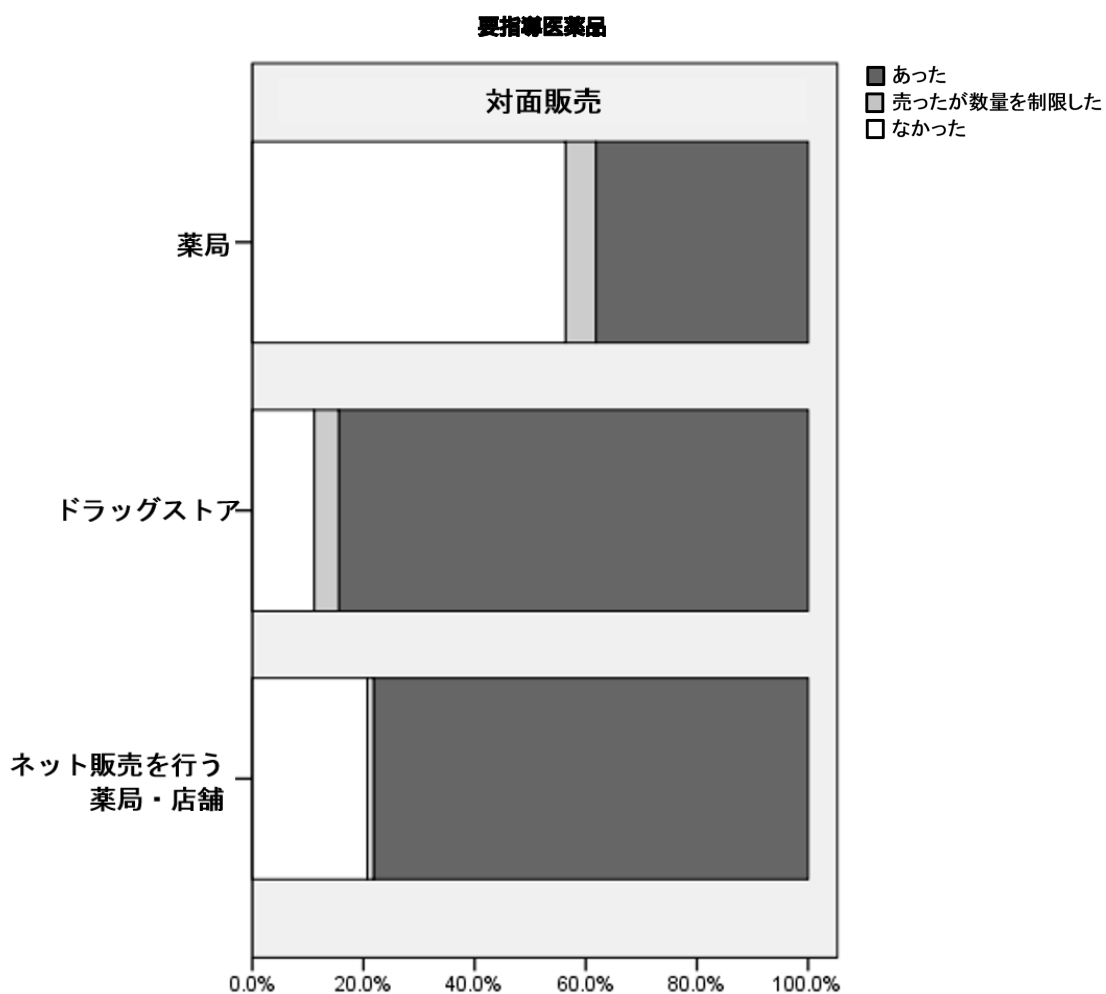
「薬局」、「ドラッグストア」、「ネット販売を行う薬局・店舗」は、それぞれ以下の調査に基づく集計結果を指します。

- 薬局：日本薬剤師会協力による薬局調査
- ドラッグストア：ドラッグストア本部協力による店舗調査
- ネット販売を行う薬局・店舗：ネット販売を行う薬局・店舗協力による調査

問8-1. 販売しなかったこと（要指導医薬品_対面販売）

対象 と 販売しなかったこと_要指導医薬品_対面販売 のクロス表

		販売しなかったこと_要指導医薬品_対面販売			合計	
		あった	売ったが数量を制限した	なかった		
対象	薬局	度数	21	3	31	55
		対象の%	38.2%	5.5%	56.4%	100.0%
	ドラッグストア	度数	38	2	5	45
		対象の%	84.4%	4.4%	11.1%	100.0%
	ネット販売を行う 薬局・店舗	度数	68	1	18	87
		対象の%	78.2%	1.1%	20.7%	100.0%
合計	度数	127	6	54	187	
	対象の%	67.9%	3.2%	28.9%	100.0%	



問8-1．販売しなかったこと（第一類医薬品_対面販売及びネット販売）

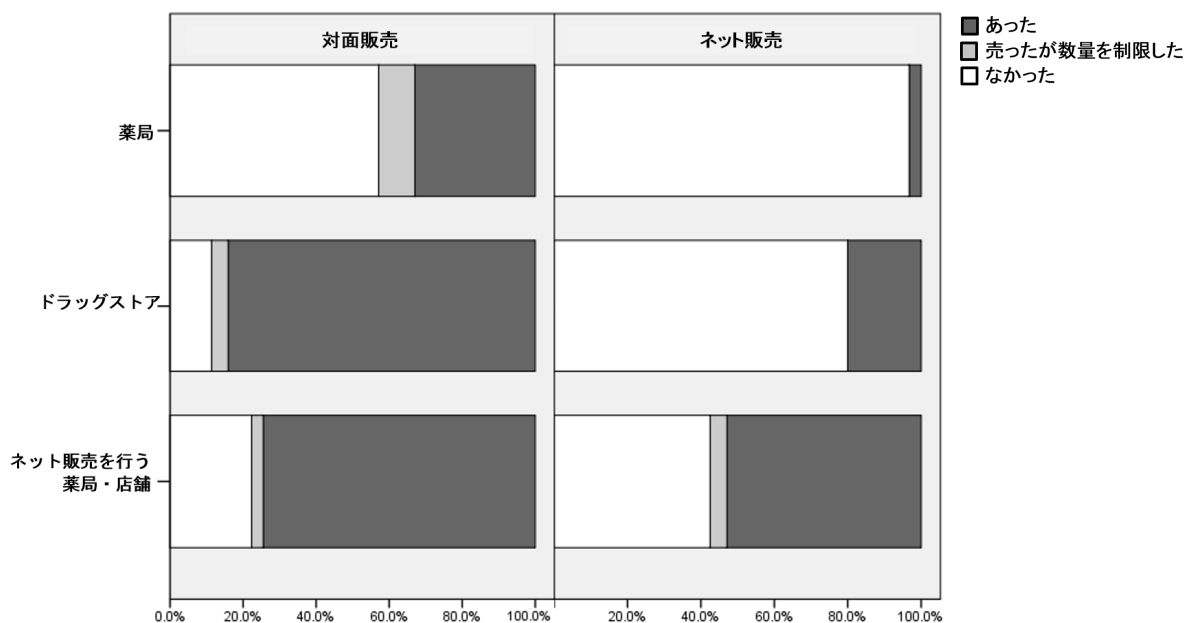
対象 と 販売しなかったこと_第一類医薬品_対面販売 のクロス表

		販売しなかったこと_第一類医薬品_対面販売			合計	
		あった	売ったが数量を制限した	なかった		
対象	薬局	度数	30	9	52	91
		対象の%	33.0%	9.9%	57.1%	
	ドラッグストア	度数	37	2	5	44
		対象の%	84.1%	4.5%	11.4%	
	ネット販売を行う 薬局・店舗	度数	70	3	21	94
		対象の%	74.5%	3.2%	22.3%	
合計	度数	137	14	78	229	
	対象の%	59.8%	6.1%	34.1%		100.0%

対象 と 販売しなかったこと_第一類医薬品_ネット販売 のクロス表

		販売しなかったこと_第一類医薬品_ネット販売			合計	
		あった	売ったが数量を制限した	なかった		
対象	薬局	度数	1	0	30	31
		対象の%	3.2%	0.0%	96.8%	
	ドラッグストア	度数	1	0	4	5
		対象の%	20.0%	0.0%	80.0%	
	ネット販売を行う 薬局・店舗	度数	46	4	37	87
		対象の%	52.9%	4.6%	42.5%	
合計	度数	48	4	71	123	
	対象の%	39.0%	3.3%	57.7%		100.0%

第一類医薬品



「薬局」、「ドラッグストア」、「ネット販売を行う薬局・店舗」は、それぞれ以下の調査に基づく集計結果を指します。

- 薬局：日本薬剤師会協力による薬局調査
- ドラッグストア：ドラッグストア本部協力による店舗調査
- ネット販売を行う薬局・店舗：ネット販売を行う薬局・店舗協力による調査

問8-1. 販売しなかったこと（第二類医薬品_対面販売及びネット販売）

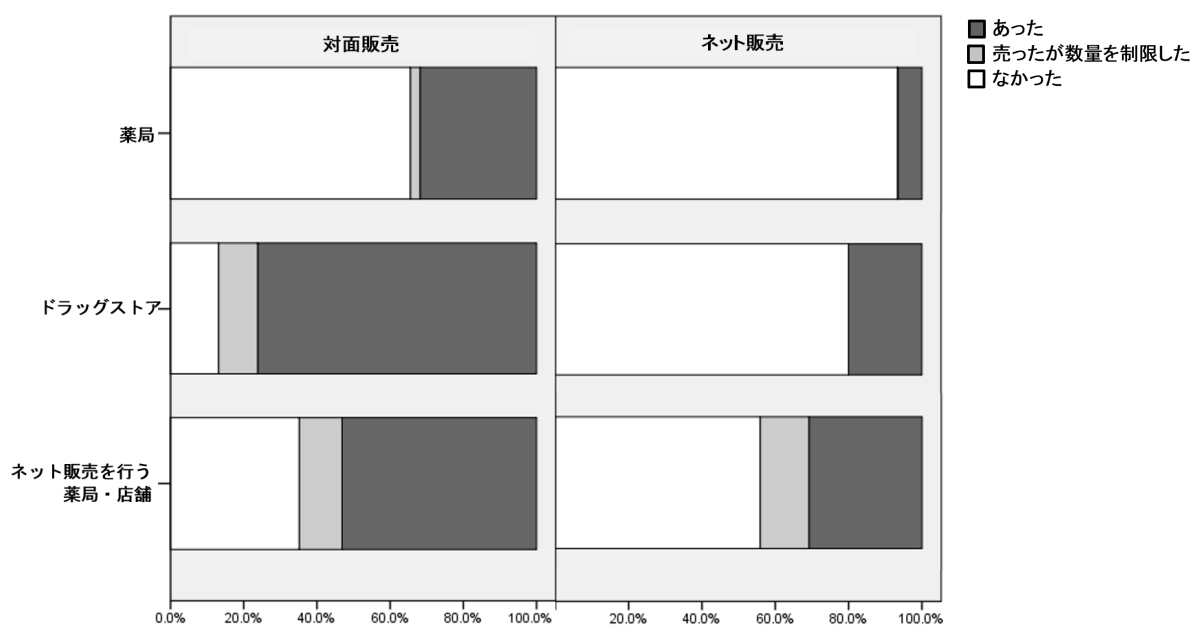
対象 と 販売しなかったこと_第二類医薬品_対面販売 のクロス表

		販売しなかったこと_第二類医薬品_対面販売			合計	
		あった	売ったが数量を制限した	なかった		
対象	薬局	度数	36	3	74	113
		対象の%	31.9%	2.7%	65.5%	100.0%
対象	ドラッグストア	度数	64	9	11	84
		対象の%	76.2%	10.7%	13.1%	100.0%
対象	ネット販売を行う 薬局・店舗	度数	68	15	45	128
		対象の%	53.1%	11.7%	35.2%	100.0%
合計		度数	168	27	130	325
		対象の%	51.7%	8.3%	40.0%	100.0%

対象 と 販売しなかったこと_第二類医薬品_ネット販売 のクロス表

		販売しなかったこと_第二類医薬品_ネット販売			合計	
		あった	売ったが数量を制限した	なかった		
対象	薬局	度数	2	0	28	30
		対象の%	6.7%	0.0%	93.3%	100.0%
対象	ドラッグストア	度数	1	0	4	5
		対象の%	20.0%	0.0%	80.0%	100.0%
対象	ネット販売を行う 薬局・店舗	度数	37	16	67	120
		対象の%	30.8%	13.3%	55.8%	100.0%
合計		度数	40	16	99	155
		対象の%	25.8%	10.3%	63.9%	100.0%

第二類医薬品



問8-1. 販売しなかったこと（第三類医薬品_対面販売及びネット販売）

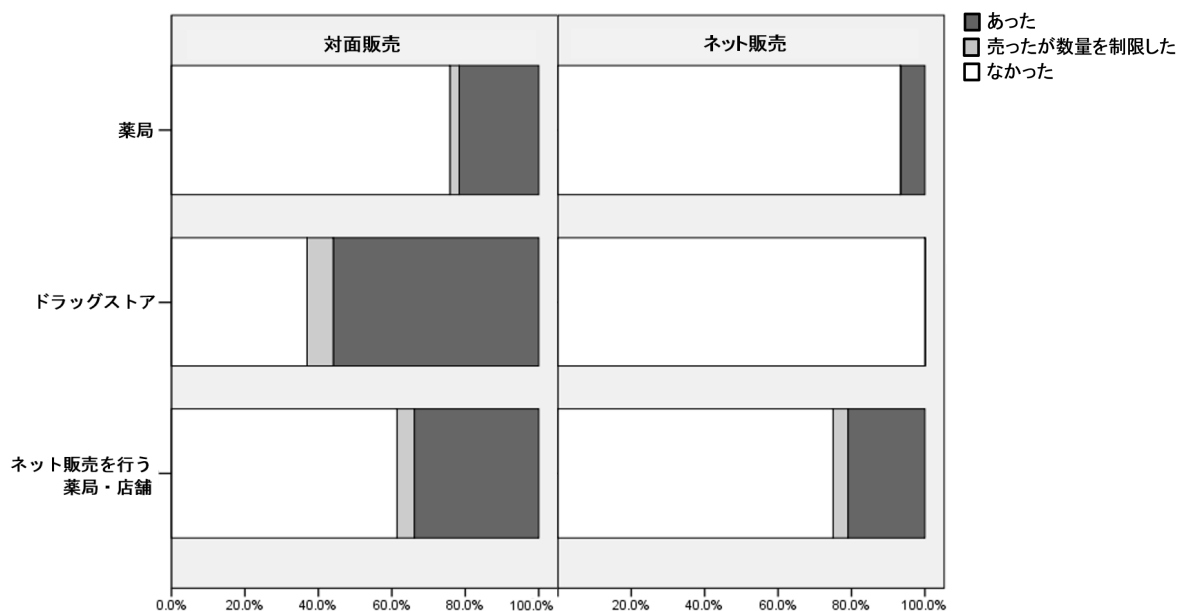
対象 と 販売しなかったこと_第三類医薬品_対面販売 のクロス表

		販売しなかったこと_第三類医薬品_対面販売			合計	
		あった	売ったが数量を制限した	なかった		
対象	薬局	度数	26	3	91	120
		対象の%	21.7%	2.5%	75.8%	100.0%
	ドラッグストア	度数	47	6	31	84
		対象の%	56.0%	7.1%	36.9%	100.0%
	ネット販売を行う 薬局・店舗	度数	43	6	78	127
		対象の%	33.9%	4.7%	61.4%	100.0%
合計	度数	116	15	200	331	
	対象の%	35.0%	4.5%	60.4%	100.0%	

対象 と 販売しなかったこと_第三類医薬品_ネット販売 のクロス表

		販売しなかったこと_第三類医薬品_ネット販売			合計	
		あった	売ったが数量を制限した	なかった		
対象	薬局	度数	2	0	28	30
		対象の%	6.7%	0.0%	93.3%	100.0%
	ドラッグストア	度数	0	0	4	4
		対象の%	0.0%	0.0%	100.0%	100.0%
	ネット販売を行う 薬局・店舗	度数	26	5	93	124
		対象の%	21.0%	4.0%	75.0%	100.0%
合計	度数	28	5	125	158	
	対象の%	17.7%	3.2%	79.1%	100.0%	

第三類医薬品



「薬局」、「ドラッグストア」、「ネット販売を行う薬局・店舗」は、それぞれ以下の調査に基づく集計結果を指します。
 ● 薬局：日本薬剤師会協力による薬局調査 ● ドラッグストア：ドラッグストア本部協力による店舗調査
 ● ネット販売を行う薬局・店舗：ネット販売を行う薬局・店舗協力による調査

問8-1. 販売しなかった件数

販売しなかった件数_要指導医薬品_対面販売

対象	度数	平均値	標準偏差	最小値	中央値	最大値
薬局	14	1.857	1.1673	1.0	1.500	5.0
ドラッグストア	36	3.944	5.5443	1.0	2.000	30.0
ネット販売を行う薬局・店舗	41	4.244	4.8876	1.0	3.000	25.0
合計	91	3.758	4.8427	1.0	2.000	30.0

販売しなかった件数_第一類医薬品_対面販売

対象	度数	平均値	標準偏差	最小値	中央値	最大値
薬局	17	1.471	0.9432	1.0	1.000	4.0
ドラッグストア	34	5.088	8.7711	1.0	3.000	50.0
ネット販売を行う薬局・店舗	43	4.860	5.8333	1.0	3.000	30.0
合計	94	4.330	6.6823	1.0	2.000	50.0

販売しなかった件数_第一類医薬品_ネット販売

対象	度数	平均値	標準偏差	最小値	中央値	最大値
ドラッグストア	1	1.000		1.0	1.000	1.0
ネット販売を行う薬局・店舗	21	13.667	43.1826	1.0	2.000	200.0
合計	22	13.091	42.2283	1.0	2.000	200.0

販売しなかった件数_第二類医薬品_対面販売

対象	度数	平均値	標準偏差	最小値	中央値	最大値
薬局	19	1.605	1.0875	1.0	1.000	5.0
ドラッグストア	46	4.304	6.2632	1.0	3.000	40.0
ネット販売を行う薬局・店舗	37	5.649	9.4669	1.0	2.000	50.0
合計	102	4.289	7.1879	1.0	2.000	50.0

販売しなかった件数_第二類医薬品_ネット販売

対象	度数	平均値	標準偏差	最小値	中央値	最大値
ドラッグストア	1	1.000		1.0	1.000	1.0
ネット販売を行う薬局・店舗	18	3.556	5.0785	1.0	1.000	20.0
合計	19	3.421	4.9701	1.0	1.000	20.0

販売しなかった件数_第三類医薬品_対面販売

対象	度数	平均値	標準偏差	最小値	中央値	最大値
薬局	11	1.500	0.9747	1.0	1.000	4.0
ドラッグストア	31	3.290	4.3278	1.0	2.000	20.0
ネット販売を行う薬局・店舗	21	8.810	12.9985	1.0	3.000	50.0
合計	63	4.817	8.4992	1.0	2.000	50.0

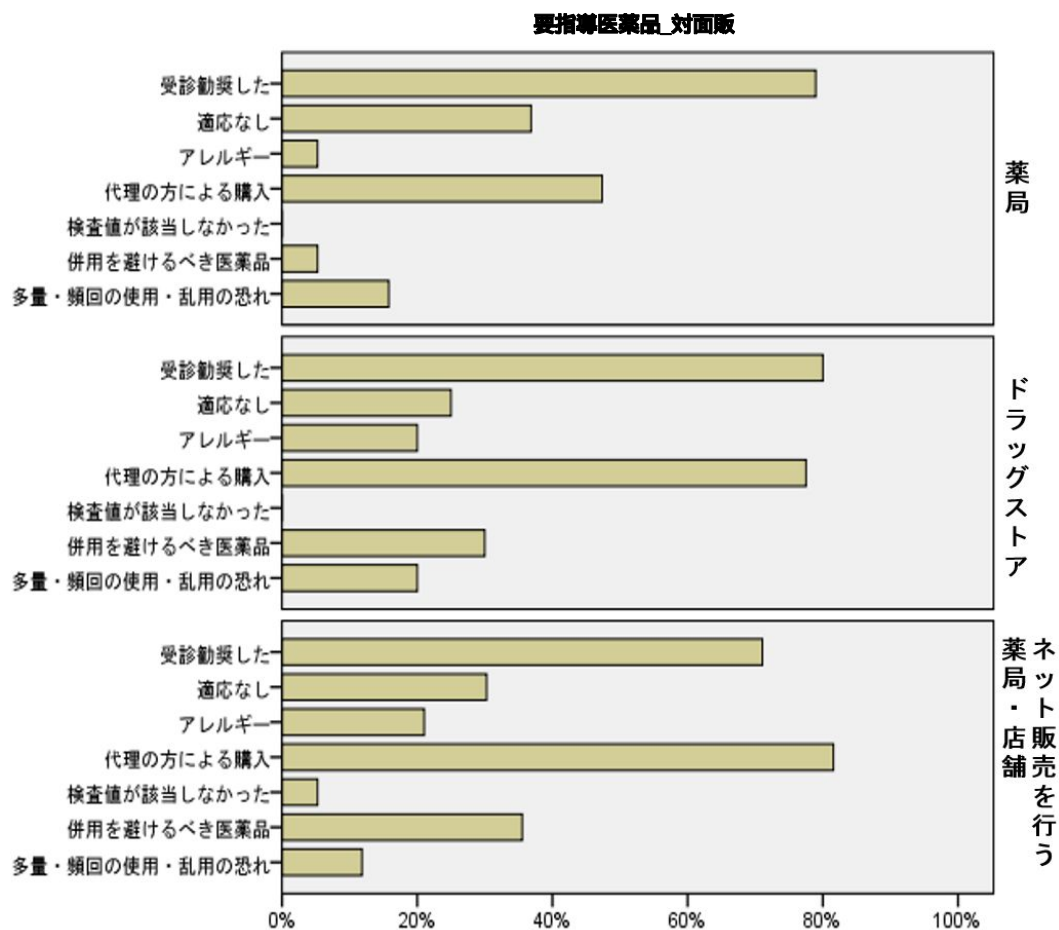
販売しなかった件数_第三類医薬品_ネット販売

対象	度数	平均値	標準偏差	最小値	中央値	最大値
ネット販売を行う薬局・店舗	8	1.875	1.3562	1.0	1.500	5.0
合計	8	1.875	1.3562	1.0	1.500	5.0

問8-2．販売しなかった理由（要指導医薬品_対面販売）

販売しなかった理由（要指導医薬品_対面販売）

	薬局		ドラッグストア		ネット販売を行う薬局・店舗	
	度数	パーセント	度数	パーセント	度数	パーセント
受診勧奨した	15	78.9%	32	80.0%	54	71.1%
適応なし	7	36.8%	10	25.0%	23	30.3%
アレルギー	1	5.3%	8	20.0%	16	21.1%
代理の方による購入	9	47.4%	31	77.5%	62	81.6%
検査値が該当しなかった	0	0.0%	0	0.0%	4	5.3%
併用を避けるべき医薬品	1	5.3%	12	30.0%	27	35.5%
多量・頻回の使用・乱用の恐れ	3	15.8%	8	20.0%	9	11.8%
合計	19	100.0%	40	100.0%	76	100.0%



「薬局」、「ドラッグストア」、「ネット販売を行う薬局・店舗」は、それぞれ以下の調査に基づく集計結果を指します。
 ● 薬局：日本薬剤師会協力による薬局調査 ● ドラッグストア：ドラッグストア本部協力による店舗調査
 ● ネット販売を行う薬局・店舗：ネット販売を行う薬局・店舗協力による調査

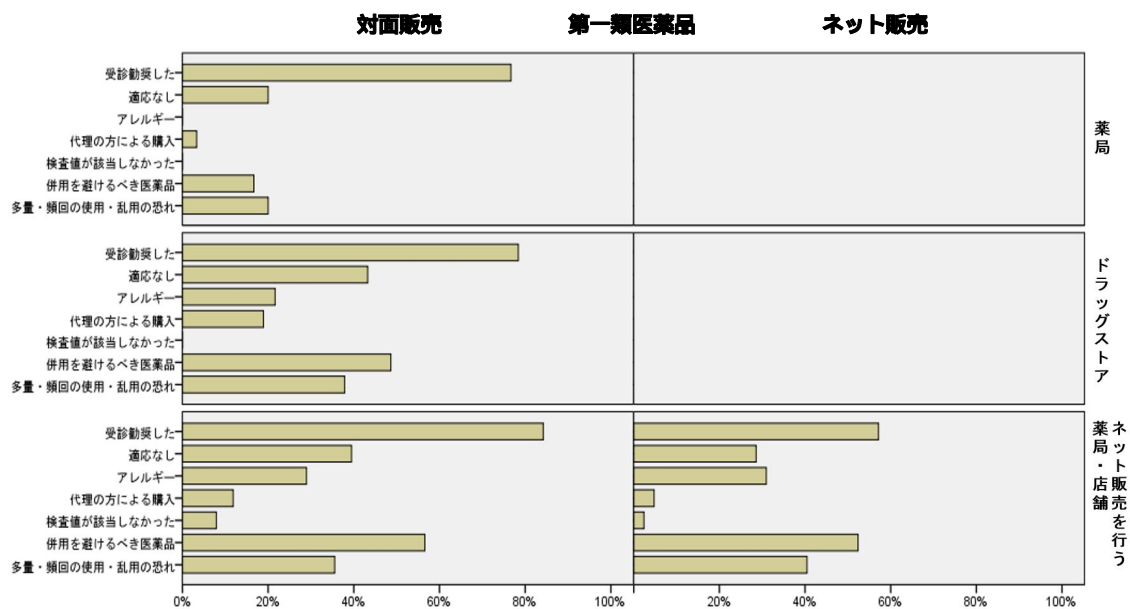
問8-2. 販売しなかった理由（第一類医薬品_対面販売及びネット販売）

販売しなかった理由（第一類医薬品_対面販売）

	薬局		ドラッグストア		ネット販売を行う薬局・店舗	
	度数	パーセント	度数	パーセント	度数	パーセント
受診勧奨した	23	76.7%	29	78.4%	64	84.2%
適応なし	6	20.0%	16	43.2%	30	39.5%
アレルギー	0	0.0%	8	21.6%	22	28.9%
代理の方による購入	1	3.3%	7	18.9%	9	11.8%
検査値が該当しなかった	0	0.0%	0	0.0%	6	7.9%
併用を避けるべき医薬品	5	16.7%	18	48.6%	43	56.6%
多量・頻回の使用・乱用の恐れ	6	20.0%	14	37.8%	27	35.5%
合計	30	100.0%	37	100.0%	76	100.0%

販売しなかった理由（第一類医薬品_ネット販売）

	薬局		ドラッグストア		ネット販売を行う薬局・店舗	
	度数	パーセント	度数	パーセント	度数	パーセント
受診勧奨した					24	57.1%
適応なし					12	28.6%
アレルギー					13	31.0%
代理の方による購入					2	4.8%
検査値が該当しなかった					1	2.4%
併用を避けるべき医薬品					22	52.4%
多量・頻回の使用・乱用の恐れ					17	40.5%
合計	0		0		42	100.0%



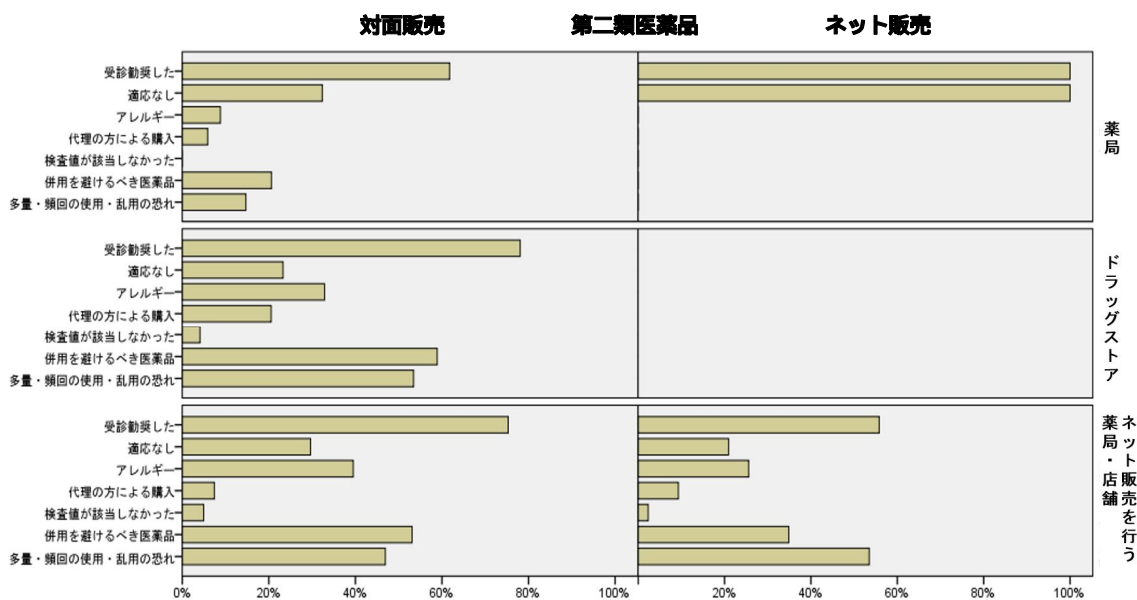
問8-2. 販売しなかった理由（第二類医薬品_対面販売及びネット販売）

販売しなかった理由（第二類医薬品_対面）

	薬局		ドラッグストア		ネット販売を行う薬局・店舗	
	度数	パーセント	度数	パーセント	度数	パーセント
受診勧奨した	21	61.8%	57	78.1%	61	75.3%
適応なし	11	32.4%	17	23.3%	24	29.6%
アレルギー	3	8.8%	24	32.9%	32	39.5%
代理の方による購入	2	5.9%	15	20.5%	6	7.4%
検査値が該当しなかった	0	0.0%	3	4.1%	4	4.9%
併用を避けるべき医薬品	7	20.6%	43	58.9%	43	53.1%
多量・頻回の使用・乱用の恐れ	5	14.7%	39	53.4%	38	46.9%
合計	34	100.0%	73	100.0%	81	100.0%

販売しなかった理由（第二類医薬品_ネット販売）

	薬局		ドラッグストア		ネット販売を行う薬局・店舗	
	度数	パーセント	度数	パーセント	度数	パーセント
受診勧奨した	1	100.0%			24	55.8%
適応なし	1	100.0%			9	20.9%
アレルギー	0	0.0%			11	25.6%
代理の方による購入	0	0.0%			4	9.3%
検査値が該当しなかった	0	0.0%			1	2.3%
併用を避けるべき医薬品	0	0.0%			15	34.9%
多量・頻回の使用・乱用の恐れ	0	0.0%			23	53.5%
合計	1	100.0%	0		43	100.0%



「薬局」、「ドラッグストア」、「ネット販売を行う薬局・店舗」は、それぞれ以下の調査に基づく集計結果を指します。
 ● 薬局：日本薬剤師会協力による薬局調査 ● ドラッグストア：ドラッグストア本部協力による店舗調査
 ● ネット販売を行う薬局・店舗：ネット販売を行う薬局・店舗協力による調査

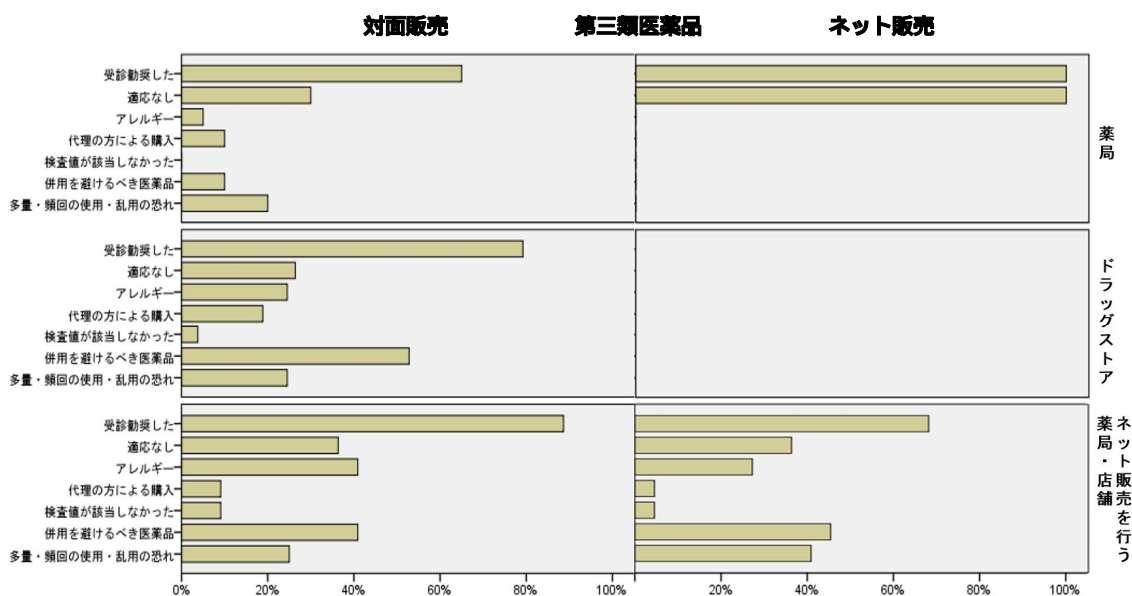
問8-2. 販売しなかった理由（第三類医薬品_対面販売及びネット販売）

販売しなかった理由（第三類医薬品_対面販売）

	薬局		ドラッグストア		ネット販売を行う薬局・店舗	
	度数	パーセント	度数	パーセント	度数	パーセント
受診勧奨した	13	65.0%	42	79.2%	39	88.6%
適応なし	6	30.0%	14	26.4%	16	36.4%
アレルギー	1	5.0%	13	24.5%	18	40.9%
代理の方による購入	2	10.0%	10	18.9%	4	9.1%
検査値が該当しなかった	0	0.0%	2	3.8%	4	9.1%
併用を避けるべき医薬品	2	10.0%	28	52.8%	18	40.9%
多量・頻回の使用・乱用の恐れ	4	20.0%	13	24.5%	11	25.0%
合計	20	100.0%	53	100.0%	44	100.0%

販売しなかった理由（第三類医薬品_ネット販売）

	薬局		ドラッグストア		ネット販売を行う薬局・店舗	
	度数	パーセント	度数	パーセント	度数	パーセント
受診勧奨した	1	100.0%			15	68.2%
適応なし	1	100.0%			8	36.4%
アレルギー	0	0.0%			6	27.3%
代理の方による購入	0	0.0%			1	4.5%
検査値が該当しなかった	0	0.0%			1	4.5%
併用を避けるべき医薬品	0	0.0%			10	45.5%
多量・頻回の使用・乱用の恐れ	0	0.0%			9	40.9%
合計	1	100.0%	0		22	100.0%



問9．相談を受けたこと（対面販売及びネット販売）

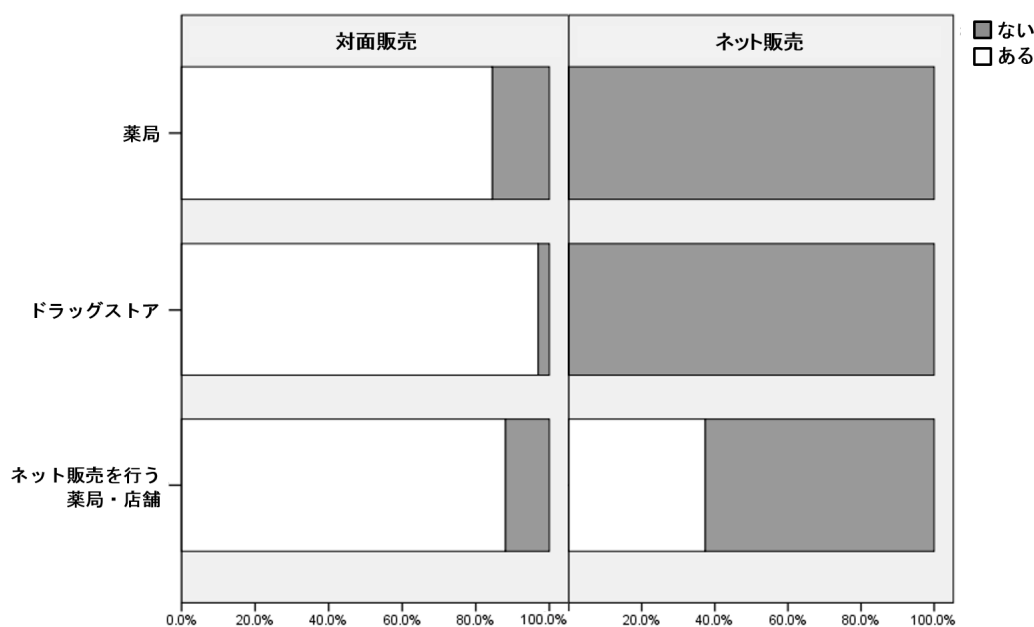
対象 と 相談を受けたこと_対面販売 のクロス表

		相談を受けたこと_対面販売		合計	
		ある	ない		
対象	薬局	度数	125	23	148
		対象の%	84.5%	15.5%	100.0%
	ドラッグストア	度数	95	3	98
		対象の%	96.9%	3.1%	100.0%
	ネット販売を行う 薬局・店舗	度数	140	19	159
		対象の%	88.1%	11.9%	100.0%
合計	度数	360	45	405	
	対象の%	88.9%	11.1%	100.0%	

対象 と 相談を受けたこと_ネット販売 のクロス表

		相談を受けたこと_ネット販売		合計	
		ある	ない		
対象	薬局	度数	0	63	63
		対象の%	0.0%	100.0%	100.0%
	ドラッグストア	度数	0	10	10
		対象の%	0.0%	100.0%	100.0%
	ネット販売を行う 薬局・店舗	度数	56	94	150
		対象の%	37.3%	62.7%	100.0%
合計	度数	56	167	223	
	対象の%	25.1%	74.9%	100.0%	

相談を受けたこと



「薬局」、「ドラッグストア」、「ネット販売を行う薬局・店舗」は、それぞれ以下の調査に基づく集計結果を指します。

- 薬局：日本薬剤師会協力による薬局調査
- ドラッグストア：ドラッグストア本部協力による店舗調査
- ネット販売を行う薬局・店舗：ネット販売を行う薬局・店舗協力による調査

問10．健康被害発生の連絡を受けたこと

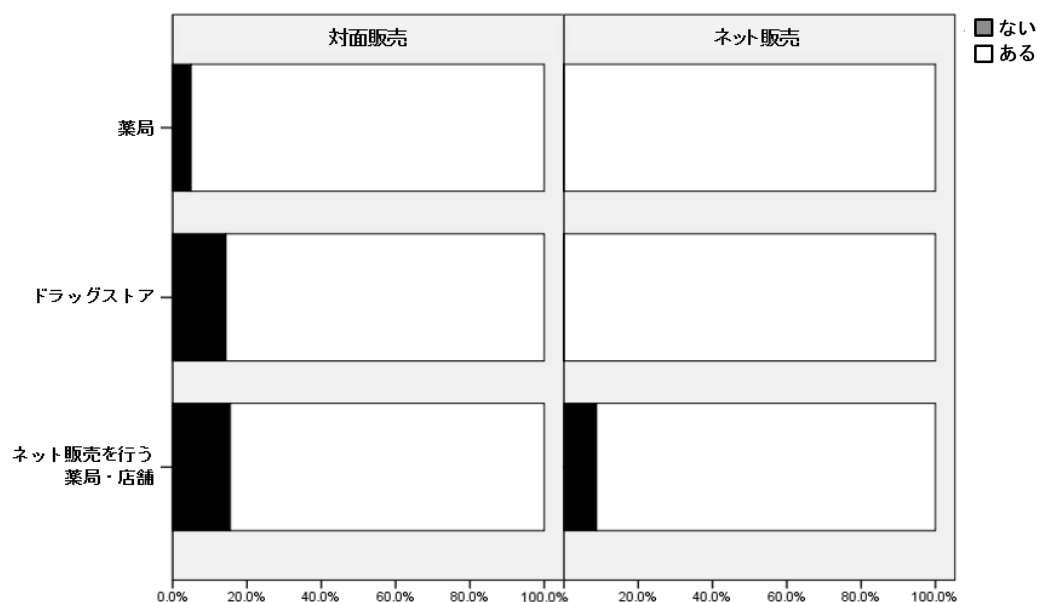
対象 と 健康被害発生の連絡を受けたこと_対面販売 のクロス表

		健康被害発生の連絡を受けたこと_対面販売		合計	
		あった	なかった		
対象	薬局	度数	7	136	143
		対象の%	4.9%	95.1%	100.0%
	ドラッグストア	度数	14	84	98
		対象の%	14.3%	85.7%	100.0%
	ネット販売を行う 薬局・店舗	度数	24	131	155
		対象の%	15.5%	84.5%	100.0%
合計	度数	45	351	396	
	対象の%	11.4%	88.6%	100.0%	

対象 と 健康被害発生の連絡を受けたこと_ネット販売 のクロス表

		健康被害発生の連絡を受けたこと_対面販売		合計	
		あった	なかった		
対象	薬局	度数	0	54	54
		対象の%	0.0%	100.0%	100.0%
	ドラッグストア	度数	0	10	10
		対象の%	0.0%	100.0%	100.0%
	ネット販売を行う 薬局・店舗	度数	13	135	148
		対象の%	8.8%	91.2%	100.0%
合計	度数	13	199	212	
	対象の%	6.1%	93.9%	100.0%	

健康被害発生の連絡を受けたこと



問10．健康被害発生の連絡を受けた件数

対象	健康被害発生の連絡を受けた 件数_対面販売	健康被害発生の連絡を受けた 件数_ネット販売	
薬局	度数	6	
	平均値	1.500	
	標準偏差	0.8367	
	最小値	1.0	
	中央値	1.000	
	最大値	3.0	
ドラッグストア	度数	14	
	平均値	1.571	
	標準偏差	1.7305	
	最小値	1.0	
	中央値	1.000	
	最大値	7.5	
ネット販売を行う 薬局・店舗	度数	18	10
	平均値	2.111	1.950
	標準偏差	2.1933	1.3006
	最小値	1.0	1.0
	中央値	1.500	1.500
	最大値	10.0	4.5
合計	度数	38	10
	平均値	1.816	1.950
	標準偏差	1.8542	1.3006
	最小値	1.0	1.0
	中央値	1.000	1.500
	最大値	10.0	4.5

「薬局」、「ドラッグストア」、「ネット販売を行う薬局・店舗」は、それぞれ以下の調査に基づく集計結果を指します。
 ● 薬局：日本薬剤師会協力による薬局調査 ● ドラッグストア：ドラッグストア本部協力による店舗調査
 ● ネット販売を行う薬局・店舗：ネット販売を行う薬局・店舗協力による調査

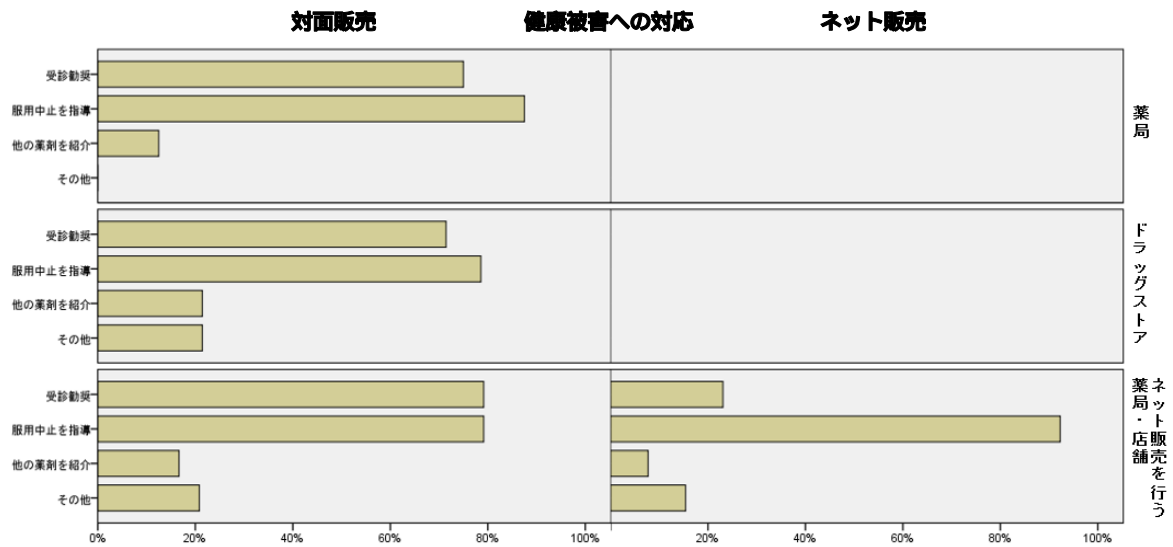
問10．健康被害への対応

健康被害への対応（対面販売）

	薬局		ドラッグストア		ネット販売を行う薬局・店舗	
	度数	パーセント	度数	パーセント	度数	パーセント
受診勧奨	6	75.0%	10	71.4%	19	79.2%
服用中止を指導	7	87.5%	11	78.6%	19	79.2%
他の薬剤を紹介	1	12.5%	3	21.4%	4	16.7%
その他	0	0.0%	3	21.4%	5	20.8%
合計	8	100.0%	14	100.0%	24	100.0%

健康被害への対応（ネット販売）

	薬局		ドラッグストア		ネット販売を行う薬局・店舗	
	度数	パーセント	度数	パーセント	度数	パーセント
受診勧奨					3	23.1%
服用中止を指導					12	92.3%
他の薬剤を紹介					1	7.7%
その他					2	15.4%
合計	0		0		13	100.0%



3. 調査票

医薬品の販売実態に関する調査

(調査票ご回答に際してのお願い)

【回答方法】 ・ご回答は、主に管理薬剤師の先生方をお願いいたします。
【返送先】 ・調査票のご記入が終わりましたら下のFAX番号にご送付をお願いします

FAX：03-5800-9569

【締め切り】 **平成30年2月20日（火曜日）**

【お問合せ】 東京大学大学院医学系研究科 地域医薬システム学講座 OTC調査事務局
TEL 03-5800-9568（月～金 10時～17時）

質問票

問1 貴店で販売している品目に該当するすべての記号を○で囲んでください。
なお、一般用医薬品についても分類に該当するものを○で囲んでください。

- A 要指導医薬品 B 一般用医薬品（第1類、第2類、第3類）
C 医薬部外品 D 化粧品 E 健康食品
F 医療機器 G 衛生用品 H 介護用品 I その他

問2 勤務されている薬剤師及び登録販売者の人数を、フルタイム勤務とパートタイム勤務に分けて教えてください。なお、パートタイム勤務がない場合は「0」と記入してください。

- A フルタイム薬剤師 [人] B パートタイム薬剤師 [人]
C 登録販売者 [人]

※問1で「A 要指導医薬品」「B 一般用医薬品」を選択された方にお尋ねします。

問3 貴店では、何種類の薬効群の医薬品を扱っていますか？医薬品の分類別（要指導医薬品、第1類医薬品、第2類医薬品、第3類医薬品）、販売方法別（対面、ネット販売）にお答えください。

なお現在、要指導薬：6種類の薬効群（20品目）、第1類薬：19種類の薬効群（81品目）、第2類薬：198種類の薬効群（4024品目）、第3類薬：64種類の薬効群（1820品目）となっています（日本OTC協会調べ）。

I：対面販売

要指導	1 全部の薬効群	2 ほとんどの薬効群	3 半分程度の薬効群	4 少しの薬効群	5 なし
第1類	1 全部の薬効群	2 ほとんどの薬効群	3 半分程度の薬効群	4 少しの薬効群	5 なし
第2類	1 全部の薬効群	2 ほとんどの薬効群	3 半分程度の薬効群	4 少しの薬効群	5 なし
第3類	1 全部の薬効群	2 ほとんどの薬効群	3 半分程度の薬効群	4 少しの薬効群	5 なし

II：ネット販売（電話販売は含まない）

第1類	1 全部の薬効群	2 ほとんどの薬効群	3 半分程度の薬効群	4 少しの薬効群	5 なし
第2類	1 全部の薬効群	2 ほとんどの薬効群	3 半分程度の薬効群	4 少しの薬効群	5 なし
第3類	1 全部の薬効群	2 ほとんどの薬効群	3 半分程度の薬効群	4 少しの薬効群	5 なし

問4 対面およびネットにおける販売状況についてお聞きします。

貴店では、平成29年10月に要指導医薬品、第1類医薬品、第2類医薬品、第3類医薬品を何個消費者に販売しましたか？ 医薬品の分類別（要指導医薬品、第1類医薬品、第2類医薬品、第3類医薬品）、販売方法別（対面、ネット販売）にお答えください。

I：対面販売

要指導医薬品（約	個/月）	第1類医薬品（約	個/月）
第2類医薬品（約	個/月）	第3類医薬品（約	個/月）

II：ネット販売（電話販売は含まない）

第1類医薬品（約	個/月）	第3類医薬品（約	個/月）
第2類医薬品（約	個/月）		

問5 また、要指導医薬品と一般用医薬品の売り上げ（金額）に占める要指導医薬品のおおよその割合はどの程度ですか？

$$\frac{\text{（要指導医薬品の売り上げ）}}{\text{（要指導医薬品の売り上げ）} + \text{（一般用医薬品の売り上げ）}} = \text{（約 } \quad \text{ \%）}$$

問6 対面およびネットにおける販売の説明時間についてお聞きします。

一人の消費者への要指導医薬品、第1類医薬品、第2類医薬品、第3類医薬品の説明に要した時間は、平均どのくらいかかりましたか？ 医薬品の分類別（要指導医薬品、第1類医薬品、第2類医薬品、第3類医薬品）、販売方法別（対面、ネット販売）に該当する番号をお答えください。

- | | | |
|----------------------|------------|-----------|
| 1 1分未満 | 2 1～5分未満 | 3 5～10分未満 |
| 4 10～20分未満 | 5 20～30分未満 | 6 30分以上 |
| 7 個別対応は特別な場合以外行っていない | | |

I：対面販売

要指導医薬品（	）	第1類医薬品（	）
第2類医薬品（	）	第3類医薬品（	）

II：ネット販売（メール作成およびチャットに要した時間）

	第1類医薬品（	）	
第2類医薬品（	）	第3類医薬品（	）

問7 対面販売およびネット販売における消費者への情報提供や説明についてお聞きします。

消費者へ個別に行った情報提供・説明の内容として、該当する番号をすべて、医薬品の分類別（要指導医薬品、第1類医薬品、第2類医薬品、第3類医薬品）、販売方法別（対面、ネット販売）にお答えください。

- | | |
|-----------------|---------------|
| 1 症状に関する質問 | 2 用法・用量 |
| 3 使用上の注意 | 4 併用を避けるべき医薬品 |
| 5 服用中の医薬品に関する質問 | 6 アレルギー |
| 7 出現する可能性がある副作用 | 8 受診勧奨 |

I：対面販売

要指導医薬品（ ） 第1類医薬品（ ）
第2類医薬品（ ） 第3類医薬品（ ）

II：ネット販売（電話販売は含まない）

第1類医薬品（ ）
第2類医薬品（ ） 第3類医薬品（ ）

また、上記のような消費者への情報提供・説明等を行う際、個別に、どのような点を確認していますか？ 該当する番号をすべて、医薬品の分類別（要指導医薬品、第1類医薬品、第2類医薬品、第3類医薬品）、販売方法別（対面、ネット販売）にお答えください。

- | | | |
|----------------|---------------------------|-------|
| 1 医薬品の使用者・使用目的 | 2 おおよその症状（症状の変化や出現している期間） | |
| 3 服用中の医薬品 | 4 アレルギー | |
| 5 副作用歴 | 6 副作用の兆候 | |
| 7 受診の有無 | 8 多量・頻回の使用・乱用のおそれ | 9 その他 |

I：対面販売

要指導医薬品（ ） 第1類医薬品（ ）
第2類医薬品（ ） 第3類医薬品（ ）

II：ネット販売（電話販売は含まない）

第1類医薬品（ ）
第2類医薬品（ ） 第3類医薬品（ ）

上記のような消費者への確認をした結果、以下の対応をしたことがありますか？
該当する番号をすべて、医薬品の分類別（要指導医薬品、第1類医薬品、第2類医薬品、第3類医薬品）、販売方法別（対面、ネット販売）にお答えください。

- | | |
|-------------------------------|-------------|
| 1 医薬品の使い方に関する補足 | 2 別の医薬品等の案内 |
| 3 運動・食事制限・生活改善等の健康指導 | 4 販売を取りやめた |
| 5 販売数の制限 | 6 副作用の補足 |
| 7 受診勧奨 | |
| 8 その後相談（来店／メール／電話）があり個別相談に乗った | 9 その他 |

I：対面販売

要指導医薬品（ ） 第1類医薬品（ ）
第2類医薬品（ ） 第3類医薬品（ ）

II：ネット販売（電話販売は含まない）

第1類医薬品（ ）
第2類医薬品（ ） 第3類医薬品（ ）

問8 対面およびネットにおける医薬品の販売状況についてお聞きします。

販売した医薬品の分類別（要指導医薬品、第1類医薬品、第2類医薬品、第3類医薬品）、医薬品の販売方法別（対面、ネット販売）に、該当する列についてお答えください。

要指導 医薬品	第1類医薬品		第2類医薬品		第3類医薬品	
A 店舗	B1 店舗	B2 ネット 販売	C1 店舗	C2 ネット 販売	D1 店舗	D2 ネット 販売

問8-1) 消費者への情報提供・説明の結果、販売しなかったことがありましたか？（いずれか一つの数字に○）

1 あった 件数	1 件	1 件	1 件	1 件	1 件	1 件	1 件
2 売ったが数量を制限した	2	2	2	2	2	2	2
3 なかった	3	3	3	3	3	3	3

要指導 医薬品	第1類医薬品		第2類医薬品		第3類医薬品	
A 店舗	B1 店舗	B2 ネット 販売	C1 店舗	C2 ネット 販売	D1 店舗	D2 ネット 販売

問8-2) 販売しなかった理由（該当するものすべてに○）

1 受診勧奨した	1	1	1	1	1	1	1
2 適応なし	2	2	2	2	2	2	2
3 アレルギー	3	3	3	3	3	3	3
4 代理の方による購入	4	4	4	4	4	4	4
5 検査値が該当しなかった	5	5	5	5	5	5	5
6 併用を避けるべき医薬品	6	6	6	6	6	6	6
7 多量・頻回の使用・乱用の恐れ	7	7	7	7	7	7	7

その他（自由記述）

厚生労働行政推進調査事業費補助金（厚生労働科学特別研究事業）

「国民への安全な医薬品の流通、販売・授与の実態等に関する調査研究」

分担研究報告書

各国の医薬品のネット販売の可否などの規制等の比較に関する研究

研究分担者 赤川 圭子 昭和大学薬学部社会健康薬学講座社会薬学
研究代表者 今井 博久 東京大学大学院医学系研究科地域医薬システム学

研究要旨

インターネットの普及や流通網の整備などが著しく進み、医薬品の購入や入手方法を取り巻く環境が大きく変化してきている。国民が安全安心でかつ個々の生活スタイルに合った方法で医薬品を購入および使用できる体制にするために、時代の変化に合わせた制度としていくことが望ましく、諸外国の状況も踏まえて検討する必要がある。そこで本研究では、各国（スウェーデン、ドイツ、カナダ、オーストラリアおよびイギリス）の医薬品制度の概要を調査し、わが国の薬剤師の関わり方についても考察することを目的とした。また、各国の制度ができるまでには、販売体制を確立するに至った歴史的背景が大きく関わっていることから、2009年から薬局の制度が規制緩和された「スウェーデン」、かかりつけ薬局制度が現在でも根付いている「ドイツ」、および薬剤師による薬剤の処方を実施されている「カナダ」に焦点をあて、その歴史的背景について詳細な調査を実施した。

本研究の結果、「処方箋医薬品」の販売方法は、基本的に対面販売が義務化されている場合と対面販売義務が無い場合があった。また、わが国の「要指導医薬品」に該当するような、薬局で薬剤師の管理下で販売可能な医薬品は、国によりインターネット販売の可否が違っていた。詳細な背景調査により、ドイツおよびカナダでは、「処方箋医薬品」および「薬局のみで販売可能な医薬品」が、インターネット販売が可能な状況になっているにもかかわらず、薬剤師と対面にて販売し、指導・情報提供する体制が中心であった。その理由は、制度上の支援も然ることながら、インターネット等を利用した販売や指導より、対面で販売・指導をうけるメリットが大きいことを、患者自身が実感し支持しているからであった。一方、スウェーデンでは、すべての医薬品が薬剤師による対面販売義務はなく、必要時のみ実施する制度であったものの、IT (Information Technology) を利用した医療情報の一元化が進み、重複投薬やポリファーマシー対策問題を未然に防ぐ体制を整えていた。

これらのことから、わが国において、法律上、薬の最高責任者である薬剤師が、対面しながら医薬品を適正に使用する環境を保っていくためには、患者が納得するような指導を、一人ずつ重ねていくこと、薬剤師が直接関わるメリットのエビデンスを構築していくことが重要であることがわかった。さらに、ITを利用した患者の医薬品情報の一元化を進めていくこと、災害などの国の有事にも医薬品供給が絶えないような体制の構築も重要な課題であることがわかった。

A. 研究目的

インターネットの普及や流通網の整備などが著しく進み、医薬品の購入や入手方法を取り巻く環境が大きく変化してきている。国民の安全安心な医薬品の使用を確保するため、薬局や医薬品の販売業者が、保健衛生上の支障を生じるおそれがないように医薬品を管理した上で、適正に患者や消費者に販売することが必要である。インターネットを通じた医薬品購入・使用について、実際に、国民が安全安心でかつ個々の生活スタイルに合った方法で行っているのか否かについて、詳細で正確な実態調査が必要であるとともに、諸外国の状況についても確認しておく必要がある。そこで本研究では、各国（スウェーデン、ドイツ、カナダ、オーストラリア、イギリス）の医薬品制度の概要を調査することとした。また、各国の制度ができるまでには、販売体制を確立するに至った歴史的背景が大きく関わってきている。本調査では、EUの勧告により2009年から薬局の制度が規制緩和された「スウェーデン」、かかりつけ薬局制度が現在でも根付いている「ドイツ」、および患者が薬剤師による薬剤の処方を持続するまでに至った「カナダ」に焦点をあて、その歴史的背景について調査を実施した。さらに、わが国において調剤および医薬品の供給の最高責任者である薬剤師の関わりについても制度上の違いから考察することを目的とした。

B. 研究方法

調査方法

2017年5月スウェーデン政府社会省（Enheten för folkhälsa och sjukvård, Socialdepartementet）担当官に対し、研究代表者 今井博久および分担研究者 赤川が直接インタビューし、現行制度に至るまでの変遷および現行制度について聞き取り調査を行っ

た。

ドイツにおける医薬品販売制度調査には、販売体制に関する内容を、ドイツにて実務に携わる薬剤師として Satoko Kuroda Schöner 氏、ドイツの薬局開設者でもあるとして、セントラル薬局 アッセンハイマー慶子氏に調査をお願いした。また、アッセンハイマー慶子氏には、ドイツの薬局が、国民のかかりつけになっている背景についても報告していただいた。

カナダにおける医薬品販売制度調査および薬剤師の社会的地位と制度等の関係についての考察を、カナダにて実務に携わる薬剤師である株式会社オーラコンサルティング 若子直也氏に、ご報告いただいた。

オーストラリアおよびイギリスの医薬品販売制度は、株式会社クロス・マーケティング社に報告していただいた。

さらに、各国政府資料による調査も実施した。

調査項目

調査項目は、医薬品の規制区分、薬局の開設、販売体制（薬剤師の配置の有無など）、インターネット販売規制状況、規制のレベル、薬剤師の担当販売の有無、インターネット販売が可能な場合の説明方法などとした。

調査期間

調査期間は、2017年5月～2018年3月とした。

C. 研究結果

結果 1

スウェーデンの医薬品販売制度について

歴史的背景

1970年代、スウェーデンにおける薬局事業は、国による独占事業であった。その背景に

は、薬局が製薬業と一線を画すよう政治的配慮があった。法律上でも、国が薬局事業を行うこととなっており、医薬品販売・薬局事業を会社形式で行う際には、その会社との契約を取り交わすことが定められていた。しかし、EU ができた際スウェーデンの独占体制についてEU から勧告をうけた。その内容は、ある医薬品製造業社が国営の独占企業（Apoteket 社）から販売を拒否されると、その医薬品製造業社の医薬品は販売されなくなるといった、一方通行な関係が問題であるとの指摘であった。この独占体制に対し、最高裁からも解除するよう判決が下った。その後、2006 年社会民主主義政党から（市場競争原理に基づく）資本主義を標榜する連立複数政党に政権が移行した際、法律改正が行われ、国による独占体制であった薬局事業が改編されることとなった。

規制緩和（reregulation）の5段階ステップ

連立政府は、問題点の抽出を行った後、法律改正による規制緩和を行った。特に1.ニコチンガムの取扱、3.薬局の自由開設、4.特定の非処方箋医薬品（Over-the-counter medical product）の3点が重要だった。規制緩和の最終目標は3点あり、消費者がよりよい医薬品を入手できること、よりよりサービスを楽しむことができること、適正価格で医薬品を入手できることである。そこで、規制緩和の一つとして、民間薬局（Private community pharmacies）が許可されることとなった。民間薬局とは、利益追求型の薬局をさす。国営だった Apoteket 社は、利益を追求していなかったが、規制緩和後に民間企業となったため、利益を追求することになった。他の株式会社も民間企業なので、利益追求型である。規制緩和したことの利点は分析していないが、スウェーデンにおける薬局事業規制緩和は、消

費者主導ではなく、「政治的決定」として進められた。消費者側が政治的決定を良いと感じているか、悪いと感じているかは別の問題で、かつ複雑である。

規制緩和の結果

規制緩和前、スウェーデンでは、非処方箋医薬品は薬局のみで販売が許されており、原則として年齢制限も設けられていなかった（ニコチン製剤のみ 18 歳以上）。しかし、規制緩和後、一部の非処方箋医薬品は「条件付き非処方箋医薬品」として、医薬品庁に登録した薬局以外の一般販売店（一般販売店）でも販売できるようになった。規制緩和後、販売量の量的制限は無かったが、アセトアミノフェン含有医薬品であるパラセタモール（商品名：Alvedon）の、過量摂取による自殺などの事故が発生した。そのため、2年前より一般販売店では、一箱は買えるが複数箱は買えないという「量的上限」が設けられた。

規制緩和後に一番変わったことは、薬局数が 930 から 1,392 店舗へ増加したことである。また、ほとんどの薬局は都市部にでき、薬局の従業員数も増加した。さらに、一般販売店約 6,000 店舗において「条件付き非処方箋医薬品」が扱われるようになった。

改革の手段

改革の手段の一つは、薬局市場に競争原理を導入することだった。2009年7月より、基本的に誰でも薬局の開設許可申請ができるようになり、薬局ごとに開設許可が必要となった。しかし、医薬品製造業(MAH)及び処方権を持つ医師が薬局の開設許可を申請することは認められていない。また、特定のスタッフに一定の要件を求め、処方箋医薬品は、原則として 24 時間以内に供給しなければならないことと、特定のレジにて販売すること

が必要となった(例外事項あり)。薬局のスタッフは自分の薬局に患者に必要な薬の在庫がない場合、まずはどの薬局に在庫があるかという情報を患者に提供しなければいけない。さらに、24時間以内に自分の薬局に取り寄せるというサービスも提供する。また、例外事項として(1)供給者に注文できる医薬品ではない場合、(2)消費者が24時間以内に薬局に医薬品を配送するのが不可能な時間帯に注文する場合、(3)運送距離が長い場合、(4)薬局が翌日開いていない場合などある。また、この24時間以内に供給するルールは、外来薬局のみに適応される。これらの許可権者は、スウェーデン医薬品庁である。医薬品販売許可に関する、一定の要件は、誰が医薬品の販売に携われるのか、重要な要件である。

国営の Apotek 社は民間の医薬品販売会社に分割・売却されていった。その際、国営時の利益率を越えて利益を得ないようにするなど、事業規模に上限をつけ、他の参入企業に利益が十分に行き渡るように、配慮された。正確には、利益率ではなく売上高で分割規模が設定された。ただし、国営の Apotek 社は高い利益を出していなかったため、新規参入の医薬品販売事業者の事業規模も、さほど大きくない。今後、国の政策として、医薬品販売事業者に高利潤率の設定を求めるかどうかは、議論中である。

IT(Information Technology)の分離

医薬品販売事業において、処方箋登録と医薬品登録を電子化し、かつ分割することになった。その結果、Swedish eHealth Agency (<https://www.ehalsomyndigheten.se/other-languages/english/>) が設立され、処方箋登録と管理を任されることになった。全ての薬局は、電子処方箋に対し、実際に患者が支払った薬の代金から、Swedish eHealth Agency

の運営費として2クローナ支払うこととなっている。現在、処方箋の95%以上が、電子処方箋として Swedish eHealth Agency で統括管理されている。紙媒体の処方箋も残っているが、今後、この庁で100%の電子処方箋を扱うことを目標としている。100%電子処方箋を実現したい理由は、紙媒体の処方箋による「医薬品の不適切な使用」を阻止したいからである。

医薬品に関わる資金調達について

スウェーデン政府は、ジェネリック医薬品を扱うシステム(価格の設定方法や償還払い制度など)を効率よく運営している。元々、このシステムは Tandvårds- och läkemedelsförmånsverket (Dental- and Pharmaceutical Benefits Agency) という、国の機関(庁)が管理していて、ここにジェネリック医薬品の情報が集められている(製薬会社からの届け出制)。この情報は、毎月更新される価格が比較され、一番安い価格の医薬品が薬局で採用される仕組みになっている。デンマークでも、同じようなシステムを使っており、隔週毎にジェネリック医薬品の価格更新とジェネリック医薬品の置換を行っている。このシステムは、製薬会社間の競争原理を促すと同時に、国としてシステム運用に係る経費を抑えられると利点を持っている。

医薬品の規制区分

スウェーデンの医薬品は、処方箋が必要な処方箋医薬品と非処方箋医薬品、条件付き非処方箋医薬品の3種類に分類される。

販売業者・薬剤師等専門家の配置

処方箋医薬品および非処方箋医薬品は、薬局のみで取り扱うこととなっているが、「条件付き非処方箋医薬品」は、薬局以外の一般販

売店（食料品店やガソリンスタンド併設の売店）でも販売できる。「条件つき非処方箋医薬品」を取り扱うには、スウェーデン医薬品庁への登録が必要である。言い換えると、薬局では全ての非処方箋医薬品を置くことができ、医薬品庁に届出た一般販売店では、一部の「条件つき非処方箋医薬品」のみ販売可能である。「条件つき非処方箋医薬品」を販売可能な一般販売店として登録するには、スウェーデン医薬品庁への届出が必要であり、その要件は、全て法律に定められている。

また、「条件つき非処方箋医薬品」を扱うための要件として、スタッフによって監視できる場所に、他の商品と区別して陳列、あるいは施錠された棚や自動販売機に保管すること、販売するための特別な教育研修等を行わないことなどがある。「条件つき非処方箋医薬品」を販売するには、医薬品を扱うための特別な資格や準備は必要無く、医薬品庁に登録するだけで良い。ただし、売り方に関する条件を満たしている旨は提示しなければならない。医薬品庁も登録者のクオリティーチェックは一切していない。

「条件つき非処方箋医薬品」を販売する一般販売業店と販売場所は、該当する市（行政最小単位の地方自治体であるコミューン）が管理している。実際の監督状況は決して好ましいわけではないが、監督を担当するのは、タバコ及び酒（アルコール）に関して監督を行う部署と同じである。スウェーデンには290の市があり、それぞれに監督形態・仕方が異なるために、「条件つき非処方箋医薬品」の販売に対する監督は一律ではない。2017年に出版された最新の書籍に、監督についての指針が記されているが、これが全ての市で機能する保証はない。ただし、非処方箋医薬品販売に係る品質と安全に関しては、関連書籍に記されたことがベースとなるので、その内容は

非常に重要である。

非処方箋医薬品については、医薬品庁がすべての薬局に指示しており、薬局の医薬品販売は薬剤師のみが行う。スウェーデンの薬剤師は、5年の大学教育（修士課程相当）を修めた apotekare と、3年の大学教育（学部相当）を修めた receptarie の2種類に分かれている。apotekare 及び receptarie は、薬学部で教育を受けた後、Socialstyrelsen/National Board of Health and Welfare に登録し、正式に国家資格を有する薬剤師となる。薬剤師は apotekare であっても receptarie であっても、処方箋医薬品の管理も全面的に任されている。そのため、生涯研修の受講状況などについて、定期的に外部監査をうけなければならないこととなっている。尚、薬局における医薬品の情報提供等、ほとんどの場合 receptarie が行っているようである。

情報提供者・提供する情報

薬剤師の情報提供に関しては、薬剤師や医師が製薬会社から利益を得ないように法律で規制している。重要なことは、個別に情報を提供し、製薬会社に依存しない医薬品の情報提供を適正に行えることである。薬剤師は、「製薬会社に依存しない」だけでなく、処方箋を出す医師とは独立にアドバイスすることも求められている。

また、薬局は消費者に対し、医薬品製造販売業者に干渉されない“医薬品情報やアドバイス”、薬の使用法およびセルフケア関連情報を提供しなければならない。この“医薬品情報やアドバイス”は、十分な能力を持った薬局スタッフのみが提供できる。カウンセリングは、許可を得ている場合は、薬剤師以外の薬局スタッフによっても行うことができる。スウェーデンの関連法令では「薬剤師は患者が薬を正しく使用できるよう保証しなければ

ならない」とされている。これは、薬剤師が患者との対話の中で医薬品情報を提供し、患者が薬の正しい知識を持って適切に使用するために質問するよう求めている。

対面販売は義務化されていない。むしろ、対面での情報提供の代わりに、電話や電子メールでの情報提供が一般的である。例えば、インターネットで医薬品（処方箋医薬品・非処方箋医薬品）を購入しようとしている患者が、薬剤師のアドバイスが欲しい場合、購入時に「薬剤師と話したい」というボタンを押すようになっている。薬剤師は、登録済のEメールアドレスや電話番号で患者とコンタクトを取る。ただし、Skypeなどの端末機器を使用した対面による情報提供は行われていない。スウェーデンでは、制度上、情報提供に関して薬局に求められる要件は、ITを通じた情報提供をすることを前提とした整備をしている。

販売方法・インターネット販売

医療用医薬品は、Swedish eHealth Agencyによって電子処方箋が管理されているので、薬局は電子処方箋を扱う限りは、この機関にアクセスしなければならない。さらに、非処方箋医薬品もインターネットによる販売が行われている。非処方箋医薬品をインターネット販売するには、実店舗が存在する要件はない。情報提供の際に必要な電話番号と、対応する薬剤師が実際に居ることが、法に定められた要件となっている。一般販売店の場合、顧客の注文に対応している営業時間中は、1人以上の薬剤師が在籍する施設を有することが法律で規制されている。

情報提供のルールは、処方箋医薬品だけでなく非処方箋医薬品にも適用される。そのため、インターネット販売においても、薬剤師は患者が適切に薬を使用できることを保証する必

要がある。ただし、インターネット販売の場合、薬局施設内で調剤する時のように、患者からの情報が常に提供されるわけではないため、患者と薬剤師の対話は別の方法で行われることになる。直接対面することもできるが、電話、チャット、電子メール、または書面での相談も可能である。

医薬品のインターネット販売における情報提供に関するガイドラインでは、「薬局は、販売した医薬品の添付文書を購入者に送付するだけでなく、直接、電話によって購入者とコンタクトをとらなければならない」としている。すべての医薬品に添付文書を同梱する必要があるが、同梱した添付文書やWebページの情報を参照するだけでは十分ではない。このように、薬局が医薬品をインターネットで取引するためには、医薬品製造販売業者に干渉されない“医薬品情報やアドバイス”を、消費者が個々に得るための手段を明記しなければならない。そのため、インターネット販売サイトには、いつどのように薬剤師に連絡できるかについて、販売元の電話番号とともに明示されることになっている。また、消費者が医薬品の服用・使用を準備できるようにするため、出荷予定日に関する情報を事前に受け取れることも重要である。

ただし、インターネット販売のガイドラインは、該当する法に対してスウェーデン医薬品庁が解釈を加えてガイドラインにしたものなので、規制力があるわけではない。従って、インターネット経由で医薬品を販売し、その医薬品を情報提供する販売店が「資格のある、適正な」薬剤師を配置して、情報提供を行っているかどうかのチェックまでは出来ていない。インターネット販売に係る問題に関しては、スウェーデン医薬品庁が責任を負っており、ホームページの議論をうけてガイドラインの刷新も進行中である。

現在、全医薬品（処方箋医薬品、非処方箋医薬品、条件付き非処方箋医薬品）売上量のうち、インターネット販売が占める割合は、6%に過ぎない。また、6%のうち、金額ベースで処方箋医薬品が51%を占める。ただし、容量換算すると13%となる。この違いは、処方箋医薬品が高価であることが一因である。薬を購入する際、患者が望めば情報提供を断ることができる。ある調査によれば、インターネットで薬を購入した人が、「購入した薬について、薬剤師からの情報提供を希望しますか？」という質問に、「はい」と答えた人の割合は3%程度であった。一方、電話や電子メールなど、他の情報提供媒体では10%程度の薬の購入者が「情報提供を受ける」としている。問題の本質は、薬の購入者が、情報を得ることの「重要性」を認識していないことで、システム（医薬品販売店が医薬品に関する情報を正しく提供する）の良し悪しとは関係のないと考えている。とは言え、医薬品販売の際の情報提供は、医薬品販売店側には「義務」であり、薬の購入者への情報提供を何とかしなければならぬ責任がある。「対面形式を取らない、医薬品情報提供」の「欠点」は、情報の伝達が滞ることであり、一方「長所」は、対面のための物理的な距離と時間を節約できることである。

スウェーデンでは、電子処方箋も導入されている。国営公社独占をやめる議論とともに、電子処方箋の導入の議論がなされ、2009年の規制改革に伴い電子処方箋が導入された。電子処方箋を扱うためのITシステムや電子処方箋は、国営公社時代から既に存在していた。そのため、電子処方箋が導入された正確な時期は分からないが、法律上、全面的な電子処方箋導入は規制緩和の時であった。スウェーデンにおける電子処方箋の導入は遅かったとの見方がある。理由は、これまでの処方箋の

扱いが間違っていたり、正しくない処方箋も存在したからである。

スウェーデンでは「患者第一」を考えたら、電子処方箋導入は自明なものと捉えられている。一人の患者が複数の医師から複数の処方箋を出されるなど、過剰投薬などの問題があることから鑑みても、処方箋の電子化による一元化は必須との認識である。患者にとって、一番良いシステムは何かが大切である。システム構築にはお金がかかるが、患者が利益を得ているか、「患者第一」と考えれば資金は副次的な問題に過ぎないものと考えられている。スウェーデンにおいては、重複投薬やポリファーマシーの問題に対して、電子処方箋で薬を管理することによって、これらの問題から発生する種々の問題が未然に防げるなら、良いのではないかとこの姿勢を持って臨んでいる。

医薬品販売制度のまとめ（スウェーデン）

スウェーデンにおける医薬品販売制度について表としてまとめた（表1）

結果2

ドイツの医薬品販売制度について

医薬品の規制区分

ドイツの医薬品は、医師の処方箋がないと薬局で入手できない医療用医薬品である処方箋医薬品（Verschreibungspflichtig）^{1,2}、処方箋なしでも薬局で購入できる薬局指示薬（OTC医薬品, Apothekenpflichtig）³、自由販売薬とも言われ、薬局以外の業者が販売することもできる普通薬（Freiverkäuflich）に分類される。このうち「処方箋医薬品」と「薬局指示薬」は薬局でしか販売できない。原則的に大人へは「処方箋医薬品」のみ、子ども（18歳未満）へは「処方箋医薬品」と「薬局指示薬」が法定保険償還対象となる。全ての

薬は基本的に薬局指示薬である。その中で例外が設けられ⁴（普通薬として分類されたり、Verschreibungsverordnung¹の法律に従って処方箋医薬品に分類される。（例えば処方箋医薬品に麻薬が含まれる場合）

薬局の開設について

薬局の開設権は薬剤師に限られている（Fremdbesitzverbot）。また、開設したその薬剤師が自局をフルタイム勤務で経営する義務がある。開設者が経営責任者となっている。他資格者、法人などが開設し、開設した薬局に管理薬剤師を置くことは認められていない。原則として1薬剤師による複数薬局開設を禁止しているが、2004年より規制緩和となり、現在は、1薬剤師が開設できる薬局数は、最大4店舗まで（本店1店につき支店が3店舗まで）となっている。そのため、ドイツでは、法規制により、いわゆる薬局がチェーン店展開できない。本店の開設薬剤師は、支店ごとに薬剤師の資格を持つ支店長（Filialleiter、日本で言う管理薬剤師）を採用することが定められている。また、支店は、本店から短時間で通える距離であるべきとされ、本店の開設薬剤師が定期的に支店で勤務することも定められている。

また、処方箋枚数といった業務量や業務内容による職種の配置人数制限はなく、薬剤師1人いれば、薬局は業務を行うことができる。また、地域の医療需要に応じて、薬局数を調整（公的資金による設置や、新規開設の禁止等）するような法的規制はない。薬局の機能に応じた規制上の分類として、病院薬局（Klinikapotheke）と薬局（Offizin-Apotheke）がある。病院薬局は、院内処方のみしか扱わず、医薬品販売のスペースを置いていない。外来患者、退院患者の処方箋は全て病院外の薬局が対応する。

医薬品を販売できる専門家について

ドイツにおいて薬学に関する業務ができるのは、薬剤師（Apotheker）を含む薬学スタッフ（Pharmazeutische Personal）である。薬学スタッフとは、薬剤師、薬剤師の管理及び指導の下でのみ投薬が可能な薬学技術アシスタント（Pharmazeutisch-Technische Assistenten :PTA）および 薬局アシスタント（Apothekenassistenten）、薬剤師のコントロール無しに投薬ができるが何かあった時の責任は薬剤師がとる薬剤師アシスタント（Apothekerassistenten）、薬学エンジニア（Pharmazieingenieure）という資格者を指す。なお、薬局アシスタントと薬学エンジニアは、旧東ドイツの資格である。また、薬剤師を含む薬学スタッフ以外に薬の販売ができる者として、商工会議所が管轄する Sachkundenachweis という資格がある。

販売業者・薬剤師等専門家の配置

処方箋医薬品および薬局指示薬は、薬局のみで販売が可能である⁵。普通薬は Sachkundenachweis という資格を持った人物が現場にいれば薬局以外（スーパーやドラッグストア）での販売が可能である。処方箋医薬品および薬局指導薬は薬局内で薬剤師および薬学スタッフが販売可能である。ただし、PTAは薬剤師の管理下でのみ販売が可能である。

薬剤師は、処方箋医薬品、薬局指示薬、普通薬すべてに情報提供義務を負う。提供する情報の内容は、基本的には用法用量、相互作用、注意すべき副作用、助言（体重管理、運動の必要性、薬の保存法など）である⁶。尚、情報提供およびアドバイスは薬学業務（Pharmazeutische Tätigkeiten）にあたるため、薬学スタッフ（Pharmazeutische Personal）しか実施できない。薬局以外の販売業者は、情報提供およびアドバイスはできな

い。

販売方法・インターネット販売・情報提供者・提供する情報

薬局が行政機関に届出ることにより、インターネットでの薬の販売は可能である。但しインターネット薬局のみの運営は認められておらず、一般の薬局がインターネットでも薬を販売している形を取らなければならない。処方箋医薬品は処方箋の原本が同封されていれば販売可能である。ただし、モーニングアフターピル（薬局指示薬）をインターネットなどのオンラインで譲渡することはできないこと、麻薬は事前に処方箋原本が薬局に届いていること以外は、どの薬も扱いが同じである。

薬局内では対面による情報提供義務があるが、インターネット販売時には、対面販売は義務が免除される。そのため、情報提供方法は、電話やメールでも可能である。インターネットなどのオンラインで販売する者の規制や、情報提供義務は、実店舗での情報提供義務と同様である。利用者から問い合わせがあれば電話やメールなどで情報提供する。但し、薬局には実際の間人がいなければならない。例えば薬局にスタッフが実在しない状態で、PCなどの画面上の人物が薬を販売したり情報提供をすることは出来ない。また、薬局でもインターネット販売でも購入者や利用者は薬の説明書を読む義務がある。

オンラインで医薬品を購入する状況

ドイツでの医薬品インターネット販売は、2004年に解禁となった。処方箋医薬品と薬局指示薬のインターネット販売は、開業している既存の薬局が、追加許可を得て行うことが義務付けられており、医薬品のインターネット販売だけを業として薬局開業許可は得らな

い。2016年現在、全国約2万店の薬局のうち、その15%にあたる約3000薬局がインターネット販売許可を得ている。さらにそのうちの約150薬局が実際にインターネット販売営業を行っている⁷。数からするとインターネット薬局数は少なく、地域に根づいた、かかりつけ薬局の方がまだまだ健在である。価格競争にさらされる上、発送手続きなどの手間暇がかかる割に、利幅が小さいインターネット販売を行うことは、薬局側からすれば経営上あまりメリットがない。

ABDA (Bundesvereinigung Deutscher Apothekerverbände ドイツ薬剤師連盟)の2016年度の統計によると、薬局市場におけるインターネット薬局の売り上げ比率は次のとおりである。

販売パック数

・処方箋医薬品

全体 7億 3600万パック (100.0%)

薬局 7億 2900万パック (99.1%)

インターネット 薬局 700万パック (0.9%)

・薬局指示薬、普通薬

全体 7億 5100万パック (100.0%)

薬局 6億 5400万パック (87.1%)

インターネット 薬局 9700万パック (12.9%)

販売額

・処方箋医薬品

全体 345億 5800万ユーロ (100.0%)

薬局 341億 2400万ユーロ (98.7%)

インターネット 薬局 4億3400万ユーロ (1.3%)

・薬局指示薬、普通薬

全体 56億 1900万ユーロ (100.0%)

薬局 48億 6600万ユーロ (86.6%)

インターネット 薬局 7億 5300万ユーロ (13.4%)

利用状況

2017年のStatista社の調査によると回答者の50%がオンライン薬局を利用した事があると答えており、14%の回答者が定期的に医薬品をオンラインで購入すると答えている⁸。一方、2017年にABDAが18歳以上のドイツ人に行った電話調査では、回答者の20%がインターネット薬局を利用したことがあったことを報告している。居住地別の解析では、2万人以下の人口である農村部に居住している人では37%、50万人以上の人口を抱える都市部では24%の人が1回以上利用していた。さらに、成人の5人に1人がインターネットをまったく使用していないことから、電話調査でなければ国民の代表性のあるデータではないこと、さらに、過去3ヶ月間にインターネットを使用していたドイツ人の85%は、必要な薬をすべて考慮した薬剤師のアドバイスは、非常に重要であると感じていることも報告している⁹。

このように、ドイツでは、インターネット販売が解禁されているが、多くの国民は薬局・薬剤師に相談している。その理由を短くまとめると、現時点においては、薬局へ行く方が利用者にとって総合的にメリットが大きいからだと言える。どの薬局であれ、薬局が行うべき業務は全てその1店で行えるべく、必要な医薬品とその情報の公平な一元化が成り立っている。すなわち、医薬品、並びに、その他薬局で扱える製品と情報が、どの薬局にも公平に集中できる体制が、現在のところドイツ国内法で守られているからである。

総合的に薬局での対面販売が、インターネット販売に勝っている理由

下記に、ドイツにおける医薬品のインターネット販売に関するメリットおよびデメリット、薬局に関するメリットおよびデメリット

をまとめた。双方のメリット・デメリットを比較すると、トータルで薬局の方に軍配がある。特に、質問・相談となると薬局の方がアクセスしやすい。インターネット薬局のホームページには電話連絡先が表示されているが繋がらないことが多い。一方、薬局なら営業時間内に行けばスタッフがすぐ面対応している。なぜ薬局がこのような対応ができるのか、なぜ薬局に行きやすいか。理由は、各薬局に医薬品（品物）と情報が公平に集まれる体制でできていることである。

ドイツにおける医薬品のインターネット販売に関するメリットおよびデメリット

メリット	
価格	希望する製品の提示価格をネットでランキング検索すると、1番安価で提供している薬局が見つかる
匿名性	注文時、住所・氏名・年齢などの個人情報が出るが、顔を見られなくて済む。
注文時間・場所の柔軟性	ネットにつながれば、いつでもどこでも注文だけ是可以。
デメリット	
配送にかかる時間と配送時間帯	郵便・宅配による搬送なので緊急に必要なものの注文には向かない。自宅にいないと受け取れない場合がある。
安全性（偽薬・品質）	流通経路が薬局に比べ不透明な場合があり、偽薬が紛れ込む可能性がある。
医薬品情報へのアクセス性	インターネット販売サイトには電話・FAX番号、Eメールアドレスなどが掲載されているが、すぐにはつながらないこともある。
追加料金	トータル購入金額によっては、配送・手数料を取られることもある。薬局側に在庫がなく注文品を2度以上に分けて送るとき、2度目からの配送は無料にすることが義務付けられている。
トラブル時の対応	面対応ではないので柔軟性・即時性に欠けることもある。
品揃えの制限	画面で表示されているものしか注文できないことがある。薬局なら、リスト掲載品で、かつ、提携卸に在庫があるものなら何でも注文できる。
不正サイトのリスク	不正サイトを利用した場合、個人情報拡散やその他損害の可能性が。
処方箋医薬品・自己負担への割引禁止	同項目は、薬局にもあてはまる。国内インターネット販売では、医療用医薬品にはポイントや割引をつけてはいけないことになっている。同医薬品の薬価が公定価格だからである。そのため、利用者にとって国内のインターネット薬局に処方箋を送る価格メリットがない。しかし、他のEU国のインターネット販売薬局が処方箋医薬品に割引をつけており、問題になっている。処方箋

	医薬品のインターネット販売を禁止にする国内法の改正が求められているが、政党によって意見が分れている。
その他	売り上げが国外薬局に流れると、消費税が入らずドイツ国益にならない。また、ドイツ売り上げを伸ばす外国籍のインターネット薬局が多くなり、国内薬局が淘汰されれば、有事の際の安定な医薬品供給に支障がでる。医薬品なくして医療は成り立たず、必要な医薬品を国内で賄えるようにすることが大切である。医薬品の有無は、国民の健康や命にかかわるだけに、不足の事態が長期で生じた場合、この状況を政治の駆け引きに悪用されることも想定される。

作成：アッセンハイマー慶子氏

ドイツにおける薬局に関するメリットおよびデメリット

メリット	
良好なアクセス性	24時間医薬品供給体制を敷いており、各薬局は地区の輪番制に加わり、夜勤を行う義務がある。当番薬局へ行けば、営業時間外でも医薬品が入手でき、健康相談や医薬品に関する問い合わせもできる。
柔軟性	どの薬局でも質問だけで、質問に対応できるスタッフがいる。予約・手数料・相談料はいらない。
品揃えの良さ	全薬局がドラッグストア・保険調剤機能を備えた混合型で医薬品だけでなく、介護用品、衛生用品、医薬部外品など幅広い品揃えに対応できる。薬局がすべきことは、何でも1店舗でお願いできるため、ドイツの薬局はすべてかかりつけ薬局である。
入荷時間の速さ	提携先の医薬品総合卸から、1日に数回の配送があり、注文から入手までの時間がインターネット販売より速い。
トラブル時の対応	店内での直接対面により、個別に柔軟で迅速な対応が可能である。
デメリット	
インターネット販売との価格差	インターネットによる販売価格と格差が出て、あえて安売りをしない薬局が多いが、必ずしも薬局の方が高いとは限らない。医薬品は必要時に購入するものであり、安い価格を理由に購入するものではない。
匿名性	対面販売のため顔は知られる。ただし、薬局では個人情報・患者情報の守秘義務がある。

作成：アッセンハイマー慶子氏

1. 薬局と薬剤師に薬の供給に関する最大の権限を与えている

ドイツでは、調剤権（例外は獣医）、薬局の開設権・所有権を薬剤師のみに与えている。また、開設した薬剤師がフルタイムで自局の経営・管理にあたる義務がある。さらに、2004年からの規制緩和で許可された3店までの

支店経営を例外とし、薬局のチェーン店展開を認めていない。

2. 物流面

小規模でも地方でも各薬局何でも品物が揃うのは、医薬品卸の形態と物流体制にある。ドイツの医薬品卸は、メーカー・分類を問わず医薬品全般、医薬品以外にも薬局で扱える製品は何でも扱う総合医薬品卸となっている。総合医薬品卸は、特定の企業に中立的な立場で（割引などに左右されることなく）、幅広い品揃えで薬局業務を支えることが法律で定められている。アウトバーン（高速道路）・幹線道路網の利便性を考慮して物流拠点をうまく配置し、提携薬局に1日最低1-2回、多いところでは数回も配送している。薬局に在庫がないものも、必要な製品を必要な個数だけ1パックから注文が可能である。そのため、ドイツの薬局はインターネット販売よりも迅速に製品を患者や顧客に渡すことができる。近くの薬局で午後3時ごろまでに注文すれば、その日のうちか翌日までに品物が薬局に届く。薬局へ届く製品の経路は、直接メーカーから、もしくは、メーカー・医薬品総合卸経由が主となっている。医薬品流通経路に他の中間業者が入り込むことが非常に少ないため、偽薬が紛れ込む可能性も少なく、薬局で医薬品を購入する方が安心である。

3. 規格の統一による業務の迅速化

発注・搬送・在庫管理の効率化のため、薬局で扱える製品のパッケージには Pharmazentralnummer（略してPZN、製品の同定番号）とバーコードが付いている。薬局で扱える全製品をリストアップしたものが、Lauer-Liste®で、各薬局のレジ用コンピューターに搭載されている。同リストには、製品名やPZNのみならず、パッケージの大きさ、メ

メーカー情報（所在地、電話・FAX番号、メールアドレスといった連絡先）、価格情報（メーカー・卸出値、標準小売価格、保険請求価格など）といった流通・販売に関するあらゆる製品情報が掲載されており、薬局業務の標準化に一役買っている。

さらに、各薬局を学術面でサポートするのがABDAデータバンクで、各薬局のコンピューターにLauer-Liste®と共に搭載されており、連動で機能している。同データバンクには、医薬品の成分、使用されている賦形剤、成分モノグラフ、添付文書、医家向け能書なども入っている。副作用・相互作用、同成分医薬品といった医薬品に関するチェック・検索をコンピュータが行う際の基本データとなっている。

4. 情報・学術面での薬局の特殊性

ドイツの薬局は町の科学情報室としても機能している。医薬品についてだけでなく、健康、科学一般、何か質問があれば、まず薬局へ、という習慣が定着している。予約も手数料もいらずに専門的な相談をできるのは、ドイツでは薬局ぐらいである。薬剤師も質問されれば、受けて立つ姿勢ができています。大学教育時代から、薬剤師は科学者・研究者でもあり、独学力を養成し、自分で調べて答えを出す訓練ができています。薬学は、医薬品だけを扱う狭い学問ではなく、オールラウンドの幅広い学問であることを理解しているのも薬剤師である。有効性・安全性・品質を兼ね備えた化学物質が医薬品であるため、数多ある化学物質から医薬品として使えるものに絞り、あらゆる角度から厳しい目で見続けるには、基礎的な幅広い知識と新しい情報を取り入れる日々の勉強時間が必要である。業務の効率化により、業務時間内に調べものをしたり、薬局内セミナーを行う時間がある。箱出し調

剤の上、ピッキングマシンなどの導入で、浮いた時間をスタッフの勉強と面対応の向上に充てている。

5. 薬剤師の組織力・連携¹⁰

薬局が機能し、薬剤師他、薬学専門スタッフがその職能をフルに発揮できるよう、あらゆる面からサポートしているのが、「ドイツ薬剤師連盟（ABDA）」「薬剤師組合」および「薬剤師協会」である。各連邦州には、薬剤師組合と薬剤師協会があり、全国で双方の組織が連合したものがドイツ薬剤師連盟、ABDAで、ドイツ薬局・薬剤師の大代表である。薬剤師組合は、薬剤師という職業の存続のため、法律面でサポートする他、卒後教育・専門分野教育に力を入れている。一方の薬剤師協会は、法定疾病保険と保険請求価格の交渉や販促サポートなど経営面で薬局を支える。両組織とも多くのセミナーを開き、薬局スタッフの学術力レベルアップに貢献している。両組織が2016年度に行ったセミナー数は3,458回である。薬局のコンピューターに搭載されているABDAデータバンクはドイツ薬剤師連盟の登録商標となっている。

6. 薬局の経済的基盤

これまで、薬局の経済的基盤になっていたのが薬価制度と法定疾病保険制度である。ドイツの薬価は、メーカー出荷値によって末端価格もしくは保険請求価格が決まる。薬価構成に透明性があり、価格が安定していることのメリットは、メーカー、卸、薬局が共に安定した利益を出せることにある。各部門の経営が安定し、さらには医薬品の安定供給にも役立っている。

薬局の売り上げの多くは保険調剤によるものであり、健在な法定疾病保険制度も薬局の経営基盤安定に影響する。2004年以降の継

続的な医療費抑制政策により、薬局数は年々減少しているが、薬局の分布状況は比較的良好、地方までいきわたる安定した医薬品供給体制を保っている。

7. 薬局へ行く文化

医薬分業の長い歴史と徹底により、医薬品は薬局で、という文化が定着している。ドイツで医薬分業が始まったのは1241年。医師と薬剤師の職業を分け、双方の業務が独立に機能することで、初めて医療が成り立つようにした。医師だけでも薬剤師だけでも医療が成り立たないようにした。この法律は、医療の基本法として、その後欧州に広がった。近代に始まったドイツの医療保険制度は、第二次世界大戦後は、国の手厚い社会福祉政策により、被保険者にとって充実度を増した。医師の処方する医薬品は処方箋医薬品、OTC医薬品にかかわらず寛容に保険償還されてきた。しかし、2004年の医療費抑制政策により、成人に対し、OTC医薬品が保険の償還対象から外れた以降、OTC医薬品の相談販売は薬局の重要業務になっている。

8. 今後の変化予想

ドイツで医薬品のインターネット販売が2004年に解禁になるまでには、国内で大きな議論がおこった。当時、ドイツの薬局は、医薬品インターネット販売反対の署名運動を全国規模で行い、約770万の反対署名を集めたが、法案は国会を通過していった¹⁾。人口が約8000万人の国で、この770万という署名数は、ドイツ史上最大であり、薬局の結束力を示すエピソードとなっている。医薬品に限らず、インターネット販売額が年々増える中、現在、反対署名運動をしても、これだけの数は集まらなかったかもしれない。

現在のような薬局への医薬品流通体制や薬価体制が崩れなければ、薬局で医薬品を購入する利用者の数は安定し続けるだろう。物心ついたころからインターネット販売に慣れた世代は、医薬品をインターネット注文することにあまり抵抗がないかもしれない。物流システムの変化（より速く、柔軟に）や、ネット販売のサービス機能がAIの進歩により向上すれば、将来、現在のような「かかりつけ薬局」の位置づけが変化していくと考えられる。

医薬品販売制度のまとめ（ドイツ）

ドイツにおける医薬品販売制度について表としてまとめた（表2）

結果3

カナダの医薬品販売制度について

規制区分

カナダの医薬品は、Schedule 1-4 および Unscheduled に区分される。まずは、要処方薬である Schedule 1 (Prescription) は、薬剤師による対面の服薬指導が義務付けられ BTC (Behind The Counter) とも呼ばれている Schedule 2 (Professional Service Area) 調剤室より半径 25 フィート内に配置されたエリアで一般の消費者が手に取って購入が可能で、OTC (Over The Counter) と呼ばれる Schedule 3 (Professional Products Area) 薬剤師が処方可能な Schedule 4 (Prescription by Pharmacist) に分類されている。さらに、カナダで販売が許可されたすべての医薬品に付与される医薬品認証番号 (DIN : Drug Identification Number) が割り当てられるが、Schedule 1-4 の規制区分に入らない Unscheduled (Non-pharmacy Sale) がある^{1,2)}。

薬局の開設について

薬局の開設は誰でもできるものではなく、薬剤師、薬剤師のグループ、法人が薬局の開設者（所有者）になれる。法人の場合、取締役の過半数が薬剤師である事が求められる。

1 法人が開設できる数に制限はなく、人的要件として、薬剤師やその他の職種の配置人数に関する規制は無いが、開設者及び管理薬剤師は仕事量と患者のケアを満すため、薬剤師その他の職種のレベルを維持する義務規定がある。地域の医療需要に応じた、薬局数を調整（公的資金による設置や、新規開設の禁止等）するような法規制は存在していない

13, 14, 15。

薬局の機能に応じた規制上の分類は無いが、一定の僻地のみで認められたモデルである Telepharmacy（遠隔薬局）がある。

Telepharmacy では、現地の小店舗に薬剤師が不在のまま、薬剤師がテレビ電話やインターネット回線を利用した通信を利用し患者らとやり取りする事を認めている。また、Long-term Care Pharmacy と呼ばれ、一般の外來処方箋を受け付けず、重症患者のみを取り扱う長期入院施設の処方箋を専門的に取り扱う薬局も存在する。いずれも、特に規制上で分類されるものではない¹⁶。

販売業者・薬剤師等専門家の配置¹⁷

Schedule 1-4 医薬品を調剤、販売できるのは州ごとに開設許可を受けた薬局に限り、実店舗の存在は勿論、店舗のレイアウトなど全ての開設許可規定を満たす必要がある。また、薬剤師のみが販売可能である。一方、Unscheduled に販売業者の規制は無く、誰でも販売が可能である。

販売方法・インターネット販売

Schedule 1-4 は原則として薬剤師による対

面の服薬指導が必須とされているが、やむを得ない場合は電話等で可能と規定がある¹⁸。インターネットで処方箋調剤可能な場合はリフィル調剤など処方箋原本が該当店舗に有る場合に限られている。患者は処方箋原本を直接、提出、送付、又は医師、歯科医師等処方者より直接、ファックスで送付が可能である。この後のリフィル調剤は各薬局のインターネットオーダーシステムで処方箋番号と本人確認後に調剤依頼が可能、これを制限する法規制は存在していない。

非常に稀であるが一般の患者の来店を原則受け付けず、処方箋を送付、確保の上でインターネットとテレビ電話等のみを使用して処方箋調剤を行う薬局が存在する。これらは実店舗として機能する事を前提に調剤室をレイアウトする事が求められるが、実態として一般の来店は受け付けず、郵便等を使用して医薬品を送付し調剤、電話やメール等で服薬指導を行っている^{19, 20}。

また、DIN を付与された医薬品であっても、包装単位が小さい物は州レベルの規制区分では“Unscheduled” とされ規制の対象にならない。つまりインターネットを含めた薬局以外のルートで医薬品は販売・購入可能となっている^{13, 21}。

情報提供者・提供する情報^{18, 22}

Schedule 1-4 を販売する場合、薬剤師は情報提供を行う義務を負う。Schedule 1 および Schedule 4 は、患者の ID チェック、薬剤名・力価、一般的な使用目的と処方意図、投与期間を含めた詳細な用法、薬学的問題点、保存法、リフィル情報、治療効果の観察方法、期待できる薬効、服用忘れ時の対応法、次回の受診のタイミング、さらに個別の状況で薬剤師が必要と認める事項について情報提供する。Schedule 2, 3 に関しても、薬剤師は、状況、

疾患に応じて正しい商品を選択し、使用法について情報提供し、薬物間相互作用のような薬学的な問題点を含めた総合的な判断を行い、副作用等が生じた場合の対策についても服薬指導に含めなければならない。尚、Schedule 2,3の医薬品をインターネットなどのオンラインで購入することは、あまり一般的ではない。ほぼ全ての医薬品は規制区分上、インターネットで販売が不可能であるが、アメリカを含めた海外のサイト等、開設許可等の監督、規制を受けないWebサイトから消費者が購入する行動を制限する法規制は存在しない。そのため、Health Canada(厚生労働省に相当する政府機関)は非常に否定的であり、消費者への強い懸念を示し注意を喚起している²³。

カナダにおける薬剤師の社会的地位と制度等の関係についての考察

1. 保険者と行政の整備する制度、インフラ参照価格制やフォーミュラリー等、エビデンスに基づく保険給付制限の導入

まず持続可能な国民皆保険制度のため、費用対効果など基本の経済学的な評価を常に行いつつ保険給付にある程度の制限を設けている点が大いと思われる。学会が定めるガイドラインを基に専門医と担当行政部署から行政官らを招聘した委員会を通して設定した給付制限は、例えばガイドライン上での位置づけが定かにならない薬に対しては保険給付割合をゼロとし、薬価と調剤料を含めて全額自己負担とするなど非常に大胆、かつエビデンスに基づくため公平性、透明性の高い保険給付を実現してきた。

保険給付計算をリアルタイム化

調剤報酬請求は一剤毎にオンラインで送信し、結果は上記の保険給付に関する制限を踏まえ、国保及び私的保険の給付額を合

算した上で患者の自己負担金が瞬時に調剤ソフトに表示される。薬剤師はこの自己負担金が成立した仕組みを理解した上で患者に説明する事が求められる。患者は自己負担金に満足できない場合、より安価で同様の薬理作用、及び長期的に同様なアウトカムが期待できる薬剤を求め、薬剤師がこれを手助けする事も重要な業務のひとつである。

2. 主体としての薬局、薬剤師

職能が計数調剤のみならず薬学的判断で医師の指示を得ずに処方介入できる事

上記のように薬剤師は保険の仕組みを理解した上で患者への説明、医師への情報提供と処方提案を行う事で、薬局での自己負担額計算と同時進行で費用対効果の高い薬物療法へと患者と医師を誘導する役割を担っている。さらに、独自の判断で処方介入する事も可能である。例えば残薬調整を目的とする場合や保険給付制限により30日分のみを調剤するのが妥当である場面など、患者に渡す薬剤の数は薬局が患者との相談の上、独自に決定する。また、参照価格制度などが採用されている場合、同効の類似薬へと医師の了承なしに変更する事、投与日数の延長等の措置が可能である。拡大した薬剤師の職能は主に患者の利便性の向上、及び上述の例に見られるように高い臨床判断が不要な場面で報酬が比較的安価な薬剤師を活用する事で医療費の削減に貢献している。

カレッジの存在

カナダでは州ごとに薬剤師免許が付与されるが、この主体は行政ではなくCollege(カレッジ)と呼ばれる職能集団である。カレッジは薬剤師免許の賦与剥奪、及

び薬局開設許可を行う独立行政法人に類似した団体であり、加入が個々の薬剤師の判断に任される薬剤師会とは性質が異なる。カレッジは薬剤師の担うべき職能とその社会的意義について保険者、行政に積極的に働きかけ、これを認めさせる努力を怠らず、かつ規模の大小に関わらずエビデンスの提出を続け医師、一般国民の信頼を獲得してきた実績が薬剤師の職能拡大に大きな役割を果たしてきたと思われる。

医薬品販売制度のまとめ（カナダ）

カナダにおける医薬品販売制度について表としてまとめた（表3）

結果4

イギリスおよびオーストラリアの医薬品販売制度のまとめ、ドイツおよびカナダにおける具体的成分の規制区分および5カ国の比較

イギリス並びにオーストラリアの医薬品販売制度のまとめを表4および表5に、イギリスおよびオーストラリアにおける薬局開設に関する規制を表6に、ドイツおよびカナダにおける具体的成分の規制区分を表7に示した。

本調査では、スウェーデン、ドイツ、カナダ、イギリスおよびオーストラリア5カ国について、医薬品の規制区分と販売業者の規制、薬剤師等の専門家の配置、対面販売の義務、インターネット販売の可否、情報提供者および情報提供方法について調査を実施した。

まず、医師の処方箋が必要な「処方箋医薬品」は、5カ国とも、規制当局の許可を得た薬局において、薬剤師の管理下で販売されていた。販売方法は、対面販売が義務化されていても例外があるか、対面販売義務がなく、どの国においてもインターネット販売が可能となっていた。情報提供は薬剤師が直接行う

場合と、薬剤師の管理下で薬学スタッフが行う場合もあった。

また、5カ国とも、わが国の「要指導医薬品」に該当するような、薬局のみで薬剤師が販売可能な医薬品が存在していたが、インターネット販売の可否は国により違っていた。さらに、5カ国すべてにおいて、わが国の「第2類医薬品および第3類医薬品」に該当するような医薬品として、条件付き非処方箋医薬品（スウェーデン）、普通薬（ドイツ）、未分類薬（カナダ）、自由販売医薬品（イギリス）、一般販売薬（オーストラリア）があり、規制当局への許可や届出た販売店（わが国の店舗販売業や配置販売業に該当）や資格を持った者がいることが条件となっており、すべての国で対面販売が義務化されておらず、インターネット販売が可能となっていた。

D. 考察

今回、スウェーデン、ドイツおよびカナダについて、その詳細な背景を調査した。まず、ドイツはインターネット販売が解禁されているにもかかわらず、薬局に足を運び、薬剤師や薬局スタッフと対面で医薬品を購入している環境が保たれていた。インターネット薬局における処方箋医薬品の取り扱い数は全体の0.9%程度であり、販売額においても1.3%程度であった。ドイツ薬剤師連盟 ABDA の調査では、過去3ヶ月間にインターネットを使用していたドイツ人の85%は、患者にとって必要な薬をすべて考慮した上での薬剤師のアドバイスを、非常に重要であると感じていることを報告している⁹。ドイツでは、患者自らがインターネット販売より薬局での対面販売を望んでいた。それは、インターネットより薬局で購入する方が患者にとってのメリットが大きいことが理由であった。その背景には、

薬剤師業務の簡略化や標準化、薬剤師連盟などからの学術面での充実したサポート、薬局を支える物流の充実、薬剤師による調剤権の独占、チェーン展開の禁止など、薬局に来て薬剤師や薬学スタッフと対面しながら購入するメリットが大きくなるようなバックアップ体制が充実していた。これは「医薬品なくして医療は成り立たず、必要な医薬品を国内で賄えるようにすること、不測の事態が長期で生じた場合に、医薬品を政治の駆け引きに悪用されることがないようにする」という薬のインターネット販売が普及するリスクを鑑みたドイツ政府方針に支えられていた。

このような体制の下、ドイツの薬局では、患者の「かかりつけ」になることで、患者情報が一元化され、長期に渡るコミュニケーションをとりながら患者にアドバイスしている、そのことが薬剤師の信頼にもつながっていることが伺えた。

一方、カナダでは、未分類薬以外の医薬品は、インターネットによる販売は原則禁止されていた。中でもカレッジという職能団体を中心に、薬剤師が係ることの有用性をエビデンスとして示すことで、一般国民からの信頼を獲得してきていた。このような努力が実り、薬剤師が医師の指示を得ずに薬学的判断によって処方にも介入することも可能となっていた。また、薬学的判断の内容も、持続可能な国民皆保険のために、費用対効果の薬剤経済学的な考察から、アウトカムを意識した薬剤の選択にまで至っており、これら薬学的介入に関するエビデンスを基にした薬剤師への信頼が、制度上のインターネット販売制限および対面指導に結びついていた。

最後に、スウェーデンでは、規制緩和に伴い、政府主導で電子化が進められていた。紙媒体の処方箋によって発生していた重複投薬やポリファーマシーの問題を、電子処方箋で薬

を管理することで医療情報を一元化し、種々の問題を未然に防ごうとしていた。電子化による患者情報の一元化が、「患者第一」のシステムであると考え、制度構築を推進していた。今回 Karin らは、スウェーデン政府は、合理的で安全な医薬品の使用には、薬局からの情報が必要であり、これは国の医療制度の重荷を軽減することにもなると考えているが、薬局でのカウンセリングを自主的な自己ケアとみなしていると解析している²⁴。つまり、医師がすでに個人に合わせたケアを提供しているため、その後は患者が自主的にカウンセリングを受けることを決めたこととみなしているようである。

このように、ドイツおよびカナダでは、処方箋医薬品のインターネット販売が可能な状況になっているにもかかわらず、薬剤師と対面にて情報提供する体制が残っていた。その理由は、制度上の支援も然ることながら、インターネット等を利用した販売や指導より、対面で販売・指導をうけるメリットが大きいことを、患者自身が実感し、支持しているからであった。

患者や生活者が医薬品を適正に使用するためには、これらの医薬品情報は、誰にでもあてはまるような一般的な内容もあるが、患者の「個」に合わせた注意点や副作用対策等を提供されることが医薬品の適正使用につながる、そのためには、患者とコミュニケーションしながら必要な情報を収集し、その患者に合った情報を選別して提供することが好ましい。薬剤師-患者間のコミュニケーションは、患者の誤解を訂正し、誤った使用法を未然に防ぎ、医薬品情報を思い出させ、患者による薬局サービスの満足度を高め、薬を使用する意欲を高めるなど、様々な方法で治療の成果を最大限に上げることができると報告されている^{25,26,27,28,29,30}。わが国の薬剤師は

「調剤された薬剤に対する薬学的知見に基づく指導」が義務化されている。目の前の患者に対する薬学的知見を得るためには、薬剤師-患者間のコミュニケーションによる患者の「個」をみた情報収集が欠かせない。わが国において、薬剤師が関わりながら医薬品を適正使用に使用する環境を保っていくためには、患者が納得するような指導を、一人ずつ重ねていくこと、薬剤師が直接関わるメリットのエビデンスを構築していくことが重要であることがわかった。

E. 結論

本研究の結果から、医師の処方箋が必要な「処方箋医薬品」の販売方法は、どの国においてもインターネット販売が可能となっていたが、基本的に対面販売が義務化されている場合と対面販売義務が無い場合があった。また、わが国の「要指導医薬品」に該当するような、薬局で薬剤師の管理下で販売可能な医薬品は、国によりインターネット販売の可否が違っていた。詳細な背景調査により、スウェーデンではITを利用した医薬品の一元化や電子処方箋の使用が進み、薬剤師の対面指導は必要時のみであった。ドイツおよびカナダでは、処方箋医薬品のインターネット販売が可能状況になっているにもかかわらず、薬剤師と対面にて情報提供する体制が残っていた。その理由は、制度上の支援も然ることながら、インターネット等を利用した販売や指導より、対面で販売・指導を受けるメリットが大きいことを、患者自身が実感し支持しているからであった。わが国において、法律上、薬の最高責任者である薬剤師が、対面しながら医薬品を適正に使用する環境を保っていくためには、患者が納得するような指導を、一人ずつ重ねていくこと、薬剤師が直

接関わるメリットのエビデンスを構築していくことが重要であることがわかった。さらに、ITを利用した患者の医薬品情報の一元化を進めていくこと、災害など国の有事にも医薬品供給が絶えないような体制の構築も重要な課題であることがわかった。

謝辞

本研究の調査に際し、インタビューにお答えいただいた、スウェーデン社会保険省 Mårten Kristiansen 様、ドイツ薬局の歴史的背景の調査にご協力いただいた、セントラル薬局 アッセンハイマー慶子様、ドイツにおける制度調査にご協力いただいた Satoko Kuroda Schöner 様、カナダの制度調査にご協力いただいた(株)オーラコンサルティング 若子直也様、イギリスおよびオーストラリアの制度調査にご協力いただいた、(株)クロス・マーケティング 石橋史啓様、(株) gr.a.m Wing Pun 様に、心より御礼申し上げます。

F. 健康危険情報

なし

G. 研究発表

1. 論文発表

なし

2. 学会発表

なし

H. 知的財産権の出願・登録状況

(予定を含む)

1. 特許取得

なし

2. 実用新案登録

なし

3. その他

なし

- 1 Gesetz über den Verkehr mit Arzneimitteln (Arzneimittelgesetz - AMG) § 48 Verschreibungspflicht, https://www.gesetze-im-internet.de/amg_1976/ (アクセス 2018.05.20)
- 2 Verordnung über die Verschreibungspflicht von Arzneimitteln (Arzneimittelverschreibungsverordnung - AMVV), <https://www.gesetze-im-internet.de/amvv/BJNR363210005.html> (アクセス 2018.05.20)
- 3 Gesetz über den Verkehr mit Arzneimitteln (Arzneimittelgesetz - AMG) § 45 Arzneimittelgesetz, https://www.gesetze-im-internet.de/amg_1976/ (アクセス 2018.05.20)
- 4 Gesetz über den Verkehr mit Arzneimitteln (Arzneimittelgesetz - AMG) § 44 Ausnahme von der Apothekenpflicht, https://www.gesetze-im-internet.de/amg_1976/ (アクセス 2018.05.20)
- 5 Gesetz über den Verkehr mit Arzneimitteln (Arzneimittelgesetz - AMG) § 43 Apothekenpflicht, Inverkehrbringen durch Tierärzte, https://www.gesetze-im-internet.de/amg_1976/ (アクセス 2018.05.20)
- 6 Verordnung über den Betrieb von Apotheken (Apothekenbetriebsordnung - ApBetrO) § 20 Apothekenbetriebsordnung, https://www.gesetze-im-internet.de/apobetro_1987/BJNR005470987.html (アクセス 2018.05.20)
- 7 Bundesverband Deutscher Versandapotheken (BVDVA) <https://www.bvdva.de/daten-und-fakten> (アクセス 2018.05.20)
- 8 Online Apotheken: Nutzung - Potenzial - Umsatz, <https://de.statista.com/statistik/studie/id/44740/dokument/online-apotheken-nutzung---potenzial---umsatz/> (アクセス 2018.05.20)
- 9 ABDA, Umfrage: Auch Online-Käufer wollen wohnortnahe Apotheken behalten, Berlin, 14. Februar 2017, <https://www.abda.de/pressemitteilung/umfrage-auch-online-kaeuffer-wollen-wohnortnahe-apotheken-behalten/>
- 10 ABDA, Die Apotheke Zahlen Daten Fakten, https://www.abda.de/fileadmin/assets/Pressetermine/2017/DAT_2017/PK/ABDA_ZDF_2017_Brosch.pdf (アクセス 2018.05.20)
- 11 DAZ.Online, "Initiative Pro Apotheke: 7,7 Millionen Unterschriften - Eindeutiges Votum gegen" <https://www.deutsche-apotheker-zeitung.de/daz-az/2002/az-28-2002/uid-18170> (アクセス 2018.05.20)
- 12 Pharmacy Operations and Drug Scheduling Act Drug Schedules Regulation 2 Sale of drugs, http://www.bclaws.ca/civix/document/id/complete/statreg/9_98#section2 (アクセス 2018.05.20)
- 13 Pharmacy Operations and Drug Scheduling Act Part 1 - Pharmacy Licensing and Operation, Pharmacy ownership http://www.bclaws.ca/civix/document/id/consolid/consolid/03077_01 (アクセス 2018.05.20)
- 14 Pharmacy Operations and Drug Scheduling Act-BYLAWS PART 1 -All Pharmacies3.Responsibilities of Pharmacy Managers, Owners and Directors, https://www.bclaws.ca/civix/document/id/complete/statreg/03077_01 (アクセス 2018.05.20)
- 15 Pharmacy oners, http://library.bcpharmacists.org/8_Multimedia/PODSA_Ownership_Models.jpg (アクセス 2018.05.20)
- 16 TELEPHARMACY (COMMUNITY), <http://www.bcpharmacists.org/telepharmacy-application> (アクセス 2018.05.20)
- 17 Pharmacy Operations and Drug Scheduling Act, Drug Schedules Regulation, 2 Sale of drugs https://www.bclaws.ca/civix/document/id/complete/statreg/9_98 (アクセス 2018.05.20)
- 18 Health Professions (HPA) Act - Bylaws Community, College of Pharmacists of BC, Community Pharmacy Standards of Practice, 1 Health Professions Act-BYLAWS, SCHEDULE F, PART 1 -Community Pharmacy Standards of Practice, 12.Pharmacist/Patient Consultation http://library.bcpharmacists.org/6_Resources/6-1_Provincial_Legislation/5078-HPA_Bylaws_Community.pdf (アクセス 2018.05.20)
- 19 Drug and Pharmacies Regulation Act, Internet Pharmacies, <http://www.ocpinfo.com/practice-education/practice-tools/fact-sheets/internet-pharmacies/> (アクセス 2018.05.20)
- 20 Times Colonist, "Victoria pharmacist takes the online road" <http://www.timescolonist.com/business/victoria-pharmacist-takes-the-online-road-1.2042304> (アクセス 2018.05.20)
- 21 Government of Canada, Drug Identification Number (DIN), <https://www.canada.ca/en/health-canada/services/drugs-health-products/drug-products/fact-sheets/drug-identification-number.html> (アクセス 2018.05.20)
- 22 Health Professions (HPA) Act - Bylaws Community, College of Pharmacists of BC, Community Pharmacy Standards of Practice, 1 Health Professions Act-BYLAWS, SCHEDULE F, PART 1 -Community Pharmacy Standards of Practice, 6. Prescription http://library.bcpharmacists.org/6_Resources/6-1_Provincial_Legislation/5078-HPA_Bylaws_Community.pdf (アクセス 2018.05.20)
- 23 Government of Canada, "Buying drugs over the internet" <https://www.canada.ca/en/health-canada/services/buying-drugs-over-internet.html> (アクセス 2018.05.20)
- 24 Svensberg K, Sporrang SK, Björnsdóttir I. A review of countries' pharmacist-patient communication legal requirements on prescription medications and alignment with practice: Comparison of Nordic countries. Res Social Adm Pharm. 2015;11(6):784-802.
- 25 Okumura LM, Rotta I, Correr CJ. Assessment of pharmacist-led patient counseling in randomized controlled trials: a systematic review. Int J Clin Pharm. 2014;36:882-891.
- 26 De Young M. Research on the effects of pharmacist-patient communication in institutions and ambulatory care

-
- sites, 1969-1994. *Am J Health Syst Pharm* 1996;53:1277-1291.
- 2 7 Clifford S, Barber N, Elliott R, Hartley E, Horne R. Patient-centred advice is effective in improving adherence to medicines. *Pharm World Sci.* 2006;28: 165-170.
- 2 8 Saini B, LeMay K, Emmerton L, et al. Asthma disease managementdAustralian pharmacists' interventions improve patients' asthma knowledge and this is sustained. *Patient Educ Couns.* 2011;83: 295-302.
- 2 9 Woroniecki CL, McKercher PL, Flagler DG, Berchou R, Cook JA. Effect of pharmacist counseling on drug information recall. *Am J Hosp Pharm.* 1982;39:1907-1910.
- 3 0 Ax F, Branstad JO, Westerlund T. Pharmacy counselling models: a means to improve drug use. *J Clin Pharm Ther.* 2010;35:439-451.

【資料1】

表1 スウェーデンにおける医薬品販売制度のまとめ

医薬品等分類	処方箋医薬品	非処方箋医薬品	条件つき非処方箋医薬品
販売業者	薬局		一般販売店 ¹
薬剤師等専門家の配置	薬剤師		規制なし
販売方法	対面販売義務なし		対面販売義務なし ²
インターネット販売	インターネット販売可 ³ (電子処方箋あり)	インターネット販売可	インターネット販売可
薬局任務	薬剤師は患者が適切に薬を使用できることを保証する必要がある		-
情報提供者	薬剤師 教育を受けた薬局スタッフ (許可を得ている場合)		販売者が医薬品の選択に関するアドバイスや情報提供をしてはいけない ⁴
提供する情報	医薬品およびセルフケア製品の情報やアドバイスは、患者および消費者個人に合わせて提供する。また、医師や医薬品製造業者やセルフケア生産者から独立した情報やアドバイスであることが求められる。これらの情報は、十分に訓練されたスタッフのみ提供することができる		製品パッケージの表示および添付文書による情報提供 アドバイスできる者への連絡方法を提示する
情報提供方法	パッケージの表示、添付文書、対面で情報提供 インターネット販売の場合であっても、販売した医薬品の添付文書を添付購入者に送付するだけでなく、直接、電話によって購入者とコンタクトをとらなければならない(ガイドライン) ただし、患者は情報提供の可否を選択できる		
その他	原則、24時間以内に供給する	-	-
オンラインに関するデータ	現在、全医薬品(処方箋医薬品、非処方箋医薬品、条件付き非処方箋医薬品)売上量のうち、IT販売が占める割合は6%である。このうち、金額ベースでは、処方箋医薬品が51%を占める。ただし、容量で換算すると13%となる ITで薬を購入した人が、「購入した薬について、薬剤師からの情報提供を希望しますか?」という質問に、「はい」と答えた人の割合は3%程度であった。一方、電話や電子メールなど、他の情報提供媒体では10%程度の薬の購入者が「情報提供を受ける」としている		

1 スウェーデン医薬品庁に登録が必要

2 販売スタッフによって監視できる場所に、他の商品と区別して陳列、あるいは施錠された棚や自動販売機に保管する

3 麻薬など規制医薬品や冷蔵保存する医薬品は郵送できないため、患者が訪問できる薬局に送付される

4 スタッフには販売するための特別な教育研修等を行わない

表 2 ドイツにおける医薬品販売制度のまとめ

医薬品等分類	Verschreibungspflichtig 処方箋医薬品	Apothekenpflichtig 薬局指示薬	Freiverkäuflich 普通薬
販売業者	薬局		薬局、スーパー、ドラッグストアなど
薬剤師等専門家の配置	薬剤師		薬局：薬剤師 薬局以外： Sachkundenachweis という資格を持っている人が現場にいること
販売方法	対面販売義務あり (処方箋原本必要)	対面販売義務あり	薬局：対面販売義務あり 薬局以外：対面販売義務なし
インターネット販売	インターネット販売可(対面販売義務は免れる)		
情報提供者	薬剤師および教育を受けた薬学スタッフ ⁵ (Pharmazeutische Personal)		薬局以外の販売社は情報提供やアドバイスはできない
提供する情報	医薬品およびセルフケア製品の情報やアドバイスは、用法用量、相互作用、注意すべき副作用、助言(体重管理、運動の必要性、薬の保存法など)を、患者および消費者個人に合わせて提供する。これらの情報は、十分に訓練されたスタッフのみ提供することができる		
情報提供方法	パッケージの表示および添付文書は自動的に購入者へ渡る(処方箋医薬品も箱だし調剤のため) 薬局内では対面による情報提供義務がある ⁶ インターネット販売の場合であっても、販売した医薬品の添付文書を購入者に送付するだけでなく、直接、電話によって購入者とコンタクトをとらなければならない(ガイドライン) ただし、患者は情報提供の可否を選択できる		製品パッケージの表示および添付文書による情報提供
薬剤師の任務	薬剤師は患者が適切に薬を使用できることを保証する必要がある		薬剤師は患者が適切に薬を使用できることを保証する必要がある(薬局以外は無し)
購入者の義務	購入者や利用者は薬の説明書を読む義務がある		
その他	原則、24時間以内に供給する。インターネット販売の場合、2日以内に供給出来ないなら連絡義務がある		薬局内では左に同じ

5 薬剤師以外の薬学スタッフは情報提供(Information)や、医薬品のアドバイス(Beratung)に関して局長薬剤師(Apothekenleiter)の許可がある。局長薬剤師はその旨、文書が電子文書(文書に署名する正式な許可)にする。例えば局長薬剤師が能力的に不可と判断すればその人物は情報提供はできない

6 提供する情報やアドバイスは、医師、歯科医、獣医の治療を侵害するものであってはならない。情報提供やアドバイスは特に医薬品の安全性の観点から行わなければならない

表 3 カナダにおける医薬品販売制度のまとめ

医薬品等分類	Schedule 1 (Prescription) 要処方薬	Schedule 2 (Professional Service Area) BTC	Schedule 3 (Professional Products Area) OTC	Schedule 4 (Prescription by Pharmacist) 薬剤師による処方薬	Unscheduled (Non-pharmacy Sale) 未分類
販売業者	薬局				規制無し
薬剤師等専門家の配置	薬剤師				規制無し
販売方法	薬剤師による対面での服薬指導義務あり (やむを得ない場合は電話等で可能との例外規定あり)				対面販売義務なし
インターネット販売	インターネット販売不可 (例外あり ⁷)	インターネット販売不可 (例外あり ⁸)			インターネット販売可
情報提供者	薬剤師				規制無し
提供する情報	患者の ID チェック、薬剤名・力価、一般的な使用目的と処方意図、投与期間を含めた詳細な用法、薬学的問題点、保存法、リフィル情報、治療効果の観察方法、期待できる薬効、服用を忘れた時の対応法、次回の受診のタイミング、さらに個別の状況で薬剤師が必要と認める事項について情報提供する	状況、疾患に応じて正しい商品を選択し、使用方法について情報提供し、薬物間相互作用のような薬学的な問題点を含めた総合的な判断を行い、副作用等が生じた場合の対策について		Schedule 1 に準ずる	製品パッケージの表示および添付文書による情報提供 情報提供義務なし ⁹

7 リフィル調剤など処方箋原本が該当薬局に有る場合に限り、インターネットで処方箋調剤が可能である。処方箋原本は、患者が直接薬局に提出する他、送付又は医師、歯科医師等処方者がファックスで送付することも可能である。リフィル調剤は各薬局のインターネットオーダーシステムで処方箋番号と本人確認後に調剤依頼が可能となっている

8 オンラインのみの薬局がテレビ電話などを利用して対面に代わるカウンセリングをした場合、あるいは実店舗のある薬局で一包装した薬剤を届けているような患者から、BTC や OTC を届けてほしいと電話で依頼を受けた場合、薬剤師が問診の上、処方薬と一緒に送付するような場合が該当する

9 薬剤師が対面で Unschedule を売った場合は情報提供の機会が発生する。この場合は Schedule 2, 3 と同様の指導を包括的に行う事が望ましいとされている

表 4 イギリスにおける医薬品販売制度のまとめ

医薬品等分類 ¹⁰	処方箋医薬品 ¹¹ (Prescription only medicines: POM)	薬局販売医薬品 (Pharmacy medicines)	自由販売医薬品 (General sales list medicines: GSL)
販売業者	薬局		薬局または登録業者 ¹²
薬剤師など専門家の配置	薬剤師		規制無し
販売方法	対面販売義務なし		
インターネット販売	インターネット販売可		
情報提供者	薬剤師 該当する場合のみファーマシー・テクニシャン		規制無し
提供する情報	国内と EEA 域内国に関しては、患者及びその保護者に対し、薬を買いに来た症状について、最適の治療と販売物の最も効果的で安全な使用について、薬剤師あるいは該当する場合はファーマシー・テクニシャンがわかりやすく情報とアドバイスを与えることが必要とされている		製薬企業による、製品パッケージおよび添付の説明文が基本
情報提供方法	具体的な規制無し		
その他	特例として、上記全分類の医薬品のうち指定されたものが、特定条件下で足治療専門家、助産師、労働衛生指導医・カウンセラー、検眼士、救急救命士、刑務官等による供給・販売を認められている		
オンライン購入に関するデータ	全医薬品販売額のうちインターネット販売が占める割合は、2012-2017年の間に9.8%から14.4%への成長が見られる ¹³ 2015年4月26日付ガーディアン紙の記事によると、英成人の15%が医薬品をオンラインで購入した経験がある ¹⁴ 2017年のStatisticaウェブサイトの調査では、性別や年代によってばらつきがあるが、16歳以上人口のほぼ8-16%がオンラインでの医薬品購入経験がある 人数では200万人を超えることから、NHSとprivateそれぞれのヘルスケア事業を評価するCare Quality Commission (CQC)が、オンラインで処方箋を発行する医師（薬剤師対象ではない）に登録制度を導入した ¹⁵ オンラインで購入される医薬品の内容は、睡眠薬やダイエット薬、抗うつ剤などが多いとされる ¹⁶		

10 人間用・動物用の医薬品両方を、政府の Medicines & Healthcare products Regulatory Agency (MHRA)が所轄し、EU加盟中は MHRA and the European Medicines Agency (EMA) の傘下にある

<https://www.gov.uk/guidance/good-manufacturing-practice-and-good-distribution-practice>

11 Medicines: reclassify your product, Classifications of medicines, <https://www.gov.uk/guidance/medicines-reclassify-your-product#classifications-of-medicines>

12 薬局以外での小売り販売には、政府の機関である Medicines & Healthcare products Regulatory Agency (MHRA) の販売許可証 (license) 発行が必要となる

13 Euromonitor International, 2018, Passport Database (data from trace sources and/or national statistics)

14 Luisa Dillner, *Should I buy prescription drugs over the internet*, The Guardian, Sun 26 Apr 2015 19.00 BST Last modified on Sat 25 Nov 2017 07.46 GMT, <https://www.theguardian.com/lifeandstyle/2015/apr/26/should-i-buy-prescription-drugs-over-internet>

15 Obtaining Medicines Online, Lloyds Pharmacy Online Doctor website, (アクセス 2018.02.05) <https://onlinedoctor.lloydspharmacy.com/uk/info/obtaining-medicines-online>

16 Buying prescription drugs online, registered charity (1048995) The Mix (under 25 people support) website, Updated on 29-Sep-2015, <http://www.themix.org.uk/drink-and-drugs/drugs-and-the-law/buying-prescription-drugs-online-9592.html>

表5 オーストラリアにおける医薬品販売制度のまとめ

医薬品等分類	Schedule 2 (Pharmacy Medicine) 処方箋医薬品	Schedule 3 (Pharmacist Only Medicine) 薬局薬剤師 販売医薬品	Schedule 4 (Prescription Only Medicine OR Prescription Animal Remedy) 薬局販売医薬品	Unscheduled 一般販売薬
販売業者	薬局			薬局 一般販売店 ¹⁷
薬剤師など専門家の配置	薬剤師 調剤技師	薬剤師		不要
販売方法	対面販売、電話受付			店頭販売ほか
インターネット販売	インターネット販売可			
情報提供者	薬剤師または 薬局従業員 (調剤技師が 望ましい)	薬剤師	薬剤師が主。行政が 定めた医療専門職 (医師、歯科医師、 検眼士、足治療専門 家、簡単な医師の仕 事をする資格をもつ 登録看護婦、助産師) も、業務に応じて Schedule 4 の医薬品 処方箋を限定的に提 供することができ、 具体的には各州法で 規定されている	薬局従業員
提供する情報 (薬剤師の任 務)	薬剤師は消費者に対して、個別に適合する情報提供 (副作用、アレルギー他の説明など)を行い、その消 費者が自分の薬・治療用品について必要な知識と理解 を得、賢明で効果的な使用を促進するものとする			パッケージの 表示および添 付文書による 情報提供
情報提供方法	対面式が最上の方法としているが、常に可能とは限ら ないため、患者に触接情報を届ける手段として文章あ るいは電話の使用も薦めている			
その他	緊急時の無資格者による医薬品販売が特例認可され ている			特になし
オンライン購 入に関するデ ータ	全医薬品販売額のうちインターネット販売が占める割合は、2012-2017年の間 に3.3%から7.7%への成長が見られる ¹⁸ 。調査によって数値にばらつ きがあり、2017年のオンラインコマース調査では、医薬品・健康食品 などを含む Health & Beauty products 部門が購入の全体に占める割合 は8.7% (2015年で50%増加、2016年と比較して15.5%の成長 ¹⁹)			

17 一般小売業者が希望する場合、Department of Health 下の規制当局 Therapeutic Goods Administration(TGA) による視察と販売許可証 (license) 発行が必要となる。

18 Euromonitor International, 2018, Passport Database (data from trace sources and/or national statistics)

19 Australian Post & STARTRACK, Inside Australian OnlineShopping report, 2017, <https://acquire.startrack.com.au/pdf/Inside%20Australian%20Online%20Shopping%202017.pdf> P.25

【資料 2】

表6 イギリスおよびオーストラリアにおける薬局開設に関する規制

	イギリス	オーストラリア
薬局の開設は誰でもできるのか(薬剤師等、資格要件はあるか)	MRHA と GPhC の規則に準じて申請することとなり、国内・EEA 域内の業者であることを前提に、有資格の登録された薬剤師、安全で衛生的な条件の整った医薬品管理のための場所、適宜適切な医薬品を提供するための在庫などが求められる 国の法律 Medicines Act 1968 ²⁰ および Medicines (Pharmacies) (Responsible Pharmacist) Regulations 2008 ²¹ が、法的な土台を規定している The National Health Service (Pharmaceutical and Local Pharmaceutical Services) Regulations 2013 にも詳細な規定があり、週最低 100 時間営業などが義務付けられている ²²	PSA standards の下、Competency standards (2010) に沿って国に登録する必要がある Advanced Pharmacy Practice Frameworks ^{23,24} の規定に従う 諸スケジュールに網羅された薬品を扱う場合、薬剤師であることは必須条件
1 法人が開設できる数に制限はあるのか。複数開設する際の条件(管理体制の強化等)はあるのか	GPhC の <i>Standards for pharmacy owners, superintendent pharmacists and pharmacy professionals in positions of authority</i> (薬局所有者・管理薬剤師・権限を持つ薬局職員の基準) (2010 年) では、義務についての規定ではあっても、事業数や面積などの数量規定はない ²⁵ <i>Dale and Appelbe's pharmacy and medicines law</i> の Pharmacy Business 関連部分にも、法規にかなった小売薬局業の営む際の従業員の資格や筆記または電子的記録の保持、パートナーシップ経営の場合のパートナー全員の氏名登録、法人の場合の全重役および管理薬剤師の氏名登録の規定はあるが、店舗数及び条件の記述はない ²⁶ NHS の場合も NHS Commissioning Board (NHSCB) の裁定によるが、機能的な基準を満たすと判断されることが条件で、具体的な数等の記載はない ²⁷	クイーンズランド州においては、Queensland Health 's Drugs and Poisons Policy and Regulation Unit (DPPRU) の Pharmacy Business Ownership Act 2001 (Qld) で、一登録者が最大 5 つの pharmacy business または pharmacy business を有する cooperation を所有できるとし、直接監督責任するものとしている 1 企業が所有できる pharmacy business は 5 つまで、friendly society の場合 6 つまでとなっている ²⁸ SA 州の Health Practitioner Regulation National Law (South Australia) Act 2010 では、一人の薬剤師は 6 つまで、Friendly Society または Medical Association Incorporated と認定されると 40 まで pharmacy business を所有できる ²⁹ タスマニアでは the Pharmacy Control Act 2001 (Tas) により、一登録者が最大 4 つの pharmacy business を所有できる ^{19729,30} ビクトリア州では、the Corporations Act 1990 (Vic) により、個人または企業の所有できる pharmacy business は 6 つまで。Western Australia では the Pharmacy Act 1964 (WA) Section 54 により、薬剤師かその家族が、登録された店舗を使用し最大 4 つの pharmacy business を所有できる ³¹ (条件については明記がなし)
人的要件として、薬剤師やその他の職種の配置人数に関する規制はあるのか	<i>Dale and Appelbe's pharmacy and medicines law</i> の関連部分(前述)には、管理薬剤師の存在の必要、営業中店舗から離れる時間を最大 2 時間とすること、顧客にアドバイスできるのは資格を持った従業員に限るなどの規定があるが、人数の規定はない GPhC の <i>Standards for pharmacy owners, superintendent pharmacists and pharmacy professionals in positions of authority</i> (前述) にも、NHS England, Pharmacy Manual ³² にも、配置人数の規定はない	上述の資料・文献に、人数の明記はなし

<p>地域の医療需要に応じて、薬局数の調整（公的資金による設置や、新規開設の禁止等）はあるのか</p>	<p>新規開業希望者は通常、NHS の担当部門 local NHS England Team for inclusion in the pharmaceutical list に申請し（通常 4 か月以内に許可される地域を通知される）、次に店舗を Local Pharmaceutical Committee に 3 か月以内に登録することとなっている³³</p> <p>2012 年の NHS 法改正により、自治体と地域の開業医療機関の分担比重が増加している事情も受けている³⁴</p>	<p>あり</p> <p>Pharmaceutical Benefits Scheme (PBS) により調整される^{35,36}</p>
<p>薬局について、機能に応じた規制上の分類はあるのか（例えば、在宅専門薬局など）</p>	<p>現在、薬事法と薬局規則の新たなすり合わせが検討されているが³⁷、結果は出ていない。また規制上の分類ではないが、患者情報へのアクセスの有無と効率性への影響という観点で、病院併設薬局とコミュニティ薬局の違いが指摘されている³⁸</p> <p>薬局の営業形態はフランチャイズ加入店、個人営業、ドラッグストアや大手小売店内に併設された薬局、オンライン専門店等様々で、差異化の進展もみられる。規制というよりは、必要条件を満たせば新規サービスが生み出せる状態と思われる。例えば在宅専門薬局では、地域医（GP）制度と連携した Pharmacy2U 社の事業が確認された。この薬局は、NHS と private 両方のサービスを提供している³⁹</p> <p>また大手ドラッグストアチェーンの BOOTS では、薬局のサービスとして店舗での各種ワクチン接種や禁煙プログラム・糖尿病診断等の提供、在庫と全国販売網を活用した夜間薬局販売、またオンラインを併用したニキビ・スキンケア・毛髪相談などを行っている⁴⁰</p>	<p>コミュニティ薬局と病院薬局の区分がある⁴¹</p>

20 The Medicines Act 1968, <https://www.legislation.gov.uk/ukpga/1968/67>

21 The Medicines (Pharmacies) (Responsible Pharmacist) Regulations 2008, <http://www.legislation.gov.uk/uksi/2008/2789/contents/made>

22 The National Health Service (Pharmaceutical and Local Pharmaceutical Services) Regulations 2013,

<http://www.legislation.gov.uk/uksi/2013/349/contents/made> なお、週 100 時間営業の規定は PART 9 Regulation 65,

23 L. Hattingh, J. S. Low, K. Forrester, Australian pharmacy law and practice, 2013, Chatswood : Mosby, P.214

24 An Advanced Pharmacy Practice Framework for Australia, October 2012, P.111

https://www.shpa.org.au/sites/default/files/uploaded-content/field_f_content_file/51._appf_october_2012.pdf

25 GPhC, *Standards for pharmacy owners, superintendent pharmacists and pharmacy professionals in positions of authority*, 2010.4,

<https://www.pharmacygd.co.uk/system/gphcstandards.pdf>

26 G. E. Appelbe and J. Wingfield [eds] (2013) *Dale and Appelbe's pharmacy and medicines law*, London, UK : Pharmaceutical Press, 10th ed, Chapter 5 Pharmacy Business, PP.71-81.

27 The National Health Service (Pharmaceutical and Local Pharmaceutical Services) Regulations 2013

2013 PART 3 Regulation 第 13 項, <http://www.legislation.gov.uk/uksi/2013/349/regulation/13/made>

28 L. Hattingh, J. S. Low, K. Forrester, Australian pharmacy law and practice, 2013, Chatswood : Mosby, P.407

29 L. Hattingh, J. S. Low, K. Forrester, Australian pharmacy law and practice, 2013, Chatswood : Mosby, P.410

30 Carolyn Cummins, Amazon Australia expansion set to shake up JB Hi-Fi and Harvey Norman, SEPTEMBER 26 2016,

<http://www.smh.com.au/business/retail/disruptor-amazon-set-to-shake-up-jb-hifi-and-harvey-norman-20160926-groe32.html>

31 L. Hattingh, J. S. Low, K. Forrester, Australian pharmacy law and practice, 2013, Chatswood : Mosby, P.413

32 NHS England, *Pharmacy Manual*, 2016.4.

<https://www.england.nhs.uk/commissioning/wp-content/uploads/sites/12/2016/04/pharmacy-manual-apr16.pdf>

33 PSNC, *Opening a pharmacy*, (発行年 2018、アクセス 2018.02.03)

<http://psnc.org.uk/contract-it/market-entry-regulations/opening-a-pharmacy/>

34 Department of Health and Social Care, *News story: New pharmaceutical services regulations published-The NHS (Pharmaceutical and Local Pharmaceutical Services) Regulations 2013 (SI 2013/349) have been laid before Parliament. They come into force on 1 April 2013*, Published 22 February 2013, <https://www.gov.uk/government/news/new-pharmaceutical-services-regulations-published>

35 The Pharmacy Guild of Australia, PBS/RPBS, last updated 06 October 2017, <https://www.guild.org.au/resources/pharmacy-agreement-pbs>

36 L. Hattingh, J. S. Low, K. Forrester, Australian pharmacy law and practice, 2013, Chatswood : Mosby, P.579

37 *Rebalancing Medicines Legislation and Pharmacy Regulation Programme Board*, 11 Nov 2016 07:46 - onwards,

<https://www.gov.uk/government/groups/pharmacy-regulation-programme-board>

38 Anas Hassan, *Community pharmacy vs hospital pharmacy - a tale of two worlds?*, 27 NOV 2013,

<https://www.pharmaceutical-journal.com/opinion/blogs/community-pharmacy-vs-hospital-pharmacy-a-tale-of-two-worlds/11131046.blog>

39 <https://www.pharmacy2u.co.uk/prescriptions/electronic-prescription-service--pharmacy> (アクセス 2018.02.02)

40 Health & pharmacy, (アクセス 2018.02.05), <http://www.boots.com/health-pharmacy>

41 L. Hattingh, J. S. Low, K. Forrester, Australian pharmacy law and practice, 2013, Chatswood : Mosby, P.236

【資料 3】

表7 ドイツおよびカナダにおける具体的成分の規制区分

		ドイツ	カナダ
解熱鎮痛消炎剤	アセトアミノフェン	20錠より大きい包装:処方箋医薬品 20錠以下:薬局指示薬	650mg、或いは用量に関わらず50錠以上の包装 Schedule3 650mg未満かつ50錠未満の包装 Unschedule
	ロキソプロフェンナトリウム	該当製剤なし	該当製剤なし
	イブプロフェン	600mg錠,800mg錠:処方箋医薬品 200mg錠,400mg錠:処方箋医薬品・薬局指示薬	
	トリブタン	処方箋医薬品	Schedule1
	ナラトリブタン、アルモトリブタン	2錠より大きい包装:処方箋医薬品 2錠入り包装:薬局指示薬	
	トラネキサム酸	該当製剤なし	Schedule1
鎮咳剤・去痰剤	アンブロキシソール	薬局指示薬	該当製剤なし
	カルボシステイン	処方箋医薬品	Schedule1
	メチルエフェドリン	該当製剤なし	該当製剤なし(エフェドリンと関連塩は全てSchedule1)
	コデイン	処方箋医薬品	Schedule1
	デキストロトルファン	薬局指示薬	
消化性潰瘍用剤・ 健胃消化剤・制酸 剤	オメプラゾール	10mg,20mg,40mgカプセル(下記以外):処方箋医薬品 20mg 7カプセル,14カプセル入り包装:薬局指示薬	14錠以上 Schedule1 14錠包装 Schedule2
	ランソプラゾール、ラベプラゾール	処方箋医薬品	Schedule1
	ファモチジン	処方箋医薬品	famotidine として600mg以上を含む包装 Schedule1 famotidine として600mg未満を含む包装 Schedule3
	ラニチジン	150mg錠,300mg錠:処方箋医薬品 75mg錠10錠、14錠包装:薬局指示薬	
下剤・浣腸剤	酸化マグネシウム	該当製剤なし(マグネシウム不足が原因と考えられる筋 肉症状(痙攣)の緩和が主な適応症)	Unscheduled
アレルギー用薬	クロルフェニラミン	該当製剤なし	Unscheduled
	ロラタジン、セチリジン含有製剤	薬局指示薬	
ビタミン剤		トコフェロール:容量により薬局指示薬、普通薬、サプリメ ントあり	Unscheduled
緊急避妊剤	レボノルゲストレル	薬局指示薬	Unscheduled
糖尿病用薬	グリメピリド、ナテグリニド、ピオグリタゾン、シタ グリプチンリン、イブラグリフロジン、メトホルミ ン、アカルボース、ボグリボース、エバルレスタッ ト、メキシレチン、インスリン、メカセルミン、リラ グルチド	処方箋医薬品	インスリン:Schedule2 上記以外:Schedule1 ただし、イブラグリフロジン、ボグリボース、エバルレスタッ ト、メカセルミンはカナダに存在せず
血圧降下剤	ドキザゾシン、エナラプリル、ジルチアゼム、ニ フェジピン、ベニジピン、ペラプロスト、シルデナ フィル、ヒドララジン、レセルピン、ニトログリセリ ン、アルプロスタジルアルファデクス、ピソプロ ロール、アムロジピン	処方箋医薬品	Schedule1 ニトログリセリン 舌下投与剤 Schedule2 ただし、ベニジピン、ペラプロストはカナダに存在せず
高脂血症用剤	フェノフィブラート、ベザフィブラート、プロブコ ール、ニコモール、イコサペント酸エチル、エゼチミ ド、コレステミド、ロスバスタチン、ピタバスタチ ン、アトルバスタチン、プラバスタチン、デキス ラン、トコフェロール、フェブキソスタット	処方箋医薬品	トコフェロール:Unscheduled 上記以外:Schedule1 ただし、プロブコール、ニコモール、コレステミド、デキス ラン カナダに存在せず
痛風治療剤	コルヒチン、プロベネシド、ベンズブロマロン、ア ロプリノール	処方箋医薬品	Schedule1 ただし、プロベネシド、ベンズブロマロン カナダに存在せ ず
	クエン酸カリウム/クエン酸ナトリウム	薬局指示薬	注射等非経口剤 Schedule2
骨代謝疾患用剤 (カルシウム 剤除 く)	アルファカルシドール、メナテトレノン、エチドロ ン酸、アレンドロン酸、リセドロン酸、エストリオ ール、ラロキシフェン、パゼドキシフェン、メテノ ン、エルカトニン、デノスマブ	処方箋医薬品	Schedule1 ただし、メナテトレノン、メテノロン、エルカトニン、カナダに 存在せず
胃粘膜保護剤	テブレノン	処方箋医薬品	カナダに存在せず

別紙 4

研究成果の刊行に関する一覧表レイアウト（参考）

書籍

著者氏名	論文タイトル名	書籍全体の 編集者名	書 籍 名	出版社名	出版地	出版年	ページ
該当なし							

雑誌

発表者氏名	論文タイトル名	発表誌名	巻号	ページ	出版年
該当なし					